ISBN978-4-87498-533-5
C0036 ¥2000E

定価：本体2000円＋税

784874985335
920036020003

EARBOOK
013

軍縮・平和
と自治体のために
法人ピースデポ

記事】
を飼い馴らす－北東アジアにおける核抑止力
（アラン・ウェア、イ・キホ、梅林宏道）
問題」をどう解決するか?（吉田 遼）
鏗（アイラ・ヘルファンド）
と自治体にできること】
キーワード】
、ミサイル防衛、米軍、自衛隊、自治体
一次資料】【22のデータシート】

イアブック
核軍縮・平和
2013
市民と自治体のために
NPO法人ピースデポ

YEARBOOK
2013
イアブック
市民と自治体のために

核軍縮・平和

監修●梅林宏道

特集
北東アジアにおける平和の枠組み

NPO法人ピースデポ
発売元 高文研

YEARBOOK

核軍縮 平和イアブック 2013

市民と自治体のために



3回目の核兵器の人道的影響に関する共同声明が発表された日、在ジュネーブ日本政府代表部の前で日本の声明拒否に対する抗議行動を行う世界の活動家(13年4月24日、ジュネーブ。出典:核兵器廃絶日本NGO連絡会)。(資料3-3に声明の全訳)。



国際会議「核実験禁止から核のない世界へ」。カザフスタン大統領の主導で核実験反対オンライン署名運動「ATOMプロジェクト」が発足(12年8月29日、アスタナ)。



「ATOMプロジェクト」名誉大使となった、旧セミパラチンスク核実験場による被害者、カリプベク・クユコフさん(出典:BANg(核兵器廃絶世代))。

根付いていく「核兵器の非人道性」

国際社会の多様なアクターにより、

核軍縮議論に根付いていく「核兵器の非人道性」



「核兵器の人道的影響に関する国際会議」会場入口の正面で、入場者に約30か国の言葉で感謝を伝える「BANg(核兵器廃絶世代)」の活動家32人(13年3月4日、オスロ)。

会議の立役者、ノルウェーのエスペン・バルト・アイデ外相(13年3月4日、オスロ)。

オスロで開かれた「核兵器の人道的影響に関する国際会議」

(2013年3月4~5日、ノルウェー政府主催)



会議の閉幕直後、政府代表に向けて「会議で話し合ったことを行動に移してください」とメッセージを伝えるドイツの活動家(13年3月5日、オスロ)。



閉幕直後、会議の成功を歓迎し、声を上げている、日本被団協の田中照巳さん(右)とピースボートのメリ・ジョイスさん(左)(13年3月5日、オスロ)。



参加者に折り鶴の折り方や由来を教えているルーマニアの活動家。ICAN市民社会フォーラムのマーケットプレイスで(13年3月3日、オスロ)。

(出典:BANg)

発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2013―市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障の動向を、市民や自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。年鑑として、2012年1月1日から同年12月31日をカバーすることを基本としているが、この期間後で2013年5月3日までに関連する重要な出来事が起こった場合は最小限の補足を行った。特にデータシートでは、日付を付記して、最新情報を補足している。

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終文書に、核兵器禁止条約への留意や国際人道法の遵守が初めて盛り込まれてから3年強が過ぎた。しかし核抑止に固執する核兵器国の姿勢により、核軍縮は停滞し、核ゼロの世界への道筋は見えていない。その閉塞を打開すべく核兵器の非人道性を訴え、核兵器の不使用を求める共同声明への賛同が広がりを見せている。本書編集中の国連総会において4回目の声明が提出され、賛同は国連加盟国の3分の2に達し、日本政府も初めて賛同した。これは、日本が、核抑止に依存しない安全保障へと政策転換するまたとない好機である。平和と核軍縮を前進させるためには、市民・自治体が、このような時代の流れを意識しつつ、世界の現状や動向を正確に読み取る必要がある。本書は、その一助になればとの思いから、ピースデポの力を傾注して製作されている。

世界における核軍縮の趨勢を理解していただくために冒頭に「概観」、そして「北東アジアにおける核抑止力」、「尖閣問題」、「核の飢饉」の3つの特別記事を掲載した。過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、見開きページでの解説を柱とした。キーワードAは、「北東アジアにおける平和の枠組み」に関する特集記事とした。資料2には、「北東アジア非核兵器地帯に向けた提案」をはじめ、特集に対応したものを多く集約した。キーワードに関係するデータは「データシート」「用語の説明」として整理した。製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることを第一とし、必要な出典を注記し、後半部に主要な資料とその原典URLを収め、巻末には索引を設けた。

奥付に列記した人々で構成する「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集(編集長:湯浅一郎)と製作を担った。監修は従来と同様、梅林宏道が行っている。執筆・製作にあたり一部の分野では専門家に、また多くのボランティアの方々に助けていただいた。関係したすべての方々に厚くお礼申し上げる。なお、編集部の事情により出版が遅れ、ご不便をおかけしたことを深くお詫びしたい。

本書が、最新で、正確な情報の発信源として信頼され活用されていることに感謝しつつ、多くの市民、自治体の皆さまにより親しまれ、活用していただけることを願っている。忌憚のないご意見、ご批判を是非ともおよせいただきたい。

2013年11月

ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　湯浅 一郎

「イアブック 核軍縮・平和 2013」発刊によせて



イアブック『核軍縮・平和 2013』の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

1984(昭和59)年に結成された本協議会は、平和を希求し、核兵器のない世界を目指した自治体がお互いに連携し輪を広げ、2013(平成25)年8月5日に設立30周年を迎えました。2013(平成25)年4月1日現在、国内の1,789自治体の87.5パーセントにあたる1,566自治体が非核・平和宣言を実施し、このうちの289自治体が本協議会に加入しており、世界平和実現のために努力することを誓っています。

2009年4月、アメリカのオバマ大統領は、チェコのプラハで「核なき世界」を目指すと演説し、今年6月には、ドイツのベルリンで具体的な核軍縮の方針を明らかにしました。大統領が核兵器廃絶にむけて決意表明したことを歓迎するとともに、市民社会からも核兵器廃絶の流れを確実で、力強いものにしていかなければならないと考えています。

一方、私たちが暮らす北東アジアでは北朝鮮の核問題を抱えており、中東地域と同じく国際社会が取り組むべき急務の課題となっております。本協議会では被爆国の自治体として、核兵器廃絶に向けた方策の一つである「北東アジア非核兵器地帯」の創設に取り組んできました。今年6月には岸田外務大臣に北東アジア非核兵器地帯創設に向けて努力するよう直接訴えたほか、ピースデポの皆さまと協力し「北東アジアの非核兵器地帯化を支持する声明」への自治体首長409名の賛同リストを日本政府に提出したところです。さらには例年同様、長崎平和宣言でも訴えております。

私たちは地域住民の安全を守ることが自治体の責務であるという視点から、平和な地域社会を築いていくために、研修等を通して核兵器を巡る国際情勢や、平和行政への取り組みについて理解を深めてきました。本書は、最新の世界の現状や動向を読み取るために「キーワード」ごとに関係する資料やデータ、用語解説などがわかりやすく整理されており、本協議会では、毎年、会員自治体全てに配布し、職員の方々に貴重な資料として大いに活用していただいております。

最後に、イアブック『核軍縮・平和 2013』の発刊の刊行委員会の皆さまのご尽力に心から敬意を表しますとともに、特定非営利活動法人ピースデポのますますのご発展を祈念いたします。

2013年11月
日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長　田上富久

＜目次＞

●発刊にあたって　刊行委員会代表　湯浅一郎
●イアブック「核軍縮・平和2013」発刊によせて
日本非核宣言自治体協議会会長　田上富久 長崎市長

第1章　核軍縮：2012年の概観(2012年1月～12月)
核廃絶への議論の枠組み：創出に向けた動き始まる　梅林宏道　12

第2章　特別記事
1．ゴジラを飼い馴らす―北東アジアにおける核抑止力
アラン・ウェア、イ・キホ、梅林宏道　18
2．「尖閣問題」をどう解決するか？
―「住民基軸の論理」で平和秩序の構築を目指せ　吉田 遼　25
3．核の飢饉：10億人の危機
― 限定的核戦争による農業、食料供給、および人の栄養摂取へのグローバルな影響　アイラ・ヘルファンド　33

第3章　核軍縮・平和：2012年のキーワード
A. 特集：北東アジアにおける平和の枠組み
A1. 北朝鮮(DPRK)、金正恩新体制で初の米朝合意　48
A2. 北朝鮮(DPRK)、長距離ミサイル技術を向上か？　50
★データシート1：北東アジア情勢を考えるための周辺地図　52
A3. 中国の軍近代化に日米が過剰な軍事対抗　54
A4. 米軍の「アジア太平洋重視」、見えない全体像　56
★データシート2：再編実施のための日米ロードマップ　58
★データシート3：アジア太平洋における米軍再編マップ　60
A5. 米国の新国防戦略指針―軍事費削減で同盟国の負担増大　62
A6. 日本、北「衛星発射」をMD(ミサイル防衛)の合理化に利用　64
★データシート4：日本のミサイル防衛関連施設・部隊　66
A7. 官民で強まる対北朝鮮排外主義―教育現場にも波及　68
A8. 北東アジア非核兵器地帯―自治体、国会議員に拡がる支持　70
★データシート5：北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名　72
A9. 北東アジア非核兵器地帯の「ハルペリン提案」へ共感広がる　78

B. 核軍縮・不拡散外交
B1. 非人道性と中東問題が焦点―NPT(核不拡散条約)再検討第2回準備委　80
B2. 米核政策「大統領指令」への関心が続く　82
B3. 中東非WMD(大量破壊兵器)地帯会議、2012年中に開催できず　84
★データシート6：世界に広がる非核の傘　86

B4. 「核兵器の不使用」共同声明に賛同広がる 90
B5. OEWG(国連公開作業部会)の設立を決めたオーストリア決議 92
★データシート7:第67回国連総会決議投票結果 94
B6. NPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)、核軍縮報告の標準様式案を提案 98
B7. ソウル核保安サミット、履行の頼みは「各国の努力」 100
B8. 任期末のイラン政権に制裁強化が強まる 102
★データシート8:CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況 104

C. 各国の核・安保政策
C1. 米国、新型核実験を年4回実施―未臨界核実験も依然継続 106
★データシート9:米国のZマシン核実験及び未臨界核実験 107
C2. 米核兵器予算、軍事費削減でも続く増額 108
C3. 米軍事費も「強制削減」される 110
C4. NATO、核兵器を中核とする「防衛・抑止態勢見直し」策定 112
C5. ロシア、核戦力近代化を継続 114
C6. 中国、核戦力の近代化を推進―先行不使用政策は継続 116
★データシート10:地球上の核弾頭全データ 118
C7. 非核スコットランド―2014年に独立住民投票 128
C8. 米・NZ、防衛協力拡大を宣言―「抑止力」には言及せず 130
C9. 武器貿易条約(ATT)、年内採択できず「最終会議」へ 132

D. 日本の核・安保政策
D1. 国連「日本決議」、支持拡大するも新味なし 134
D2. 原子力利用目的に「安全保障」―思慮を欠く「基本法」改訂 136
D3. 日米「2プラス2」合意、依然として辺野古に固執 138
D4. 在沖海兵隊と普天間―米国内議論には広い選択肢 140
D5. オスプレイ、普天間へ配備 142
★データシート11: オスプレイの機体情報と運用計画 144
D6. 多発する米兵犯罪―求められる地位協定改定 146
★データシート12:国内の基地騒音訴訟一覧 148
★データシート13:思いやり予算の動向 150
D7. 原子力艦の事故が続く中、空母GWが初の日米韓合同演習 152
★データシート14:横須賀母港米艦船の変遷 154
★データシート15:原子力艦の寄港状況 156
★データシート16:民間港への米軍艦入港状況 159
D8. 核燃料サイクル「見直し」の気運―政権再交代で逆流か 160
D9. 第2次安倍政権、「改憲」意図を鮮明に 162

E. 自治体とNGO
E1. 「非核協」、北東アジアの非核地帯化を政府に要請 164
E2. 平和市長会議、国内外で取り組み拡充 166
E3. PNND(核軍縮・不拡散議員連盟)、カザフスタン政府とフォーラム共催 168
E4. 「核兵器廃絶」特化の研究センター、長崎に誕生 170
E5. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」が発足 172
E6. 非核特使、イスラエルで初の被爆者証言 174
E7. オスプレイ配備と低空飛行に全国の自治体がNO 176
E8. DU(劣化ウラン)兵器国連決議、使用へ「予防原則」に基く対処求める 178
E9. 遺棄毒ガス事件訴訟、請求棄却の判決続く 180
★データシート17:米軍機・艦船による事故 182
★データシート18:米軍人による刑法犯検挙状況 183
★データシート19:自衛隊機・艦船の事故 183

F. 核軍縮日誌(2012年1月1日～12月31日) 188

第4章 市民と自治体にできること
■市民と自治体にできる9つのこと 196
★データシート20:非核宣言自治体の現状 206
★データシート21:日本国内の「平和市長会議」加盟自治体 210
★データシート22:非核宣言自治体の活動と事業 216
◇用語の説明 218
◇略語集 221
◇資料
1. 基礎資料
1－1 核不拡散条約(NPT) 第4条1、第6条 226
1－2 国連憲章第7章 第39～42条、第51条 226
1－3 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(1996年7月8日) 227
1－4 95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日) 228
1－5 国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(99年4月30日) 229
1－6 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) 234
1－7 2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日) 236
1－8 キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日) 247
1－9 潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日) 250
1－10 オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日) 252
1－11 米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日) 254
1－12 日本国憲法 前文、第9条(47年5月3日施行) 265
1－13 日米安全保障条約 第5条、第6条(60年6月23日発効) 266
1－14 日本の核基本政策(68年1月30日) 266
1－15 日朝平壌宣言(02年9月17日) 267
1－16 朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(92年2月19日) 268
1－17 9.19「6か国協議共同声明」(05年9月19日) 268

1－18　核兵器・核軍縮年表（1945年～2012年）　270

2.特集資料：北東アジアにおける平和の枠組み
2－1　米朝2国間協議同時発表（12年2月29日）　272
2－2　北朝鮮衛星発射への安保理議長声明（12年4月16日）　273
2－3　北朝鮮外務省声明（12年4月17日）　275
2－4　国連安保理北朝鮮制裁決議1874（09年6月12日）　276
2－5　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」（12年1月5日）　278
2－6　第3次アーミテージ報告（12年8月）　280
2－7　パネッタ米国防長官演説（12年6月2日）　283
2－8　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁（12年4月5日）　286
2－9　PNND日本・北東アジア非核兵器地帯WT趣意書（12年5月17日）　287
2－10　PNND日本WT・北東アジア非核兵器地帯条約・骨子案（12年8月）　287
2－11　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン提案（11年12月19日）　290

3.その他の資料
3－1　核軍縮の人道的側面に関する16か国共同声明（12年5月2日）　293
3－2　核軍縮の人道的側面に関する35か国共同声明（12年10月22日）　295
3－3　核兵器の人道的影響に関する80か国共同声明（13年4月24日）　297
3－4　中東会議に関するファシリテーター報告（12年5月8日）　299
3－5　第67回国連総会・オーストリアなどの決議（12年12月3日）　301
3－6　第67回国連総会・新アジェンダ連合決議（12年12月3日）　302
3－7　第67回国連総会・日本決議（12年12月3日）　304
3－8　NPDI 核軍縮報告の「標準様式案」の提案（12年4月20日）　307
3－9　NPDI 第3回外相会合共同声明（11年9月21日）　310
3－10　NATO「抑止・防衛態勢見直し」（12年5月20日）　311
3－11　米NZ防衛協力に関するワシントン宣言（12年6月19日）　313
3－12　原子力規制委員会設置法の中に基本法の改悪（12年6月20日）　316
3－13　自民党憲法改正草案（前文、第9～13条、第25条）（12年4月27日）　316
3－14　モデル北東アジア非核兵器地帯条約（案）（草案5）（08年12月13日）　320
3－15　広島・長崎の2012年平和宣言（12年8月6日・9日）　328

◇索引　332

データシート一覧

1. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図　52
2. 再編実施のための日米ロードマップ　58
3. アジア太平洋における米軍再編マップ　60
4. 日本のミサイル防衛関連施設・部隊　66
5. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名　72
6. 世界に広がる非核の傘　86
7. 第67回国連総会決議投票結果　94
8. CTBT（包括的核実験禁止条約）の署名・批准状況　104
9. 米国のZマシン核実験及び未臨界核実験　107
10. 地球上の核弾頭全データ　118
11. オスプレイの機体情報と運用計画　144
12. 国内の基地騒音訴訟一覧　148
13. 思いやり予算の動向　150
14. 横須賀母港米艦船の変遷　154
15. 原子力艦の寄港状況　156
16. 民間港への米軍艦入港状況　159
17. 米軍機・艦船による事故　182
18. 米軍人による刑法犯検挙状況　183
19. 自衛隊機・艦船の事故　183
20. 非核宣言自治体の現状　206
21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体　210
22. 非核宣言自治体の活動と事業　216

執筆者紹介（五十音順）

梅林宏道　長崎大学核兵器廃絶研究センター長、ピースデポ特別顧問
嘉指信雄　ウラン兵器禁止を求める国際連合（ICBUW）ヒロシマ・オフィス代表
川崎　哲　ピースボート共同代表
金マリア　ピースデポ・スタッフ
田巻一彦　ピースデポ副代表
塚田晋一郎　ピースデポ事務局長代行
中村桂子　長崎大学核兵器廃絶研究センター准教授
林　公則　都留文科大学非常勤講師
山口　響　ピースデポ研究員
湯浅一郎　ピースデポ代表
吉田　遼　ピースデポ研究員、NPO法人セイピースプロジェクト

第1章

核軍縮 2012年の概観

「2010年合意」履行の停滞

米国の選挙事情が、2012年の核軍縮停滞をもたらした実際的な理由の一つであったことは間違いないが、問題の本質は、もちろん米国世論を捉え続けている核兵器信奉にある。その世論を背景に、核兵器の維持と近代化の両方を睨んだ核兵器インフラの整備が継続した。2012年中に、超高エネルギーのパルスX線を用いて核爆発時に似た条件下におけるプルトニウムの挙動を調べる「Zマシン」核実験が4回、旧ネバダ核実験場(現「ネバダ国家安全保障施設」)における竪穴施設を用いた未臨界核実験が1回(実験名「ポルックス」)行われた(**データシート9**)。米国は新型核兵器の開発はしないと明言しているが、B61型爆弾の新しいモデルB61-12は新しい軍事能力を有することが米国の専門家によって2012年7月に明らかにされた。

ロシアにおいても核兵器近代化の動きは変わらない。新型戦略原子力潜水艦(ボレイ級)の1号艦の就役が間近である。中国は、旧式弾道弾を退役させながら、米国に到達する大陸間弾道弾の数を徐々に増やしている。

さらに、2012年に特筆すべきことは、NATO(北大西洋条約機構)が米国のNPRに対応する新しい核戦略文書を採択したことであろう。12年5月20～21日、シカゴで開かれたNATOサミットにおいて採択された「防衛・抑止態勢見直し」(DDPR)(**関連キーワードC4、資料3-10**)がそれである。期待に反して、核軍縮、とりわけ現在世界で唯一行われている核兵器の保有国領土外への配備である欧州戦術核の撤去問題に関して、何ら新しい決断が示されなかった。それどころか、「核兵器はNATOの抑止・防衛能力全体の中核的要素」、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」との基本的立場を確認した。

このような核兵器国の核兵器への変わらぬ固執は、2010年NPT再検討会議の合意文書の履行を危ういものにしている。具体的には、核兵器国は2014年準備委員会において、「あらゆる種類の核兵器の総体的削減」「場所を問わない核兵器の問題への対処」「安全保障上のあらゆる政策における核兵器の役割の低減」などの課題の履行状況を報告する義務を負っている(行動5)。上述のような2012年の実績はこの報告内容が空疎なものにならざるを得ないことを予告している。

議論の場の創出への挑戦

2012年、ジュネーブ軍縮会議(CD)も16年の停滞を打ち破ることができなかった。このような状況の厚い壁をいかに打ち破るか。国家レベルにおいて2012年に3つの積極的な動きが顕在化した。そこに共通するのは、NPT再検討会議だけでは不十分であり、その外側にも、核兵器廃絶について真剣に議論する場を創出しなければならないという切迫した問題意識だと言えるであろう。

(1)核兵器の非人道的影響の焦点化
(2)国連総会による核軍縮に関する公開作業部会の設置
(3)国連総会における核軍縮に関するハイレベル会合の開催

第一の努力は、NPT再検討準備委員会における16か国の「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」の形をとってまず表面化した(5月2日)。リードしたのはスイス、ノルウェー、オーストリアなどであった。声明は広島、長崎を例に引くとともに、核の飢餓を警告し、核兵器は「いかなる状況の下においても二度と使用され」てはならない、すべての国は「核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を実現するための努力」をすべきであると訴えた。また、声明に関連して、ノルウェーは2013年に「核兵器の非人道的影響」に関する国際会議を主催する意向を表明した。この声明は、秋の国連総会第一委員会には、35か国声明(10月22日)に拡大した(**資料3-1,2**)。

非人道性に関する声明と並行して、NGO「アイ・キャン(ICAN)」は有志国家とNGOによって、何らかの核兵器禁止条約の交渉テーブルを作ろうと試みるキャンペーンを開始した。対人地雷やクラスター弾の禁止条約と同様なプロセスを模索するものである。しかし、従来から追求されてきた包括的な核兵器禁止条約との関係は未整理であった。

第二の核軍縮に関する国連公開作業部会(OEWG)の設置は、2012年国連総会決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/RES/67/56)によって2013年に開催することが決定した(**関連キーワードB5、資料3-5**)。これをリードしたのはオーストリア、メキシコ、ノルウェー3か国であり、134か国が賛成し、反対したのは中国を除く4核兵器国(米、ロ、仏、英)のみであった。OEWGはジュネーブで最大15日のワーキングデイを会期として開催され、次回総会に作業報告書を提出することになる。

OEWGは、気候変動や武器貿易などの問題を扱う国連プロセスで広く行われてきた会議形態であり、NGOが重要な役割を果たす。それが、初めて核軍縮問題で始まることの意義は極めて大きい。

第三のハイレベル会合は、国連総会決議「核軍縮に関する総会ハイレベル会合」(A/RES/67/39)によって、2013年9月26日の開催が決定された。これを推進したのは非同盟運動諸国であり、インドネシアが代表する。決議に反対国はなく米、仏、英、イスラエルの4か国が棄権した。具体的な成果を生むことよりも、現状打破のための議論の活性化を狙った挑戦である。

悪化する中東と北東アジア情勢

2010年NPT再検討会議の合意であった2012年中の中東非核・非大量破壊兵器地帯に関する関係国会議の開催は、ついに実現しなかった(**関連キーワードB3、資料3-4**)。開催不可能との決断に至った経過の詳細は明らかではないが、12年11月23日に主催国の一つである米国の国務省報道官の発表によって明らかにされた。エジプト、イラン、シリア、イスラエルなど困難な情勢が続く中での挫折である。

2012年、DPRK(北朝鮮)問題は大きく揺れ動いた(**関連キーワードA1〜9、資料2-1〜11**)。金正恩体制に移行したDPRKは米朝協議を継続し、2月29日に米朝が合意に達したと発表。DPRKは6か国協議の9・19声明を再確認、IAEAの寧辺での監視復帰を受け入れる準備を開始した。しかし、4月13日の人工衛星打ち上げ(失敗)と、それを非難した国連安保理議長声明にDPRKは強く反発し、2月の米朝合意の破棄を宣言した。12月12日にDPRKは再度人工衛星打ち上げに挑戦し、今度は軌道投入に成功した。これに対して国連安保理は制裁決議を準備しており、金正恩体制下のDPRK核問題は再び緊張のサイクルに突入しようとしている。

一方で、2011年末にモートン・ハルペリン元米大統領顧問が提案した北東アジア非核兵器地帯の設立を含む「北東アジアにおける包括的安全保障協定」の構想は、新しい議論の輪を広げ始めた(**関連キーワードA9、資料2-11**)。12年4月に発足した長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)がこの提案の発展に取り組み、国際的な関心を集めつつある。

(本論に述べられた見解は、筆者個人のものであり、所属する機関を代表するものではありません。)

第2章

特別記事

1. ゴジラを飼い馴らす
—北東アジアにおける核抑止力
アラン・ウェア、イ・キホ、梅林宏道

2.「尖閣問題」をどう解決するか？
—「住民基軸の論理」で平和秩序の構築を目指せ
吉田 遼

3. 核の飢饉：10億人の危機
限定的核戦争による農業、食料供給、および人の栄養摂取へのグローバルな影響
アイラ・ヘルファンド

特別記事
1

ゴジラを飼い馴らす
―北東アジアにおける核抑止力*

アラン・ウェア
イ・キホ
梅林宏道



アラン・ウェア
ニュージーランド(アオテアロア)出身。核廃絶フォーラム創始者、核軍縮・不拡散議員連盟グローバル・コーディネーター、世界未来協議会メンバー、国際反核法律家協会顧問、2009年ライト・ライブリフッド賞受賞。



イ・キホ(李 起豪)
NGO「ノーチラス」常任理事。核軍縮・不拡散議員連盟・韓国コーディネーター、韓国平和フォーラム事務総長を歴任。1999年までの10年間、韓国クリスチャン・アカデミーで勤務し、韓国の政治的変革と平和をめざす世界的なネットワークを中心に研究した。



梅林 宏道
長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)センター長、ピースデポ設立者・前代表、核軍縮・不拡散連盟・東アジアコーディネーター。『核兵器・核実験モニター』誌主筆、イアブック『核軍縮・平和』監修者。2008年日本平和学会平和賞受賞。

放射能による突然変異で生まれた巨大怪獣ゴジラは、1954年、日本のSF映画に初めて登場し、核兵器の危険性について象徴的な警鐘を鳴らすものとして日本中を震撼させた。その時以来、ゴジラは28を超す映画や数多くのビデオゲーム、小説、漫画、テレビドラマに登場してきた。

ゴジラと同じように、核兵器も様々な姿で登場し続けており、北東アジアの人々と国々の安全にとっての脅威となっている。

欧米では、北東アジアにおける脅威として最も広く喧伝されているのは依然として北朝鮮(DPRK)である。これは、2003年に北朝鮮が核不拡散条約から脱退し、2006年、2009年、2013年に核実験を行い、核弾頭を搭載しうる大陸間弾道ミサイルの実験を行ったことによる。しかも、そのうち直近の事例として、2012年12月には人工衛星の打ち上げに成功している。

特に欧米のメディアは、北朝鮮政権の独裁的性格、時折発生する韓国との軍事的小競り合い、米国、そして北朝鮮の言うところの「米国の傀儡である韓国と日本の政府」に対する辛辣な公式声明の頻繁な発表などに焦点を当てて報じている。A・Q・カーンが構築した核闇市場ネットワークで協力関係にあることの証拠も、北朝鮮のもたらす脅威を示唆するものとして取り上げられている。「ニューヨーク・タイムズ」のニコラス・D・クリストフは、「北朝鮮の状況が悪化する中、キューバ危機以来の最大の核の危険がすぐそこまで迫っている」とまで述べている。

北朝鮮の脅威に地域全体で取り組む

一方、北朝鮮の核抑止政策は、米国、日本、韓国からの脅威とみられるものに対する論理的反応と見ることができる。北朝鮮は1950～53年の朝鮮戦争を正式に終わらせる平和条約の締結を繰り返し要求してきたが、これは一貫して拒否されたままである。米国、日本、韓国は、北朝鮮に対する核の先行使用という選択肢を排除することを拒んでいる。歴代の米国政権は、北朝鮮を「ならず者」国家と呼んできたし、「レジーム・チェンジ(体制変更)」を論議してきた。北朝鮮周辺でのチームスピリットやキーリゾルブという名の共同軍事演習の実施は、北朝鮮から見れば、「北方への侵略をめざす戦争ゲーム」である。

この地域における様々な核の脅威や安全保障問題及びその認識と核政策の相互関係を考えると、武力を行使しないことによる安全保障を強化し、核武装国とその同盟国にとっての核兵器の役割を縮小させる全地域的なアプローチの必要性が浮かび上がる。ただ一つの国の核の脅威に焦点を当てるアプローチ(北朝鮮の核武装プログラムを変更させる狙いをもった当初の6か国協議の

プロセスなど)は非現実的であることがすでに明らかになっている。

長崎大学核兵器廃絶研究センターは、北東アジア地域の核の脅威に対処する包括的戦略を提唱している。この計画の眼目は、北東アジア非核兵器地帯(NWFZ)の創設にある。条約草案は、かつて民主党の核軍縮促進議員連盟会長であり、後に外務大臣となった岡田克也氏が2008年に発表した。それ以来この提案は、日本と韓国の様々な学術会議や国会議員の会合で議題とされてきた。

<スリー・プラス・スリー>非核兵器地帯案

この条約草案では、「スリー・プラス・スリー方式」に基づいて、北朝鮮が核兵器を放棄して調印する義務を負うこと、ただし一方的にそうするわけではないことが提案されている。同条約の下、他の5か国(韓国、日本、ロシア、中国、米国)も、それぞれの安全保障原則の中での核兵器の役割を次のように縮小することが義務付けられることになる。

・日本と韓国は、自国領土内への核兵器の持ち込みを許さず、米国に日韓を「防衛」する目的で核兵器によって北朝鮮を威嚇させないことを誓約する。

・米国、中国、ロシアは、日本、韓国、あるいは北朝鮮の領土に核兵器を配備しないことを誓約する。

・米国、中国、ロシアは、日本、韓国、北朝鮮に対して核兵器を使用も使用の威嚇もしないと誓約する。

この提案は、「ウィン・ウィン・ウィン・ウィン」アプローチを提供して、この地域の全国家の安全保障を強化する。すなわち、北朝鮮はとりわけ米国から核兵器によって攻撃されないとの拘束力ある保証を受け取り、日本と韓国は、とりわけ中国とロシアから核兵器によって攻撃されないとの拘束力ある保証を受け取る。したがってこの提案は、北朝鮮に対して核兵器能力を諦めるよう説得する最も現実的なアプローチとなる。中国、ロシア、米国の間の緊張は、各国のドクトリンにおける核兵器の役割を低下させることによって緩和されるであろう。さらに、核の脅威が消滅するなら、南シナ海と東シナ海の島々を巡る地域的緊張も緩和されるだろう。

この提案は、南極圏、中南米、カリブ海、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジアなど、他の地域での非核兵器地帯の確立から導き出されたものである。にもかかわらず、この提案は北東アジア固有の安全保障環境に対処するよう設計されている。

すでに同提案は政治家たちや市民社会から相当な支持を得ている。日本と韓国の93人の議員は、北東アジア非核兵器地帯の創設を支持する、「北東アジアの非核化のための日韓国会議員の共同声明」に名を連ねている。署名者には、元外務大臣を含む両政府高官経験者や両国与野党の有力議員が含まれている。日本では、400を超える地方自治体の首長が北東アジアに非核兵器地帯を創設しようとする声明を支持している。

核の傘は「不必要」になる

この提案では、いくつかの問題が未解決のままになっている。すなわち、このような合意の成立には、日本と韓国の安全保障政策において核兵器の役割の完全な法的廃止が必須なのかどうか、あるいは、抑制された形の拡大核抑止であれば容認されるのか、などの問題である。

岡田氏が配付した条約草案では「(地帯内国家は)自国の安全保障政策のすべての側面において、核爆発装置に依存することを完全に排除する」と提案されている。

日本と韓国が、安全保障、とりわけ、核武装国である中国とロシアからの安全上の脅威に関連して拡大核抑止(核の傘)に依存している以上、このようなアプローチは非現実的であると論じる者もいる。これら論者は、条約が拡大核抑止を完全に排除するなら日本も韓国も、条約締結に応じないだろうと主張する。

この指摘には疑問の余地がある。提案された条約草案では、名前の挙がっている3つの核武装国(中国、ロシア、米国)が地帯内の3か国(日本、韓国、北朝鮮)のいずれに対しても核兵器の使用も威嚇も行わないと保証する条約の条項を批准して初めて発効すると定めている。スリー・プラス・スリー非核兵器地帯条約の下では、日本と韓国は、中国とロシアを抑止する上で、もはや米国の核の傘による抑止力を「必要としなく」なるだろう。

オーストラリアが米国との同盟関係を保ったままで南太平洋非核兵器地帯条約(SPNFZ)の加盟国となったことは、柔軟性が確保されれば、核武装国と直接的に対決することなく交渉を成功に導き政策の規範的変更をもたらすことができることを示している。オーストラリアは、SPNFZ条約における核抑止力の廃止には同意することができなかった。公式には、オーストラリアは現在も米国の核の傘の下にとどまっている。それでも、中国とロシアはオーストラリアがSPNFZ条約加盟国となったことを、この地域における米国の拡大核抑止の役割が低下したしるしであると認識している。それゆえ両国はこの地域の条約加盟国に対して核兵器を使用せず威嚇もしないとの条約を批准したのである。

拡大核抑止に執着する日本と韓国の現在の政策は、健全な外交と政治的指導力によって近い将来段階的に消滅する、非常に現実的な可能性があると主張する論者がいる。たとえば、ジェフリー・ルイスは、日米の拡大核抑止の枠組みは、北東アジアの同盟国が直面する軍事的脅威に対応して核の力を動員するとの米国側の裏付けのある約束を伴わない煙幕に過ぎないと論じている。ルイスによれば、米国は、実際に核エスカレーションのリスクを冒すよりは通常兵器に依存して拡大抑止力を維持しようとしている。

一方、ピーター・ヘイズは次のように論じている。日本と韓国の政策立案者は、北朝鮮に核兵器を持たせない取組みにおいては、拡大核抑止力は非生産的であり、非核戦力のみに依存するという戦略の方が効果的かもしれないということを理解し始めている。ヘイズはさらに進んで、北朝鮮の核政策は、第一義的には拡大核抑止に対する対応なのではなく、むしろ、米国による核攻撃の直接的脅威があるとの認識に関わるものであると述べている。したがって、北朝鮮が北東アジア非核兵器地帯条約への加盟に進むか否かは、米国側からの攻撃は行われないとの保証と、世界的な核廃絶に向けた歩みの前進にかかっている。

2008年、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は5項目の核軍縮計画を発表した。世界的核廃絶条約を通じて核兵器のない世界の実現を展望する計画である。この条約と並行して、非核地帯の増設を含む暫定措置についての交渉も行われることになるだろう。

「拡大抑止」廃棄を求める議員たち

上記の国連事務総長の提案は、160か国、10地域の議会を代表する列国議会同盟の満場一致の決議をはじめ、世界的な支持を得ている。この展望の実現を阻む主要な障壁は、拡大核抑止を含む核抑止力への執着が続いていることである。

このような状況の中で、2009年、拡大抑止の下にある国々の有力議員らが、この政策を段階的に消滅させることを求める文書を発表した。議員たちは、21世紀の主要な安全保障上の問題は非軍事的脅威であり、それらに対処するには、国際的に連携した非軍事的取組みが必要である、と主張した。安全保障上の脅威として上げられたのが、気候変動、貧困、病気の蔓延、資源の枯渇、金融危機などである。核抑止という挑発的アプローチは、これら安全保障上の必要を満たすための世界的連携を促すどころか、むしろそれを妨げる。

第2の論点として、議員たちは、依然として存続している軍事的脅威は、核以外の手段によるほうが、より効果的に対処できると主張した。内戦においては、核兵器は何の役にも立たない。また、核兵器はテロリズムを抑止することもできない。国境を越えた侵略は、核兵器の使用や威嚇によるより、国連の権威の下での集団的行動によったほうが、予防も対処もうまくできる。さらに、ならず者国家による核攻撃の脅威に対しては、国連としての集団的対応や必要なら軍事力を行使することによって最も上手く対処できる。

第3に、地域的安全保障は、核抑止力よりも安全保障メカニズムと互恵的な経済・貿易関係によるほうがより効果的に推進できる、と議員たちは述べた。国際的な安全保障メカニズムとは、国連安全保障理事会、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、様々な軍備管理・軍縮条約などである。欧州の地域的安全保障体制にはEU、欧州安全保障協力機構、欧州通常戦力条約、NATOパートナーシップ・プログラムなどがある。

これらの議論は、北東アジアの政治指導者を動かし、北東アジア非核兵器地帯の交渉開始に向かわせ、世界的核廃絶への支持を深めさせるだろう。そのことによって、核のゴジラはその醜い頭部をこの地域あるいは世界のいずれの場所においても再びもたげることを阻まれるだろう。政治指導者はあまりにもしばしば、時代遅れの安全保障の仕組み、軍国主義的イデオロギー、軍需産業の政治的利益などと「一心同体」となってきた。状況を前に進め、核のゴジラを過去のゴミ箱の中に葬り去るためには、おそらく市民社会からのさらなる圧力が必要になるだろう。

（原注）
※ 本稿は、Pacific Ecologist誌2013年夏号に掲載された記事に若干改稿したものである。

（編集部注）
※ 原文には引用文献に関する詳細な注がつけられているが、省略した。
※ 中見出しは編集部による。

出典：「核廃絶フォーラム」第2号（2013年4月） www.abolitionforum.org
訳：向井真澄、ピースデポ

特別記事 2

「尖閣問題」をどう解決するか？

―「住民基軸の論理」で平和秩序の構築を目指せ

吉田 遼
（ピースデポ研究員）



吉田 遼
NPO法人ピースデポ研究員。『核兵器・核実験モニター』編集委員。NPO法人セイピースプロジェクト。一橋大学社会学研究科総合社会科学専攻博士後期課程。専門は歴史学、国際政治学、安全保障論。沖縄基地問題と米軍再編に関する研究に従事。

尖閣問題の悪化と衝突の危険

尖閣諸島の領有権紛争が日中間の緊張を激化させている。石原慎太郎前東京都知事が12年4月に発表した尖閣諸島の3島（魚釣島、北小島、南小島）の買い取り方針と、これを受けて9月に日本政府が閣議決定した上記3島の国有化は、中国で強い反発を引き起こし、いわゆる「反日」デモが中国各地で起こった。以来、中国の海洋監視船が尖閣諸島周辺の海域（日本が接続海域としている海域）を連日航行する状態が断続的に続いている。軍事的対応を求める声も、日中両国で高まっている。

日本政府は尖閣諸島をめぐって「領土問題は存在し

ない」として中国の領有権の主張を黙殺する姿勢をとっているが、これは対立をエスカレートさせかねない。また、11年9月の中国漁船の海保艦艇衝突事件の際と同様に、今回も日本政府は尖閣諸島が「日米安保の対象となる」ことを米国に確認することに躍起になった。日米同盟への依存を深めれば、東アジアの紛争が解決するとでも錯覚しているかのようである。

だが、米国はもっとしたたかである。尖閣の領有権問題については「中立」を標榜する一方で、米軍再編と日米軍事一体化の推進に日中間の紛争を利用する姿勢を強めている。12年4月の日米安全保障協議委員会(2プラス2)[1]や同年8月に発表された日米同盟に関する「第3次アーミテージ・ナイ報告」[2]では、「南西諸島防衛」の重要性が繰り返し強調され、実際に「離島奪還」訓練を含む日米合同軍事演習が行われるようになっている。また、米海兵隊の垂直離着陸機MV-22オスプレイの普天間基地への配備強行に際しても、尖閣諸島をめぐる中国との紛争の可能性が正当化の論理として使われた。

私たちがいま直面しているのは、日米と中国との間の軍事的対立が深まる中で、一歩間違えれば尖閣をめぐる紛争が現実の物理的衝突に発展しかねない事態である。

領土紛争の危機にどう対処するか

この危機に対処するにあたって、まず何よりも重要なことは、紛争の平和的解決に関する日中間の合意を再確認し、これを出発点とすることである。78年に締結され批准された「日中平和友好条約」は、「すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する」としている(第1条)。

(1)常設ホットライン

その上で、現場における偶発的な紛争を予防するために、海洋当局や軍事当局間の常設ホットラインを開設することが必要である。広く東シナ海を視野に収めれば日中の軍事活動の活発化が緊張をもたらす状況があるため、尖閣諸島周辺での漁船や海洋当局の公船のせめぎ合いによる紛争への対処に加え、軍事当局も含めた偶発紛争の予防メカニズムが必要である。例えば、フォークランド(マルビナス)諸島をめぐる紛争を抱える英国とアルゼンチンは、82年に3か月にわたる武力紛争を経験したが、90年に国交を回復するにあたって、武力紛争の可能性を減少させるために「暫定相互情報・協議システム」を創設した[3]。両国の軍当局間の「直接通信線」設置、同諸島を含む区域における両国軍の海軍・空軍の移動や一定規模以上の演習に関する事前通告などを義務付けている。こうした先例を参考にしながら、東シナ海や尖閣諸島周辺の具体的な状況を勘案したシステムを構築する必要がある。現在進められている「日中防衛当局間の海上連絡メカニズム」の構築へ向けた協議[4]は、こうしたシステム構築の手がかりとなるだろう。

(2)主権問題の棚上げ

次に重要なのは、主権問題の「棚上げ」である。この点はすでに多くの論者によって指摘されているが、日中両国は国交正常化に際して、尖閣諸島の領有権問題について「棚上げ」することに合意している[5]。これは、双方が領有権の主張を留保しつつ主権問題を議題から外すことで、紛争の諸要素について実質的な合意を図ろうとする方法で、国際的にも前例が多い。武力紛争を回避し、平和的な地域秩序を構築する上では、支配領域を最大化し領域を確定しようとする近代国家の衝動を管理することが不可欠である。「棚上げ」という方法は、そのために有効な手段の一つであり、日中間でも積極的に位置づけるべきである。

(3)諸問題の個別協議

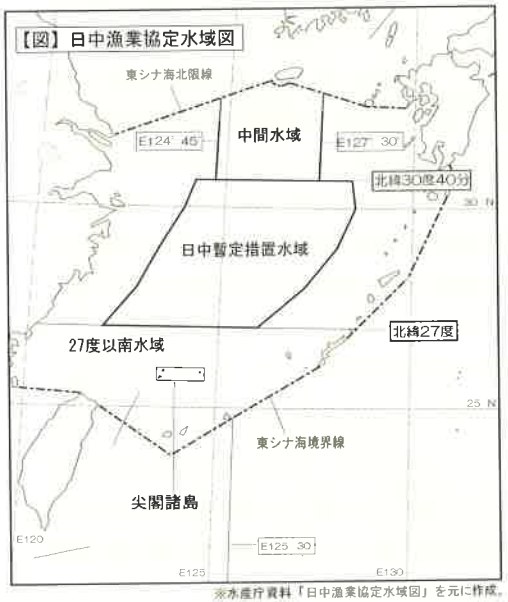
領域紛争を積極的に解決していくための方法としては、紛争の諸要素を分割して合意を目指す方法がある[6]。日中間では、東シナ海の排他的経済水域(EEZ)の境界線が確定していないが、それを前提として、漁業問題に関しては「日中漁業協定」(旧協定は75年締結、現協定は97年に署名、2000年6月に発効)が締結されている(これについては後述)。海底資源問題では、東シナ海ガス田の日中共同開発計画がある。だが、これらの枠組みや計画は領有権紛争の激化によって、事実上機能しなくなっている。日中両国が、主権問題の「棚上げ」合意に立脚して紛争の平和的解決へ向けた一貫性のある協議を行うことが必要

である。

こうした方向性を共有する提案としては、台湾の馬英九総統が12年8月に提案した「東シナ海の平和に関するイニシャチブ」がある。これは、紛争の平和的解決の前提に立ち、領土紛争の棚上げと「東シナ海行動基準」の策定や共同利益の追求を提案している[7]。

主権対立に阻害される住民利益

だが、東シナ海の紛争を平和的に解決するためには、国家だけに問題解決を委ねる枠組みでは限界があるであろう。現在の国際関係においては、領域紛争は主権を主張し行使する国家の「専管事項」とされている。一方、国家が引き起こす紛争によって、最も深刻な被害を受けるのは、紛争地周辺を生活圏とする地域住民である。市民社会の側に立って見るならば、領土問題の本当の「問題」性は、国家の主権行使をめぐる対立によって地域住民の生存が脅かされることにこそある。そうだとすれば、領土問題の解決を志向する上では、解決枠組みに「住民基軸の論理」をいかに組み込みうるのかを追求する必要がある。



※水産庁資料「日中漁業協定水域図」を元に作成。

ここでは、漁業問題に焦点を当てて考えてみたい。前述のように、日中間には東シナ海の漁業問題に対応する枠組みとして「日中漁業協定」があり、この協定に基づいて「日中漁業共同委員会」が設置されている。2000年発効の現協定が定める東シナ海の協定水域を**地図**に示す。日中はこの協定によって、「暫定措置水域」では資源管理を共同で行い、漁船の取り締まりについては双方が自国船に対して行うことになっている。尖閣諸島周辺の海域は「暫定措置水域」の南の海域であり、ここでは「既存の漁業秩序を維持する」ことが合意されている[8]。これは、日中双方が自国船のみを取り締まり、資源管理については日中漁業共同委員会での協議対象とすることを意味している[9]。

だが、尖閣諸島周辺の海域において、漁業資源管理や漁業秩序の定立は具体的に進んでいない。水産庁によれば、「尖閣諸島をめぐる問題などがあって、具体的にどうするという合意はできていない」という。尖閣諸島南方の海域は良好なマグロ漁場として知られ、八重山諸島を中心とする沖縄の漁船がマグロ延縄(はえなわ)漁業を行ってきた。台湾漁船も尖閣南方のマグロ漁場で延縄漁業を行っており、台湾北部の宜蘭(イーラン)県の漁民はこの海域を伝統的な漁場としてきた。中国漁船の操業実態は必ずしも明らかではないが、尖閣北方の海域では、中国の旋網(まきあみ)トロール船や虎網漁船が活動しているという[10]。沖縄や台湾、中国の漁民にとっては、まさに「生活圏」と言ってよい漁場である。国家間の領有権争いに影響されてこの海域の資源管理や漁業秩序のあり方が確立していないことは、地域住民にとっては重大な問題なのである[11]。

克服への模索――「竹島問題」の示唆

では、こうした問題を解決するために目指すべき方向性はどのようなものだろうか。ここでヒントを提供してくれるのは、竹島周辺を含む「西部日本海地域」の漁業問題をめぐる状況である。日韓の間にも「日韓漁業協定」が締結されており、これに基づく「日韓漁業共同委員会」が設置されている。だが、竹島をめぐる領有権紛争の影響を受けて、日韓漁業共同委員会の活動は実効性のあるものになっていない。国際関係史研究者の福原裕二氏によれば、日韓漁業共同委員会は「定期的あるいは随時行われる（はずの）政府間協議は、互いの主張を述べ合い、反駁し合うだけか、領土問題への波及を恐れて、政治的に微妙な問題として停滞するだけの実効性のないものとなっている」[12]。その一方で、暫定措置水域の操業秩序の維持や資源管理等をめぐっては、民間漁業者の協

議(日韓民間漁業者団体協議、日韓民間漁業者当事者間協議、日韓漁労長会議など)によって解決の努力が積み重ねられ、違法漁具の撤去や漁場の開放などで一定の成果を上げているという[13]。さらに、80年代以来、島根県や鳥取県も韓国の慶尚北道、慶尚南道との間で漁業問題に関する自治体レベルの対話と交流を行ってきている[14]。ここには、具体的な問題解決に自治体や地元関係者が関与することの有効性が示されている。だが、もちろんこうした自治体や関係当事者間の努力のみでは、根本的な問題解決には至りえない。こうした努力が国家間の協議とは全く別個の次元で行われてきたものであることに加え、自治体や当事者間の努力にも領有権争いが影を落とし、その進展を阻害していることが指摘できる[15]。

紛争解決に「住民基軸の論理」を

では、竹島問題をめぐるこうした教訓を踏まえて、尖閣問題の具体的な解決のための方策はどのように構想できるだろうか。何よりもまず、問題の具体的な解決を阻害しているのが国家間の領有権争いなのであるから、その「棚上げ」が必要不可欠の大前提となる。主権問題の「棚上げ」を全ての協議の出発点になる共有の原則とすべきである。その上で、具体的な問題解決は課題ごとの個別テーブルを通じた協議で追求する。紛争予防、漁業管理、海底資源開発、島嶼の活用と環境保護、歴史問題などが考えられるだろう。

そして最も重要な点は、具体的な問題解決のための協議枠組みを、日中台の政府レベルのみで構成するのではなく、沖縄、台湾、中国の関係自治体や漁業関係者も参加し、イニシャチブを発揮できる形で構想することである。自治体や関係当事者が、政府レベルと切り離された別次元で対話や協議を行うのではなく、各国政府とともに利害関係を持つアクターとして参加する協議枠組みとすることが肝要である。各国政府にとっては、自治体や関係当事者の問題解決力を活かすことができるメリットがあり、自治体や地域住民にとっては、領土問題によって「生活圏」の利益を阻害されてしまう事態を変革するプロセスに主体的に参加し、影響力を行使できることを意味する。

もちろん、領土問題の解決に国家だけでなく自治体や関係当事者(団体)が参加する枠組みの追求は、前例のない挑戦になるだろう。領土問題をもっぱら「主権」の問題としてのみ捉え、「専管事項」としてきた政府や外務・防衛官僚らにとっては、容易には受け入れがたい構想でもあるだろう。だが、正式の交渉テーブルへの自治体や住民団体の参与がにわかに実現困難なら、例えば次のようなアイデアはどうだろうか。現在の外交交渉においても、公式の協議での合意や打開が難しい場合に、政府関係者が民間もしくは個人の立場で参加して議論する「トラック・ツー」という協議テーブルを活用することは広く行われている。これをさらに拡大して、政府関係者に加えて自治体関係者、住民団体やNGO等も、個人の資格で参加する対話テーブルを設定し、そこでの議論からスタートするのである。

このように、具体的な問題解決の次元で、「国家の論理」を代表する政府機関だけでなく、「生活」や「生業」といった「住民基軸の論理」に立脚する自治体や地域住民(団体)が関与する枠組みを形成し、地域秩序を形作っていくことができれば、国家間対立が地域住民の生存を脅かす事態に実効的に歯止めをかけていく可能性が生まれる。

沖縄が関与することの重要性

この点で、沖縄の自治体や住民が関与することには重要な意義がある。オスプレイの強行配備や繰り返される米兵犯罪、そして何よりも沖縄の声に全く耳を貸さない日米政府の姿勢を受けて、沖縄では今、日米安保体制そのものを問い直す声がかつてなく高まっている。そこには、沖縄戦という歴史的経験から脈々と受け継がれてきた視点、すなわち、「国防」や「国家安全保障」の論理と住民の生存とは鋭く対立するものだ、という視点が息づいている。沖縄社会が提起するこうした視点こそ、東アジアの緊張緩和と紛争解決に当たって具体的に活かされるべき財産である。

理念だけではない。沖縄県は今年4月、知事公室の下に「地域安全政策課」を新設した。「独自に基地問題や国際情勢、日米地位協定等を調査・分析して県の

基地政策を確立」するという目的が掲げられている[16]。自治体として主体的に安全保障政策に関与していこうとする画期的な取り組みと言える。こうした関与をさらに進めて、領域紛争をめぐる問題解決に自治体が積極的に参与することも構想できるだろう[17]。

東アジアの平和秩序は、軍近代化を進める中国に対して日米安保体制を強化して軍事的に対抗する道ではなく、対立を悪化させ、地域住民の「生活圏」を脅かす日米安保体制のあり方に変容を迫る取り組みの創出によってこそ築くことができる。「住民基軸の論理」に立った斬新で具体的な実践の積み重ねが必要とされている。

注

1 キーワードD3(138ページ)。
2 資料2-6(280ページ)。
3 J・G・メリルス著、長谷川正国訳『新版国際紛争の平和的解決』敬文堂、93年、6頁および325頁以下。
4 12年6月28、29日に、北京で第3回となる共同作業グループ協議が行われた。防衛省HP参照。
5 孫崎享『日本の国境問題』(ちくま新書、11年)が詳細に論じている。
6 J・G・メリルス前掲書、14頁。
7 同提案については、岡田充『「脱領土」を模索する馬英九提案』(『世界』12年12月号)に詳しい。
8 水産庁の文書「日中漁業協定の概要」。www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/pdf/110311-01.pdf
9 水産庁資源管理部国際課への聞き取り(電話、12年11月13日)。
10 尖閣諸島周辺海域での操業の状況については、注7の水産庁への聞き取りに加えて、八重山漁業協同組合への聞き取り(訪問、13年9月9日)を参考にした。
11 さらに、「日台漁業協定」(13年4月10日に、日本側の財団法人交流協会と台湾側の亜東関係協会の間で締結)をめぐっては、国家間の領有権争いに関わる利害が地元住民の利益に優先されるという問題が生じている。日本政府は、尖閣諸島の領有権紛争をめぐって中国と台湾が連携しないように楔を打ち込もうとする政治的な意図をもって、協定締結を急いだ。そのため、沖縄の漁業団体や自治体の頭越しに海域の操業範囲などをめぐる譲歩を決定した。当然ながら、沖縄の漁業関係者や自治体からは協定締結に対する批判と交渉のやり直しを求める声が上がっている。「沖縄タイムス」の連載「国策に揺れる海人(うみんちゅ) 日台漁業協定の波紋」(13年4月30日～5月9日)参照。
12 福原裕二「漁業問題と領土問題の交錯」(島根県立大学『北東アジア研究』第23号、12年3月)。
13 福原前掲論文。鳥取県農林水産部水産課HP「日韓漁業問題への対応」参照。
14 内藤正中「深まる山陰地方の北東アジア交流」(羽貝正美、大津浩編『環日本海叢書2 自治体外交の挑戦—地域の自立から国際交流圏の形成へ』有信堂、94年)。
15 このことは、「竹島の日」条例の制定という事態に象徴的に示されている。竹島に対する日本の領有権を強く主張する「竹島の日」条例は、韓国の関係自治体と対話と交流を積み重ねてきた島根県が、05年に定めた。この背景には、本来、日韓漁業協定に基づいて政府レベルの協議で守られるべき漁業権益が守れていないことに対する県民や漁民の不満があったとされる(東郷和彦・保坂正康『日本の領土問題——北方四島、竹島、尖閣諸島』角川書店、2012年)。つまり、領有権をめぐって対立する政府レベルでは実際の漁業秩序や漁業権益の保全が思うに任せない事態が、一方では自治体や関係当事者の自発的な努力を促進したが、他方ではそれのみでは漁業権益を十分に守れないことに対する不満を高め、結果として、自治体が対立を先鋭化させかねない条例を制定するという、本来の目的からむしろ遠ざかる選択がなされてしまった。
16 沖縄県知事公室の地域安全政策課HP参照。
17 沖縄からは、すでにこうした展望に立つ議論が提起され始めている。とりわけ、沖縄現代史家の新崎盛暉氏の議論は、本稿と問題意識を共有するものである。新崎盛暉「国家「固有の領土」から、地域住民の「生活圏」へ——沖縄からの視点」(新崎盛暉ほか『「領土問題」の論じ方』岩波ブックレット、2013年)参照。

特別記事 3

核の飢饉:10億人の危機

限定的核戦争による農業、食料供給、および人の栄養摂取へのグローバルな影響

アイラ・ヘルファンド医学博士
(核戦争防止国際医師会議／社会的責任のための医師の会)



アイラ・ヘルファンド
マサチューセッツ州ノーサンプトン出身の医師。1980年代から核戦争防止国際医師会議(IPPNW)と、その米国支部である「社会的責任のための医師の会」を代表して、核戦争の医学的結果について執筆および発言してきた。過去5年においては、彼は気候科学者であるアラン・ロボック氏、O.B.トゥーン氏らとともに、起こりうるさまざまな核戦争による健康と環境への災害を実証することに取り組んでいる。
質問やコメントはこちらまで:irahelfand@gmail.com

本報告書の発行はスイス連邦外務省の寛大な財政援助によって可能となった。

要旨

過去数年にわたり、インドとパキスタンによる限定的な地域核戦争でも世界規模の重大な「気候崩壊」(climate disruption)を引き起こすことが、いくつもの研究から明らかになってきた。2012年に発表された2つの研究は、この気候崩壊によって引き起こされる農業生産への影響を分析している。

米国においては、トウモロコシの生産量が10年間の平均で10%減少し、最も深刻になる5年目には約20%の減少となるであろう。大豆生産も同様で、10年の中で5年目に約20%の最も深刻な減少が予想される。

第2の研究は、中国における中稲(なかて)米生産の大幅な減少を示している。米の生産量は、初めの4年は平均21%、次の6年間は平均10%の減産が予想される。

入手可能な食料の減少という事態は、食料価格の高騰を招き、世界最貧層の何億もの人々の食料入手を困難にさせる。たとえ農産物市場が正常に機能し続けたとしても、10年間に2億1500万人が新たに栄養失調に陥るであろう。

しかも市場が正常に機能することはないだろう。長期にわたって大幅な農作物の不足が続けば、食料輸出国が自国民への十分な食料提供を確保するために輸出を停止するため、ほとんど確実に国際的規模のパニックと買いだめが起こるであろう。この農産物市場における混乱は入手可能な食料をさらに減らすことにつながる。

慢性的に栄養失調である世界の9億2500万人は、基準消費カロリーである1日1,750カロリー、もしくはそれ以下しか摂取していない。彼らの食料摂取のたとえ10%の減少だけでもこのグループ全体を危機に陥れる。さらに、予測される穀物生産国による輸出の停止は、現時点では十分な栄養を得ているが、食料輸入に大きく依存している国に住むさらに何億もの人々の食料供給を脅かすであろう。

核戦争によって引き起こされる飢饉は、ゆうに10億を超える人々を脅かすことになるのである。

これらの研究は、更なる調査の必要性を示すとともに、可及的速やかに核戦争の危険を取り除く核兵器禁止条約の交渉に取り組むべき差し迫った必要性を強調している。

背景

1980年代、多くの科学研究が、米国とソビエト連邦による大規模核戦争が"核の冬"―降水量と平均地表温度の大幅な低下をともなう深刻な世界規模の気候崩壊―を引き起こすことを示した。

核戦争の医学的影響に関する全米科学アカデミーの研究は、核戦争後における「人々の主要な死亡原因は、爆風、熱放射線による火傷、および電離放射線ではなく、むしろ大規模な飢餓によるものとなるだろう」と結論づけている。"大規模核戦争"による直接の死は数億人と予測されたが、それに続く食料及び医療危機は"10～40億人の生命の喪失"をもたらすと予想している。

2007年、ロボックらの研究は、たとえわずか100発ほどの広島型原爆、もしくは世界の核兵器の0.5%以下による非常に"限定的"な地域核戦争でも、気温や降水量への影響は比較的少ないものの、地球規模の気候崩壊を引き起こすことを示した。当時、予想される気候崩壊が農業生産に及ぼす影響に関するデータは存在していなかった。火山爆発が引き起こす気温低下による歴史的経験、特に1815年のタンボラ火山の噴火事例は、食料生産や人の栄養摂取に非常に深刻な影響を及ぼす可能性を示唆していた。

核戦争防止国際医師会議(IPPNW)と、その米国支部である「社会的責任のための医師の会」の2007年報告書は、限定的核戦争が食料消費のわずか10%の減少を引き起こした場合でも、最大10億人が飢えに苦しむことを示唆した。

この報告書は、限定的核戦争による農業生産への影響、そしてその後の世界の食料価格と食料供給、および人間の栄養状態への影響を定量化した初めての試みであった。

"限定的"な地域核戦争による気候崩壊

トゥーンらによる2007年の研究は、インドとパキスタンによって起こりうる核戦争の結果を検討し、そうなった場合6.6Tg(6.6テラグラム、もしくは660万トン)(1テラ=1兆;訳注)の黒色炭素エアロゾル粒子が上部対流圏に噴き上

げられることを示した。その後、ロボックらは5月中旬に南アジアで核戦争が起こったという仮定の下で、煤煙の投入がグローバルな気候に与える影響を計算した。

彼らの研究はNASAゴダード宇宙科学研究所による最先端の大循環気候モデルであるモデルEを用い、黒色炭素粒子は5Tgという控えめな数値を使用した。彼らは、「平均マイナス1.25度の地球規模の表面冷却が数年続き、そして10年後においてもマイナス0.50度の冷却となる。数度にも及ぶ気温低下が、大部分の穀倉地帯を含む北アメリカおよびユーラシア大陸の広大な地域で起こる」ことを見いだした。加えて、研究は、地球規模の降水量の大幅な減少も明らかにした。これには、北アメリカとユーラシア大陸の最も重要な温帯の穀倉地帯における降雨の著しい減少とアジアの夏季モンスーン地帯における大幅な減少が含まれる。

農業生産への影響

2011年に実施された2つの研究は、これらの気候変化がどのように農業生産に影響を与えるかを検討した。

オズドガンらは、米国の70%以上の穀物を生産するコーンベルトにおけるトウモロコシ及び大豆生産への影響を調査した。コーンベルトにおけるインディアナ、イリノイ、アイオワ、およびミズーリの4つの異なる地域の地域的気候データを作成した(図1・略)。

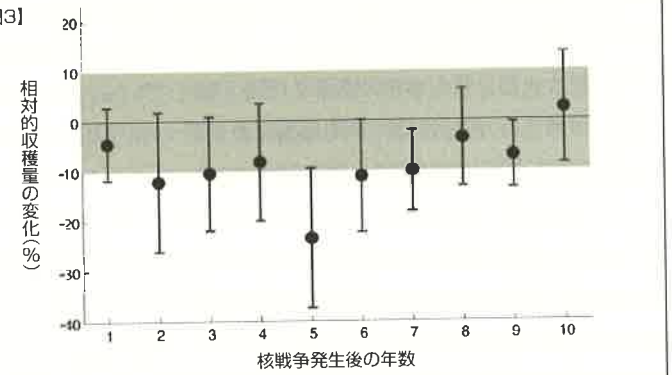
この研究は、包括的陸上生態系モデルであるアグロ統合生物圏シミュレーター(Agro-IBIS)を使用し、南アジアで起こった限定的核戦争に続く10年間における4地域でのトウモロコシと大豆の予想収穫高の変化を計算した。収穫高の変化は、ロボックの研究で予測された降水量と日射量の減少、生育期間の短縮、および月平均気温の低下を条件に計算された。

この初めての研究における推算はおそらく控えめなものである。なぜならこの研究は、収穫高のさらなる大幅な減少を引き起こすと考えられる他の2つの環境要因を考慮してないからである。まず、オゾン層破壊に続く紫外線の増加を考慮に入れていない。そしておそらくはより重要なこととして、農作物生産の完全な失敗につながりかねない1日の最高最低気温を考慮していない。タンボラ火山噴火後に観察された天候は、この毎日の最高最低気温が農作物の全損失の最も重要な決定要因であることを示唆している。1816年(噴火の翌年(訳注))の気温の地球規模の平均偏差はわずかマイナス0.7度であるが、生育可能期間の大幅な短縮が起こったのである。

特にひどい被害を受けた米国北東部とカナダ東部においては、その年の前半の気温が平年値を上回り夏の数か月間も気温が平年並み、あるいは平年を上回った。しかし、6月6日～11日、7月9日～11日、8月21日、および8月30日の4回の深刻な寒波が、南は中部大西洋沿岸地域まで枯らし霜を引き起こし、6月にはニューイングランドとケベック地方で著しい降雪まで起こった。この期間中の降霜は農作物に甚大な損害を与えた。北欧でも同様のパターンが発生し、75%に及ぶ農作物の減収が起こり、ヨーロッパ史上でそれ以降は発生していない複数国にまたがる飢饉となった。

さらに、この研究では、食料生産を制限するかもしれない他のいくつかの要因を考慮していない。現代農業は、トラクターやかんがいポンプの動力源として、また生産物を市場へ輸送するためにガソリンに大きく依存している。また、肥料や殺虫剤の製造に使われるその他の石油製品にも依存している。南アジアで深刻な紛争が起こった場合、石油供給とその価格に影響を与え、それは農業生産にも更なる悪影響を及ぼすこととなる。さらに、石油製品への需要が大きいことを考えると、石油の不足を補うために、生産した穀物の一部がエタノール生産に転用されるかもしれない。

【図3】



10年間にわたるトウモロコシ生産量の減少。縦線は核戦争後の各年の標準偏差を示す。灰色の部分は対照実験からプラスマイナス1の標準偏差を示しており、毎年の天候変化の影響を例証している。（図はオズドガン提供）

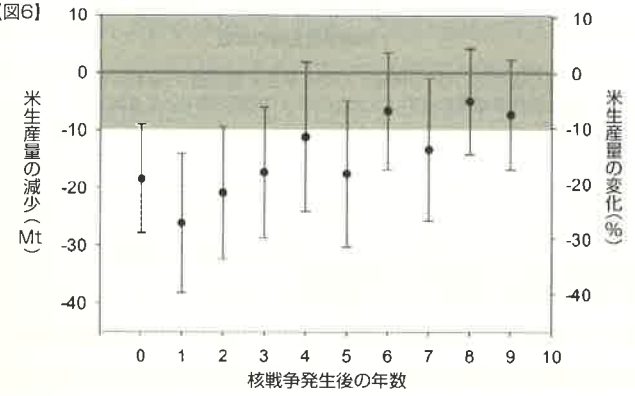
この研究は、過小評価の面があるにも関わらず、トウモロコシと大豆生産における極めて顕著な減少を明らかにした。10年間平均で、トウモロコシの生産は4地域全てで10%減少するであろう（図2・略）。年ごとに大きな変動があると考えられるが、5年目には減少が平均20%以上となり最も深刻になる（**図3**）。大豆でも、10年間の平均で同様の減少が見られる（図4・略）。また、ここでも同じく5年目に減少幅が最大となり、平均20%以上となるであろう。

シアとロボックは別の研究で、5Tg（500万トン；訳注）の黒色炭素粒子が打ち上げられる現象による中国の中稲米生産の減少を検討した。この研究では「農業技術移転のための意思決定支援システム」4.02（DSSAT）という別のモデルを使用した。これは動的生物物理学的収穫量モデルで、水、炭素、窒素のバランスを維持しながら、ヘクタール毎の植物成長をシミュレーションするものである。シミュレーションに必要とされるデータは、植物環境（気候と土壌）、品種遺伝子型および農業管理慣行である。このモデルで算出した潜在収穫量は、たいていの場合、実際の収穫量を上回る。中国24省での気候変動データは、ロボックらの気候変動予測、および1978年から2008年までに中国の198

か所の気象観測所で得られた観測結果（中国気象データ共有サービスシステム）を用いて作成された。シミュレーションによる中国における中稲米生産量の変化は、予測される月毎の平均降水量や日射量の減少および気温の低下が原因であった。

この研究もまた、紫外線増加や毎日の最高最低気温の影響、入手可能な肥料、殺虫剤、ガソリンの減少を考慮していない。繰り返しとなるが、この研究は過小評価の面があるにも関わらず、中国の中稲米生産に深刻な減少が起こることを示した。10年間平均でおよそ15%の減少になる（図5・略）。初めの4年間は平均21%減少し、その次の6年間では平均10%減少すると予測された（**図6**）。

【図6】

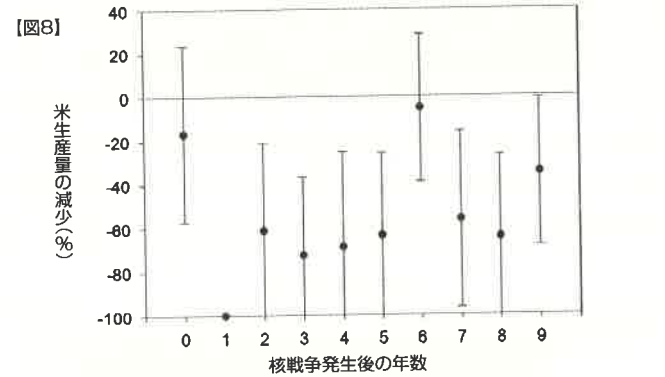


米生産量の減少。縦線は核戦争後の各年の標準偏差を示す。灰色の部分は対照実験からプラスマイナス1の標準偏差を示しており、毎年の天候変化の影響を例証している。（シアとロボックの図2（a）より）　Mt＝100万トン（訳注）

米生産への影響は省によって相当な差があることが判明した（図7・略）。中国南部及び東部のいくつかの地域では、むしろ生産が増加する所もある。例えば、海南省では米の生産量が年5～15%増加する。これに対し北部と西部の地域では、生産量の減少が全国平均よりもかなり深刻になるであろう。人口3600万の黒竜江省では、核戦争に続く1年目には米生産が壊滅状態になるだろう。

残りの9年間のほとんどの期間も、米生産量は基準量の60～70%にとどまるであろう(図8)。

【図8】



黒竜江省における10年間にわたる米生産量の減少。縦線は核戦争後の各年の標準偏差を示す。(シァとロボックの図6をもとに作成)

人の栄養摂取と健康への影響

世界は今、大規模な食糧生産の減少に対してかつてなく脆弱である。2012年3月の国連食糧農業機関の推定では、穀物備蓄量は5億1800万トンであり、これは年間消費量23億1900万トンの22%に当たる。消費するまでの日数で考えると、この備蓄量は80日分となる。米国農務省の推定はより少なく、穀物備蓄量は4億6700万トンであるが、これは予想される年間消費量22億9900万トンの19%にしかならない。消費するまでの日数は、わずか68日である。

さらに、国連食糧農業機関は2010年の推定で、世界には栄養失調に苦しむ人々が既に9億2500万人いるとしている。

この危い状況を考慮すると、たとえ食料生産のわずかな減少でも重大な結果を引き起こしかねない。オズドガンとシアによって予想されている農業生産の大規模かつ長期的な減少は、現代において前例のないものであり、人々の

栄養状態への影響を全体的に予測することは困難である。

通常、農業生産の減少は食料価格を上昇させ、食料消費量に影響を与える。"入手可能な"食料、つまり人々が無理なく買うことのできる食料の減少割合は、"存在する"食料、つまり実際の農産物の減少よりもはるかに大きなものになる。食料価格の高騰は、当然ながらすでに栄養失調に苦しむ人々に偏った深刻な影響を与える。なぜなら、彼らには、たとえ最低基準価格の食料でも、十分に買うだけの余力がないからである。

ウェッブらによる2011年の研究は、オズドガンのデータを基にして、限定的核戦争による農業生産の減少が、食料価格とそれに伴う食料の入手可能性に与える影響の評価を試みたものである。この研究は、国際貿易分析プロジェクト(GTAP)という世界経済全体を対象としたモデルを利用し、食料価格と栄養失調に陥る人々の数を分析した。穀物と大豆の価格に与える衝撃の影響をシミュレーションするために、この研究では全世界の農作物の減少を、オズドガンが予測した米国のコーンベルトにおけるトウモロコシと大豆の減少と同じ程度と仮定している。

その結果、年間平均食料生産の減少に従う食料価格の上昇によって、4000万人が新たに栄養失調となり、生産量の減少が最大となる5年目には、6700万人が栄養失調のレベルに陥ることが明らかになった。10年にわたる累積的な影響で、合計2億1500万人の人々が栄養失調に陥るとしている。

研究は、農作物の生産量が年20%減少すると、農作物価格は19.7%上昇すると結論付けた。しかし、この価格上昇は、世界的には非常に不均一に現れ、東アジアで21.4%、南アジアでは31.6%になる。農作物の生産高と食料価格の関係は線型ではなく、生産高の減少が大きければ大きいほど、食料価格の上昇は更により大きくなる。現在の農作物研究は、生産高の40%減少は予測していないが、もし起こったならば、世界の農作物価格は平均98.7%上昇すると予想される。繰り返しになるが、価格上昇には大きなむらがあり、南アジア全体では140.6%だが、インドでは159.6%の上昇となる。

この価格上昇がカロリー摂取に与える影響を正確に計算することは困難であるが、研究は「文献的には、パラメーター(食料価格が1%上昇した場合の

カロリー摂取における変化(%))はおよそマイナス0.5であることに広範なコンセンサスがある」と主張している。つまり、世界での年間農作物生産の20%減少は、19.7%の価格上昇とカロリー摂取の10%減を引き起こすことになる。従って、研究によって予想されているいくつかの地域でのさらに大幅な食料価格の上昇は、人々が消費できるカロリー量に深刻な影響を与えることが予想される。

すでに栄養失調である人々が入手可能な食料は、これらの数字が示しているよりさらに劇的に減少することを示唆するいくつかの要因がある。GTAPモデルは市場動向しか対象としておらず、市場が"正常"に機能することを前提としているが、これまでの経験から考えると、実際には核戦争後に市場は正常には機能しないであろう。著者らが説明しているように、近年、「市場は、商品投機、買いだめ(市場からの食料の買い占めとともに)、もしくは個人の非公開市場による取引によってマーケットシェアを独占しようとすること(取引の透明性の喪失)などに反応している。これらは、価格の不安定さと市場の不確実性を高めてきた」。例えば、2008年3月、世界の小麦価格は1日で25%も跳ね上がった。また、その翌月には米の価格がわずか2週間で50%上昇した。このような一時的な価格の高騰は、核戦争よりもはるかにささいな出来事によって引き起こされているのである。

1943年、300万人が死亡したベンガル大飢饉の際、食料生産は過去5年間の平均よりわずか5%少なかっただけであり、実のところ飢饉が起こらなかった1941年と比べて生産高は13%も高かったのである。しかし、それまで歴史的に穀物をベンガルに輸出してきたビルマが、1943年に日本に占領されたことで、食料生産の減少はパニックによる買い占めと重なった。米の価格はおよそ5倍まで上昇し、多くの人々にとって食料は手の届かないものになってしまった。買い占めと深刻な米価格の高騰という2つの要因は、実際の食糧生産の不足そのものよりも、食料の入手不可能性をはるかに深刻なものにしたのである。

たとえそれが"限定的"な地域戦争であるとしても、核戦争後のパニックははるかに大規模になることを覚悟しなければならない。とりわけ、深刻な農作物の不足が長期間持続することが明らかになったのであるから。

食料輸出国が国民への十分な食料供給を確保するために輸出を一時停止することにより、国際的な規模で買い占めが起こることもあり得る。過去10年間、穀物の輸出を禁止した国の例は数多く存在する。2002年9月、干ばつによる小麦生産の急激な減少に直面したカナダは、1年間小麦の輸出を停止した。翌年、欧州連合やロシアも同様の行動をとった。そして2004年8月には、ベトナムが翌春まで米を輸出しないと表明した。2007年10月にインドが米輸出を禁止し、続いて2008年1月にはベトナム、エジプト、中国が米輸出制限を導入したことで、世界規模で米価格の歴史的な高騰が起こった。2010年、ロシアは同年の深刻な干ばつの結果、再び穀物輸出を一時停止した。

地域的核戦争の際、穀物輸出国は大規模な農作物の損失を被るとともに、その後数年にわたる不作に直面するであろう。それらの国が同様の行動を取る可能性は高く、たとえ穀物の余剰があるとしても輸出を拒否し、国内備蓄として保持するであろう。また、農作物市場においては、広範な投機の動きが見られるかもしれない。

正常な市場環境においても起こりうるこれらの混乱を考慮に入れると、GTAPモデルを使ったウェッブらの研究による予想よりも、食料価格の上昇は、はるかに大きくなる可能性が高い。たとえ食料価格の上昇の影響で食料供給の減少が悪化するということを考慮に入れなくても、オズドガンとシアが予測した入手可能な食料の減少は衝撃的である。

現在、栄養失調に苦しむ9億2500万人は、カロリーを主に穀物から摂取している。例えば、バングラデシュのデータではその割合は約78%である。10〜20%の穀物生産の減少が、そのまま9億2500万人の穀物消費の10〜20%の減少につながるかどうかを確かに知ることはできない。彼らの一部は、穀物生産がさほど減少しない地域に住み、自給自足農業を営んでいる。しかし、慢性的な栄養失調に陥っている人々は、深刻に続く追加的なカロリー摂取の減少に耐えることはできないであろうことを我々は知っている。1日の基準消費が1,750カロリーであることを考えると、わずか10%の減少であっても1日当たり175カロリーがさらに不足することになる。栄養失調者の多くが1年目は生き延びるとしても、そのような状況が10年続いた場合、生き延びることができないと

考える方が現実的であろう。

たとえ生命を維持させる最低限のカロリーが全ての栄養失調者に提供されるとしても、栄養摂取の質的低下は重大な健康被害を引き起こすだろう。ウェッブらは、その研究において次のように指摘している。

「食料価格が高くなるにつれて、人々は相対的に主食により多く出費し、"上質"の食料(それは、肉、卵、野菜など微量栄養素が豊富な傾向がある食品)にはより少なく出費するであろう…。」

「食べ物の質と量の低下がもたらす具体的な影響には、5歳以下の子供の衰弱状態の増加、胎児への取り返しようのない障害や低体重出生率の増加も起こしうる妊婦の栄養不足(低BMI値)、およびそれ自体で致命的となるかもしれない微量栄養素欠乏症の発生などが含まれる。」

「このような経験に基づいて、核の惨害に伴う大幅な食料価格の上昇は、栄養の豊富な高価格の食品から主食(少なくとも最低限のエネルギー摂取を確保しようという意図で)へと移行するという同様の変化を、(南アジアだけでなく)全世界の家庭における消費にもたらすことが予測される。微量栄養素欠乏症、妊婦の栄養不足、もしくは低体重出生の増加などに関する栄養不足の影響予測に必要な、より複雑なモデリングを可能にするデータが不十分である。しかし、子供の成長または発達障害、(栄養失調に伴う免疫機能の低下による)疾病率の上昇、および死亡率の増加など、人間への影響が甚大であることは明らかである。」

限定的核戦争によって引き起こされた農業の崩壊は、現在は適正な栄養を摂取しているものの、食料輸入に頼っている国に住む数億人にも脅威を与える。1億5000万人の住む北アフリカの国々は、45%以上の食料を輸入に頼っている。また、マレーシア、韓国、日本、台湾、さらに中東の多くの国は、穀物の50%か、それ以上を輸入している。穀物生産国が予想されるような輸出を一時停止した場合、これら全ての国に深刻な栄養面の悪影響がでる可能性がある。裕福な国は、始めのうちは国際市場における価格をせり上げることで穀物を入手できるかもしれない。しかし、農作物損失の程度と期間が明らかになるにつれて、おそらく輸出国は輸出禁止措置を厳しくするだろう。そうなれば、全ての輸入国の食料供給が脅されることになる。

これらの食料輸入国に住む人々と、現在、栄養失調を患う9億2500万人の人々を合わせれば、潜在的に飢饉の脅威にさらされている人の数は、ゆうに10億人を超えることになる。

他の2つの問題も考慮されなくてはならない。

第1に、この規模の飢饉は伝染病の大流行につながる可能性が非常に高い。西暦536～545年の長期にわたる冷害とそれによる飢饉は大規模な伝染病を引き越し、その後50年にわたって世界的な流行をもたらした。1816年の飢饉はアイルランドでの発疹チフスの流行を引き起こし、ほぼヨーロッパ全域に広がった。また、同年のインドでの飢饉はコレラの発症を促し、世界初のコレラ大流行につながった。良く研究されている1943年のベンガル大飢饉は、コレラ、マラリア、天然痘および赤痢の深刻な地域的流行を引き起こした。

過去半世紀の医療技術の進歩にもかかわらず、予想されている規模の世界的飢饉は、これらの疾病のどれか、もしくは全ての流行に理想的な環境を提供することになるであろう。特に、人口が密集し、十分な衛生設備のない発展途上国の多くの大都市では、最も良い場合でもほとんど確実に大規模な伝染病が発生するだろう。さらに、近年流行していない腺ペストのような深刻な病気がふたたび、健康への重大な脅威となるかもしれない。

最後に、このような大規模な飢饉によって戦争や内戦が発生するというおぞましい可能性も考慮しなくてはいけない。飢饉が蔓延した国家においては、ほぼ確実に食料暴動が発生し、限られた食料資源の奪い合いにより、民族や地域間の敵意もひどく悪化するかもしれない。国家間においては、食糧を輸入に依存する国が食料供給へのアクセスを維持しようとして、武力衝突が起こる可能性が極めて現実的なものとなる。

"限定的な地域"核戦争が引き起こす疾病とさらなる武力衝突によって、どれくらい世界で死者が増えるのかを推定することは不可能である。しかし、世

界的規模の気候変動の影響を考えると、これらの原因による死亡者はゆうに数億人へと膨れ上がるであろう。

結論と提言

南アジアにおける限定的地域核戦争が農業生産の減少に及ぼす影響に関する最新のデータは、10億人以上の人々が飢饉の危機にさらされるという懸念を裏付けた。この飢饉によって伝染病やさらなる紛争が生じ、それはさらに何億人をも危機に陥れる。これらの研究結果は、以下の提言を裏付けている。

1) オズドガンとシアによって予測されたトウモロコシと米の生産量の減少を裏付けるとともに、小麦のような他の主要農産物への影響および他の重要な食料生産国における影響を調査する、さらなる研究が緊急に必要である。

2) これらの食物不足が人の栄養摂取に与える影響を更に詳細に調査する必要がある。これには、農作物の損失から引き起こされるカロリー摂取の減少の程度、そのカロリー摂取の減少から連鎖的に引き起こされる微量栄養素欠乏の程度などが含まれる。

3) さらなる研究が必要であるとしても、これらの研究における予備的なデータは、南アジアにおける核軍備競争、および他の核兵器国のより大規模でより危険な核兵器備蓄がもたらしている人類への脅威に対して警告の巨大な赤旗を立てている。全ての核兵器国が核兵器への依存を減らすとともに、核兵器を完全に禁止する核兵器禁止条約の交渉へと可能な限り速く進むことが緊急に必要である。

出典:「核戦争防止国際医師会議(IPPNW)」
www.ippnw.org/pdf/nuclear-famine-ippnw-0412.pdf
訳:宮野史康、ピースデポ

第3章

核軍縮 平和

2012年のキーワード

A. 特集：北東アジアにおける平和の枠組み
B. 核軍縮・不拡散外交
C. 各国の核・安保政策
D. 日本の核・安保政策
E. 自治体とNGO
F. 核軍縮日誌

A1. 北朝鮮、DPRK 金正恩新体制で初の米朝合意

11年末、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK、北朝鮮）の金正日総書記が死去※し、三男の金正恩氏が29歳※の若さで最高権力者となった。若い指導者への移行が長期的には北朝鮮に重要な変化をもたらすと考えられる。しかし、当面は金正日総書記の「遺訓」の継承が追求され、その中心には軍事を最優先とする「先軍政治」がおかれる。原子力開発や核抑止力は、その重要な一部分である。

※2011年12月19日、北朝鮮は金正日総書記が17日朝に急死したと報じた。

※12年1月8日で29歳になったが、年齢、誕生日とも異説がある。

一方で、金正日体制は6か国協議再開への動きを見せていた。09年4月に北朝鮮は、衛星打ち上げに対する国連安保理決議をめぐり、6か国協議からの撤退を表明した。それ以後、09年5月の北朝鮮の第2回核実験、10年の哨戒艦天安（チョナン）沈没事件、延坪島（ヨンピョンド）砲撃事件などによって南北の緊張が高まった。

そうした中、中国を中心に6か国協議再開の努力が断続的に行われた。日米韓3か国は、10年12月6日の外相会談で、協議再開のための5項目の条件※に合意した。一方、中国は韓国、北朝鮮と調整し、11年4月26日、①南北の6か国協議首席代表者の会談（第1段階）、②米朝協議（第2段階）を経て、第3段階として6か国協議を再開するという合意をとりつけた。第1段階の南北代表者会議は、11年7月22日、ARF（ASEAN地域フォーラム）を利用してバリ島で行われた。

※①ウラン濃縮活動の即時停止、②IAEAの監視要員の受け入れ、③6か国9.19声明遵守の再確認、④弾道ミサイル発射の一時停止、⑤朝鮮半島休戦協定の遵守。

第2段階である米朝協議は、11年7月（ニューヨーク）、同年10月（ジュネーブ）と2回開催された。同年11月30日には、北朝鮮外務省が、平和利用の権利と低濃縮ウラン・軽水炉路線の正統性に限定した声明を出し、低濃縮ウラン製造と実験軽水炉建設が順調に進んでいることを示した※。その文脈の中で、声明は「6か国協議を無条件に再開し、同時行動の原則に立って9.19共同声明※を段階的に履行する用意がある」と述べている。これは、第3回協議を促す意図を示していた。

※本イアブック12年版・資料3-8（308ページ）。

※資料1-17（268ページ）に全訳。

米国は前述の5項目条件をもって2回の交渉に臨み、会議は概ね順調に前進し、第3回が年内にも開催される見通しであった。その時に金正日総書記が死去した。

新体制への移行による方針の変化が懸念されたが、12年2月23日～24日、グリン・デービース米北朝鮮政策特別代表及びキム・ゲグァン（金桂寛または桂冠）第1外務次官を団長として第3回米朝ハイレベル協議が北京で開催された。2月29日、両国が別々に発表した会談の合意内容※は、概ね以下の通りである。

※資料2-1（272ページ）に全訳。

①05年9月19日の共同声明における誓約を再確認する。
②1953年の休戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石であるとの認識を共有する。
③北朝鮮は、長距離ミサイル発射、核実験及びウラン濃縮を含む寧辺（ヨンビョン）での核活動を一時中止する。
④北朝鮮は、核活動中止を監視・検証するIAEA要員を受け入れる。
⑤米国は24万トンの栄養補助食品を支援する。

①～④は、10年12月に日米韓3国が合意した5項目条件と重なる。しかし両国の発表には少なからぬ食い違いがある。北朝鮮は「6か国協議が再開されれば、制裁解除、及び軽水炉の提供に関する問題の議論が優先される」としているが、米国は6か国協議そのものに全く言及していない。一方、米国は、IAEA要員の監視任務に「5メガワット原子炉及び関連施設の無能力化」を明記しているが、北朝鮮発表はそのように書いていない。とはいえ、基本的には6か国協議の再開に向けて協議を継続する良好な環境が維持されたと言える。

しかし、米朝合意から間もない3月16日、朝鮮中央通信は、故金日成主席の生誕100周年にあわせ、4月12日～16日の間に人工衛星を打ち上げると報じた※。この問題をめぐり、米朝関係は悪化に向かうことになる※。

※「朝鮮中央通信」（12年3月16日）。

※キーワードA2（50ページ）。

A2. 北朝鮮、DPRK 長距離ミサイル技術を向上か？

2012年、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)は、4月13日と12月12日の2度にわたり衛星打ち上げ実験を行った。

4月13日、午前7時39分、北朝鮮北西部の黄海に面する鉄山(チョルサン)郡東倉里(トンチャンリ)の西海(ソヘ)発射場から宇宙発射体(SLV)※が発射された。SLVはソウルから165km西方の海上に落下し、打ち上げは初期段階での不具合によって失敗した。4月13日の「朝鮮中央通信」は、「地球観測衛星の軌道投入に失敗した。科学者、技術者及び専門家は失敗の原因を追究している」と短く報じた。

※SLV(Space Launch Vehicle)。衛星打ち上げロケットと軍事用ミサイルの両方を指す呼称。

米日韓はこれを過去の国連安保理決議に違反するミサイル発射実験であると早くから非難し中止を求めるとともに、連携した警戒・監視体制を敷いた。日本はミサイル防衛(MD)システムによる迎撃・警戒態勢をとった※。これは国内向けにMDシステムの必要性を印象づける意図を持つものと思われる。

※キーワードA6(64ページ)。

国連安保理では、日米韓は非難決議の採択を主張したが、中国・ロシアの合意が得られなかったため、対応は「議長声明」にとどまった。4月16日に発出された「議長声明」※は、発射は安保理決議1718(06年)※及び1874(09年)※への「深刻な違反」であると、過去よりも強い言葉で非難した。また、「議長声明」は「今回の発射は、**たとえ衛星発射もしくは宇宙発射体の特徴を持つとしても、弾道ミサイル技術を利用したあらゆる発射**に違いはない」とし、「平和目的の衛星打ち上げ」とのDPRKの主張を退けた。

※「核兵器・核実験モニター」399-400号(12年5月15日)に全訳。

※本イアブック07年版・資料2-5(233ページ)に全訳。

※資料2-4(276ページ)に抜粋訳。

周知のように、弾道ミサイルと衛星打ち上げは同じ技術を用いたものであると同時に、弾道ミサイルの保有や実験を一般的に禁止する国際法や条約は存在しない。「議長声明」はこの点を考慮しつつも、他の国々には許されている衛星打ち上げを、DPRKに対してのみ禁止するというものであった。

DPRKは、強く反発、米国との「2.29米朝合意」※の破棄を含め、米国に対する対決姿勢を強めた。

※キーワードA1(48ページ)。

8か月後の12年12月12日、4月の打ち上げと同じ場所、ほぼ同じ方向に向けて行われた打ち上げ実験において、「衛星の周回軌道への投入に成功した」とDPRKは発表した。北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)も「何らかの物体の軌道投入」を確認した。98年以来、12年4月まで4度の失敗を経て、北朝鮮が物体を地球周回軌道に投入する技術を獲得したことはほぼ確実とみてよいであろう。

国連安保理は、13年1月23日に非難決議(2087)※を採択した。同決議は前文で「すべての国には関連安保理決議による制限を含む国際法にしたがった宇宙開発を行う自由がある」とした上で、DPRKの「弾道ミサイル技術を用いた打ち上げ」を非難するとともに、決議1718及び1874に基づく制裁を強化した。制裁には宇宙開発責任者と責任機関への渡航禁止と資産凍結、制裁品目の追加等が含まれた。DPRKは、「発射」と「新たな水準の核実験を、米国を標的に行ってゆく」と反発した※。この予告どおり、13年2月12日には第3回目の核実験が実行された。

※「核兵器・核実験モニター」417号(13年2月1日)に抜粋訳。

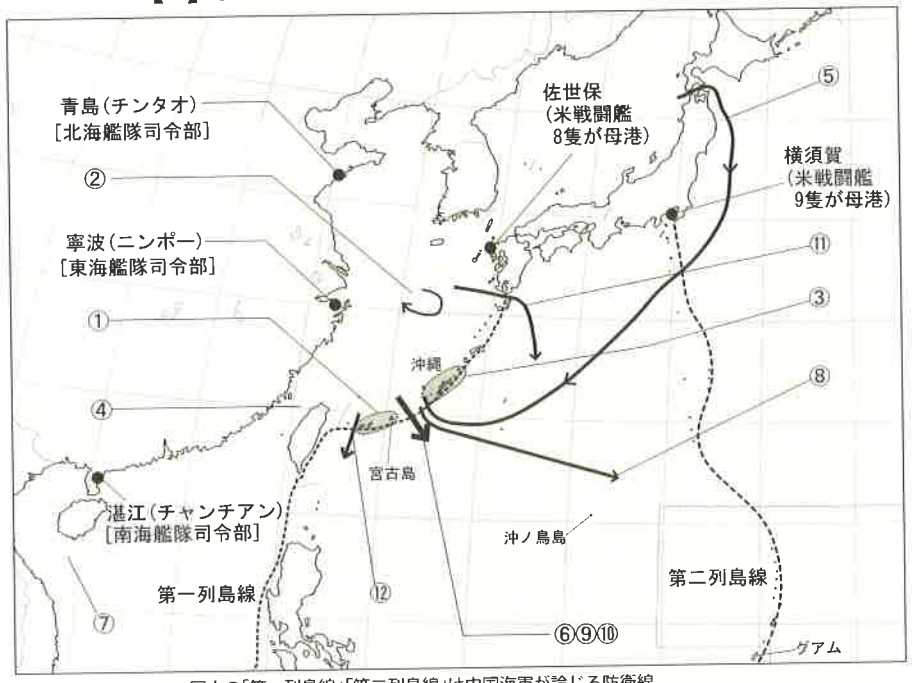
※1月24日、国防委員会「国連安保理決議に反駁する声明」。上記に全訳。

これら一連の経過を通して、DPRKの核プログラムによる地域の緊張はかってないほどに高まっている。しかし、これらが核とミサイルが統合された実際の脅威となるためには、核弾頭、ミサイルのいずれにおいても依然困難な技術的課題※が残されている。そのような冷静な分析に立った、対話による解決の努力がなおいっそう強められねばならない。

※その一つが弾道ミサイルの大気圏への再突入時の耐熱性や構造的問題であり、衛星打ち上げ実験では代替できないとされている。

1. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図

【1】東シナ海周辺における中国海軍の活動事例



●図中の「第一列島線」「第二列島線」は中国海軍が論じる防衛線。
●防衛政策会議(10年5月13日)の資料「我が国近海などにおける活動」を参考にして作成した。

＜番号は地図の番号に対応＞

①04年11月　中国原潜がグアム近海で活動。その後、日本の領海に侵入(10日)。図の網目は推定活動海域。

②05年9月　東シナ海の樫(中国名「天外天」)ガス田付近を駆逐艦1隻を含む5隻の艦艇が航行、その一部が同ガス田の採掘施設を周回(9日)。

③06年10月　中国潜水艦が、沖縄に近い東シナ海の公海上で米空母キティホークから5マイルのところに浮上(26日)。図の網目は潜水艦の推定活動海域。

④07年11月　台湾海峡で中国海軍艦船と米空母キティホーク打撃団が対峙(23日)。

⑤08年10月　駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過後、太平洋を南下し日本を周回。

⑥08年11月　駆逐艦など4隻が宮古水道[1]を通過して太平洋に進出。

⑦09年3月　米海軍調査船を中国海軍船など5隻が妨害(8日)。

⑧09年6月　駆逐艦など5隻が宮古水道を通過して沖ノ鳥島北東の海域に進出、訓練と見られる活動。

⑨10年4月　10隻の中国艦隊が宮古水道を通過。ヘリが海自護衛艦に2度接近(8日、21日)。

⑩11年6月　11隻の中国艦隊が宮古水道を通過して太平洋へ進出。射撃訓練や艦載ヘリの夜間発着訓練などを実施(8～23日)。

⑪12年4月　フリゲート艦など3隻が大隅海峡を通過して太平洋へ進出。

⑫12年10月　駆逐艦など7隻が与那国島と西表島の間を通過。

注1　沖縄本島と宮古島の間の水道。

【2】黄海における軍事対立構造

詳細図[1]



❶北方限界線(NLL)：朝鮮戦争の休戦協定締結後の1953年8月30日にマーク・クラーク国連軍司令官が北朝鮮との協議なしに設定。停戦時に国連軍の支配下にあった白翎島(ペンニョンド)・大青島(テチョンド)・小青島(ソチョンド)・延坪島(ヨンピョンド)・牛島(ウド)の西海(黄海)五島と北朝鮮の海岸線の間の中間線にあたる[2]。

❷北朝鮮が主張する「西海海上軍事境界線」：1999年9月2日に朝鮮人民軍は特別コミュニケでNLLの無効とともに「西海海上軍事境界線」の設定を宣言した[3]。

❸米韓合同軍事演習(2010年11月28日～12月1日)の演習海域[4]：インビンシブル・スピリットの第3回目の時のもの。

❹米空母の黄海侵入：1985年3月の米韓合同軍事演習「チーム・スピリット85」の際の米空母ミッドウェイの航跡(ピースデポによる米情報公開法による調査結果)。最も深く入った場所は、「北緯36度03分、東経125度18分」である。

注
1　元韓国国家情報院院長の金萬福(キム・マンボク)氏の論文「紛争の海・西海を平和と繁栄の海にするために」(『世界』11年2月号)から引用。
2　注1と同じ。
3　朝鮮中央通信99年9月3日。
4　韓国国立海洋調査院「航行警報」の範囲。北緯34度30分～36度、東経124度～125度42分。

A3. 中国の軍近代化に日米が過剰な軍事対抗

尖閣問題をめぐる日中間の紛争が深刻化する中、日本では中国軍の近代化と活動の拡大への警戒論が高まっている※。警戒の根拠の1つとして注目が集まるのが、中国による空母の建造・配備計画である。中国は12年9月、ウクライナから買い取り訓練用空母としての改修を終えた「施琅（シーラン）」（旧名ワリャーグ）を、「遼寧（リャオニン）」と命名して就役させた。艦載機が作戦能力を獲得するにはまだ数年かかると見られる。国産空母の1番艦は10年代後半に就航すると見られている。また2000年代半ば以降に中国海軍が活発化させてきた、西太平洋海域での活動も継続している※。外洋展開能力の向上も目指されており、ソマリア沖での海賊対策への艦隊派遣は08年12月から継続している。

※尖閣問題をめぐる紛争の現状と解決策については、特別記事2（25ページ）参照。

※最近の事例では、12年4月と6月に中国海軍の駆逐艦などからなる艦隊が大隅海峡を通過して太平洋に進出したほか、12年10月と12月には与那国島と西表島近傍の仲ノ神島の間を航行した事例などが確認されている。

国防白書「2010年中国の国防」（11年3月31日）※で、中国は、「新時代の中国国防の目標と使命」として、①主権と領域の保全と防衛、海洋の権益保障と国家発展の保障、②社会の調和と安定の維持、③国防と軍隊の近代化の加速、④世界の平和と安定の維持、の4点を掲げている。中国軍は主権や領土の保全や国内治安の維持という伝統的課題を保持しつつも、国連PKOや海洋上の警護、「対テロ」の国際的な軍事行動に積極的な姿勢を示すなど、経済的発展のための条件作りや権益の防衛という課題へと重点をシフトしている。

※「国防政策」と「軍備管理及び軍縮」の部分の抄訳は、それぞれ「核兵器・核実験モニター」第376-7号（11年6月1日）、第384号（11年9月15日）。

こうした中国軍の近代化に対して、日米は過剰な対抗行動をとっている。12年1月に米国が発表した新しい国防戦略指針※は、アジア太平洋を「もっとも戦略的重要性の高い地域」であるとし、「駐留」ではなく「ローテーションと演習」によってプレゼンスを維持する方針を示した。

※キーワードA5（62ページ）。資料2-5（278ページ）に抜粋訳。

また国防戦略指針は、中国とイランを「我々の戦力投射能力に対抗するために非対称的手段を追求する」国として名指しし、中国のこうした能力を「接近阻止・領域拒否」（A2/AD）能力と名付けて対抗する姿勢を鮮明にした。対抗戦略として米軍が構築を進めているのが、あらゆる作戦領域における空海両軍の統合作戦能力を高める「**統合エアシーバトル概念**」（ASBC）である※。さらに同指針は、4軍にまたがる、より包括的な上位概念として「統合作戦アクセス概念」（JOAC）を新たに打ち出した。

※10年2月発表の「4年毎の国防見直し」（QDR）が米軍の公的文書として初めて言及した。

これらは未だ構築途上の概念であるが、地域の同盟国や友好国を巻き込んで実行されることが想定されており、そのための外交交渉はすでに、豪、比、シンガポール、ベトナムなどとの間で進行している※。また、米軍を軸とする多国間共同演習も加速している※。12年6月21、22日には、米海軍の原子力空母ジョージ・ワシントンや海自のイージス艦「きりしま」、ヘリコプター搭載大型護衛艦「くらま」など3隻が参加した、日米韓による初の本格的な合同軍事演習が朝鮮半島南方沖の公海上で行われた。中国はこれに強い反発を示した。

※11年11月16日、米豪は最大2500人の米海兵隊部隊のローテーション配備に合意した。米比間ではスービック元米海軍基地の米海軍艦船による使用のほか、南沙諸島に近いパラワン島の複数の比軍基地で滑走路の延長やヘリポート建設などを行い、米海兵隊のローテーション配備の拠点として共同整備することでも合意した（共同通信、12年9月4日）。シンガポールには数年内に米軍の沿岸戦闘艦が前方配備される予定である。

現在の「防衛計画の大綱」（10年12月）は、南西諸島への自衛隊配備強化を打ち出している。大綱は中国の「接近阻止」への対抗を明言しているわけではないが、日米の軍事一体化が実態レベルで進む中で、こうした自衛隊の方策は米軍の対中国対抗戦略の一環に組み込まれることになる。12年8月に公表された日米同盟に関する第3次アーミテージ・ナイ報告は、日米韓の防衛協力強化を強く勧告している※。

※12年4月16～27日に行われた米比合同演習「バリカタン」では南沙諸島に近い海域や島が演習区域とされ、初めて自衛隊から佐官級3名が災害救助の指揮所演習に参加したほか、豪、韓、インドネシアも初参加した。

日本に求められるのは、「米中軍事対立」の構造を所与のものとして中国に対抗する「日米同盟の深化」を図るのではなく、外交的対話を基調として協調的な安全保障を目指すことである。

※資料2-6（280ページ）に「提言」部分の全訳。

A4. 米軍の「アジア太平洋重視」、見えない全体像

2012年1月5日、米国政府は新しい国防戦略指針を発表し、アジア太平洋地域へと米軍戦力を「リバランス」(バランスを調整)する方針を明確にした※。また、従来からの大規模「駐留」ではなく「ローテーションと演習」によって米軍プレゼンスを維持・拡大し、同盟国に対してさらなるコストと責任の分担を求める方針を打ち出した。

※キーワードA5(62ページ)、資料2-5(278ページ)。

12年6月2日、英国の「国際戦略研究所」(IISS)が主催した第11回「アジア安全保障会議」(シャングリ・ラ対話、シンガポール)で演説したパネッタ米国防長官(当時)は、あらためて「リバランス」の必要性を強調し、アジア各国とのパートナーシップを深化させると述べた。2020年までに海軍戦力の6割をアジア太平洋地域に振り向ける意向も明らかにした※。

※資料2-7(283ページ)。

アジア太平洋の米軍再編に関して、具体的には次のような動きが顕在化した※。

※データシート3(60ページ)。

第1に、在沖米海兵隊を大規模にグアムに移転する計画を撤回し、沖縄・グアム・ハワイ・豪州のそれぞれに海兵隊空地任務部隊(MAGTF)を設置する方針へと転換した。沖縄からの移転規模は約1万人で、グアムへ4800人、ハワイへ2700人、豪州へ2500人などが移転することになっている※。また、12年4月27日の日米安全保障協議委員会(2プラス2)では、グアム及び北マリアナ自治領において自衛隊・米軍が共同利用する訓練場の整備を検討することも発表された※。豪州へはすでに、12年4月から9月にかけて第3海兵連隊(ハワイ)所属の約200人が前方展開されている。

※米シンクタンク「戦略国際研究所」(CSIS)の報告書『アジア太平洋地域における米軍態勢戦略』(12年8月)による数値。『2012会計年度米国防認可法』(公法112-81)第346節は、米太平洋軍の管掌地域における米軍態勢に関する独立した評価を行うことを米国防総省に義務づけた。http://csis.org/publication/pacom-force-posture-review

※キーワードD3(138ページ)。

しかし、海兵隊再編には課題が山積している。グアムについては、射撃訓練場の場所選定に地元から強い反対論があり、11年9月にすでに終了していた環境アセスの「補足環境影響評価」(SEIS)が行われることが12年2月9日に公告された※。15年には終了する予定である。また、グアムへの移転規模や部隊構成が大きく変更されたため、施設やインフラの配置計画を大幅に書き換える必要もある。グアム・北マリアナ諸島における訓練場整備についても、日本と米国がどの程度の割合で費用負担するかは決まっていない。

※米国官報、Vol.77, No.27, February 9, 2012.

ハワイについては、具体的な移駐先が決まっておらず、場所が選定されても、環境影響評価の完了は早くて18年頃と見られている。豪州についても、具体的な配備地や費用負担に関する米豪協議はまだ完了しておらず、予断を許さない※。さらに、新しい態勢をサポートする輸送力が確保されていないという根本的な問題も残されている。

※これらの問題については、米政府説明責任局(GAO)による報告書『太平洋における海兵隊再編の参考になるより信頼性のあるコスト見積もりとさらなる計画が必要』(13年6月)で指摘されている。www.gao.gov/products/GAO-13-360

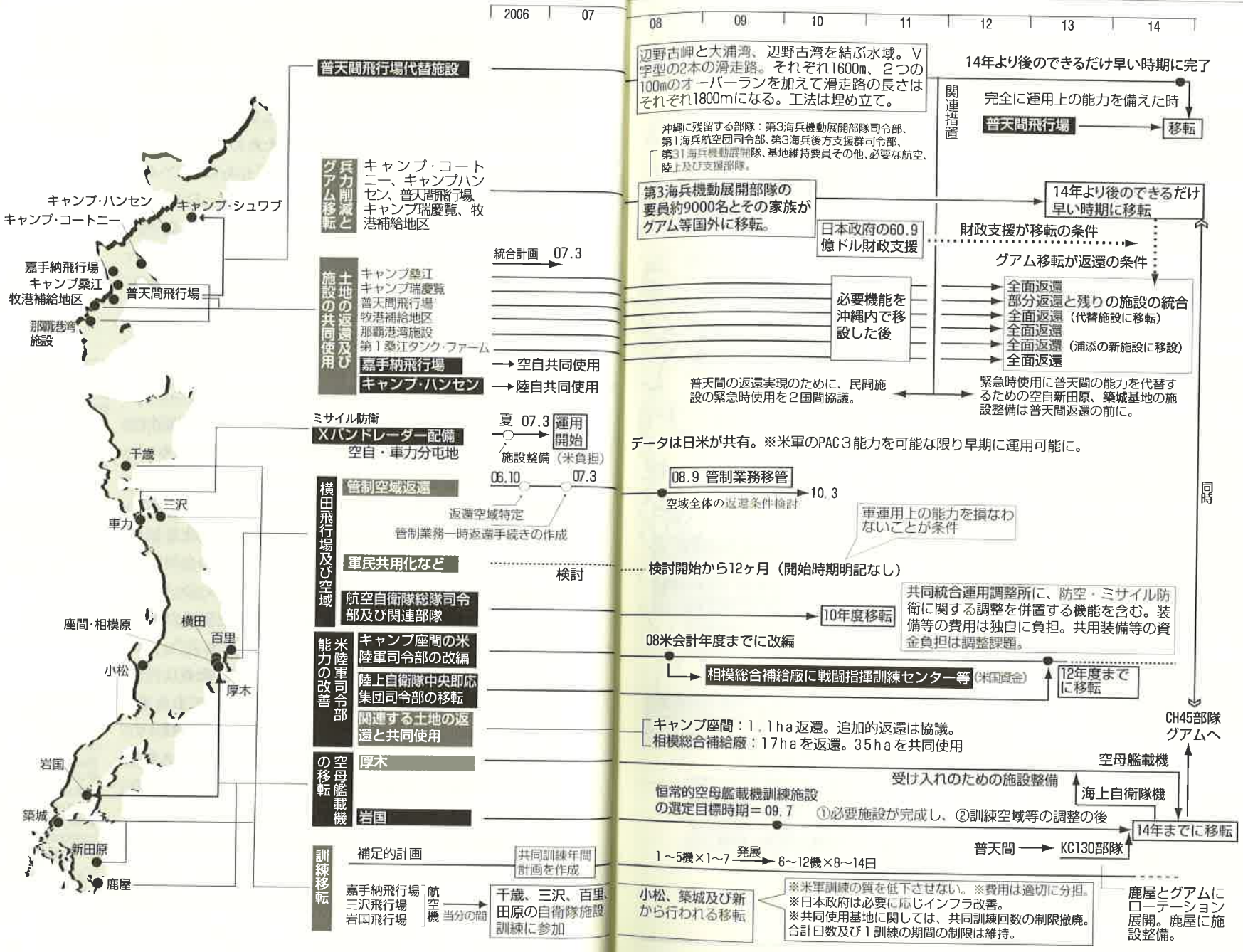
第2に、既存の米同盟国であるフィリピンやタイ以外の東南アジア・オセアニア諸国との協力も拡大している。シンガポールには米沿岸戦闘艦(LCS)を前方配備する方針が明らかにされている※。ベトナムとは12年6月に安保協力の拡大に合意し、カムラン湾への米艦船寄港強化などが目指されている。インドネシアは国軍を米軍との合同演習に頻繁に参加させ、さらなる協力強化を図っている。また、米・ニュージーランド両国も12年6月19日に防衛協力拡大を宣言し、海洋安保で連携する方針を明らかにした※。

※13年4月18日には、チャンギ海軍基地への初の前進配備となる「フリーダム」号がシンガポールに到着した。

※キーワードC8(130ページ)。

このように個別の動きが先行する中で、国防総省はアジア太平洋米軍再編の青写真を依然として提示しておらず、上記の個別動向が全体としてどう有機的に統合されるのかはっきりとしていない。米軍は2014年を目標にアフガニスタンからの撤退を予定しており、その前後から本格的な米軍再編論議が再開されるものと思われる。事態は流動的であり、米軍プレゼンスを縮小させる好機でもある。

2. 再編実施のための日米ロードマップ



3. アジア太平洋における米軍再編マップ

2012年1月に公表された米国の新しい国防戦略指針では、中東とともにアジア太平洋を戦略的重要性の高い地域として、「ローテーションと演習」によって米軍プレゼンスを維持し拡大する方針を打ち出した[1]。

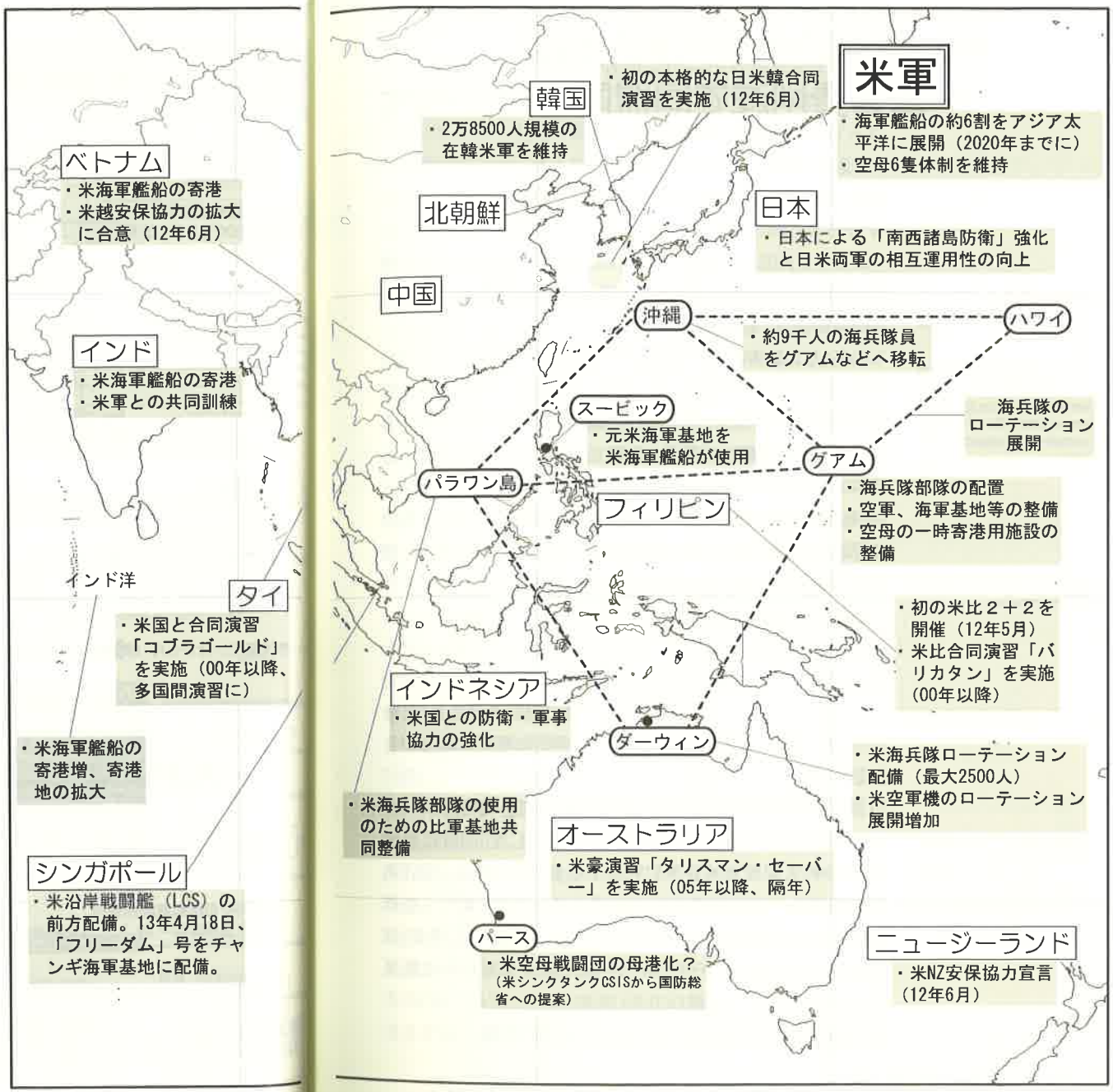
これを受けた12年6月には、パネッタ国防長官が第11回「アジア安全保障会議」(シャングリ・ラ対話。シンガポールで開催)での演説で、日韓をはじめとする地域の同盟国、友好国との連携強化を打ち出し、アジア太平洋地域に米海軍戦力の6割を振り向けること、演習の回数と規模、米艦船の寄港地と寄港回数の拡大などの方策を示した[2]。

すでに、米国とアジア諸国との間で、米軍のアクセス拡大のための基地使用や整備に関する協議や合同軍事演習が活発化している[3]。

日米間でも12年4月の日米安全保障協議会(2+2)の共同発表で、沖縄からの海兵隊員9000人の国外移転などとともに、日本による「動的防衛力」や「南西諸島防衛」の強化とグアム移転への財政的貢献を再確認した[4]。

グアムを軍事拠点として整備し、海兵隊を含む米軍部隊のローテーション展開と軍事演習によってプレゼンスを確保しようとする米軍再編に日本も深く組み込まれている。

注
1 資料2-5(278ページ)に抜粋訳。
2 資料2-7(283ページ)に抜粋訳。
3 各国との動向についての詳細は、『核兵器・核実験モニター』第410号(12年10月15日)の連載を参照。
4 同第401-2号(12年6月15日)参照。



A5. 米国の新国防戦略指針 ―軍事費削減で同盟国の負担増大

2012年1月5日、米国は「合衆国のグローバルな指導力を持続する―21世紀の国防における優先課題」と題された新しい国防戦略指針※を発表した。

※資料2-5(278ページ)に抜粋訳。

10年4月13日の演説※で、オバマ大統領は、今後12年間で4兆ドルの財政赤字を削減するためには、「変化しつつある世界における米国の任務、能力及び役割の根本的見直し」が必要であるとし、見直しが完了した暁にはそれを「予算に関する具体的な決定」に反映させるとの考えを示した。

※ジョージワシントン大学における「財政政策に関する演説」。www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/04/13/remarks-president-fiscal-policy

「新戦略指針」は、テロや大量破壊兵器の拡散といった焦眉の課題に対処するための、防衛、外交、開発、国土安全保障、情報などを「バランスさせ統合」した「全政府的アプローチ」※の必要性を強調した。

※本イアブック12年版・特別記事2(41ページ)。

「新戦略指針」は、東アジアからインド洋にいたるアジア太平洋、そして中東を最も戦略的重要性の高い地域であるとした上で、10項目の「合衆国軍の基本的任務」を示した。とりわけ、次の3つの能力に焦点を当て、世界的な態勢見直しが目指されている。

(1)「2正面作戦」対処から「1正面作戦+1抑止・撃破」へ

2010年QDR(4年毎の国防見直し)※が示した「同時に生起する2つの大規模地域紛争に対処する能力」に代わって、「ある地域における大規模作戦に従事する一方で、もう一つの地域において侵略の機会を伺う者を抑止・撃破する能力」が目指される。QDRからわずか2年経たないで行われた重要な変更である。

※用語の説明「4年ごとの国防見直し(QDR)」(220ページ)。

(2)接近阻止・領域拒否環境における効果的作戦

「新戦略指針」は、中国※とイランを名指しにし、両国の態勢に対抗して行動の自由を確保することを、最大限追求すると強調した。この作戦で採用されるのは、統合参謀本部の「統合作戦アクセス概念」(JOAC)である。JOACは海、空、宇宙、サイバー空間を舞台に同盟国を巻き込んで実行される。「新戦略指針」はこの作戦概念を支える「潜水作戦能力、新型ステルス爆撃機の開発、ミサイル防衛の改良、宇宙の重要軍事施設の抗堪性、有効性の向上」などの分野への投資を継続するとも述べている。

※キーワードA3(54ページ)。

(3)「駐留」でなく「ローテーションと演習」によるプレゼンス

「新戦略指針」は大規模部隊の長期駐留に代えて「ローテーション配備と2国間及び多国間演習の実施によるプレゼンス」を重視している。また、軍の規模と構成は、次の4つの任務の要請によって決定されるとした。①対テロ及び非正規戦闘、②侵略の抑止と撃破、②安全で防護され、効果的な核抑止、④本土防衛と文民機関への支援。

12年1月26日の記者会見において、パネッタ国防長官(当時)は、陸軍(56万2千人)を7万2千人、海兵隊(20万2千人)を2万人削減する一方、特殊部隊の増強や国内基地閉鎖の新プロセスの開始等を含む予算要求の骨格を明らかにした。パネッタ長官は、同年6月2日の「アジア安全保障会議」(シャングリ・ラ対話)において、改めて「リバランス」(バランスの調整)の必要性を強調した※。

※キーワードA4(56ページ)。

米国は、「新戦略指針」に基づき、軍事費を削減しながら「抑止力と世界的リーダーシップ」を維持するために、同盟国の「責任分担」と「財政負担」、また同盟国軍と米軍の「相互運用」の拡大を、日本にも求めてきている。12年2月8日の日米「共同報道発表」※において、日本はアジア太平洋の戦略見直しに関する「米国のイニシャチブを歓迎」し、「新戦略指針」をアジア太平洋地域の平和と安全の維持のための「日米共通のビジョン」の礎石としてゆくとの意志を表明した。日本の「責任分担」、「相互運用」強化の議論が今後いっそう高まるであろう。

※外務省HPに原文と仮訳。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/jpr_120209.html

A6. 日本、北「衛星発射」をMDの合理化に利用

ミサイル防衛

2012年4月13日、北朝鮮北西部の黄海に面する鉄山(チョルサン)郡東倉里(トンチャンリ)の西海(ソヘ)発射場から発射された宇宙発射体(SLV)は、ソウルから165km西方の海上に落下し、打ち上げは初期段階での不具合によって失敗に終わった。1998年、06年、09年に続き、北朝鮮のSLV発射失敗は四度目になる。

今回の発射について、北朝鮮は早くから「衛星打ち上げ」を予告し、国際海事機構に落下区域(韓国南方の全羅道西方沖合、フィリピン・ルソン島の東方沖合の一部海域)などの情報提供を行った。4月9日には国外の専門家、メディアを西海発射場に招き、「銀河(ウナ)3号」と命名されたSLVと、搭載する衛星「光明星(カンミョンソン)3号」を公開した。これは透明性を強調するとともに、平和目的の衛星打ち上げであることを強く印象づけることを目的としたものであった。

しかし、日本政府は、これを国連安保理決議に違反する弾道ミサイルの発射であると断定し、その中止を求めた。同時に発射に備えて、3月30日、自衛隊法第82条の3第3項により「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発した。具体的にはPAC3※部隊を沖縄本島2か所(那覇、知念)、石垣島、宮古島に、首都防衛の観点から首都圏に3か所(朝霞、市ヶ谷、習志野)配置して落下物の迎撃態勢をとった。同時にSM-3※搭載イージス艦を日本海に1隻、東シナ海に2隻展開した※。政府自身が、「北朝鮮が設定した落下区域等を考慮すると、我が国領域内に落下するケースは、通常は起こらないと考えて」いるにもかかわらず、首都圏までにも配置したことは、あまりにも過剰である。これは、主として国内向けに自衛隊のミサイル防衛(MD)態勢の必要性を印象づけ、市民の抵抗感を払拭し、同時に部隊の訓練を意図したものと考えられる。

※用語の説明「PAC3」(220ページ)。

※用語の説明「イージス・システム」(218ページ)、「SM3」(220ページ)。

※防衛省「「人工衛星」と称するミサイルの発射に係る自衛隊の対応について」(12年3月30日)。

更に12年12月12日、北朝鮮は、宇宙発射体の地球周回軌道への投入に成功したと発表した。この時もまた、日本政府は、国連安保理決議に違反するとして非難する一方で、12月7日、防衛省は、弾道ミサイル等に対する破壊措置命令※を出し、4月と同様にPAC3部隊、及びSM3装備のイージス艦3隻を展開させた。

※「防衛大臣会見概要」2012年12月7日。

このように北朝鮮の衛星発射に対抗して、自衛隊がPAC3やイージス艦を展開するようになったのは09年4月5日からである。この時、初めて自衛隊法第82条に基づく破壊措置命令を出し、PAC3とイージス艦を展開させている。2012年の春と冬の2回にわたる北朝鮮の衛星発射に対抗したMD体制の運用拡大は、その延長上にある。

日本のMDシステムは、イージス艦搭載の短・中距離弾道ミサイル迎撃用SM3と、短距離ミサイルを地上の半径数十キロ範囲において対処するPAC3の2層構造※を有している。両者ともに、北朝鮮が発射したような長距離飛翔体を迎撃する能力はない。北朝鮮の衛星発射のたびに繰り返される大げさな対応は、MDシステムの効用を宣伝する格好の機会とみなし、MD体制強化を目論んでいるように見られても仕方ない。最近は、失敗したロケットの破片からの防衛を口実としているが、同じコースで打ち上げ、実際に失敗を重ねた韓国のロケットの発射には全く対応していない。

※データシート4(66ページ)。

また毎回、防衛省の関係者が先島諸島を訪問し、自治体との接触を重ねている。中国の脅威への対処を名目に南西諸島への自衛隊配備を目論んでいる中で、自衛隊に関わる既成事実の蓄積による地元への浸透に目的があるようにも見える。日本政府がなすべきことは、能力の実証されていないMDシステムを過剰に評価し依存することではなく、むしろ北東アジアにおけるミサイル管理・軍縮をめざすことであろう。

4. 日本のミサイル防衛関連施設・部隊

無印:自衛隊　米:在日米軍　日米:日米共同使用

◆航空自衛隊のPAC3で、(　)は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。
1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:
ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、
ICC(情報調整装置)1、アンテナマスト2



注

※06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動をピースデポが分析した結果判明した、当時の作戦区域。命名はピースデポによる。(詳細はピースデポHP参照)

※※統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼動開始。

今後の配備計画(自衛隊)

- **改良型パトリオットミサイル(PAC3)**
  航空自衛隊の第3高射群(青森)、第6高射群(青森、北海道)に追加配備。
- **スタンダードミサイル(SM3)**
  海上自衛隊のイージス艦「あたご」(舞鶴)、「あしがら」(佐世保)に搭載。

→用語の説明「PAC3」、「SM3」(220ページ)

以下の記載からのまとめ:
- 新「防衛大綱」(11年度以降「おおむね10年まで」)
- 「中期防衛力整備計画」(11～15年度):ともに10年12月閣議決定。

A7. 官民で強まる対北朝鮮排外主義
――教育現場にも波及

近年の日本社会では、北朝鮮や韓国、中国などを念頭に置いたヘイトスピーチ(差別的憎悪表現・発言)が見られるようになってきた。インターネット上の差別的な発言だけではなく、在日朝鮮人が多く住む地区での排外主義的なデモも増え、これに対抗する市民との街頭での衝突も多発している※。

※13年6月16日には、東京の新大久保駅周辺で行われた在日朝鮮人排除を訴えるデモで、「在日特権を許さない市民の会」(在特会)会長ら4人と対立グループ4人の計8人が暴行容疑で現行犯逮捕される事態が発生した。

また、こうした草の根の排外主義と時を同じくして、政府や自治体といった「官」の動きが強まっている。2012年においてとりわけ焦点となったのは、在日朝鮮人の教育をめぐる問題であった。

09年9月、高等教育の無償化をマニフェストに掲げた民主党が政権の座に就き、翌10年から授業料の無償化が開始された。ところが、朝鮮高級学校は学校教育法第1条でいう「高等学校」ではなく「各種学校」の扱いになっているため、無償化の対象にするかどうかの審査が必要となった。審査手続きは10年11月の北朝鮮による韓国・延坪島砲撃を受けて一時停止したが、11年8月29日に菅直人首相(当時)が「砲撃事件前の状態に戻った」として手続き再開を文科相に指示していた。

しかし、12年12月に政権に返り咲いた自公連立内閣は朝鮮学校を無償化の対象から外す方針を採る。文部科学省は12月28日にこれを正式決定し、パブリック・コメント募集の期間を経て、13年2月20日、朝鮮高級学校を高校授業料の無償化適用外とする改正省令を施行した。不指定となったのは10都道府県の10校で生徒数は1700～1800人である。無償化適用の場合、授業料分として年約2億数千万円の就学支援金が支給されるはずだった。

下村博文文科相は、この決定の理由について、朝鮮学校が朝鮮総連と密接な関係にあることを主な理由として挙げつつ、「拉致や核、ミサイルの問題を解決し国交正常化に努力してほしいというメッセージにもなる」と述べている(12年12月28日の記者会見)※。

※「毎日新聞」12年12月29日。

他方、こうした政府の動きと連動しながら、地方自治体による朝鮮学校を対象とした独自補助金カットの動きが相次いでいる。都道府県レベルでは、10年度・11年度に補助金を計上する一方で、実際の支給を法的根拠なく「凍結」した東京都が先駆けとなった。また、大阪府の橋下徹知事(当時)は、11年度補正予算の執行に関して、朝鮮学校の教室から金正日総書記(当時)の肖像画を撤去する、朝鮮総連との関係を断ち切るなど独自の4要件を定めた。そして、次の松井一郎知事は、要件を満たさないとして支給を見送る決定を下した(12年3月19日)。橋下氏が市長となっていた大阪市もこれに倣い、11年度補正予算分の不支給を決めた。

朝鮮学校は全国27都道府県(休校中の奈良県を除く)にあるが、12年度は4都府県、13年度は8都府県(宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、広島、山口)が補助金を予算計上しておらず※、財政基盤の弱い朝鮮学校にとっては大きな打撃となっている。

※「産経新聞」13年4月14日。

官民が事実上連携する形でのこうした排外主義的な雰囲気の醸成は、北東アジアの対話の促進、諸問題の解決の糸口を見つけるという目標に対する障害以外の何ものでもない。

A8. 北東アジア非核兵器地帯 ―自治体、国会議員に拡がる支持

2012年3月29日、田上富久長崎市長が、北東アジア非核兵器地帯を求める自治体首長らの署名簿を山口壮外務副大臣(当時)に提出した。署名は国内289名の自治体首長と、平和市長会議※、日本非核宣言自治体協議会※の2団体が賛同したものである。山口副大臣は、「核兵器のない世界へ向けての方法はいろいろあると思う。非核地帯化もその一つだと思うので検討したい」※と述べた。

※キーワードE2(166ページ)。

※キーワードE1(164ページ)。

※『西日本新聞』12年3月30日。

この自治体首長による署名は、2009年3月、ピースデポを中心とした日韓NGO4団体※が、同年5月にニューヨークで開催された2010年NPT再検討会議第3回準備委員会に向けて国際的な世論を作るために呼びかけたのをきっかけに始まった。

※日本:ピースデポ、ピースボート、韓国:平和ネットワーク、参与連帯の4団体。

署名は、まず、北東アジア非核兵器地帯は、「『核兵器のない世界』に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシャチブで」あるとする。その「現実的な一つの形として『3+3』の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持して安全の保証を与えるというものです」としている。

この署名への支持は、12年を通して自治体首長の中で広がった。12年12月末までに自治体首長の賛同は409人に倍増した※。これは、日本非核宣言自治体協議会(会長:田上富久長崎市長)及び平和市長会議(会長:松井一實広島市長)の協力によって得られた成果である。この時点において広島、長崎、沖縄などの12県※では10人を超える首長の賛同が得られている。この中には広島市、長崎市をはじめとする県庁所在地が13市※、また京都市、川崎市、広島市という人口100万人を超える3つの市が含まれる。

※データシート5(72ページ)。13年10月31日現在、532名。

※10人を越える賛同がある県は、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、奈良県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県の12県。

※県庁所在地は、水戸市、新潟市、京都市、奈良市、鳥取市、広島市、山口市、高松市、高知市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、那覇市の13市。

一方、核軍縮を政策に反映させるための国会議員による国際ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」の日本支部である超党派の議員連盟「PNND日本」は、非核兵器地帯構想の推進のために、12年3月、「『北東アジア非核兵器地帯』促進ワーキング・チーム」(座長:平岡秀夫衆議院議員(当時))を発足させ、5月に「趣意書」を公表した※。同文書は、「北東アジア非核兵器地帯設立への努力は、北朝鮮の非核化を促す新しい方策となることは勿論のこと、日本、韓国など北東アジアの関係国に核兵器に依存しない安全保障への道筋を提供する」ものであるとし、更に「この努力は、『核兵器のない世界』に向けた国際的気運を高め、北東アジア地域の安定と平和のために緊急で時宜を得たイニシャチブ」となるとしている※。ワーキングチームは、12年8月27~30日にカザフスタンで開催されたPNND総会に条約の骨子案を発表した※。

※資料2-9(287ページ)。

※第1回勉強会の呼びかけ人には、以下のメンバーが名を連ねている。平岡秀夫(衆・民主(当時))、稲見哲男(衆・民主(当時))、河野太郎(衆・自民)、赤松正雄(衆・公明)、浜田昌良(参・公明)、福島みずほ(参・社民)、井上哲史(参・共産)、川田龍平(参・みんな)。

※キーワードE3(168ページ)。資料2-10(287ページ)。

日本政府は、これまで北東アジアにおいては北朝鮮の姿勢のために、非核兵器地帯を持ち出す環境にないとの基本姿勢を崩していない。しかし、12年4月5日の参議員予算委員会で、岡田克也副総理(当時)は、「08年8月8日に、北東アジア非核兵器地帯の条約案を発表したところでございます。これは是非実現したいと思います」と明言した。更に「これは核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だというふうに思っております」と答弁した※。国会の委員会審議で閣僚がこのような答弁を行ったことは、従来の政府見解を越える画期的なことである。

※資料2-8(286ページ)。

データシート

5. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 13年4月1日現在

●署名文

北東アジアの非核兵器地帯化を支持します

私たちは、北東アジアに非核兵器地帯を設立するための努力を支持します。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシャティブです。

北東アジア非核兵器地帯を設立するという目標を掲げることは、現在行われている韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、中国、ロシア、米国による「6か国協議」に新しい積極的な次元をもたらすでしょう。6か国協議が掲げている「朝鮮半島の検証可能な非核化」(6か国共同声明。05年9月19日)という目標がより大きなビジョンの下に置かれるからです。

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく、とりわけ安全保障を核の傘に依存している国を含む全ての国の責務です。そのためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策に移行する道を追求する責任があります。北東アジア非核兵器地帯は、日本、韓国など北東アジアの関係国にこのような道筋を提供することになります。

北東アジア非核兵器地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持して安全の保証を与えるというものです。この形は1992年の「朝鮮半島の非核化南北共同宣言」と日本の非核三原則を基礎にできる利点があります。

私たちは、世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家の皆さん、市民団体及び個人の皆さんが、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかけます。

(呼びかけ)日本:ピースデポ、ピースボート
韓国:平和ネットワーク、参与連帯

●自治体関係団体の賛同(2団体)

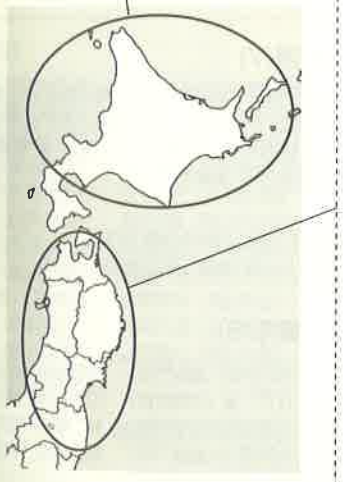
平和市長会議　　日本非核宣言自治体協議会

●自治体首長の賛同(409名)

(首長氏名は賛同した時点のもの。)

【北海道】(36)

安久津勝彦(足寄町長)	工藤　広(稚内市長)	鈴木直道(夕張市長)	西川将人(旭川市長)
伊藤喜代志(比布町長)	小谷毎彦(北見市長)	高薄　渡(清水町長)	福島世二(倶知安町長)
蝦名大也(釧路市長)	小林康雄(士幌町長)	高橋定敏(留萌市長)	伏見悦夫(大樹町長)
小笠原春一(登別市長)	坂下一幸(様似市長)	高橋正夫(本別町長)	本間順司(古平町長)
岡田和夫(幕別町長)	佐々木智雄(剣淵町長)	竹中　貢(上士幌町長)	牧野勇司(士別市長)
勝井勝丸(池田町長)	佐藤多一(津別町長)	田村光義(中札内村長)	村瀬　優(広尾町長)
菊池一春(訓子府町長)	佐藤広高(釧路町長)	中宮安一(七飯町長)	米沢則寿(帯広市長)
清澤茂宏(芦別市長)	佐藤芳治(上川町長)	中村　博(占冠村長)	高橋貞光(せたな町長)
工藤壽樹(函館市長)	嶋　保(余市町長)	新村卓実(奥尻町長)	髙橋幹夫(美唄市長)



【東北】(30)

青森(2)
小山田久(十和田市長)
平山誠敏(五所川原市長)

秋田(7)
五十嵐忠悦(横手市長)
門脇光浩(仙北市長)
栗林次美(大仙市長)
齊藤滋宣(能代市長)
齋藤光喜(湯沢市長)
長谷部　誠(由利本荘市長)
横山忠長(にかほ市長)

岩手(5)
菅原正義(平泉町長)
髙橋敏彦(北上市長)
水上信宏(洋野町長)
山内隆文(久慈市長)
山本正徳(宮古市長)

山形(4)
内谷重治(長井市長)
佐藤　清(村山市長)
佐藤誠七(白鷹町長)
安部三十朗(米沢市長)

宮城(6)
伊藤拓哉(色麻町長)
大友喜助(角田市長)
齋藤邦男(亘理町長)
佐々木功悦(美里町長)
滝口　茂(柴田町長)
布施孝尚(登米市長)

福島(6)
井関庄一(柳津町長)
宍戸良三(小野町長)
桜井勝延(南相馬市長)
鈴木義孝(三春町長)
佐藤　力(国見町長)
高橋宣博(桑折町長)

5. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名（続き）

13年4月1日現在

（首長氏名は賛同した時点のもの。）

【近畿】（48）

京都（7）

井上正嗣（宮津市長）
太田貴美（与謝野町長）
門川大作（京都市長）
寺尾富爾（京丹波町長）
中山　泰（京丹後市長）
松山正治（福知山市長）
山崎善也（綾部市長）

滋賀（5）

泉　峰一（米原市長）
西澤久夫（東近江市長）
橋川　渉（草津市長）
藤澤直広（日野町長）
宮本和宏（守山市長）

奈良（13）

岩﨑万勉（平群町長）
太田好紀（五條市長）
小城利重（斑鳩町長）
竹内幹郎（宇陀市長）
仲川げん（奈良市長）
西本安博（安堵町長）
東川　裕（御所市長）
平岡　仁（広陵町長）
松井正剛（桜井市長）
南　佳策（天理市長）
森　宏範（三郷町長）
山下　真（生駒市長）
吉田誠克（大和高田市長）

兵庫（4）

酒井隆明（篠山市長）
嶋田雅義（福崎町長）
中川智子（宝塚市長）
山中　健（芦屋市長）

大阪（7）

岡本泰明（柏原市長）
神谷　昇（泉大津市長）
竹内　脩（枚方市長）
田中誠太（八尾市長）
馬場好弘（寝屋川市長）
福山敏博（阪南市長）
吉田友好（大阪狭山市長）

三重（4）

岩田昭人（尾鷲市長）
尾上武義（大台町長）
亀井利克（名張市長）
田代兼二朗（朝日町長）

和歌山（3）

井本泰造（かつらぎ町長）
小出隆道（上富田町長）
田嶋勝正（串本町長）

【中部】（70）

石川（2）

粟　貴章（野々市町長）
武元文平（七尾市長）

新潟（7）

大平悦子（魚沼市長）
会田　洋（柏崎市長）
上村清隆（湯沢町長）
篠田　昭（新潟市長）
関口芳史（十日町市長）
谷井靖夫（小千谷市長）
二階堂　馨（新発田市長）

福井（1）

奈良俊幸（越前市長）

富山（4）

桜井森夫（小矢部市長）
澤﨑義敬（魚津市長）
脇　四計夫（朝日町長）
堀内康男（黒部市長）

岐阜（8）

石川道政（美濃市長）
岡崎和夫（池田町長）
林　宏優（山県市長）
日置敏明（郡上市長）
藤原　勉（本巣市長）
堀　孝正（瑞穂市長）
水野光二（瑞浪市長）
室戸英夫（北方町長）

愛知（9）

石川英明（豊明市長）
江戸　満（扶桑町長）
大野紀明（稲沢市長）
片岡恵一（岩倉市長）
神谷明彦（東浦町長）
榊原純夫（半田市長）
田中志典（犬山市長）
林　郁夫（知立市長）
籾山芳輝（武豊町長）

長野（23）

青木　悟（下諏訪町長）
足立正則（飯山市長）
井出玄明（北相木村長）
今井竜五（岡谷市長）
牛越　徹（大町市長）
太田紘熙（白馬村長）
菊池毅彦（南相木村長）
熊谷元尋（高森町長）
近藤清一郎（千曲市長）
清水　澄（原村長）
下平喜隆（豊丘村長）
白鳥　孝（伊那市長）
菅谷　昭（松本市長）
杉本幸治（駒ヶ根市長）
竹節義孝（山ノ内町長）
田上正男（上松町長）
田中勝巳（木曽町長）
富井俊雄（野沢温泉村長）
藤澤泰彦（生坂村長）
藤巻　進（軽井沢町長）
牧野光郎（飯田市長）
松本久志（小谷村長）
山田勝文（諏訪市長）

【関東】（64）

群馬（7）

阿久津貞司（渋川市長）
岡田義弘（安中市長）
岡野光利（富岡市長）
千明金造（片品村長）
富岡賢治（高崎市長）
星野巳喜雄（沼田市長）
安樂岡一雄（館林市長）

栃木（6）

市村　隆（岩舟町長）
大豆生田　実（足利市長）
斎藤文夫（日光市長）
津久井富雄（大田原市長）
豊田征夫（芳賀町長）
真瀬宏子（野木町長）

茨城（11）

阿久津藤男（城里町長）
海野　徹（那珂市長）
大久保太一（常陸太田市長）
小林宜夫（茨城町長）
島田穣一（小美玉市長）
高橋　靖（水戸市長）
中島　栄（美浦村長）
中山一生（龍ヶ崎市長）
保立一男（神栖市長）
村上達也（東海村長）
吉原英一（坂東市長）

埼玉（4）

石津賢治（北本市長）
川合善明（川越市長）
久喜邦康（秩父市長）
小島　進（深谷市長）

千葉（20）

井崎義治（流山市長）
伊澤史夫（白井市長）
石井俊雄（長生村長）
岩田利雄（東庄町長）
太田　洋（いすみ市長）
金坂昌典（大網白里町長）
北村新司（八街市長）
小泉一成（成田市長）
齊藤　隆（横芝光町長）
佐渡　斉（四街道市長）
猿田寿男（勝浦市長）
椎名千収（山武市長）
志賀直温（東金市長）
菅澤英毅（多古町長）
玉川孫一郎（一宮町長）
根本　崇（野田市長）
星野順一郎（我孫子市長）
水越勇雄（木更津市長）
蕨　和雄（佐倉市長）
山崎山洋（印西市長）

東京（4）

小林正則（小平市長）
馬場一彦（東久留米市長）
邑上守正（武蔵野市長）
矢野　裕（狛江市長）

神奈川（12）

青木　健（真鶴町長）
阿部孝夫（川崎市長）
鈴木恒夫（藤沢市長）
大矢明夫（清川村長）
落合克宏（平塚市長）
加藤憲一（小田原市長）
加藤修平（南足柄市長）
中﨑久雄（大磯町長）
服部信明（茅ヶ崎市長）
平井竜一（逗子市長）
古谷義幸（秦野市長）
山口昇士（箱根町長）

山梨（7）

石田壽一（西桂町長）
志村　学（富士川町長）
角野幹男（昭和町長）
田中久雄（中央市長）
中込博文（南アルプス市長）
堀内　茂（富士吉田市長）
望月仁司（身延町長）

静岡（9）

栗原裕康（沼津市長）
齊藤　栄（熱海市長）
清水　泰（焼津市長）
鈴木　尚（富士市長）
須藤秀忠（富士宮市長）
佃　弘巳（伊東市長）
豊岡武士（三島市長）
松井三郎（掛川市長）
若林洋平（御殿場市長）

データシート

5. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名（続き）

13年4月1日現在

（首長氏名は賛同した時点のもの。）

【九州】（80）

佐賀（4）

江頭正則（吉野ヶ里町長）
田代正昭（有田町長）
谷口太一郎（嬉野市長）
樋渡啓祐（武雄市長）

長崎（19）

一瀬政太（波佐見町長）
井上俊昭（新上五島町長）
奥村槇太郎（雲仙市長）
黒田成彦（平戸市長）
財部能成（対馬市長）
田上富久（長崎市長）
田中隆一（西海市長）
友広郁洋（松浦市長）
中尾郁子（五島市長）
西　浩三（小値賀町長）
葉山友昭（長与町長）
平瀬　研（時津町長）
藤原米幸（南島原市長）
古庄　剛（佐々町長）
松本　崇（大村市長）
宮本明雄（諫早市長）
山口文夫（川棚町長）
横田修一郎（島原市長）
渡邉　悟（東彼杵町長）

福岡（16）

有吉哲信（宮若市長）
伊藤信勝（田川市長）
井上利一（桂川町長）
浦田弘二（福智町長）
釜井健介（豊前市長）
齊藤守史（飯塚市長）
篠﨑久義（粕屋町長）
田頭喜久己（筑前町長）
竹下司津男（古賀市長）
中嶋裕史（須恵町長）
平安正和（小郡市長）
松岡　賛（嘉麻市長）
三浦　正（篠栗町長）
三田村統之（八女市長）
南里辰己（志免町長）
八並康一（行橋市長）

大分（6）

是永修治（宇佐市長）
坂本和昭（九重町長）
佐藤陽一（日田市長）
首藤勝次（竹田市長）
橋本祐輔（豊後大野市長）
吉本幸司（津久見市長）

熊本（17）

愛甲一典（あさぎり町長）
荒木義行（合志市長）
北里耕亮（小国町長）
草村大成（高森町長）
髙嵜哲哉（玉名市長）
田嶋章二（苓北町長）
田中信孝（人吉市長）
中嶋憲正（山鹿市長）
長野敏也（南阿蘇村長）
廣瀬親吾（水上村長）
福島和敏（八代市長）
福村三男（菊池市長）
前畑淳治（荒尾市長）
宮本勝彬（水俣市長）
元松茂樹（宇土市長）
森本完一（錦町長）
安田公寛（天草市長）

宮崎（7）

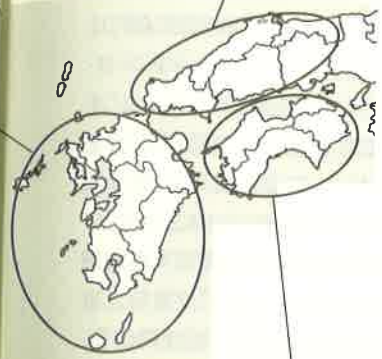
黒木健二（日向市長）
首藤正治（延岡市長）
谷口義幸（日南市長）
戸敷　正（宮崎市長）
長峯　誠（都城市長）
橋田和実（西都市長）
肥後正弘（小林市長）

鹿児島（11）

荒木耕治（屋久島町長）
渋谷俊彦（出水市長）
笹山義弘（姶良市長）
嶋田芳博（鹿屋市長）
霜出勘平（南九州市長）
隅元　新（伊佐市長）
豊留悦男（指宿市長）
長野　力（西之表市長）
前田終止（霧島市長）
元田信有（宇検村長）
森　博幸（鹿児島市長）

【沖縄】（18）

新垣邦男（北中城村長）
安里　猛（宜野湾市長）
石嶺傳實（読谷村長）
稲嶺　進（名護市長）
上原裕常（糸満市長）
上間　明（西原町長）
翁長雄志（那覇市長）
川満栄長（竹富町長）
宜保晴毅（豊見城市長）
儀間光男（浦添市長）
古謝景春（南城市長）
島袋俊夫（うるま市長）
島袋義久（大宜味村長）
城間俊安（南風原町長）
東門美津子（沖縄市長）
中山義隆（石垣市長）
野国昌春（北谷町長）
浜田京介（中城村長）



【中国】（31）

島根（3）

宇津徹男（浜田市長）
近藤宏樹（安来市長）
田中増次（江津市長）

鳥取（3）

竹内　功（鳥取市長）
竹内敏朗（江府町長）
松本昭夫（北栄町長）

広島（18）

入山欣郎（大竹市長）
藏田義雄（東広島市長）
小坂政司（竹原市長）
五藤康之（三原市長）
眞野勝弘（廿日市市長）
高田幸典（大崎上島町長）
滝口季彦（庄原市長）
竹下正彦（北広島町長）
増田和俊（三次市長）
羽田　皓（福山市長）
浜田一義（安芸高田市長）
平谷祐宏（尾道市長）
松井一實（広島市長）
三村裕史（熊野町長）
山岡竟次（海田町長）
山口竟昭（世羅町長）
吉田隆行（坂町長）
和多利義之（府中町長）

岡山（7）

井出紘一郎（真庭市長）
片岡聡一（総社市長）
栗山康彦（浅口市長）
黒田　晋（玉野市長）
高木直矢（笠岡市長）
武久顕也（瀬戸内市長）
西田　孝（勝央町長）

【四国】（32）

愛媛（9）

石橋寛久（宇和島市長）
井原　巧（四国中央市長）
大城一郎（八幡浜市長）
清水　裕（大洲市長）
清水雅文（愛南町長）
髙須賀　功（東温市長）
中村剛志（砥部町長）
中村　佑（伊予市長）
山下和彦（伊方町長）

香川（7）

綾　宏（坂出市長）
新井哲二（丸亀市長）
大西秀人（高松市長）
大山茂樹（さぬき市長）
白川晴司（観音寺市長）
平岡政典（善通寺市長）
藤井秀城（東かがわ市長）

徳島（1）

河野俊明（石井町長）

高知（15）

今西芳彦（本山町長）
大石弘秋（仁淀川町長）
岡崎誠也（高知市長）
門脇槇夫（香美市長）
上治堂司（馬路村長）
小松幹侍（室戸市長）
笹岡豊徳（須崎市長）
塩田　始（いの町長）
杉村章生（土佐清水市長）
田中　全（四万十市長）
戸梶眞幸（日高村長）
橋詰壽人（南国市長）
松本憲治（安芸市長）
矢野富男（梼原町長）
吉岡珍正（越知町長）

A9. 北東アジア非核兵器地帯の「ハルペリン提案」へ共感広がる

※キーワードA1(48ページ)、A2(50ページ)。2013年に入り、第3回核実験とそれに対する安保理制裁決議を経て、北朝鮮は、朝鮮半島非核化共同宣言や朝鮮戦争休戦協定の破棄を相次いで打ち出した。

※共催:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)など。ハルペリン氏の基調論文を含む配布資料、議事録、報告書などは、www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/。第2回ワークショップが、13年6月にソウルで開かれた。

これまでになく高まる朝鮮半島の核危機※。日米韓、国連安保理と北朝鮮(DPRK)の間では「非難・制裁」と「反発・エスカレーション」の負の連鎖が繰り返され、事態解決の糸口は得られていない。このような中で、元米高官のモートン・H・ハルペリン氏(オープンソサエティ財団上級顧問)による「北東アジア包括的平和安全保障協定」が、現状の打開に一石を投じる提案として、NGO、市民社会、自治体関係者、国会議員等の間に共感と議論の輪を広げつつある。12年12月7日～10日、同氏を基調講演者に迎えた「北東アジア非核兵器地帯への包括的アプローチ・第1回ワークショップ」※が長崎と東京で開催された。国内外の研究者、国会議員、自治体関係者、市民が参加し、氏の提案を共有し、議論を深めた。

ハルペリン氏は、6か国協議(DPRK、韓国、日本、中国、ロシア、米国)の行き詰まりの原因は、当事国間の優先事項が食い違っていることにあると指摘する。DPRKの優先事項は米国との敵対関係の終結と関係正常化にある。これに対して、米日韓はDPRKの核能力の解体こそが先であると主張している。このような現状認識に立って氏が提案するのは、「北東アジア安全保障問題の包括的な協定を作り、その中で非核兵器地帯を実現する」という「包括的アプローチ」である。

「包括的な協定」には次の6つの要素が含まれる。

1. 朝鮮半島の戦争状態を終わらせる

朝鮮半島休戦協定(1953年)の署名国(米(厳密には国連軍)、DPRK、中国)と韓国が朝鮮半島の究極的な統一を支持しつつ、「終戦」に合意する。

2. 常設の安全保障協議体をつくる

参加国による協定の諸条項の履行状況を監視する常設機関を設置する。北朝鮮における既存の備蓄核兵器や生産施設の廃棄の監視や、領域内の査察が含まれる。査察は韓国や日本などにも適用される。

3. 相互に敵視しないという宣言を行う

すべての参加国が、お互いを敵視せず、体制の転換を企てるなどの内政干渉を行わないことを宣言する。

4. 核及び他のエネルギー支援を提供する

北朝鮮のエネルギー需要を満たすための必須措置。同国に課されるいかなる規制も、全ての協定参加国に公平に適用される。核燃料サイクル問題を扱う多国間枠組みについても今後議論が必要となろう。

5. 制裁を終結し、新協定下の制度を作る

協定参加国は、他のいずれの参加国に対しても核計画を理由に1国での制裁を発動しないことを誓約する。

6. 北東アジア非核兵器地帯を創設する

韓国、日本、DPRK(場合によってはモンゴルなども)は核兵器の製造、実験、配備等を行わないことを誓約する。DPRKの現存する核物質の備蓄や生産設備は廃棄される。一方、核兵器国は地帯内に核兵器を配備せず、いかなる形でも非核兵器国の違反を支援しないことに加え、地帯内の国家が協定の諸条項を遵守している限り、核兵器の使用や使用の威嚇を行わない「消極的安全保証(NSA)」※を誓約する。

ここで想定されている「非核兵器地帯」は、いわゆる「スリー・プラス・スリー方式」※を基礎とするものである。加えてハルペリン氏は、「包括的協定」は柔軟な発効プロセスをとるべきであり、そこでは日韓両政府が果たすべき役割が大きいと強調している。「ハルペリン提案」は、市民社会のみならず、政策立案者、国会議員を含む多くの人々が共通の認識を深め、北東アジア非核兵器地帯実現を前進させるためのまたとない機会と材料を提供するものと言えよう。

※用語の説明「消極的安全保証」(219ページ)。

※特別記事1(18ページ)。資料3-14(320ページ)にピースデポのモデル条約草案。

B1. 非人道性と中東問題が焦点 ——NPT再検討第2回準備委

核不拡散条約

2013年4月22日～5月2日、2015年核不拡散条約(NPT)※再検討会議に向けた2回目の準備委員会がジュネーブの国連欧州本部で開催された※。106か国の政府代表らが参加し、ルーマニアのコーネル・フェルーツァ大使が議長を務めた。

2週間にわたる会議のハイライトの1つは、2010年NPT再検討会議以来、国際的な関心が高まっている核兵器の非人道性※をめぐる問題であった。4月24日、2012年春の第1回準備委員会※、同年秋の国連総会第1委員会※に続く3度目の共同声明(「核兵器の人道的影響に関する共同声明」)※が署名国を代表した南アフリカにより発表された。

まず注目されたのはその内容である。過去2度の声明がほぼ同一の文面であったことに対し、今回は内容面で大きな変化が見られた。重要な点の1つは、核兵器の「非合法化」の文言が消えたことである。非人道性への焦点化が核兵器禁止条約の議論につながることに抵抗を示す国が多い中、核兵器使用による「壊滅的な人道的結果」のみに焦点をあてることで賛同国の拡大を狙ったものとみられる。

同様の戦略は、3月にオスロで開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議」においてもとられた。核兵器使用の人道的結果に関する科学的知見の共有という目的を明確にしたことで、オスロ会議では127か国の参加が実現した。

共同声明への賛同国数は、声明発表時には74か国、最終的には80か国に拡大した。1度目の16か国、2度目の35か国※と比べると飛躍的な増加といえる。しかし、核兵器禁止条約の交渉の即時開始を求める国連総会決議への賛同国がすでに135ある※ことを考えると、多い数とは言えない。共同声明だけでなく、多くの国が演説のなかで核兵器の非人道性やオスロ会議に言及した。最終日に南アフリカ代表が「(核兵器使用の壊滅的結果が)国際アジェンダとして確固たる地位を築いた」と述べたように、この潮流が国際社会において勢いを増したことは事実であろう。

一方で、声明への賛同が期待されていた核抑止依存の国々に支持は広がらず、NATO加盟国の大多数※や日本、オーストラリア、韓国は今回も賛同を見送った。日本政府は、声明にある「核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっている」の一文の「いかなる状況下においても」が賛同拒否の理由であると説明した※。米国の核の傘に依存する政策との整合性が取れないという意味である。

会議のもう1つのハイライトは、1995年「中東決議」※の履行問題をめぐる行き詰まりであった。

2010年NPT再検討会議の最終文書※は、「中東非核・非大量破壊兵器(WMD)地帯」設立に向けた国際会議の2012年開催を定めており、ファシリテーターに任命されたフィンランドのヤッコ・ラーヤバ国務次官を中心に、12年12月のヘルシンキ会議開催に向けた関係諸国との協議が重ねられていた。しかし13年4月29日、報告に立ったラーヤバ氏は「地域国家のすべてが会議への参加に関する立場を示していない」などを理由に、年内の会議開催の断念を報告した※。

こうした状況を受け、準備委参加国、とりわけアラブ連盟からはイスラエルや米国らを名指しにした強い不満や不信が相次いで表明された。エジプトが会期途中で、それ以後の会議へのボイコットを宣言し席を立ったことはその最たるものであった。

ファシリテーターや多くの国が非WMD地帯設立の意義を改めて訴え、「可能な限り早期」の会議開催を引き続き求めている反面、この問題の解決に向けた決定打は見えず、2015年再検討会議に向けて暗い影を落としている。

※NPTは1968年署名、70年発効。加盟国は脱退表明をしている北朝鮮を含めれば190か国。「再検討会議」は、発効後5年ごとに開催されている。

※会議の連日の動向や分析、主要文書の翻訳については、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の「NPTブログ」(www.recna.nagasaki-u.ac.jp/nptblog/npt2013)を参照。

※キーワードB4(90ページ)。

※資料3-1(293ページ)。

※資料3-2(295ページ)。

※資料3-3(297ページ)。

※オブザーバー国のバチカンを含む。

※データシート7(94ページ)。

※賛同はノルウェー、デンマーク、アイスランド、ルクセンブルグの4か国。3度目に新しく加わったのはルクセンブルグのみ。

※13年10月21日、4度目の声明に対し、日本は初めて賛同した。

※資料1-4(228ページ)。

※資料1-7(236ページ)。

※資料3-4(299ページ)。

B2. 米核政策「大統領指令」への関心が続く

※資料1-10(252ページ)。

※資料1-11(254ページ)。

※ロバート・バーンズ「米国は大幅な核兵器削減を慎重に考慮中」(『AP通信』12年2月14日)。

オバマ大統領は、プラハ演説※を実行に移すための正念場を迎えている。ブッシュ大統領が2002年に出した核兵器に関する大統領指令(PPD)を書き換えて、オバマ大統領自身の核政策指令を起草する過程にあるからである。11年8月に始まったとされるこの作業は、10年4月に公表された「核態勢見直し(NPR)」※の内容を、オバマ大統領が実行に移すために不可欠な基礎作業であり、「NPR実施研究」と呼ばれる。

12年2月14日、AP通信のロバート・バーンズ記者が、「NPR実施研究」過程の一部を暴露した※。情報源は政府関係者2人で、政権内部での検討を暴露するに当たって匿名を条件に話をしたとされている。記事の主要部分は以下のとおりである。

> 「オバマ政権は合衆国核戦力の新たな大幅な削減に対する選択肢を慎重に考量している。その中には配備兵器の80%もの削減が含まれている。」

その上で、3つの具体的選択肢が示された。

> 「最終決定はなされていないが、ある前政府役人とある議会スタッフによれば、オバマ政権は配備された戦略核兵器の総数を、約1000~1100発、約700~800発、約300~400発まで削減する少なくとも3つの選択肢を考慮している。」

この記事は大きな波紋を呼び起こした。とりわけ保守派からオバマ大統領に対する集中攻撃が行われた。米下院軍備委員長バック・マッケノン、同戦略戦力小委員長マイケル・ターナーを含む34名の強硬派共和党議員は「これ以上のいかなる削減も、米国の安全を損なう」と主張する連署の手紙(2月16日付)をオバマ大統領に送った。

※『ニューヨーク・タイムズ』電子版、12年3月11日。

さらに12年3月11日のニューヨーク・タイムズ紙※は、「オバマ大統領とその顧問たちは、保有核兵器と核戦争計画についての10年に1度の研究の最中である」と報じた。

「NPR実施研究」が完了したとき、オバマ大統領はそれを基礎に自らの方針を決定し、PPDを発することになる。これが、オバマ大統領の「核兵器のない世界」への道を具体的に方向づける初めての政策指令となる。

核戦争に関するPPDは、歴代の大統領によって行われてきた。レーガン大統領の「国家安全保障決定指令(NSDD)13」(81年10月)、クリントン大統領の「大統領決定指令(PDD)60」(97年11月)、ブッシュ大統領の「国家安全保障大統領指令(NSPD)10」(01年12月)及び、「NSPD14」(02年6月)である。今回、オバマ大統領が出そうとしている政策指令は、それに続くものとなる。

これらの大統領指令は、その後に続く核戦争計画を策定するための長いプロセスの最初の段階に過ぎない。今回の「NPR実施研究」の開始によって大統領が核攻撃標的の再検討を命じてから核戦争計画が出来上がるまで、過去の例によれば12~18か月を要するという。今回のプロセスが11年8月に始まったとすれば、オバマ大統領の核戦争計画策定には早くても12年夏までかかることになる。

NPR実施研究の作業は継続されたが、12年内に研究は完了しなかった。12年11月の大統領選挙への影響も考慮されたためか、オバマの大統領政策指令に関わる核使用戦略などの公表は政権2期目に持ち越された※。

※13年6月19日、オバマ大統領はベルリンでの演説で、配備戦略核兵器は、AP通信記事で言う3つの選択肢の中で、最も大きい1000発程度まで削減可能であると述べた。同日、国防長官は、「核使用戦略に関する報告」を公表した。

B3. 中東非WMD地帯会議、2012年中に開催できず

大量破壊兵器

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終文書「行動勧告」※で、2012年内に中東の全国家の参加による「中東非核・非大量破壊兵器(WMD)地帯の設立のための会議」(以下「中東会議」)を開催することが合意された。1995年のNPT再検討・延長会議において、NPTの無期限延長が決定されることと引き換えに、中東の非核・非WMD地帯化に関する決議が採択された。「中東会議」は同決議の履行を図るためのものである。

※資料1-7(236ページ)に全訳。

11年10月14日、会議の準備を委任された国連事務総長と米、ロ、英の4者は、会議のファシリテーターにフィンランドのヤッコ・ラーヤバ外務次官を、開催国にフィンランドを選定したと発表し、会議開催に向けて大きく前進した。

ラーヤバ氏は任命直後から、中東諸国と積極的な外交協議を続けた。12年5月の2015年NPT再検討会議第2回準備委員会までに何らかの成果を得るべく、12年3月末時点で延べ約70回の協議を行った※。NPT非加盟であり、中東で唯一の核保有国であるイスラエル当局とも接触している。

※「グローバル・セキュリティ・ニューズワイヤ」12年3月26日。www.nti.org/gsn/article/nuke-free-middle-east-meeting-slated-december-report/

しかし、ラーヤバ氏らの外交努力にも関わらず、12年11月23日、ビクトリア・ヌーランド米国務省報道官が中東会議の年内開催を見送ると発表し、2010年合意の約束は果たされなかった。

中東会議には「中東の全国家による参加」という高いハードルが設けられているが、イスラエルは中東和平の実現が先であるとして、会議参加に消極的な態度をとりつづけている。たとえば、イスラエル外務省のパルマー報道官は、「この会議を開催するとの決定が2010年5月になされた際、控えめに言っても、中東はまったく違った場所だった」と述べ、イラン核問題や「アラブの春」など、中東情勢の劇的変化ゆえにイスラエルが中東会議に参加できなくなっているとの見方を示した※。またイスラエルは、中東会議が同国を非難する場になることへの警戒感が強い。イスラエル議会のリブリン議長は、「反イスラエル的なプロパガンダの場とならないのであれば、いかなる会議にも参加する用意が我々にはある」と述べている※。

※「ウォール・ストリート・ジャーナル」12年5月10日。

※「グローバル・セキュリティ・ニューズワイヤ」12年10月11日。www.nti.org/gsn/article/israel-could-join-wmd-free-middle-east-meeting-lawmaker/

イスラエル最大の後ろ盾である米国は、中東会議参加に向けてイスラエルに圧力をかけることを避けた。他方、イスラエルと敵対する関係にあるイランは、11月6日、会議への参加を決定したと発表した。会議延期の責任をイスラエルにのみ負わせる意図があったことは否定できないが、参加の意思をいったんは示した意義は大きい。

しかしながら、会議開催のメドはなかなか立たず、アラブ諸国の不満は大きくなった。13年4月にジュネーブで開催される2015年NPT再検討会議第2回準備委員会への出席を集団でボイコットし、中東会議延期への抗議の意思を示すべきであるとの議論さえ行われた※。しかしアラブ諸国は、準備委員会に参加することでメッセージを伝えることを選択した※。

※「グローバル・セキュリティ・ニューズワイヤ」13年4月16日。www.nti.org/gsn/article/arab-states-renew-call-wmd-talks-may-drop-boycott-threat/

13年中にも中東会議が開催されないとなると、アラブ諸国のNPTに対する不信感が決定的なものになる可能性がある。中東会議開催に向けて、他の非核兵器地帯設立の事例も参照しつつ、地域の現実に即した創意工夫が求められる。

※キーワードB1(80ページ)。

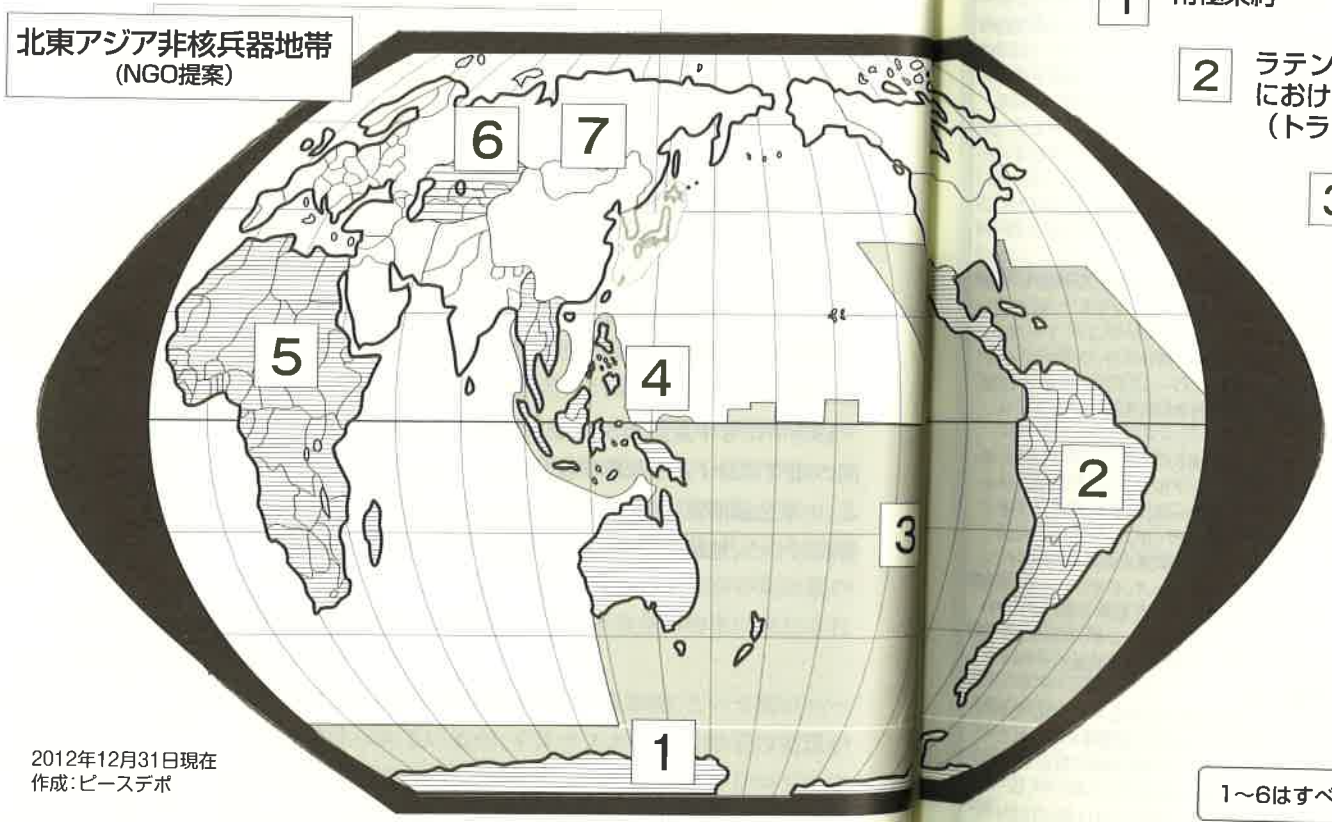
6. 世界に広がる非核の傘

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。2010年NPT再検討会議では、95年「中東決議」(資料1-4)の履行と中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議の12年開催が合意されたが、延期となった(キーワードB3)。

09年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済み」となった。12年9月には、5つの核兵器国がモンゴルの非核兵器地帯地位を支援する共同宣言に署名した。

世界的に核軍縮気運が高まっている今こそ、「非核の傘」に向かう、地域発のビジョンと行動がますます重要となっている。北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。



2012年12月31日現在
作成：ピースデポ

1 南極条約

2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）

3 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

4 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

5 アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

6 中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

7 モンゴル非核兵器地帯地位※

※国連等で使われる用語は「非核兵器地位」(nuclear-weapon-free status)であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件(とりわけ消極的安全保証)を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

1～6はすべて発効済み。7は他の地帯と性格が異なる。

データシート

6. 世界に広がる非核の傘

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

●締結署名：2006年9月8日
●発効：2009年3月21日
●地帯の範囲　下記5か国の領土、全ての水域（港湾、湖、河川）、及びこれらの上空。
●地帯内に位置する国・地域
　カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。
●核保有国の対応
　核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないこと」を定めている。中、ロは支持を表明、米英仏は批判的。いずれも未署名であり、5核兵器国との協議が続いている。

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
●2000年2月3日：国内法制定
●2012年9月17日：5核兵器国、国連本部でモンゴル非核兵器地帯地位を支援する共同宣言に署名。

北東アジア非核兵器地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。2008年に改訂版。
●2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。
●2011年、モートン・ハルペリン元米大統領顧問が、地帯設立を含む包括的協定案を提案。
●2012年、核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）日本に発足した北東アジア非核兵器地帯促進ワーキングチームが、条約骨子案を作成。

南極条約

●締結署名：1959年12月1日（ワシントン）
●発効：1961年6月23日
●地帯の範囲　南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
●地帯内に位置する国・地域
　なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。
●加盟国　5つの核兵器国を含む50か国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日
●発効：2009年7月15日
●地帯の範囲
　アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAUの決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）
　【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
●地帯内に位置する国・地域
　アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、サハラ・アラブ民主共和国、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）
●加盟国
　54か国が署名、36か国（アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、チュニジア、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ）が批准。
●核保有国の対応
　議定書1では、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書2は、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英、ロは、署名・批准、米は署名済み。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。
※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日
●発効：1997年3月27日
●地帯の範囲
　東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）
●地域内に位置する国・地域
　ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
　【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。
●核保有国の対応
　5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。中国は議定書への参加の意向を示しているが、条約加盟国は5核兵器国との包括的合意の交渉の継続を優先させており、包括的合意に至っていない。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日
●発効：1986年12月11日
●地帯の範囲
　条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。
●地帯内に位置する国・地域
　オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）
　【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
●核保有国の対応
　条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日
●発効：1969年4月25日
●地帯の範囲
　北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度等度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）
●地帯内に位置する国・地域
　アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
　【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。
●核保有国の対応
　5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書2に署名、批准寄託している。
※1990年に現在の名称に変更された。

B4. 「核兵器の不使用」共同声明に賛同広がる

※用語の説明「国連総会第1委員会」(218ページ)。

2012年5月2日、2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議第1回準備委員会(ウィーン)※において、オーストリア、チリ、コスタリカなど16か国※は、「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」※を発表した。声明は、非人道兵器である核兵器は、法的拘束力を持つ国際条約によって禁止されなければならないという、実践的な提案を含むものである。「法的拘束力を持つ国際条約」には、例えば核兵器禁止条約(NWC)や非核兵器地帯条約が含まれる。そして、同委員会において、ノルウェーは13年春にこの問題に関する国際会議※を主催する方針を明らかにした。

※オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイス。

※資料3-1(293ページ)に全訳。

※13年3月4~5日、オスロで「核兵器の人道的影響に関する国際会議」がノルウェー外務省の主催で開催された。127か国、国連、赤十字国際委員会(ICRC)、国際赤十字・赤新月運動、市民社会の代表者が参加した。巻頭に写真。

10年5月のNPT再検討会議以来、核兵器の人道的側面に関する議論は以前に比べてより注目されるようになった。同会議の最終文書「行動勧告」※が、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」としたからである。これにより、核不拡散を主要な目的とするNPTの枠組みにおいて、核兵器のいかなる使用も人道に反するという共通の認識が確認されたことになる。

※資料1-7(236ページ)に「行動勧告」全訳。

12年10月22日、ノルウェー、スイスなど35か国※は、国連総会第1委員会において、2回目の「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」※を発した。文面は、1回目の声明とほぼ共通であったが、国連総会での議決に影響を与えるべく若干の加筆が行われた。

※1回目の16か国に加えて、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベラルーシ、ブラジル、コロンビア、エクアドル、アイスランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マルタ、マーシャル諸島、ペルー、サモア、シエラレオネ、スワジランド、タイ、ウルグアイ、ザンビア。

※資料3-2(295ページ)に全訳。

そして13年4月24日、2015年NPT再検討会議第2回準備委員会(ジュネーブ)では、南アフリカによって3回目の声明※が発表された。タイトルを、「核兵器の人道的影響に関する共同声明」に変更し、文面も大幅に改訂された。ここには、「核軍縮」という要求を根底に据えながら、「事実情報を基盤とする議論」に限定して行われたオスロ会議の成果を踏まえ、さらなる支持の拡大を狙った起草国の配慮があったと思われる。そして、賛同国は80か国に拡大した。

※資料3-3(297ページ)。

声明は、核兵器の非人道的側面への関心の高まりに歓迎の意を表した上で、次のように訴えた。「核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかって」いる、「核兵器が二度とふたたび使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃棄することでしかありえない」としている。

広島、長崎の経験を持つ日本は、核兵器の非人道的側面に関する動きの先頭に立って然るべきである。しかし、日本政府は1、2回目に続き、3回目の声明にも賛同しなかった※。13年4月25日の演説において日本は、「核兵器の人道的影響に関する基本的な訴えに賛同する」としつつ、「日本をとりまく安全保障環境を念頭に置きながら」、声明の性格とそれとの整合性を慎重かつ真摯に検討し、声明の修正をめぐって協議を行ったが、相互に納得できる結果は生み出せなかったことから賛同を見送ったと説明した※。

※13年10月21日、第4回目の声明に対し日本は初めて賛同した。

このような日本政府の対応の背景には、米国の核の傘(拡大抑止)の下で核兵器に依存して自らの安全を守るという日本の安全保障政策がある。それは「現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠である」※というものである。「同盟と抑止力」の前で「唯一の被爆国」としての責任にたった国際社会への発信を拒んでいる日本政府の姿勢は、厳しく批判されなければならない。同時に、拡大抑止によらない安全保障への転換について、具体案をもって政府に働きかける市民社会の在り方が求められている。北東アジア非核兵器地帯が、そのような具体案の1つであることは間違いない。

※「核兵器・核実験モニター」第423-4号(13年5月15日)に抜粋訳。

※10年12月17日「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」参照。

B5. OEWGの設立を決めた オーストリア決議

国連公開作業部会

オーストリア、メキシコ、ノルウェーなど16か国は、第67回国連総会第1委員会に「多国間核軍縮交渉を前進させる」と題した決議案を提出した。ジュネーブ軍縮会議(CD)※の近年の停滞の打破を目指し、国連公開作業部会(OEWG)※の設置という斬新な内容を含むものである。同案は12月3日に、総会で賛成147、反対4、棄権31で採択された(A/RES/67/56)※。反対は米、ロ、英、仏の4か国のみ。中国は棄権した。

同決議の提案目的について、ノルウェー代表は、「核兵器のない世界をめぐる自由で透明な討論の場をつくることであり、そのためには新たなアイデアと新鮮な空気が必要」であると説明した。CDの外に新しい作業部会を設置することへの反対論に対しては、「現在の多国間機構には全く問題がなく、根本的な問題は政治的意志の欠如にあるという主張があるが、実際には、かなり多くの政治的意志が存在している。しかし、我々は、10年以上も待ちながら相当な資源を使って努力を重ねてきたにもかかわらず、未だにどんな変化も目にしていない」と答えた※。

同決議と同じ問題意識にたった決議案は、オーストリア、メキシコ、ベルギーにより11年国連総会に提出されていた。同案※は、核軍縮を扱う作業部会に、①核軍縮及び核兵器のない世界の実現、②消極的安全保証※のための国際的取極め、③兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)※の交渉、という3つの優先課題を明記した。しかし、提案国は、採択される見通しが確実となるような修正案をまとめるためには時間が足りないと判断し、投票に付すことを断念した。

※用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」(219ページ)。

※用語の説明「国連公開作業部会」(218ページ)。

※資料3-5(301ページ)に全訳。

※各国の意見表明は「リーチング・クリティカル・ウィル」HPから日付で検索。
www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2012/statements

※本イアブック12年版・資料2-6(280ページ)に全訳。

※用語の説明「消極的安全保証」(219ページ)。

※用語の説明「カットオフ条約」(218ページ)。

今回の決議では、提案国は3つの優先課題を削除するなど、内容を変更して採択に付す道を選んだ。まず、CDを否定する意図がないことを明確にし、作業部会の目的を「核軍縮交渉を前進させるための諸提案を作る」ことに絞った。

米、英、仏は11月6日、投票理由説明を共同で発表し、「既存の討論の場の外側で核軍縮交渉を進展させようとするこの決議には殆ど価値がない」と反対を表明した。ロシアは、CDにおける4つの主要議題に関する作業をバランスよく「同時」に進めることを求めた上で、「改革の試みは、現在の構造を破壊する可能性がある。さらに、それらは現在の3つの軍縮交渉機構※より効果的かつ新しいものを生み出すという保証もない」と述べた。中国は、賛成できない理由について「CDの困難は、技術的な問題ではなく政治的なものであり、作業部会を設立しても長続きしない。さらに、設立によって既存の機構が弱体化する可能性があり、主要国の参加を得られない」との趣旨を述べた。

一方、CDの唯一の権限を主張してきたイランやエジプト、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチをとりFMCT交渉を優先させる姿勢の日本などは賛成した。

同決議の条項により、OEWGは13年にジュネーブにおいて最大15労働日にわたって開催されることが決まった。そして、第68回国連総会にOEWGの作業報告書が提出される予定である。

一方で、「核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合」※と題する決議案も圧倒的多数で採択され、13年9月26日にハイレベル会合を開くことが決まった。OEWGの活動とハイレベル会合が有機的に結合するよう、市民社会は構想を練るべきである。

※CD、国連軍縮委員会(UNDC)、第1委員会。

※A/RES/67/39(提案国:非同盟運動(NAM)を代表してインドネシア)。

7. 第67回国連総会決議投票結果(1)

第67回国連総会(2012年)における主要な軍縮及び安全保障関連決議への各国の投票行動を示す。決議の正式名称と特徴は(2)(96~97ページ)にまとめた。

＜○:賛成　×:反対　△:棄権　－:欠席＞

	A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	米国	ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮
				核兵器国								
				核兵器保有など9か国								
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/RES/67/26	無投票									
2	中東非核兵器地帯の設立	A/RES/67/28	無投票									
3	消極的安全保障	A/RES/67/29	126-0-57	△	△	－	△	－	○	○	△	○
4	中央アジア非核兵器地帯条約	A/RES/67/31	146-2-35	×	○	－	×	○	○	○	△	○
5	核軍縮	A/RES/67/60	124-44-18	×	△	×	×	○	△	△	×	○
6	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/RES/67/56	147-4-31	×	×	×	×	△	△	△	△	○
7	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/RES/67/55	179-4-4	×	×	×	×	○	○	○	△	○
8	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/RES/67/34	175-6-5	×	×	×	×	△	×	△	×	○
9	核兵器の危険性の低減	A/RES/67/45	123-48-15	×	△	×	×	△	○	○	×	○
10	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/RES/67/53	166-1-21	○	○	○	○	△	○	×	△	△
11	モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/RES/67/52	無投票									
12	核兵器システム作戦上の地位の低減	A/RES/67/46	164-4-19	×	×	×	×	○	○	○	△	○
13	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/RES/67/59	174-1-13	○	○	○	○	△	△	△	△	×
14	弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード	A/RES/67/42	162-1-20	○	○	○	○	△	△	△	○	△
15	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/RES/67/33	135-22-26	×	×	－	×	○	○	○	×	○
16	核兵器使用の禁止に関する条約	A/RES/67/64	129-49-10	×	△	×	×	○	○	○	×	○
17	中東における核拡散の危険性	A/RES/67/73	174-6-6	×	○	○	○	○	△	○	×	○
18	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/RES/67/76	184-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×
19	核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合	A/RES/67/39	179-0-4	△	○	△	△	○	○	○	△	○
20	CD活性化	A/C.1/67/L.31	無投票									
21	ミサイル	A/C.1/67/L.7	無投票									
	B 他の大量破壊兵器											
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/RES/67/54	無投票									
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/RES/67/44	無投票									
3	テロリストの放射能物質取得防止	A/RES/67/51	無投票									
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/RES/67/77	無投票									
	C 宇宙(軍縮関係)											
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/RES/67/30	183-0-2	△	○	－	○	○	○	○	△	○
	D 通常兵器											
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/RES/67/32	165-0-19	△	△	－	○	○	△	△	△	△
2	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/RES/67/36	155-4-27	×	△	×	×	－	○	○	×	○
3	武器貿易条約(ATT)	A/RES/67/234	133-0-17	○	○	○	○	○	○	○	○	－
4	小軽火器のあらゆる側面における不正取引	A/RES/67/58	無投票									
5	密輸活動の禁止と抑制	A/RES/67/43	183-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	×
6	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/RES/67/74	無投票									
	E 地域軍縮と安全保障											
1	地域軍縮	A/RES/67/57	無投票									
2	地域及び準地域的軍備管理	A/RES/67/62	185-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	○
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/RES/67/61	無投票									
4	軍備の透明性	A/C.1/67/L.22	162-0-24	○	○	○	○	○	○	○	○	－
	F 他の軍縮手段及び国際安全保障											
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/RES/67/27	無投票									
2	軍縮及び核拡散における多国間主義の促進	A/RES/67/38	132-5-50	×	○	×	△	○	○	○	×	○

【国家の分類】

- **核兵器保有など9か国**:核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- **米核兵器への依存国**:米国の核抑止力に依存する国々。
- **新アジェンダ連合(NAC)**:1998年に外相声明「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」を発し、その後も活動を継続している7か国。
- **不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)**:2010年9月、日豪主導で結成された国家グループ。下の表で、国名が白字の10か国。(注:日本政府は「軍縮・不拡散イニシャチブ」と訳しているが、原文(英)は「不拡散・軍縮イニシャチブ」)

オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	アイルランド	メキシコ	ニュージーランド	南アフリカ	スウェーデン	アルゼンチン	オーストリア	チリ	フィンランド	インドネシア	イラン	マレーシア	モンゴル	スイス	アラブ首長国連邦
米核兵器依存国																新アジェンダ連合(NAC)															
△	○	△	△	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△	○
△	○	○	△	－	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	△	○	△	△	○	○	△	×	○	×	○	○	○	×	○
○	○	△	○	－	○	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□
×	△	△	×	－	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	×	△	×	○	×	○	○	○	○	×	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×	○	○	○	○	△
△	△	△	×	－	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○
△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
△	○	△	○	－	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	△	○	○	○	△
△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	△	○

7. 第67回国連総会決議投票結果(2)

決議の原文等は、国連の文書検索システムから決議番号で検索。
www.un.org/depts/dhl/resguide/r67.shtml

以下は、(1)で列挙した諸決議の正式名称、提案国及び投票結果の特徴である。

A:核兵器

1.「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国:ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)など10か国。無投票。

2.「中東非核兵器地帯の設立」提案国／:エジプト。無投票。

3.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)／提案国:キューバ、インドネシア、イラン、パキスタンなど27か国。日本、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、フランス、韓国は棄権。中国、英国は欠席。

4.「中央アジア非核兵器地帯条約」／提案国:ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エルサルバドル。 中国、ロシア、インドは賛成。フランス、米国が反対。NATO非核兵器国、カナダが棄権。英国は欠席。

5.「核軍縮」／提案国:キューバ、イラン、モンゴル、シンガポールなど43か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランスなどが反対。ロシア、日本、韓国は棄権。

6.「多国間核軍縮交渉を前進させる」[1]／提案国:オーストリア、メキシコ、ノルウェーなど16か国。日本、北朝鮮、オランダ、ドイツ、ベルギーは賛成。米国、ロシア、英国、フランスが反対。中国、韓国、イタリアなどは棄権。

7.「南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯」／提案国:オーストラリア、ブラジル、ニュージーランドなど25か国。中国、日本、韓国、北朝鮮、 NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランスが反対。イスラエルなど棄権。

8.「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)[2]／提案国:NAC7か国、オーストリアなど12か国。日本、北朝鮮、韓国、 NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、インドが反対。中国、パキスタンは棄権。

9.「核兵器の危険性の低減」／提案国:チリ、インド、インドネシアなど26か国。北朝鮮、イランは賛成。米国、英国、フランス、 NATO非核兵器国が反対。ロシア、中国、日本、韓国は棄権。

10.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国:カナダ。 米国、ロシア、英国、フランス、日本、韓国は賛成。 反対はパキスタンのみ。中国、北朝鮮、イラン、イスラエルは棄権。

11.「モンゴルの国際安全保障と非核地位」／提案国:モンゴル、 5核兵器国など9か国。無投票。

12.「核兵器システム作戦上の地位の低減」／提案国:チリ、マレーシア、ニュージーランドなど14か国。中国、日本、インド、イランは賛成。 米国、ロシア、英国、フランスが反対。北朝鮮、韓国、イスラエルは棄権。

13.「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)[3]／提案国:日本など99か国(米国、英国含む)。ロシア、フランスは賛成。反対は北朝鮮のみ。中国、インド、イラン、イスラエル、パキスタンなどが棄権。

14.「弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード」／提案国:フランスなど82か国。米国、ロシア、英国、日本、韓国は賛成。反対はイランのみ。中国、キューバ、北朝鮮、インド、インドネシア、アラブ首長国連邦などが棄権 。

15.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国: マレーシアを中心とした53か国(北朝鮮、インド、イラン含む)。中国は賛成。 反対は米国、ロシア、フランス、イスラエル、 NATO非核兵器国(カナダは棄権)など。日本、韓国は棄権。英国は欠席。

16.「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国:エジプト、インド、インドネシア、イランなど31か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、 NATO非核兵器国などが反対。ロシア、日本、韓国は棄権。

17.「中東における核拡散の危険性」／提案国:アラブ連盟を代表してエジプト。英国、フランス、 NATO非核兵器国(カナダは反対)、ロシア、中国、イランは賛成。米国、イスラエルなどが反対。オーストラリア、インドなど棄権。

18.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国:5核兵器国、日本、韓国など106か国。反対は北朝鮮のみ。インドは棄権。

19.「核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合」／提案国:非同盟運動を代表しインドネシア。反対はゼロ。米国、英国、フランス、イスラエルが棄権。

20.「CD作業活性化と多国間軍縮交渉の促進」／提案国:オランダ、南アフリカ、スイス。無投票。

21.「ミサイル」／提案国:エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B:他の大量破壊兵器

1.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国:ポーランド。無投票。

2.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国:米国、ロシア、フランス、ドイツ、インドなど68か国。無投票。

3.「テロリストによる放射能物質取得防止」／提案国:米国、英国、フランス、日本など43か国。無投票。

4.「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国:ハンガリー。無投票。

C:宇宙

1.「宇宙における軍備競争の禁止」／提案国:ロシア、中国、北朝鮮、インドなど26か国。反対はゼロ。米国、イスラエルが棄権。英国は欠席。

D:通常兵器

1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約の履行」／提案国:アルバニア、カンボジア、スロベニア。反対はゼロ。米国、ロシア、日本、韓国、北朝鮮、シリア、ベトナムなどが棄権。英国は欠席。

2.「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」／提案国:非同盟運動を代表してインドネシア。日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、イスラエルが反対。 ロシア、韓国が棄権。中国は欠席。

3.「武器貿易条約」(ATT) ／提案国:アルゼンチン、コスタリカ、日本、英国など98か国。インド、イスラエルは賛成。反対はゼロ。エジプト、イランが棄権。北朝鮮は欠席。

4.「小軽火器のあらゆる側面における不正取引」／提案国:ドイツ、日本、韓国、スペイン、米国など78か国。無投票。

5.「密輸活動の禁止と抑制」／提案国:フランス、日本、韓国など49か国。 反対は北朝鮮のみ。棄権はイランのみ。スイスは欠席。

6.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国:スウェーデン。無投票。

E:地域軍縮と安全保障

1.「地域軍縮」／提案国:エジプト、インドネシア、パキスタン、トルコなど12か国。 無投票。

2.「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」／提案国:バングラディシュ、エジプト、パキスタン、アラブ首長国連邦など10か国。インドのみ反対。ロシアは棄権。

3.「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」／提案国:エジプト、クウェート、フィリピンなど12か国。無投票。

4.「軍備の透明性」／提案国:オランダ[1]。 反対はゼロ。 アラブ首長国連邦、ジブチ、エジプト、リビア、サウディーアラビアなどが棄権。北朝鮮は欠席。

F:他の軍縮手段及び国際安全保障

1.「国際安全保障における情報・通信分野の開発」／提案国:中国、北朝鮮、ロシア、インドなど38か国。無投票。

2.「軍縮及び核拡散における多国間主義の促進」／提案国:インドネシア(非同盟運動を代表)、ブラジル。ロシア、中国は賛成。米国、英国、イスラエルは反対。 日本、韓国、 NATO非核兵器国は棄権。

注
1. 資料3-5(301ページ)。
2. 資料3-6(302ページ)。
3. 資料3-7(304ページ)。
4. 第66回国連総会で採択された同決議の提案国を代表。

B6. NPDI、核軍縮報告の標準様式案を提案

不拡散・軍縮イニシャチブ

日本を含む10か国からなる不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)※は、12年4月30日から5月11日にかけてウィーンで開催された2015年NPT再検討会議第1回準備委員会に、4つの作業文書を提出した。その1つが「核兵器の透明性」※である。同文書は、2010年NPT再検討会議の最終文書※が、核軍縮促進の不可欠な要素として「可能な限り早期に合意する」ことを核兵器国に求めた「報告の標準様式」を提案したものである。同案は、2011年4月のNPDI第2回会合(ベルリン)で作成することが合意され、11年6月の5核兵器国(P5)のNPTフォローアップ・パリ会合に提出されていた。

作業文書は前文で、以下のように提案の趣旨を述べている。2000年NPT再検討会議における実際的措置13項目※の「措置9(b)」は、核兵器国の透明性向上を求めた。更に10年NPT再検討会議最終文書の「行動5(g)」は、核兵器国に対し、「透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる」よう求めている。これらを踏まえて、作業文書は、いくつかの核兵器国が、保有核兵器数に関して透明性を増大させたこと※は歓迎されるとしつつも、すべての核兵器国による、より詳細な情報提供の必要性とそれへの期待が一層高まっているとする。そして透明性を向上させるために、2010年NPT再検討会議最終文書は「行動21」で、核軍縮の進展に関する「報告の標準様式について可能な限り早期に合意する」ことを奨励したとし、NPDIは、このプロセスを支援するべく核軍縮に関する報告の標準様式案を作成した。

作業文書は、報告様式案※が含むべき内容として次の5項目をあげた。

(a) 核弾頭の数、種類(戦略、非戦略)及び状態(配備、非配備);
(b) 運搬手段の数及び可能であれば種類;
(c) 核軍縮努力の一部として解体され、削減された核兵器及び運搬手段の数と種類;
(d) 軍事目的で生産された核分裂性物質の量;
(e) 軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割と重要性を低減するためにとられた措置。

そして、作業文書には、上記の内容を含む「軍縮に関する報告の標準様式」案が付録として提示されている。

NPDIが、このような具体的努力を継続していることは評価できることである。内容も、核弾頭や運搬手段などの現状のみならず、非核兵器地帯条約やCTBTへの対応、核政策、核ドクトリンに及ぶ総合性を備えている。項目(e)には米国の核兵器の存在を肯定も否定もしないというNCND政策※や各国の核兵器研究所の活動の透明性等も加えるべきであろう。また項目(e)には、米国の拡大核抑止に依存する非核兵器国(NPDIのうち日本を含む7か国もそのような国である)も報告すべき立場にある。つまり、作業文書はあくまでも核兵器国を対象にしているが、項目(e)は提案国自らの政策を問う要素を含んでいる。

NPDIは、12年6月16日、第4回外相会合(イスタンブール)を開き、玄葉光一郎外相(当時)をはじめ、10か国の代表が集まった。そこでは、「報告の標準様式」提案への核兵器国からの返事がないことに対して、回答を求める要請をNPDIとして共同で行うことや、市民社会との対話の強化などについて討議が行われた※。更に9月26日には、国連総会の場をいかして第5回外相会合(ニューヨーク)が行われた。2010年NPT合意文書の行動5で、核兵器国の核軍縮へ向けた努力を報告することが求められている2014年へ向け、NPDI提案に対するP5の対応とその交渉過程を明らかにさせねばならない。

※オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコおよびアラブ首長国連邦。2010年に発足。2013年9月、ナイジェリア、フィリピンが新規に参加。本イアブック11年版・キーワードB7(96ページ)。

※資料3-8(307ページ)。

※資料1-7(236ページ)。

※資料1-6(234ページ)。

※データシート10【解説】(120ページ)。

※資料3-8(307ページ)。

※略語集(222ページ)。

※外務省HP。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/

B7. ソウル核保安サミット、履行の頼みは「各国の努力」

2012年3月26～27日、2回目となる「核保安サミット」がソウルで開催された。09年4月の「プラハ演説」でオバマ大統領は「攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保する新たな国際努力」の開始を宣言し、2010年にワシントンで最初のサミットを開いた※。

※「核兵器・核実験モニター」第353号(10年6月)にコミュニケと論評。

高濃縮ウラン(HEU)※とプルトニウム(Pu)の世界における存在量は、HEUが1,440トン、Puが497トンとされる※(2011年末時点)。Puの内訳は、兵器級(Pu239含有量90%以上)が241トン、原子炉級(同含有量60%以上)が256トンである。HEUの98%が米・ロ、兵器級Puの100%が米・ロをはじめとする核兵器保有国によって占有されており、原子炉級Puの96%はロ、仏、中、日など9か国が保有する。核物質はこのような「寡占状態」にあるが、ほんの少量であれ、悪意のある者によって入手され、使用されればその被害は甚大なものになる。医療現場などで広く利用されている「放射線源」さえ、テロや犯罪に使われる可能性がある。パキスタンなど政情不安を抱える中東諸国では、核保安はすぐれて国内・地域の政治問題でもある。

※略語集(221ページ)。

※NGO・核分裂性物質に関する国際パネル(IPFM)「2011年・世界の核分裂性物質-核兵器及び核分裂性物質の備蓄と生産」、12年1月。http://fissilematerials.org/library/gfmr11.pdf

ソウルサミットの参加者は、53か国の首脳と国連、国際原子力機関(IAEA)※等5つの国際機関の代表、計58人で、前回より6か国、1機関が増加した。参加国のうち35か国は包括的核実験禁止条約(CTBT)発効要件国※である。イランと北朝鮮は発効要件国でありながら招待されず、シリアもまた招待されなかった。「核開発疑惑」を巡る政治的論争による議論の拡散や混乱を回避するためと見られる。

※略語集(221ページ)。

※同条約付属書2に列挙された、条約案作成過程に関わりかつ核開発能力を有する44か国。

全会一致で採択された「ソウル・コミュニケ」※は、前文で、核テロリズムは「国際安全保障への最大の脅威の一つ」と認定し、それを防止する一義的責任は各国にあるとしつつ、核物質や核施設の保安のための国内的努力と国際協力が必要不可欠であるとした。また保安強化は「平和利用」の権利を妨げないことを強調する一方、福島第1原発事故を受け、核保安と原子力安全という2つの課題への「一貫した取り組みが必要である」と述べた。前回コミュニケは、核物質防護条約と核テロリズム防止条約を「核保安体制の不可欠の要素」と位置づけ、能力育成のための相互支援、国内法制整備、核検出・鑑識などの新技術の共有を含む行動指針を示した。今回コミュニケでは、これに以下の要素が追加された。

①2つの時限目標：05年成立の改正「核物質防護条約」の14年発効、及び13年末までに各国がHEU使用量を最少化するための具体的措置を自発的に表明すること。

②核安全措置と核保安措置は「共通の目的を有する」とされ、「核施設内における安全措置と保安措置を、強く連携しかつ相互補完的に設計、履行、管理する必要性」を確認。

③保安されるべき核物質には、使用済燃料と放射性廃棄物が含まれる。

④産業、医療及び研究に広く利用されている放射線源の保安措置を要請。

コミュニケの履行は各国の「自発的努力」に委ねられている。14年の次回サミットに向けた履行の道筋は困難を伴うものとなろう。コミュニケの諸措置はいずれも相当の投資が必要であり、発展途上国には大きな障害となる。米国でも、緊縮予算が核保安の諸措置に影響することは避けられない。

日本は、核燃料「再処理」政策を通じて44.3トンもの原子炉級Puを保有している※。コミュニケは再処理の是非に直接は言及していないが、Pu備蓄量を増やし続ける日本の政策は「保安と安全」の観点からも問われなければならない。

※「核兵器・核実験モニター」第398号(12年4月15日)に抜粋訳。また、有志国が連名でコミュニケに関連する行動方針などを明らかにした13の「共同声明」も採択された。

※このうち日本国内で保管されているのは9.3トン、残る35トンは英仏企業に保管を委託している。キーワードD8(161ページ)。

B8. 任期末のイラン政権に制裁強化が強まる

2012年は、イランの核関連活動に対する西側諸国の制裁が格段に強化された年であった。

米国は、11年12月31日に成立した「2012会計年国防認可法」(公法112-81)で、原油の輸出入決済でイラン中央銀行と取引のある外国金融機関に米金融市場へのアクセスを禁じる制裁措置を採った。事実上の石油禁輸である。また、12年8月10日に成立した「2012年イラン脅威削減・シリア人権法」(公法112-158)では、上記措置を修正し、外国企業がイランと2国間取引を行う際に、イランに対して支払うはずの金額を当該国の口座に預金してイランに送金できないようにしなければ、米金融機関との取引を認めない、という内容を盛り込んだ。イランが石油収入を外国から取り戻すことができないようにすることを狙ったものである。さらに、13年に入ってからも、イランの外貨準備金の凍結や完全禁輸などを目的とした新たな制裁法案が次々と提出されており、主に米議会が主導する形で、イランに対する制裁の手が緩められる気配はない。

また、米国と歩調を合わせる欧州連合(EU)も、12年1月23日、イラン産原油及び石油製品の輸入禁止、イラン中銀のEU域内資産の凍結などの制裁を発動している。

イスラエルのネタニヤフ首相も、12年9月27日の国連演説で、「イランが、核兵器1発を製造するのに十分な濃縮ウランを集めるまであと数か月、あるいは数週間といったところに到達する前に」、イランに対して軍事行動を起こす可能性を示唆し、圧力を強めている。

しかし、イラン政府は、(北朝鮮とは異なり)核兵器開発の意志を内外に明らかにしているわけでもなければ、核弾頭を製造するのに必要な量の核分裂物質をすでに保有しているわけでもない。国際原子力機関(IAEA)の12年11月16日の報告書(GOV/2012/55)によれば、イランの約20%濃縮ウラン(6フッ化ウラン)の備蓄量は134.9kgであり、核弾頭1発を製造するのに必要とされる、濃縮度20%換算で220~250kgには依然として到達していない※。また、プルトニウムを製造するのに最適とされる、中部アラクの重水炉は未稼働である。

※IAEAの最新の報告書(13年8月28日、GOV/2013/40)では、約20%濃縮ウランの備蓄量は185.8kgとされている。

他方で、「P5+1」(5核兵器国+ドイツ)とイランとの間で外交努力が続けられている。12年4月にはイスタンブール(トルコ)で約15か月ぶりとなる正式な協議が持たれ、5月にバグダッド、6月にモスクワでも協議が継続された。しかし、これらの会合では具体的な成果は得られなかった。さらに、13年に入ってからは、2月26~27日にアルマトイ(カザフスタン)において8か月ぶりの本格協議を行い、3月18日にはイスタンブール(トルコ)で事務レベル会合、4月5~6日には再びアルマトイで上級レベル協議が持たれた。

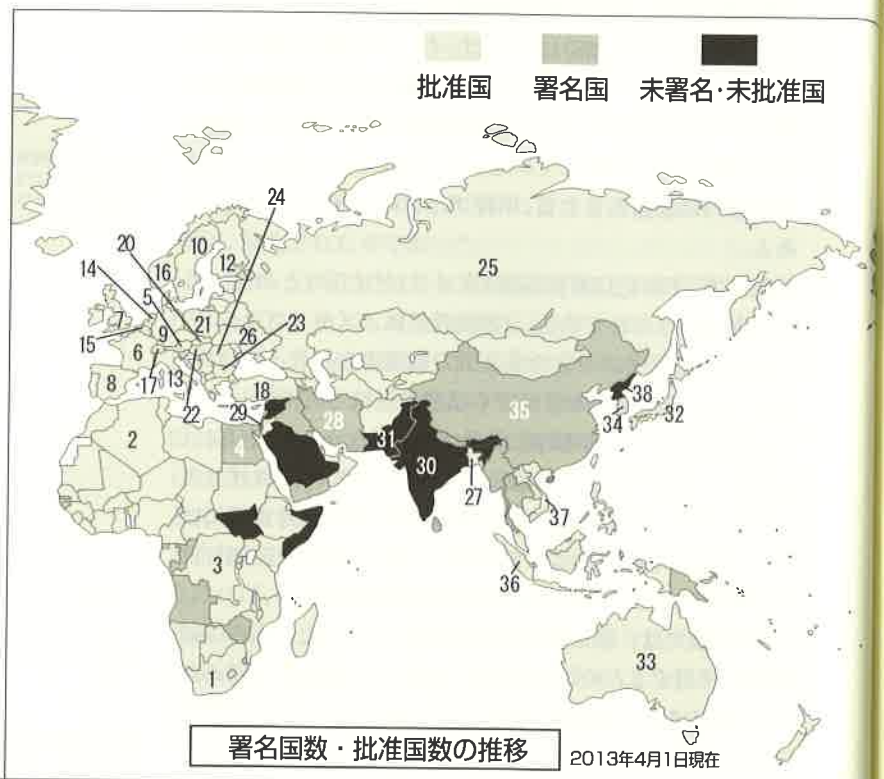
4月協議では、20%濃縮停止を要求しつつも、テヘラン研究炉で使用するために20%濃縮ウランの一部保有を認めること、フォルドゥ施設において(20%以下なら)濃縮を継続してもよいことなどの条件が「P5+1」側から提示されたと伝えられる※。

※「P5+1提案、イランの透明性を求める」『アームズ・コントロール・トゥデイ』(電子版、13年5月号)。www.armscontrol.org/act/2013_05/P5%201-Package%20Seeks-Transparency-in-Iran

13年6月15日には大統領選挙が行われることになっており、結果次第では外交交渉が大きく動く可能性がある※。

※選挙では、保守穏健派のロウハニ元最高安全保障委員会事務局長が勝利を収めた。

8. CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況

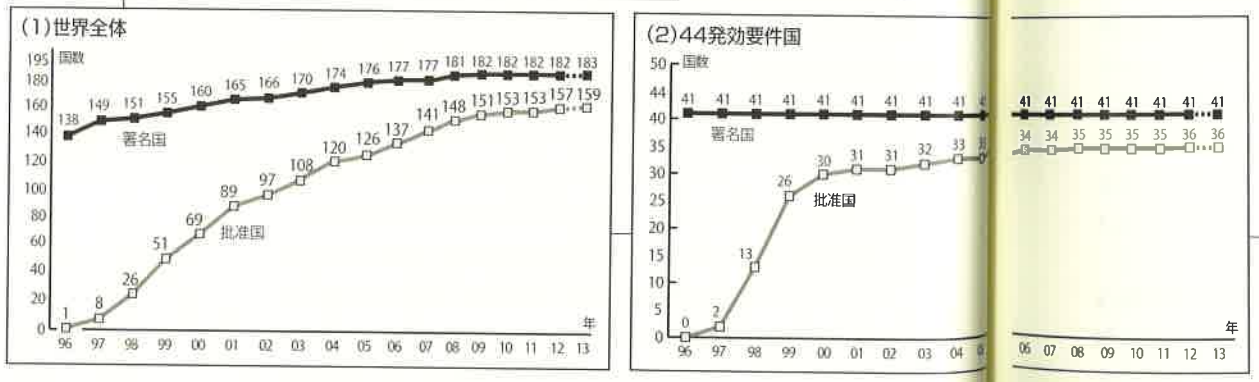


図、表ともにCTBTO(包括的核実験禁止条約機関)のHP(www.ctbto.org/map)をもとに、ピースデポ作成。



署名国数・批准国数の推移

2013年4月1日現在



CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況

(2013年4月1日現在)

地図番号		署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東			
32:	日本	96.9.24	97.7.8
33:	オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34:	韓国	96.9.24	99.9.24
35:	中国	96.9.24	未批准
36:	インドネシア	96.9.24	12.2.6
37:	ベトナム	96.9.24	06.3.10
38:	北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア			
27:	バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28:	イラン	96.9.24	未批准
29:	イスラエル	96.9.25	未批准
30:	インド	未署名	未批准
31:	パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧			
5:	オーストリア	96.9.24	98.3.13
6:	フランス	96.9.24	98.4.6
7:	イギリス	96.9.24	98.4.6
8:	スペイン	96.9.24	98.7.31
9:	ドイツ	96.9.24	98.8.20
10:	スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11:	カナダ	96.9.24	98.12.18
12:	フィンランド	96.9.24	99.1.15
13:	イタリア	96.9.24	99.2.1
14:	オランダ	96.9.24	99.3.23
15:	ベルギー	96.9.24	99.6.29
16:	ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17:	スイス	96.9.24	99.10.1
18:	トルコ	96.9.24	00.2.16
19:	米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ			
39:	ペルー	96.9.25	97.11.12
40:	ブラジル	96.9.24	98.7.24
41:	アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42:	メキシコ	96.9.24	99.10.5
43:	チリ	96.9.24	00.7.12
44:	コロンビア	96.9.24	08.1.29
東欧			
20:	スロバキア	96.9.30	98.3.3
21:	ポーランド	96.9.24	99.5.25
22:	ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23:	ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24:	ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25:	ロシア	96.9.24	00.6.30
26:	ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域			
1:	南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2:	アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3:	コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4:	エジプト	96.10.14	未批准

C1. 米国、新型核実験を年4回実施
——Zマシン未臨界核実験も依然継続

米エネルギー省国家核安全保障管理局(NNSA)が、サンディア国立研究所の超高エネルギーのパルスX線発生装置「Zマシン」で、新型核実験を始めたのは2010年11月18日である。以来、年3回のペースで行われてきたが、2012年には4回の実験が行われた※。また同年12月にはネバダ国家安全保障施設のU1a施設で未臨界核実験※も実施されている※。

高性能爆薬や地下核実験場を必要としない、未臨界核実験と同様に、プルトニウムの超高温、超高圧下の挙動を調べる目的のZマシン実験は、Zマシンが、07年に大規模改修し、世界最強のX線発生装置の機能を達成したことを契機として始まっている。改修により、装置の中に超高温・高圧の核爆発時に近い環境を生み出し、プルトニウムの挙動を調べることができる※。得られたデータは、備蓄核兵器の信頼性維持のための「先端シミュレーション演算(ASC)プログラム」に入力するパラメーターの精度向上に使われる。

Zマシン実験では、ごく少量のプルトニウムの使用※で、核爆発時のプルトニウムの挙動を調べることができる。高エネルギー発生に高性能爆薬を使用する「未臨界核実験」とともに、地下核実験に依存せずに、核兵器の性能をチェックするための基礎データ収集を目的とする実験である。Zマシン実験と未臨界核実験との技術的な相互関係や運用については、今後の動向を注視していかねばならない。

NNSAは11年5月から「備蓄核兵器維持計画(SSP)における実験の要約」の公表を始めた。「要約」は、諸実験には統合非核兵器実験、集中実験※、及び未臨界核実験の3つあるとした上で、13施設での四半期ごとの実験の実施状況を示している。

これらの実験は、オバマ大統領がプラハ演説※等で誓約した「核兵器のない世界」に逆行するものであるが、地下核実験を行うことなく備蓄核兵器維持を遂行するために、今後も繰り返されていく可能性が高い。

※http://nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/03-13-inlinefiles/Quarterly%20SSP%20Experiment%20Summary-FY13-1Q.pdf

※用語の説明「未臨界核実験とZマシン核実験」(220ページ)。

※データシート9(107ページ)にZマシン実験と未臨界核実験の年表。

※10年11月22日、NNSAプレス発表。

※11年5月24日「中国新聞」によれば、Zマシン実験でのプルトニウム使用量は8グラム以下。これに対して1997年の第1回の未臨界核実験の時には約1.5キロのプルトニウムが使われたとされる。

※Zマシンは集中実験を行っている。

※資料1-10(252ページ)。

データシート

9. 米国のZマシン核実験及び未臨界核実験

●Zマシン核実験	第1回	10年11月18日 (サンディア国立研究所)
	第2回	11年3月31日 (サンディア)
	第3回	(11年9月22日) (サンディア)
	第4回	(11年11月16日) (サンディア)
	第5回	(12年5月17日) (サンディア)
	第6回	(12年8月27日) (サンディア)
	第7回	(12年10月3日) (サンディア)
	第8回	(12年11月7日) (サンディア)
	第9回	(13年5月15日) (サンディア)
	第10回	(13年9月12日) (サンディア)
●未臨界核実験	第1回	97年7月2日「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所)
	第2回	97年9月18日「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所)
	第3回	98年3月25日「ステージコーチ」(ロスアラモス)
	第4回	98年9月26日「バグパイプ」(リバモア)
	第5回	98年12月11日「シマロン」(ロスアラモス)
	第6回	99年2月9日「クラリネット」(リバモア)
	第7回	99年9月30日「オーボエⅠ」(リバモア)
	第8回	99年11月9日「オーボエⅡ」(リバモア)
	第9回	00年2月3日「オーボエⅢ」(リバモア)
	第10回	00年3月22日「サラブレッド」(ロスアラモス)
	第11回	00年4月6日「オーボエ4」(リバモア)
	第12回	00年8月18日「オーボエ5」(リバモア)
	第13回	00年12月14日「オーボエ6」(リバモア)
	第14回	01年9月26日「オーボエ8」(リバモア) ※
	第15回	01年12月13日「オーボエ7」(リバモア)
	第16回	02年2月14日「ビト」(ロスアラモス、米英共同実験)
	第17回	02年6月7日「オーボエ9」(リバモア)
	第18回	02年8月29日「マリオ」(ロスアラモス)
	第19回	02年9月26日「ロッコ」(ロスアラモス)
	第20回	03年9月19日「ピアノ」(リバモア)
	第21回	04年5月25日「アーマンド」(ロスアラモス)
	第22回	06年2月23日「クラカタウ」(ロスアラモス、米英共同実験)
	第23回	06年8月30日「ユニコーン」(ロスアラモス)
	第24回	(10年9月15日)「バッカス」(ロスアラモス)
	第25回	(10年12月1日)「バローロA」(ロスアラモス)
	第26回	(11年2月2日)「バローロB」(ロスアラモス)
	第27回	12年12月5日「ボルックス」

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。末尾の( )はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。( )付きの実施日は、NNSAの発表でなく、メディア、研究機関の取材、照会でわかったもの。

C2. 米核兵器予算、軍事費削減でも続く増額

緊縮予算編成が求められるなか※、12年2月13日に発表された米エネルギー省(DOE)国家核安全保障管理局(NNSA)の2013会計年予算案※には、対前年度比4.9%増にあたる115億ドルが計上された。NNSA予算の3分の2にあたる75.8億ドル(対前年比5.0%増)は、「核兵器活動」関連予算である。米国の核兵器予算※は、これとは別に年間300億ドル近くの国防総省(DOD)の開発、維持・運用等の予算があるが、ここでは保有核兵器の維持にとって重い意味をもつNNSA予算に焦点を当てる。

NNSA予算案で著しい増額要求がなされているのは次の二つの分野である。

＊備蓄核兵器維持管理(SSMP)活動: 核兵器の維持、検査、改修、信頼性評価、解体・廃棄、研究・開発、認証など広範な活動を通して備蓄核兵器の維持管理を行う。13会計年要求額20.9億ドル(対前年比11.5%増)。

＊技術基盤・施設における準備活動: NNSAが管轄する3つの核兵器研究所、4つの核兵器製造工場及びネバダ国家安全保障施設(旧ネバダ核実験場)における施設整備と研究開発を中心とする。要求額22.4億ドル(対前年比11.7%増)。この中で中心となるプロジェクトは、「核態勢見直し」(NPR)※において施設名を特記されたY12国家安全保障複合体のウラニウム処理施設(UPF)とロスアラモス国立研究所の化学・冶金研究核施設の大規模更新(CMRR-NF)である。UPFは3億4千万ドルと前年の倍額で建設を加速させる。一方、CMRR-NFは、水質・土壌汚染等がネックとなり、「少なくとも5年延期」となり予算には含まれない。

※キーワードC3(110ページ)。

※NNSA予算要求書。www.cfo.doe.gov/budget/13budget/content/volume1.pdf

※「核兵器・核実験モニター」第405号(12年8月1日)。

※資料1-11(254ページ)。

10年12月に採択された米上院の新START批准承認決議※には、3分野への支出に関する支出10年計画の実行を政府に義務付ける条項が含まれていた。3分野とは①備蓄核兵器維持管理、②核兵器研究所の設備、研究開発への投資、及び③戦略運搬手段を含む核戦力の競争力維持である。このうち①と②のすべてと③の一部がNNSA所管である。

図は、NNSA13会計年予算書の総括表をもとに、核兵器活動(Weapons Activities)に関する予算をぬきだして、10年12月の10年計画と、13会計年予算での「5年計画」を対比したものである。「緊縮予算」への配慮は若干の下方修正に反映されているが、備蓄核兵器維持の予算は、ひき続き増額が見込まれている。NNSAは、10年5月の報告書で、「将来のNNSAのインフラは、よく計画されることによって約3000から3500発の作戦配備、兵站予備及び予備貯蔵弾頭※を支援する」ものであるとしている※。これは、2010年5月に公表した備蓄核弾頭数約5100発からの大幅削減ではある。しかし、新STARTによる配備弾頭数の上限1550発を差し引くと、それとほぼ同数の備蓄弾頭を残すことを意味している。

財政赤字により軍事費も削減される情勢下で、核兵器維持予算へは相変わらず増額が見込まれている現実は、米国内の政治力学に委ねておく限り、核兵器ゼロの世界への道筋が見えてこないことを強く印象付けている。日本も含めた国際世論の力が必要である。



(作成:ピースデポ)

※本イアブック11年版・資料2-7(284ページ)。

※データシート10(120ページ)に解説。

※「核兵器・核実験モニター」第358-9号(10年9月1日)に抜粋訳。

C3. 米軍事費も「強制削減」される

※米国の予算は、義務的経費（メディケアやメディケイドを含めた社会保障関連費や公債費など）と裁量的経費（歳出法による議会承認を必要とする）に分かれる。

※01～10会計年度の積算では、米連邦の予算全体が24.42兆ドル。そのうち裁量的経費が10.09兆ドル、さらにそのなかの国防費が5.40兆ドルとなっている。裁量的経費に占める国防費の割合は実に53.5%に上る。「ペンタゴンと赤字削減」（防衛オルタナティブプロジェクト、2011年3月）。www.comw.org/pda/fulltext/1103bm47.pdf

※財政赤字削減のための議会の超党派特別委員会が11年11月23日までに1.2兆ドルの支出削減案をまとめ、同年12月23日までに議会がそれを承認しない場合、さらなる支出削減が義務づけられる規定。委員会が超党派での合意案をまとめることができなかったことに対する「懲罰」という意味合いでの、「懲罰的」強制削減の発動はすでに決定している。

米国防予算は、長期にわたり聖域とされてきたが、2013会計年度は、「2011年予算管理法」（BCA、公法112-25）により強制的に削減された。11年8月2日に成立した同法は、2012～21会計年度の10年間に関して支出総額を抑制する方法について規定している。抑制対象となるのはもっぱら裁量的支出※であるが、その半額超を国防予算が占める※ために、軍事費の大幅削減は避けられない。

BCAはまず各会計年度に関して支出認可額の基本的上限額を定め、そこへ「懲罰的」支出強制削減※を加えて最終的な上限を算出する仕組みになっている。たとえば、13会計年度の裁量的国防予算は、基本的上限が5460億ドル、「懲罰的」強制削減が547億ドルとなり、差し引き4913億ドル分の支出しか認められないことになる。また同法では、「懲罰的」強制削減が13年1月2日、一般の強制削減は同年1月15日を期して実施されることになっている。米国政府と議会は、BCAを修正しない限り、これらの期日までに支出削減の具体策をまとめなくてはならない。

しかし、オバマ政権が12年2月13日に議会に提出した13会計年度国防予算要求は、BCAが認める支出額を大きく上回って、裁量的支出に6390億ドル（うち、戦費関連885億ドル）をあてるかなり強気のものだった。BCAは戦費関連を強制削減額算定のベースに含めないと規定しているため、5505億ドルが計算のベースとなる。最終的にはここから592億ドルを強制削減しなくてはならない。ただし、オバマ大統領の意向で、軍人関連の支出は強制削減対象に含まれないことになっているので、作戦・維持費、調達費、研究開発費、軍事建設費など、国防予算内の他の分野がより多くの削減額を引き受けることになる。政府要求に対する強制削減率は10.3%となる※。

※トッド・ハリソン「2013会計年度防衛予算の分析と支出強制削減」（戦略予算評価センター、2012年8月）による計算。www.csbaonline.org/publications/2012/08/analysis-of-the-fy2013-defense-budget-and-sequestration/

米国では、ブッシュ政権時代の大型減税の失効とBCAによる「懲罰的」支出強制削減が集中する年末年始の「財政の崖」回避に向けて、オバマ政権と議会、民主党と共和党の間で激しい議論が闘わされた。13年1月2日、「2012年米国納税者救済法」（ATRA、公法112-240）が滑り込みで成立し、当面の危機はなんとか回避された。同法は、世帯年収45万ドル以上の富裕層以外の減税措置を恒久化すると同時に、支出強制削減の期日を2か月先送りするものである。「懲罰的」支出強制削減の期日は1月2日から3月1日へ、一般の支出強制削減の期日は1月15日から3月27日へと延長された。また、13会計年度に関して、国防予算自体の上限を5460億ドルから5440億ドルへと減らす一方で、国防予算に関する「懲罰的」支出強制削減の額を年間547億ドルから427億ドルへと減額した。

しかし、ATRAは事態の根本的解決先送りのための暫定手段に過ぎず、イラク、アフガン戦争を経た米国があらたな軍事戦略を構築し予算面での「選択と集中」を迫られている状況に何の変化もない。この点に関して議員や民間からもすでに数多くの提案が出されている。その中には、核兵器予算を100億ドル削減するよう要求しているエドワード・マーキー下院議員（民主）らの提案が含まれている。

なお、米軍事費の削減は、同盟国に対する「応分の負担」要求となって跳ね返ってくる側面もある。

C4. NATO、核兵器を中核とする「防衛・抑止態勢見直し」策定

2012年5月20～21日、シカゴ（米国）で北大西洋条約機構（NATO）サミットが開催され、「防衛・抑止態勢見直し」（DDPR）が発表された。これは、前回サミット※で策定された新しい「戦略概念」にNATOの防衛・抑止態勢を適合させるものである。

※10年11月にリスボン（ポルトガル）で開催された。

新「戦略概念」は、米オバマ政権の「4年毎の国防見直し」（QDR、10年2月）と「核態勢見直し」（NPR、10年4月）※が示した方針と軌を一にしている。当然、今回のDDPRもその線上にあり、「核兵器はNATOの抑止・防衛能力全体の中核的要素」（第8節）とし、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」との基本的立場を確認した（第9節）。

※資料1-11（254ページ）。

米国は、NATOの「核分担政策」に基づいて、現在5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）に推定150～200発の戦術核兵器を配備している※。新「戦略概念」は核分担政策を当面維持する方針を示したが、DDPRの策定過程で、戦術核撤去を求め、具体化を目指す議論が相次いだ※。こうした議論も受けてDDPRは、ロシアの戦術核削減を考慮しつつ、米ロの相互的措置を通じて米戦術核の削減を可能にする方法を検討するよう複数の委員会に付託するとした（第26、27節）。

※データシート10（127ページ）。

※本イアブック12年版・キーワードB2（72ページ）。

これは半歩前進と言えるが、そこで削減を可能にする具体策が示されるかどうかは分からない。ロシアは米国との関係で通常戦力における劣勢を補うために戦術核に依存しているという側面があり、相互主義に固執すると戦術核削減は入り口で足踏みすることが懸念される。またDDPRは、

「核戦力、通常戦力及びミサイル防衛能力の適切な混合戦力を維持する」（第32節）としているが、NATOが核削減の代替に通常戦力やミサイル防衛を強化する方針を採れば、困難は一層大きなものとなる。

DDPRは、NATO核兵器国（米英仏）がすでに各国の方針において条件付きで提供している核不拡散条約（NPT）締約国に対する消極的安全保証（NSA）※が、これらの国がNATOに提供している戦術核兵器が使用される場合にも適用されるという考え方を表明した（第10節）。しかし、表現は微妙に本質を隠すように作られている。NATO配備の核兵器は誰が使用するのか？核分担政策の下ではドイツ、イタリア、ベルギー、オランダという非核兵器国が核任務を共有しており、これらの諸国も事実上使用する側であり、NSAを提供する側に立つ。しかし、国際社会全体としては、NPTを遵守している非核兵器国には無条件でNSAを提供すべきであるという目標で議論されている。この矛盾は、核分担政策がNPT体制と相いれないものであることを浮き彫りにしている。

※用語の説明「消極的安全保証（NSA）」（219ページ）。

また、今回のサミットでNATOは、欧州ミサイル防衛（MD）が「暫定的能力」を獲得したと宣言した。米国が主導して進める欧州MD計画※は、ロシアとの対立を先鋭化させている。ロシアは欧州MD配備が自国の戦略核戦力の有効性を損なわせるとの疑念を強め、そうでないことへの「法的拘束力のある保証」を要求しているが、米国はそれを拒否している。DDPRは、欧州MDがロシアへの対抗を意図したものではないとし、ロシアとのMD協力を追求するという従来の立場を繰り返した。だが、ロシアはNATOサミットに先立つ5月3、4日にMDに関する国際会議※を開催し、NATOとロシアそれぞれが責任範囲を完全に分担するMD構想を地図付きで提示した※。双方の主張の隔たりは大きく、欧州MD計画にロシアを巻き込むことで対立を解消しようとする方針は行き詰まっている。

※オバマ政権が09年9月に打ち出したMD構想である「欧州段階的適応性アプローチ」（EPAA）を軸に進められている。EPAAの詳細については、「核兵器・核実験モニター」第338号（09年10月15日）。

※キーワードC5（114ページ）。

※ロシア全土に加え、バルト海沿岸諸国、ポーランドの一部、ノルウェーの大部分などがロシアの責任範囲に含まれ、米国のMD施設・部隊は配備されない領域とされている。パベル・ポドビックのブログ「ロシアの戦略核戦力」、12年5月6日。

C5. ロシア、核戦力近代化を継続

※キーワードC4(112ページ)。

ロシア国防省は、NATOサミット※に先立つ2012年5月3、4日にミサイル防衛(MD)に関する国際会議を主催した。その場で米国とNATOが推進する欧州MD計画への懸念を改めて表明するとともに、NATOとロシアそれぞれが責任範囲を完全に分担するMD構想を地図付きで提示した※。ロシア全土に加え、バルト海沿岸諸国、ポーランドの一部、ノルウェーの大部分などがロシアの責任範囲に含まれ、米国のMD施設・部隊は配備されない領域とされている。だが、米国やNATOとの主張の隔たりは大きい。

※パベル・ポドビックのブログ「ロシアの戦略核戦力」、12年5月6日。

米国やNATOとの対立が継続する中で、ロシアは核戦力の近代化を加速している。

大陸間弾道ミサイル(ICBM)に関しては、向こう10年のうちに、80年代から配備されている古い世代のICBMはほぼ全て新しいものに置き換えられると予測されている※。古いICBMに置き換えられるのは多弾頭ICBM「ヤルスRS-24型(SS-27Ⅱ型)※」であり、すでにイバノボ州テイコボに2つの部隊が配備されている。12年には、新たに3つの部隊で「ヤルス」の配備へ向けた準備が始められた(カルーガ州コゼリスクにサイロ型、イルクーツク州イルクーツクとサマラ州ノボシビルスクの部隊に移動型)※。こうした置き換えを通じて、移動型ICBMの割合は現在の15%から22年までに70%に増すと見られている※。さらに、新しいICBMの開発も進められている。

※ロバート・ノリス、ハンス・クリステンセン「ニュークリア・ノートブック」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」69(3)、13年7月)。現在の新しいICBMの生産と配備のペースは、古いミサイルの退役を埋め合わせるのには十分でなく、その結果、20年代初頭までにロシアのICBM戦力の全体は約220発まで縮小すると見られる。

※表記は「ロシア型命(NATO命名)」。以下同じ。

※さらに、スヴェルドロフスク州ニジニ・タギルに移動型、コゼルスクの後にオレンブルク州ドンバロフスキーにサイロ型の配備が続く予定である。

※「ニュークリア・ノートブック」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」69(3)、13年7月)。

海軍近代化の軸となる新型のボレイ級弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)は、開発・生産に15年以上を費やして、1隻目となる「ユーリー・ドルゴルキー」が近く配備される※。ボレイ級SSBNは計8隻の建造が予定されており、20年代初頭までに古い「デルタⅢ」「デルタⅣ」と置き換えられる。試験航行中の2隻目、建造中の3隻目に加えて、12年7月30日に、4隻目となる「ウラジミール公」の建造が開始された※。

※13年1月13日に北部艦隊に作戦配備された。

潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)をめぐっては、上述のボレイ級SSBNに搭載される新型の多弾頭SLBM「ブラバ(SS-N-32)」の開発・配備に加えて、昨年新たに、現在のSLBM戦力の中心である「シネバ(SS-N-23M1)」の改良型である「ライナー」の存在が明らかとなった。その詳細は未だ不明であるが、MD突破能力を付加した改良弾頭を搭載することになると見られる。

※2隻目となる「アレクサンダー・ネヴスキー」は現在、試験航行を行っており、作戦配備は13年後半か14年初頭と見られる。3隻目の「ウラジミール・モノマフ」は06年から建造が続けられており、13年に試験航行が始まると見られている。

12年2月3日、ロシア海軍総司令官のウラジミール・ビソツキー大将は、7月初旬にSSBNによる持続的な戦略抑止パトロールを再開すると発言した。だが、「全米科学者連盟」(FAS)のハンス・クリステンセンが米情報公開法によって米海軍から得た情報によれば、ロシアのSSBNによる12年の戦略抑止パトロールは4~6回で、持続的なパトロールは行えなかったようである※。

※「ニュークリア・ノートブック」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」69(3)、13年7月)。12年に作戦配備されていたSSBNは5~6隻であったためと見られる。

またロシアは、引き続きMDシステム「A-135」の改良とともに、モスクワ周辺へのS-400部隊の配備を進めている。12年10月16日、「A-135」の迎撃ミサイル「53T6」の試射実験が成功した。さらに、イズベスチヤ紙によると、航空宇宙防衛軍の関係筋が、新たな迎撃ミサイルである「A-235」の試射実験が始められるだろうと述べたという※。米国やNATOとの欧州MD計画をめぐる対立を含めて、ロシアの核近代化の動向に引き続き注視が必要である。

※「イズベスチヤ」、12年12月12日。同筋は、核迎撃ミサイルである「A-135」と異なり、「A-235」は衝突破壊型迎撃ミサイルであるとしている。「ロシアの戦略核戦力」、12年12月14日。

C6. 中国、核戦力の近代化を推進 ──先行不使用政策は継続

2012年8月、米戦略軍のロバート・ケラー司令官は、同軍が主催したシンポジウム(同月8、9日)での記者団のインタビューに答えて、次のように発言した。「中国が米情報機関が把握しているよりも数百も数千も多くの核兵器を保有しているという話を、私は信じない。中国の核戦力は数百の範囲の中にある」※。中国の核戦力の規模を過大評価する憶測を否定する発言であった。

※全米科学者連盟(FAS)の「戦略的安全保障ブログ」12年8月22日。

たしかに、中国は5核兵器国の中で唯一、核弾頭数を増加させている。核戦力の近代化も進めており、意図や実態に関する「透明性」の不足や先行不使用政策の維持への疑念が繰り返し提起されるなど、強い警戒論が存在する※。だが、その現状については冷静に捉える必要がある。

※中国の核戦略と核近代化に関する西側報道の分析は、「核兵器・核実験モニター」第384号(11年9月15日)参照。

中国の核弾頭の総数は約250と推定される※。これは核兵器国の中ではイギリス(225)と並んで最も少ない水準である。中国の核態勢は、他の4核兵器国と異なり、核弾頭を運搬手段に搭載せずに分けて貯蔵しているため、米ロの戦略兵器削減条約(START)の数え方に則ると作戦配備された核弾頭数はゼロになるという特徴を持つ。

※データシート10(123ページ)。

中国は、自国の核兵器政策は最初に核実験を行った64年から一貫しており、今後も不変であるとしている。国防白書『2010年中国の国防』は、「中国はその核兵器能力を国家安全保障のために必要な最小限の水準に限定する」とし、また、いかなる場合にも先に核兵器を使用しないという「先行不使用政策」を明言している。近年の中国の核近代化は、米国による中国への核攻撃を抑止しうる核報復攻撃能力を維持するという戦略の下で、能力の不十分さを補おうとするものだと考えられる。これを踏まえれば、中国の先行不使用政策が撤回される可能性は薄いと思われる※。

中国の核戦力近代化の主要な関心は、弾道ミサイルの射程の延長と生き残り可能性※の向上である。生き残り可能性の向上を可能にするのは、サイロ型の弾道ミサイルから移動型のミサイルへの置き換え、潜水艦発射弾道ミサイルの配備、及び多弾頭化などであるが、その進行は緩慢であり、現在も、中国の核戦力は米ロと比べて量だけでなく質的にも遅れている。

※核戦力が小規模で遅れた現状にある中国にとって、米国に対して核の先行使用を行うことは、より大規模な報復を受けることを前提にしなければ不可能であり、非現実的である。

※「survivability」の訳。

大陸間弾道ミサイル(ICBM)は、DF(東風)-5A、DF-31A、DF-31の3種類があり、このうちDF-5Aは北米大陸の全体を、DF-31Aは大部分を射程内に収めている。新しいICBMであるDF-31Aの配備がこの数年、非常に緩慢である結果、中国のICBM戦力の近代化は遅々としている※。一方、中距離弾道ミサイル(IRBM)のDF-21※は、青海省と湖南省の基地で古いミサイルからの置き換えが進んでいるほか※、雲南省と新疆にも配備が進められている※。中国の弾道ミサイルは全て単弾頭であると推定されているが、複数弾頭化に向けた開発が進行していると見られる。

※米国防諜報局(DIA)「年次脅威評価」(12年2月16日)のデータに基づくハンス・クリステンセンの分析を参照。FAS「戦略的安全保障ブログ」、12年2月24日。

※DF-21は準中距離弾道ミサイル(MRBM)と呼ばれることが多い。射程は1700km、あるいは、1800kmとのデータもある。中国の国境から計ると日本列島やフィリピン、インドの大部分を射程に収めることになる。

※米国防総省「米議会への中国軍事力に関する年次報告」10年版。

現在中国は、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を保有しておらず、戦略原潜(SSBN)による抑止パトロールも行っていない。だが、新世代原子力潜水艦である晋級原潜※に搭載予定のJL(巨浪)-2は、発射テストの失敗が続いていたが、12年に一連の試射に成功し、13年には初期作戦能力を達成するとの見方もある。

※ハンス・クリステンセン、ロバート・ノリス「ニュークリア・ノートブック」、「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」66(6)、10年11月。

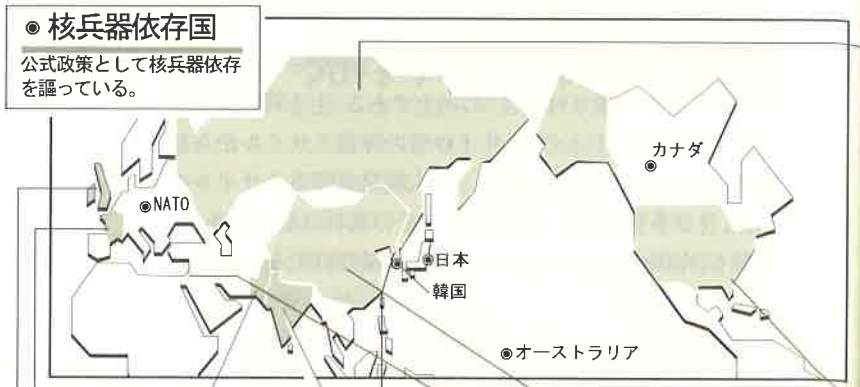
※米議会調査局「中国海軍近代化」(レポート番号:RL33153、13年7月)によれば、現在少なくとも2隻が就役しており、ほかに数隻が建造中。「ニュークリア・ノートブック 中国の核戦力2011」は、3隻が進水しているとしている。

一方、核軍縮に対する中国の姿勢は、CTBT早期発効やFMCT交渉早期開始を支持するものの具体的な行動を伴わないなど、積極性に欠ける※。中国は、先行不使用政策や非核国に対する無条件の消極的安全保証(NSA)政策に加えて、上記のような核態勢の特徴を核軍縮に向けて積極的に活かすべきである。

※核兵器禁止条約(NWC)についても総論賛成の姿勢を示すが積極的行動はとっていない。

10. 地球上の核弾頭全データ

【1】図説：世界の核兵器保有国



パキスタン
1998年に核実験。100～120発の核弾頭。事実上の核保有国。

インド
1974年と1998年に核実験。90～110発の核弾頭。事実上の核保有国。

イスラエル
米諜報機関の分析から、80発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと推定されている。事実上の核保有国。

北朝鮮（DPRK）
2006年、2009年、2013年に核実験。10発以下の核弾頭。核保有を主張している。「核保有主張国」。

フランス
総計 300発
戦略核
作戦配備 290
240
50
作戦外貯蔵 10

中国
総計 250発
戦略核 180
70
退役およびその他
作戦配備0
作戦外貯蔵 180
138
0
40

英国
総計 225発
戦略核
作戦配備 160
65
160
作戦外貯蔵

ロシア
総計 ～8, 500発
戦略・非戦略核 4, 500
退役 ～4, 000
戦略核 （小計 2, 480）
作戦配備 1, 810
作戦外貯蔵 670
1, 050
448
310
非戦略核 （小計 2, 030）
作戦配備0
作戦外貯蔵 2, 030

米国
総計 ～7, 700発
戦略・非戦略核 4, 650
退役 ～3, 000
戦略核 （小計 4, 150）
作戦配備 1, 950
作戦外貯蔵 2, 200
500
1, 152
300
非戦略核 （小計 500）
作戦配備 200
作戦外貯蔵 300



ABM＝対弾道ミサイル／ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル

作成：ピースデポ

10. 地球上の核弾頭全データ

【2】解説

核弾頭について公的な情報が出はじめたとはいえ、まだまだ公開性は不十分である。

2008年3月21日に核弾頭の総数を300以下に減らせる予定と発表したフランス政府は、2012年5月3日、核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会において、その削減の完了を報告した。

2010年NPT再検討会議に臨んで、5月3日、米国政府は全備蓄核弾頭数を5113発と公表するとともに、その数の年毎の変遷を公表した。また、米国は2011年3月1日、9月1日付の戦略兵器削減条約(START)交換データにおける運搬手段の内訳と核弾頭総数をすべて公開した。運搬手段の内訳の詳細の公表は初めてである。

2010年5月26日、英国政府は議会に対して備蓄核弾頭は将来225発を超えず、作戦に供する核弾頭数は160発以下であると発表した。

2010年5月3日の米国防総省ファクトシートは、02年核態勢見直し(NPR)と同様、弾頭の保管状態を「活性状態」と「不活性状態」に大別している。前者はそのまま使用できる弾頭であり、後者は時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭である。

この点も含めて、本誌で行ってきた従来の弾頭の分類方法を今回も踏襲する。ただ、米国で明らかになっているこのような分類方法が、その他の国でどこまで通用するかは、必ずしも明らかではなく、以下のデータ整理では便宜的なものにならざるをえない。注記によって、それを可能な限り補った。

①作戦配備の弾頭　部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。(ただし、オーバーホール中の原潜の核弾頭は作戦配備に含めない。)
②兵站予備の弾頭　ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器については推定するための一定の情報がある。概ね①の5～10%である。
③予備貯蔵の弾頭　活性、不活性を含め、再使用の可能性を想定して貯蔵しているもの。迅速対応戦力もこれに含めた。迅速対応戦力とは、作戦配備から外した核弾頭の中でも情勢の変化によって復活させることを前提として活性状態で貯蔵するものである。
④退役弾頭　運搬手段から外され解体を前提に保管されている核弾頭。

NPT加盟核保有国の核弾頭数

2013年8月

弾頭の分類			米	口	英	仏	中	合計
戦略核	作戦配備	ICBM/IRBM	500	1,050	0	0	0	1,550
		SLBM	1,152	448	160	240	0	2,000
		爆撃機搭載核兵器	300	310	0	50	0	660
		小　計	1,950	1,810	160	290	0	4,210
	作戦外貯蔵		2,200	670	65	~10	180	3,125
	小　計		4,150	2,480	225	300	180	7,335
非戦略核	作戦配備	空軍航空機	200	0	0	0	0	200
	作戦外貯蔵		300	2,030	0	0	0	2,330
	小　計		500	2,030	0	0	0	2,530
合　計			4,650	4,500	225	300	180	9,855
退役およびその他*			~3,000	~4,000	0	0	70	7,070
総　計			~7,700	~8,500	225	300	250	16,975
(うち作戦外貯蔵小計)			(2,500)	(2,700)	(65)	(~10)	(180)	(5,455)

丸めのため合計にくい違いがある。
*米ロに関しては退役弾頭、中国に関しては退役、未配備など内容は不明確。

以下の図表の作成においては、②と③を合わせて「作戦外貯蔵」とする。

2012年になり、中国においては、作戦配備された戦略核の運搬手段に核弾頭は搭載されず、分離して貯蔵されていることが明らかになった。貯蔵のされ方の詳細は不明である。したがって、米ロの概念での作戦配備弾頭はゼロになる。

米国では、他に、弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピット14000発と二次爆発部分5000発を分離して貯蔵しているとされる。

北朝鮮(DPRK)は3度の核実験を行い、衛星発射に成功し、核保有国であると主張しているが、弾頭化／兵器化に関しては情報がない。本図説では従来通り「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお17,000発を超える核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典:「ニュークリア・ノートブック」(『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』に連載)を基本にしながら、S・ノリス(天然資源保護評議会(NRDC、米国))、H・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、パベル・ポドビック(ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア)、イアン・カーンズ(英米安全保障情報協議会(BASIC、英国))などの文献、米ロ政府の新STARTに基くファクトシート、及び長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)核弾頭データ追跡チームの作業(市民データベースとして公表)を参考にして作成。

10. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細

米国（計 ～7,700）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 4,650）		
戦略核（小計 4,150）		
【作戦配備（小計1,950）】		
●ICBM（小計500）		
ミニットマンⅢ		500
Mk-12A 型（弾頭：W78）	335	250[1]
Mk-21 型（弾頭：W87）	300	250[2]
●SLBM[3]（小計1,152）		
トライデントⅡ D5		1,152[4]
Mk-4 型（弾頭：W76）	100	468
Mk-4A 型（弾頭：W76-1）	100	300[5]
Mk-5 型（弾頭：W88）	455	384
●爆撃機搭載核兵器[6]（小計300）		
核爆弾 B61-7	可変<1～360	100[5]
B61-11[7]	5	
B83-1	可変<1,200	
ALCM（弾頭：W80-1）[8]	5～150	200
【作戦外貯蔵（小計2,200）】[10]		
非戦略核（小計 500）		
【作戦配備空軍航空機（小計200）】		
核爆弾 B61-3、4	0.3～170	200[11]
【作戦外貯蔵（小計300）】		
B61-3、4		300[12]
退役（小計 ～3,000）		

1 1～3MIRV×200基。／2 単弾頭が230基。W62を置きかえている。／3 オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基（12×24）。原潜数は14隻であるが、常時2隻はオーバーホール。／4 12隻×24発射管×4MIRV。12年3月1日のSTARTデータでは、1,115～1,165と推定される。／5 W76-1は2008年10月末から配備が始まった。W76からの置き換えが続いている。／6 ストラトフォートレスB-52H（93機のうちの44機）、スピリットB-2A（20機のうちの16機）。計60機が任務（核・非核両用）についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。／7 地中貫通型（1997年11月に導入）。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。／8 B-2Aのみ。／9 B52Hのみ。／10 常時オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭48基。192発。数100の核爆弾と巡航ミサイル。戦略核の7.5%として兵站予備150発など。／11 迅速対応戦力も含めて200個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国の6か所の空軍基地に配備（別表参照）。／12 米国内に貯蔵。ヨーロッパ配備のものを含めると計500発がある。トマホークSLCM W80-0弾頭260発は退役した。

ロシア（計～8,500）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 4,500）		
戦略核（小計 2,480）		
【作戦配備（小計1,810）】		
●ICBM（小計1,050）		
SS-18 M6、サタン（RS-20）	500～800	550[1]
SS-19 M3、スチレトウ（RS-18）	400	210[2]
SS-25、シックル（RS-12M、トーポリ）	800	140[3]
SS-27 I 型（RS-12M2、トーポリM）	800	60[4]
SS-27 I 型（RS-12M1、トーポリM）	800	18[5]
SS-27 II 型（RS-24、ヤルス）	100	72[6]
SS-27 II 型（RS-24、ヤルス）[7]	?	?
●SLBM（小計448）[8]		
SS-N-18 M1、スチングレイ（RSM-50）	50	96[9]
SS-N-23M1（RSM-54、シネバ）	100	256[10]
SS-N-32（RSM-56、ブラバ）	100	96[11]
? （ライナー）[12]	–	–
●爆撃機搭載核兵器（小計310）		
核爆弾		
ALCM（弾頭：AS15A、B）	250	310[13]
SRAM（弾頭：AS16）		
【作戦外貯蔵（小計670）】		
非戦略核（小計 2,030）		
【作戦配備（小計0）】[14]		
【作戦外貯蔵（小計2,030）】		
●ABM/SAM（小計425）		
ガゼル（53T6）	10	68[15]
SA-10、グランブル	low	340
SA-12、グロウラー		
セバル（レダト）	500	17
●空軍航空機（小計730）		
核爆弾/ASM AS-4、キッチン/SRAM AS-16	1000	730[16]
●海軍用戦術核（小計700）		
核爆弾		
ASM AS-4、キッチン	1000	700
SLCM	200～500	
対潜核兵器、SAM、核魚雷、核爆雷		
●地上発射（小計174）		
SS-21、スカラブ（トチカ）	low	150
SS-26、ストーン（イスカンデル）	low	24
退役（小計 ～4,000）		

（兵器の名称は「NATO命名（ロシア名）」。ロシア名はすべて（　）内。）

1 10MIRV×55基。STARTⅡが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。2026年まで保持の見込み。／2 6MIRV×35基。削減する計画。液体燃料。／3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。09年に2回の発射テスト（4月20日、12月10日）。／4 単弾頭。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。／5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。／6 RS-24という新型名で08年11月26日に試射成功。移動型。推定4MIRV×18。10年7月19日にボボフキン国防省第1次官が初配備されたと発表した。／7 サイロ型。／8 搭載原潜は、デルタⅢ級2隻、デルタⅣ級6隻。核ミサイルを搭載しないが、タイフーン級3隻も残っており、発射テストに使われている。／9 デルタⅢ級戦略原潜2隻に搭載。2隻×16発射管×3MIRV。10年10月28日に発射テスト。／10 デルタⅣ級戦略原潜6隻に搭載。ただし2隻がオーバーホール中のため配備弾頭数は4隻×16発射管×4MIRV。10年8月6日、10月28日に発射テスト。10MIRVの能力があるとの情報もある。／11 6MIRVと推定される。08年9月、潜水発射に成功。しかし、09年は2回発射テストに失敗。10年10月7日、10月29日、更に11年6月28日、8月27日、12月23日、発射テストに成功。2011年1月、1隻×16発射管×6MIRV。新型のボレイ型原潜に配備。／12 9～12MIRVを開発中。11年5月20日、9月29日に発射テストに成功。／13 ベアH6（Tu-95MS6）29機、ベアH16（Tu-95MS16）30機、ブラックジャック（Tu-160）13機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個（計174個）、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個（計480個）、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個（計156個）搭載する。基本的に貯蔵されており、航空機に配備されていない。2つの基地に数100の弾頭を配備と見積もる。／14 ロシアの戦術核は全て中央貯蔵されていると申告された。／15 ゴーゴン・ミサイルはABM任務からはずされた。／16 バックファイヤー（Tu-22）、フェンサー（Su-24）、フルバック（Su-34）に搭載。

中国（計～250）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 180）		
【作戦配備（小計 0）】[1]		
【作戦外貯蔵（小計180）】[2]		
●ICBM/IRBM[3]（小計～138）[4]		
ドンフォン（東風）-3A	3,300	16
ドンフォン（東風）-4	3,300	12
ドンフォン（東風）-5A[5]	4～5,000	20
ドンフォン（東風）-21[6]	200～300	60
ドンフォン（東風）-31[7]	200～300?	10～20
ドンフォン（東風）-31A[8]	200～300?	10～20
●SLBM（小計0）		
ジュラン（巨浪）-1	200～300	0[9]
ジュラン（巨浪）-2[10]	200～300?	0
●爆撃機搭載核兵器（小計40）		
核爆弾		40[11]
退役及びその他（小計 70）		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21はCSS-5M1、東風-31はCSS-10M1、東風-31AはCSS-10M2。巨浪-1はCSS-NX-3、巨浪-2はCSS-NX-4。

1 運搬手段は配備されているが、弾頭は別に貯蔵。／2 178を丸めた。／3 東風-5A（射程13,000km）、東風-31（射程7,200km）、東風-31A（射程11,200km）はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。

4 東風-31、31Aの弾頭数は中間値をとって集計。グレゴリー・カラーキー（2011年）は155、チャン（2012年）は110と推定している。／5 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。サイロ型、液体燃料。単弾頭。／6 移動式、固体燃料。単弾頭。／7 移動式、固体燃料。米大陸には届かない。単弾頭。／8 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを作うと考えられる。／9 戦略原潜シァ（夏）級（中国名：大慶魚）に搭載の予定。12発射管。07年は12発と推定されたが、08年には0と推定。一度も使われることなく退役すると予想される。／10 新世代原潜ジン（晋）級（094型）に搭載する計画進行中だが、数回の発射テストに失敗。中国の戦略原潜は戦略抑止パトロールを一度も行っていない。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。晋級は2隻就役（出典：CRSレポート、2011年6月8日）。／11 ホン（轟）-6（NATO表示：B-6）100～120機のうちの20機。キャン（強）-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。米国防総省は200～500発の巡航ミサイルDH-10のうち、一部が核（空中発射）と推定。

フランス（計 300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 290）		
【作戦配備（小計 290）】		
●SLBM[1]（小計240）[2]		
MSBS[3] M45（弾頭：TN75）	100	160
M51[4]（弾頭：TN75）	100	80
●爆撃機搭載核兵器（小計40）		
ASMP[5]-A（弾頭：TNA）	可変～300	40[6]
●空母艦載機用核兵器（小計10）		
ASMP-A（弾頭：TNA）	可変～300	10[7]
【作戦外貯蔵（小計 ～10）[8]】		

1 ランフレキシブル戦略原潜は08年1月に退役。10年9月20日、M51を配備したル・テリブルが就航し、4隻体制になった。うち1隻が抑止パトロールに就いている。／2 4隻の戦略原潜のうち3隻に配備。3隻×16発射管×（4～6）MIRV。／3 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。／4 M45に替わる新型。ル・テリブルは、10年1月27日、7月10日に発射テスト。13年5月5日、ビジランからの発射テスト失敗。／5 フランス語で「空対地中距離改良型ミサイル」の頭文字。／6 ミラージュ2000N、ラファールF3各20機にASMP-A搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は40と見積もられる。／7 平時においては、唯一の空母ドゴール（原子力）には、核兵器は平時において搭載されていない。空母艦載機ラファール海軍型に搭載のためのASMP-Aは陸上に配置。／8 オーバーホール中、ないし解体待ちのSLBM、及び爆撃機搭載核兵器、各5発と推定。

英国（計 225）[1]

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（合計 225）		
【作戦配備（小計 160）】		
●SLBM[2]		
トライデントⅡ D5	100	160[3]
【作戦外貯蔵（小計 65）】		

1 2010年5月26日、英政府は将来225発を超えず、作戦に供する弾頭数は160発以下と発表。／2 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみパトロール。／3 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、パトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つので、その3隻分（144個）より16発多い弾頭数を作戦配備とする。

10. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細(続き)

インド (計90~110)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし[1]	5~25[2]	90~110
運搬手段[3]		
●航空機[4]		36~56[3]
●短・中距離ミサイル[5]		54[3]

1 核弾頭は配備されずに貯蔵されているとみられる。／2 98年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。／3 いずれも通常任務を持つ。中距離弾道ミサイル24基(アグニ1:12基、アグニ2:12基)、短距離弾道ミサイル30基(プリトビ1)とみなし、全て単弾頭なのでミサイル搭載の核弾頭数を54と推定した。残りを航空機搭載と見積もる。／4 ミラージュ2000H(バジュラ)48機、ジャガーIS/IB(シャムシャー)76機のいくつかが、核任務をもつと推定される。／5 プリトビ1(射程150km)が配備ずみ。アグニ1(射程700km)は、10年春、発射テストに成功し、配備済み。アグニ2(射程2,000km)は、11年9月26日、13年4月7日に発射テストに成功し、配備済み。アグニ3(射程3,000km)は、10年2月7日に4回目の発射テスト。アグニ4(射程3,000km)は、11年11月15日、アグニ5(射程5,000km)は、12年4月19日に発射テストに成功。ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)、09年12月13日に発射テスト。プリトビ2は、10年3月27日、6月18日、11年6月9日、13年8月12日に発射テスト。プリトビ3(サガリカ、射程300~700km)を開発中で08年2月26日発射テスト。

イスラエル (計80)[1]

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
米国の推定[2]		80
運搬手段[3]		
●航空機[4]		30[3]
●中距離ミサイル[5]		50[3]
●砲弾・地雷		

1 79年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。／2 100~200発分相当のプルトニウムを生産したが、核弾頭数は、運搬手段数や米諜報機関の分析から推測。／3 核弾頭と運搬手段は分離して保管しているとみられる。運搬手段ごとの弾頭数は、SIPRI(2012)による推定。／4 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。)25機の一部が核任務を持つと推定される。／5 ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。11年11月2日、ジェリコ3(射程4,000km以下)と見られる発射テストに成功。

パキスタン (計100~120)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし[1]	5~10[2]	100~120
運搬手段[3]		
●航空機[4]		40~60[3]
●短・中距離ミサイル[5]		60[3]
●巡航ミサイル[6]		

1 核弾頭は配備されずに貯蔵されているとみられる。／2 98年5月の核実験における地震波からの推定値。／3 準中距離弾道ミサイル30基(ガウリなど)、短距離弾道ミサイル30基(ガズナビ、シャヒーン1)とみなし、全て単弾頭なので、ミサイル搭載の核弾頭数を60と推定した。残りを航空機搭載と見積もる。／4 米国製F16A/B)32機、ミラージュVのいくつかが核任務をもつと推定される。11年3月、老朽化したミラージュVの後継として18機のF16C/Dを配備。／5 ミサイルの核能力ははっきりしない。ガズナビ(ハトフ3、射程400km)、シャヒーン1(ハトフ4、射程450km)、ガウリ(ハトフ5、射程1,200km)の配備が確認されている。10年5月8日、12年5月10日にガズナビ(ハトフ3)及びシャヒーン1(ハトフ4)の、12月21日にガウリ(ハトフ5)の発射テスト。シャヒーン2(ハトフ6、射程2,000km)を開発中で、08年4月19日、21日に作戦配備準備の発射テスト。11年3月、12年3月5日、13年2月15日、アブダリ(ハトフ2、射程180km)、11年4月、12年5月29日、13年2月11日、ナーシュ(ハトフ9、射程60km)の発射テストに成功。／6 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程600km)、ラ・アド(ハトフ8、射程320km)を開発中。前者は、11年2月10日、12年9月17日、後者は、07年8月25日、08年5月8日、11年4月29日、12年5月31日に発射テスト。

北朝鮮 (DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	< 数キロトン[1]	<10
運搬手段		
●中距離ミサイル[2,3]		

1 過去3回の核実験をしている。06年10月9日の核実験の推定値は1キロトン以下、09年5月25日の2回目は数キロトン程度、そして3回目(13年2月12日)は、2回目の3倍程度とみられる。プルトニウム保有量については未分離を含めて40~60kg(核弾頭8~12個分)と推定されている(オルブライトらの数字から推定)。／2 ノドン(射程1,200km)は核搭載可能。50基以下配備。テポドン1(射程2,300km)、テポドン2(射程5,440km以上)は未配備。テポドン2には3段式(推定射程15,000km)のものも開発されている。09年4月5日、12年4月13日衛星発射を意図した飛翔体の発射実験を行ったが、失敗したとみられる。12年12月12日、衛星打ち上げに成功したとみられる。／3 米国防総省は、単段式ムスダン(射程3,200km以上)が存在すると分析している(「2012年北朝鮮の軍事・安全保障報告書」による)。

【4】国別詳細(核兵器依存国)

日本

◆「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(10年12月17日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本理念の章に、次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。」

◆「日米安全保障協議委員会共同発表」(11年6月21日)

11年6月21日の日米協議(ワシントン)において、「より深化し、拡大する日米同盟に向けて:50年間のパートナーシップの基礎の上に」と題する合意文書を発表した。その「序文」において、次のように確認した。

「米国政府は、核及び通常戦力の双方のあらゆる種類の米国の軍事力によることを含め、日本の防衛並びに地域の平和及び安全へのコミットメントを再確認する。」

NATO非核兵器国

◆同盟の戦略概念(10年11月19日)

最新のNATO戦略文書は、2010年11月19日、リスボンで開かれたNATOサミットにおいて99年4月以来、11年ぶりに採択されたものである(本イアブック11年版・資料3-3(292ページ))。

＊第18節

その第18節は、米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。これは99年の第62節とほぼ変化がない。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。」

＊第19節

第19節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担の義務が記されている。これは、99年の第63節とほぼ同じである。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国の可能な限り広い参加を確保する。」

＊戦略以下の核兵器について

99年「戦略概念」第64節の戦略以下の

10. 地球上の核弾頭全データ

【4】国別詳細（核兵器依存国）（続き）

核兵器についての記述は、2010年の「戦略概念」からはなくなった。しかし、全米科学者連盟（FAS）核情報プロジェクトの調査では、今でも150～200発の米国の戦術核兵器が5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）の空軍基地に配備されている。

オーストラリア

◆「国防白書」（2009年5月2日）

最新のオーストラリアの国防白書は、2009年5月2日に9年ぶりに出された「国防2009―アジア太平洋の世紀においてオーストラリアを防衛する：戦力2030」である。その「米豪同盟と我が防衛」で、拡大抑止の必要性が確認されている。

＊6.33節　我々の直接的な防衛にとって同盟が意味するものは、諜報と技術におけるパートナーシップという同盟の核心にある連携した能力が利用できるということである。これによって、我々の直接の近隣、およびそれを超えたところにおける我々の戦略的能力を支えることができる。これは我が安全保障にとって掛け替えのないものである。

＊6.34節　これは同時に、核兵器が存在する限りオーストラリアに対する核攻撃を抑止するために米国の核戦力に依存することができることを意味する。歴代の政府の下でオーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

ヨーロッパ配備の米核爆弾

2013年8月

国名	基地	搭載機（所属国）	核爆弾の数		
			米国分担	受入国分担	計
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16(ベルギー)	0	10～20	10～20
ドイツ	ビュヒェル	PA-200(独)※	0	10～20	10～20
イタリア	アビアノ	F-16C/D(米)	50	0	50
	ゲディ・トーレ	PA-200(伊)※	0	10～20	10～20
オランダ	フォルケル	F-16(蘭)	0	10～20	10～20
トルコ	インジルリク	F-16C/D(米)	60～70	0	60～70
合計			110～120	40～80	150～200

（表注）※PA-200は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。

韓国

◆アメリカ合衆国と大韓民国の同盟のための共同ビジョン（09年6月16日）

ワシントンで開催された米韓首脳会談における共同ビジョンにおいて、以下のことを再確認している。

「米韓同盟は、21世紀の安全保障環境の変化に適応している。我々は両国の安全保障上の利益を守るべく同盟能力に支えられた強固な防衛態勢を維持し続ける。米国の核の傘を含む拡大抑止に対する継続的な誓約はこのような保証をさらに強化するものである。同盟再編に向けた二国間計画を進めるにあたって、大韓民国は、朝鮮半島ならびに地域内、さらには地域を超えて、永続的で有能な米軍のプレゼンスによる支援のもと、自国の共同防衛における主たる役割を担うこととする。」

◆第44回米韓安保協議会議共同コミュニケ（12年10月24日）

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の12年10月24日（ワシントン）のものは、次のように表現している。

「国防長官は、米国の核の傘、通常攻撃、及びミサイル防衛能力を含むあらゆる軍事能力を使用して、韓国に対し拡大抑止を提供し、強化する継続的な米国のコミットメントを再確認した。」

C7. 非核スコットランド ―2014年に独立住民投票

2012年10月15日、英国のキャメロン首相とスコットランドのサモンド首相は、エジンバラで会談し、スコットランド独立の是非を問う住民投票実施のための合意文書(エジンバラ合意)に署名した。これにより2014年末までに、住民投票が実施されることになった※。

※その後、投票実施日は14年9月18日に決まった。

会談では、「エジンバラ合意」と併せて、住民投票の実施要項にあたる「合意覚書」と同住民投票実施のために「1998年スコットランド法」を一部改正する「政令(案)」が確認された。「合意覚書」には、住民投票の原則、時期、投票に付される設問、投票権、投票管理委員会の役割などが記されている。「政令(案)」には、投票はシンプルな設問により、二者択一式でなければならないという要件が盛り込まれた。

1998年、スコットランド出身のトニー・ブレア首相の下で、英国議会は「1998年スコットランド法」を制定し、同法に基づき翌99年に、スコットランド政府と議会(1院制)が発足した。同法により、英国政府および議会から、スコットランド政府および議会に、憲法、外交・安全保障、国家財政、社会保障等を除く権限が移譲された。

スコットランドでは、2007年の議会選挙において、「核兵器のないスコットランド」や、英国からの自主独立路線を掲げるスコットランド国民党(SNP。「スコットランド民族党」とも訳される)が勝利し、緑の党との連立政権(以下「SNP政権」)が発足した。史上初の「非核スコットランド」を掲げた政権の誕生であった。SNP政権は、07年10月にグラスゴーで、「トライデント・サミット」を開催し、トライデント※撤去を求める方針を鮮明にした。同サミットに先立ち、サモンド首相は、核不拡散条約(NPT)締約国に書簡を送り、トライデント更新計画への反対を表明するとともに、NPTにオブザーバー参加できる地位を要請した※。11年の議会選挙で、SNPは「英国からの独立」を大きく公約に掲げ、全129議席の過半数を占める69議席を獲得し、政権の基盤をより強固にした。

※英国の唯一の核兵器である潜水艦発射弾道ミサイル。データシート10(123ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第292号(07年11月15日)。

スコットランドにおける世論調査※では、独立「賛成」は28%、「反対」が53%であった。この結果をみると、SNPへの支持が直ちにスコットランド独立への賛成を意味していないことが窺える。一方、「非核スコットランド」への支持は6~7割に上るとの調査結果※もある。

※世論調査会社TNS-BMRBによる結果。対象は18歳以上で、有効回答数995人。12年10月5日発表。

12年1月、英国政府は議会に、「スコットランドの憲法上の未来」※と題した政策文書を提出した。キャメロン首相およびニック・クレッグ副首相の署名によるこの文書には、以下のような英国政府のスコットランド独立への基本的認識が書かれている。「我々は、英国が一つであり続けることを求める」、「スコットランド国民党は、11年5月の選挙で独立住民投票をマニフェストに掲げた。英国政府は、そのことがスコットランドやその他の英国の国々にとっての利益にはならないと確信している」(同文書「要約」)。

※「核軍縮運動(CND)」。www.cnduk.org/campaigns/no-to-trident/opinion-polls

※www.scotlandoffice.gov.uk/scotlandoffice/files/17779-Cm-8203.pdf

仮にトライデントをファスレーンに置いたままスコットランドが独立した場合、英国は世界で唯一、「戦略核を国外配備している国」となる。英国政府としては、そのような事態は望まないだろう。

一方、SNPは、12年10月18日の党大会において、過去30年にわたり掲げてきた、「反NATO」の立場を変更し、独立後もNATOに留まるという方針を僅差で決定した。

「非核と一体となった独立」が、住民の現実的選択となるか否かについては、現段階では未知数である。

C8. 米・NZ、防衛協力拡大を宣言 ―「抑止力」には言及せず

ニュージーランド(NZ)のジョナサン・コールマン国防相(国民党)と米国のレオン・パネッタ国防長官(当時)は2012年6月19日、ワシントンの米国防総省で会談し、両国の防衛協力に関する宣言(「ワシントン宣言」)に署名した。

NZは米国、豪州との間でANZUS条約※を結んできたが、85年2月、米海軍の核兵器搭載可能な駆逐艦「ブキャナン」の寄港を拒否した。理由は、同艦が「核兵器を搭載していない確証が得られない」というものであった。87年にはこの政策を法制化し、原子力推進艦と核搭載艦の入港、入域を禁止する「非核法」※が成立した。85年の入港拒否に対し、米国は、ANZUSの下でのNZに対する安全保障義務を凍結、今日に至っている(条約自体は現在も存続)。

※「オーストラリア、ニュージーランド及び米合衆国の間の安全保障条約」(1952年4月29日発効)。

※「1987年ニュージーランド非核地帯、軍縮及び軍備管理法」(87年6月8日成立)。

2000年6月、NZ政府は「防衛政策の枠組み」を公表した。同文書は、安全保障における軍事力の役割を低減し、防衛と外交の緊密な連携を追求する「包括的アプローチ」と専守防衛的態勢を定式化するとともに、国連中心の多国間主義の重視と非核政策の堅持を確認した※。

※「核兵器・核実験モニター」第196号(03年10月1日)及び200号(03年12月15日)。

2012年のワシントン宣言は、「ブキャナン」入港拒否以来凍結された両国の防衛協力を再構築することを意図するものであるが、NZの基本政策は堅持されている。「付属文書」には、重点協力事項として、海洋安全保障や人道支援・災害救助、平和維持活動などが挙げられている。これらは上記の「枠組み」に整合する活動である。

NZは近年、アフガンでの国際治安支援部隊(ISAF)への派遣や海賊対策など海洋安全保障活動への参加などを通じて、多国的枠組みの中で米軍と行動を共にする機会を増やしてきた。12年6月29日から8月3日に22か国が参加して行われた「環太平洋合同演習(リムパック)2012」には、84年以来28年ぶりにNZ軍が参加、フリゲート艦「テ・カハ」、補給艦「エンデバー」、P-3K哨戒機、陸軍の歩兵部隊を派遣した※。こうした動きを、アジア太平洋を重視し「演習とローテーションによるプレゼンス」を確保するという米軍の戦略に、NZもまた組み込まれつつあると見ることもできる。しかし、ワシントン宣言は少なくとも現段階では、NZの基本政策にそっており、NZによる防衛協力には制約と限界があることに注目しておきたい。

※NZ国防軍による報道発表(12年8月2日)。

ちなみに、米国はリムパックに参加した外国軍艦船のうちNZ海軍の2隻には真珠湾の軍港への入港を認めなかった。NZ艦船は民間船舶が利用するホノルル港に停泊した。米国防総省の報道官は、「両国は現存する制約の範囲内で協力を続けているのであり、その制約にはNZ海軍艦船は米軍港に寄港を許されないというものも含まれる」として、これがNZ非核法を念頭に置いた措置であることを示唆した※。

※「星条旗新聞」12年7月3日。

コールマン国防相は、ワシントン宣言はANZUSを復活させるものではなく、自立的外交政策は変わらないと強調した※。また、野党労働党の外交問題スポークスマンのフィル・ゴフ氏は、この宣言の署名を歓迎しつつ、「NZが、米英豪も含めて他国の立場にただ従うだけの時代はとうに終わっている」とし、ANZUSへの参加はNZが独自の立場を取ることを妨げるものだと言明した※。

※「ニュージーランド・ヘラルド」12年6月20日。

※「フェアファックス・ニュージーランド・ニュース」12年6月20日。

日米間では、日米安全保障協議委員会(2プラス2)などにおいて、繰り返し「同盟の抑止力」の強化の必要性が強調されるが、ワシントン宣言には「ANZUS同盟」、「抑止力」という言葉は一度も使われない。NZはこのようなあり方と一線を画した防衛協力の道を歩もうとしている。

C9. 武器貿易条約（ATT）、年内採択できず「最終会議」へ

※ATT＝Arms Trade Treaty

2012年7月2日～27日、ニューヨーク国連本部において武器貿易条約（ATT）※採択のための交渉会議※が開催された※。09年の国連総会決議（A/RES/64/48）により開催が決まっていたものである。会議では、米、ロをはじめとする武器輸出国側と、中東諸国など武器の流入による被害を抱える輸入国側の意見が対立した。最終的にコンセンサスを得ることはできず決裂した。

※交渉会議は米国の主張が反映され、コンセンサスルール（表決を行わず、明確な反対意見がない場合に合意とする方式）が採用された。

※「核兵器・核実験モニター」第410号（12年10月15日）に、オックスファム・ジャパンの夏木碧ポリシー・オフィサーによる会議参加報告。

ATTは、通常兵器の国際貿易の規制のための基準を確立し、不法な国際貿易等を防止するための条約である。03年にオックスファムなどのNGOがATT形成を求めて「コントロール・アームズ」キャンペーン※を開始した。同キャンペーンは、国際人権法や国際人道法の重大な侵害やジェノサイド（大量虐殺）等につながる可能性がある場合は通常兵器を移転しない、地域の安定や持続可能な開発に悪影響を与える可能性等がある場合は通常兵器を移転しない、といった様々な移転許可基準をATTに盛り込むことを求めた。

※http://controlarms.org/en/

国連では、06年にATTに関する国連総会決議（A/RES/61/89）※が採択されて以降、条約策定の検討プロセスが行われた※。冒頭に述べた12年7月国連会議では、交渉参加国は主に4グループに分かれ、ATTの形成を支持してきた国々は、概して以下の2グループに分かれた。

※英国が主導、賛成153、反対1、棄権24で採択。

※08年：3回の28か国政府専門家グループ（GGE）、09年：100か国以上による2会期の国連公開作業部会（OEWG）、2010年7月～12年2月、4回の国連会議のための準備委員会。

①有志国グループ（積極推進派）：アフリカやカリブ地域の国々、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、メキシコなど。

②原共同提案国※+米英仏：利害や立場が一致するわけではないが、①に対抗するという意味でひとくくりにした。米英は、①の有志国グループのカリブ諸国やメキシコなどに対して、弾薬を規制対象外にすることに合意するよう、圧力や交渉を重ねた。日本は、ATT推進国ではあるが、規制対象の行為の定義を曖昧にして各国の裁量に委ねることを主張し、輸入、仲介、通過、積替え等の規制を弱めようとするなど、条約の規制内容を弱める主張を展開した。

※英国、アルゼンチン、豪、ケニア、コスタリカ、日本、フィンランドの7か国。

次に、ATTに消極的であった国々は、概して以下の2グループに分かれた。

③インド、中国、ロシアなど：これらの国々は、規制内容を強化しない、あるいは弱めるよう、米英をはじめとする②のグループ等との交渉を繰り返した。

④強硬反対国：アルジェリア、イラン、エジプト、北朝鮮、キューバ、シリアなど、ATTの形成そのものに反対してきた国々は、規制内容を弱めることを求め、ATTの必要性を疑問視する発言を展開した。

このように交渉参加国は、いくつものグループに別れ、12年7月の交渉会議は決裂したのである。

12年12月24日、国連総会において、新たなATT決議（A/RES/67/234）※が採択された。同決議はATT推進国の英国、日本などが主導し、賛成133、反対0、棄権17で採択された。同決議は、条約交渉を13年3月18～28日に「最終会議」※として開き、そこでは決裂した12年7月会議の草案を用いて交渉を再開することとした。

※データシート7（94ページ）。

同日、原提案国の7か国外相は共同声明を出し「圧倒的多数による採択」として、13年3月の最終会議の成功に向けた努力を各国に呼び掛けた※。

※最終会議においても、各国間の溝は埋まらず、交渉は決裂した。13年4月2日、早期の条約成立をめざした原提案国は、条約案を国連総会に提出し、賛成156、反対3（イラン、北朝鮮、シリア）、棄権22（ロシア、中国、インド等）により、条約は成立した。

※「武器貿易条約（ATT）決議に関する原共同提案国外相による共同声明」。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/att/js_121224_jp.html

ATTは、これまで世界的な規制の枠組みが存在しなかった武器国際貿易に対し、初めて国際ルールを設ける試みとして、一定の価値がある。しかし、交渉会議で改めて浮き彫りになったように、武器輸出国側と輸入国側の間における利害の隔たりは大きい。仮に条約が発効した場合も、その運用方法や再検討のあり方は、長期的な課題となるであろう。

D1. 国連「日本決議」、支持拡大するも新味なし

2012年12月3日、国連総会において、日本が提出した決議案「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」※が採択された（賛成174、反対1、棄権13）。日本政府による核軍縮決議は1994年以降、19回決議されており、現在のタイトルとなってからは3回目である※。反対は、前年と同じく朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のみ。中国、インド、パキスタン、イスラエル、イラン、ブラジルなどが棄権した。中国を除く4核兵器国は賛成である※。共同提案国は米国、英国を含め過去最高の99か国に達した。米国は、2009年以来、続けて共同提案国となっている。風間直樹外務大臣政務官（当時）は、東京における11月21日のNGOとの意見交換において、圧倒的多数で採択されたことは「我が国の軍縮・不拡散の取り組みが核兵器国を含む国際社会から着実に支持を得ていることを示している」※と述べた。

※決議番号67/59。資料3-7（304ページ）に全訳。

※過去のタイトルは、①「究極的核廃絶に向けた核軍縮」（94年～）、②「核兵器完全廃棄への道程」（00年～）、「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」（05年～）。

※投票結果の詳細はデータシート7（94ページ）。

※核兵器廃絶日本NGO連絡会ブログ。

しかし、決議には、12年5月の2015年NPT再検討会議第1回準備委員会など主要な会合が開催された事実がアップデートされた以外に、実質のある新しい内容は全く含まれていない。その特徴は核軍縮に関する具体的主張、とりわけ核兵器国への要求が弱いということに尽きる。これは日本決議が一貫して持つ問題点である。

決議は、2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」※に明記された重要な前進である「核兵器禁止条約等の交渉」や「中東非核兵器地帯」会議※の2012年開催に、全く触れていない。核兵器の非人道性についても、前文で「国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」とNPT2010年最終文書と同じ文言を繰り返すに留まった（前文3）。主文14節では「適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励」しているものの、一般論の域を一歩も出ておらず、自らも当事者である北東アジアに関する言及はない。日豪主導の国家グループ「不拡散・軍縮イニシャチブ（NPDI）」が推進している「核軍縮の履行状況を報告する標準様式の開発」の提案※にも決議は言及しない。「核兵器国に反対されない」ことを最優先に練られた決議文と言わざるを得ない。

※資料1-7（236ページ）に「行動勧告」全訳。

※キーワードB3（84ページ）。

核兵器国への具体的要求が弱いという日本決議の一貫した問題は、新アジェンダ連合（NAC）※が提出した決議※と比較するとより明確になる。新アジェンダ連合提出の12年決議は、期待されたほどの斬新な内容をもつものではなかったが、核兵器国による核軍縮誓約に焦点をあて、過去の合意の履行の加速を徹底して求める姿勢は堅持されている。これと比較した時、日本決議の弱さと内容の乏しさは一層際立つ。

※用語の説明「新アジェンダ連合（NAC）」（219ページ）。

※資料3-6（302ページ）に全訳。投票結果はデータシート7（94ページ）。

10年以来の投票において、核軍縮における日本決議の主張の弱さを批判してNAC参加国のブラジル、メキシコ、南アフリカが前年までの賛成から棄権に後退していた。12年もブラジルは棄権のままであるが、メキシコは共同提案国に加わった。これは、「不拡散・軍縮イニシャチブ（NPDI）」の「同志国」として足並みを揃える目的や、メキシコがオーストリア、ノルウェーとともに提案した決議※への日本の支持獲得に向けた行動とも考えられる。

※キーワードB5（92ページ）。

ノルウェー等35か国の「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」※への日本政府の署名拒否に見られる核兵器廃絶への日本の消極姿勢は、米国の核の傘への依存政策から来ている。日本政府提案決議の主張の弱さも同じ背景からくる。日本の市民は、この政策が世界の核軍縮を停滞させていることを忘れてはなるまい。

※キーワードB4（90ページ）。

D2. 原子力利用目的に「安全保障」──思慮を欠く「基本法」改訂

2012年6月20日、原子力規制委員会設置法※が成立した。同法は、その付則により原子力基本法を改正し、第2条の第2項として「安全保障に資する」という表現を追加した。

※平成24年6月27日公布、第180回国会法律第47号。

原子力規制委員会は、環境省の外局として設置されるもので、当初は4月20日、自民・公明党案として衆議院に提案されたが、民主、自民、公明3党の修正協議の末、議員立法として6月15日衆議院に再提出され、同日衆議院を通過、20日には参議院で可決成立した。提出から実質4日間の短時間審議であった。

同法案には自民・公明党案の時点から、第1条など3か所に「我が国の安全保障に資する」という文言が含まれていた。これは、原子力の軍事利用に道を開くものであるとして、世界平和アピール7人委員会(6月19日)※と日本弁護士連合会※は、相次いで非難声明を発した。韓国や国内メディアからも批判の声が上がった。

※http://worldpeace7.jp/modules/pico/index.php?content_id=127

※www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120621_4.html

「設置法」第1条は「この法律は、…原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」としている。また付則第12条で、原子力基本法※第2条(基本方針)に第2項を追加する改正がなされた。改正後の原子力基本法第2条※は、原子力利用は平和の目的に限るとした上で、第2項で「(第1項にいう)安全の確保については、(略)我が国の安全保障に資することを目的」として行うとしている。個別法との整合性を得るため「附則」で基本法を改正するという手法は、しばしば見受けられるが、基本法の基本方針をほとんど討

※昭和30年12月19日法律第186号。

※資料3-12(316ページ)。

議もせずに変更することの正当性には大きな疑問が残っている。

この「安全保障に資する」の意味については国会でも問題となった。5月29日、衆議院本会議での自民・公明案の趣旨説明に対する吉井英勝議員(共産党)の質問に、江田康幸議員(公明党)は、委員会の任務の一つである「核物質防護や保障措置は国の安全保障に関わるものである」とその趣旨の説明をした。また参議院環境委員会では福島瑞穂(社民党)(6月19日)、谷岡郁子(民主党)(6月20日)両議員の質問に、提案者の一人である吉野正芳衆議院議員(自民党)は、「いわゆる3S、これの一元化を図ったところであります。(略)軍事転用を目的としたものではございません」と答弁した。細野環境大臣も同趣旨の答弁をした(6月19日、参議院環境委員会。質問は福島議員)。規制委員会設置法の付帯決議※には、「原子力の安全の確保の目的の一つに我が国の安全保障に資することが規定されている趣旨について、本法改正により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリテイ及び核不拡散の補償措置の業務を一元的に担うという観点から加えられたもの」であると明記されている。

※資料3-12(316ページ)。

これらの答弁や付帯決議に立てば、「我が国の安全保障に資する」との表現は、全く不適切で思慮を欠いたものと言わねばならない。「安全保障」は、日本ではその妥当性はともかく、専ら「軍事的な安全保障」と理解されてきた。したがって二つの法律の「安全保障」という表現は、「核保安及び核不拡散保障措置」と改めるべきであろう

以上の経過を見る限り、改正「基本法」等が、ただちに日本が核武装に向う根拠として使われる可能性は極めて小さい。しかし、核保有を唱えたことのある国会議員が少なからず存在する日本の政治風土を思うとき、今回の立法措置が将来悪用される可能性に対する警戒を怠ってはならない。また、多義的な解釈を排し、日本の核武装の可能性を明確に否定する「非核三原則法制化」が求められている。

D3. 日米「2プラス2」合意、依然として辺野古に固執

2012年4月27日、日米安全保障協議委員会(「2プラス2」)※は、米軍再編計画の見直しに関する共同発表(以下、「12年合意」)を行った※。その特徴は以下のようにまとめられる。

(1)アジア太平洋の海兵隊の部隊配置が大きく変更された。06年の日米「ロードマップ」では、沖縄からグアムへ海兵隊員8000人を移転させることになっていた。「12年合意」では、沖縄からの移転人数は約9000人に増える一方、グアムへの移転数は5000人へと減らされた。その分、移転先としてあらたにハワイを加え、豪州にはローテーション展開されることになった。「12年合意」には明記されていないが、その後の報道等によれば、グアムへ4800人、ハワイへ2700人、豪州へ2500人が移転することになっている※。また、グアム移転の費用を86億ドルと見積もり、日本側の負担は09年の「海兵隊グアム移転協定」※で規定された直接支出28億ドルを上限とすることになった。

さらに、従来の合意にはなかった要素として、グアム及び北マリアナ自治領における自衛隊・米軍共同訓練場の整備を検討することも「12年合意」には明記された。

(2)「12年合意」は、普天間飛行場の移設先について、「政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって、戦略的に妥当である」との一般基準を立てる一方で、「これまでに特定された唯一の有効な解決策」であるとして、辺野古移設に固執する姿勢を見せている。沖縄防衛局が13年3月22日に辺野古移設に向けた公有水面埋め立て承認申請書を沖縄県に提出するなど、着々と手続きを進めようとしている。

※日本側が外務大臣・防衛大臣、米側が国務長官・国防長官によって構成。

※www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2plus2.html で「概要」「仮訳」「英語版」を閲覧可。

※キーワードA4(56ページ)。

※本イアブック「09-10年版」資料3-16(306ページ)。

しかし、辺野古移設の「政治的な実現可能性」について、日米両政府は実際にはかなり厳しい見方を採っているものと思われる。そのため、すでに老朽化している普天間飛行場に関して、辺野古移設が完了するまでの間、必要な補修事業を進めることを「12年合意」は明記した。

(3) 06年の日米「ロードマップ」では、普天間飛行場代替施設(名護市辺野古への移設)の具体的進展を条件として、はじめて、沖縄に駐留する海兵隊のグアム移転と嘉手納基地以南の土地返還が可能になる、とされていた。「12年合意」では、「パッケージ」と呼ばれているこの方式を公に放棄し、辺野古移設を独立に進めることが宣言された。

他方で「パッケージ」は部分的にしか解除されていない。「12年合意」では、嘉手納以南6施設などの返還について詳細なリストを掲載しているが、そのほとんどのケースにおいて、沖縄で代替施設を提供するか、海兵隊の一部が沖縄から日本国外に移転することを条件としており、リンクが維持されている※。

辺野古移設に対する沖縄の抵抗からも明らかなように、沖縄が県内での代替施設の提供に同意するとは限らない。また、グアムやハワイ、豪州などへの国外移転についても、現地からの政治的同意のとりつけ、軍事作戦面から見て合理的な移転場所の選定、事業遂行のための予算確保など、障害となる要素は少なくない。このように、土地返還の条件が満たされる見通しが明るくない以上、沖縄の「負担軽減」は絵に描いた餅に終わりかねない。

※日米両政府は、この「負担軽減」計画を具体化したものとして、13年4月5日、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意した。www.mofa.go.jp/mofaj/area/page4_000023.html

D4. 在沖海兵隊と普天間 ―米国内議論には広い選択肢

2011年12月31日、米国で2012会計年国防認可法※が発効した。同法は、国防総省が要求していた在沖縄海兵隊のグアム移転に伴う施設建設費、約1億5600万ドル(約120億円)を全額削除するとともに、計画の実現性に対する強い疑念を示した。同法の策定議論は、カール・レビン委員長(民主)率いる上院軍事委員会が牽引した。

※公法112-81。12会計年の期間は11年10月～12年9月。

12年2月8日の日米共同報道発表において、日米政府は、「海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離す」公式な議論を開始したことを表明した。

2月28日、レビン米上院軍事委員長は、委員会公聴会※の議長冒頭発言で、次のように述べた。

※以下に議事録。www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-112srpt26/pdf/CRPT-112srpt26.pdf

「マケイン、ウェッブ両上院議員と私は、キャンプ・シュワブへの代替施設建設は、非現実的で、機能せず、経済的に見合わないと信じている。我々には、キャンプ・シュワブへの代替施設建設計画に代わる案が必要であることがはっきりしているように思われる。さもなければ当分の間、現在の普天間飛行場の使用が続くことになる。」

また、米国内では議会の外でも、多様な意見が存在している。12年2月5日、「沖縄の軍事再編計画の再考を」と題された、マイク・モチヅキ米ジョージワシントン大教授とマイケル・オハンロン・ブルッキングズ研究所上級研究員の共同寄稿が、米政治専門紙「ポリティコ」に掲載された※。

※www.politico.com/news/stories/0212/72471.html

モチヅキ、オハンロン両氏は、「沖縄県知事や名護市長が普天間県外移設を求める中で辺野古移設を強行すれば、物理的衝突を引き起こし、嘉手納基地のような重要な基地を受け入れている人々の心情をも損ないかねない」と述べ、海兵隊の米本国移転について、以下のように主張している。

「仮に日本の国内政治と軍事的実利が、ワシントンに対し、沖縄における航空基地機能の移転と規模の縮小を要請するのであれば、私たちは他の方法で東アジアの有事に即座に展開する能力を保持し続けることが可能だ。最良の方法は、日本の領海内に事前集積船を配置し、海兵隊をハワイやカリフォルニアに駐留させることだ。」

4月27日、日米両政府は、ワシントンDCで開かれた日米安全保障協議委員会(2プラス2)※において、在日米軍再編計画の見直しに関する共同発表を行った。これにより、海兵隊グアム移転と普天間移設の「パッケージ」は切り離された※。

※日本側が外務大臣・防衛大臣、米側が国務長官・国防長官によって構成。

※キーワードD3(138ページ)。

共同発表直前の4月24日、草案を提示されたレビン上院軍事委員長、ジョン・マケイン筆頭理事(共和)、ジム・ウェッブ委員(民主)の3議員は、レオン・パネッタ国防長官(当時)に書簡を送った。書簡は、12会計年国防認可法に盛り込んだ2つのことが達成されない中、日本と新たな共同発表を行うことに強い懸念を呈した。国防認可法の2つとは以下である。

①アジア太平洋地域における米軍の戦略態勢に関する独立した研究の実施と報告(同法346節)

②支出計画やマスタープランが示されるまでの、在沖海兵隊グアム移転への支出凍結(同法2207節)

また、書簡は、「新たな基地建設を不要とする提案」が「熟慮」されるべきであると強調した。

これらの米国内議論に共通しているのは、アジア太平洋地域での米軍のプレゼンスを維持し、より柔軟に展開可能な再配置にシフトしつつ、米側の支出を抑えるという発想である※。第一義にあるのは米国の戦略的利益であるが、米国内では日本国内よりも、より広い選択肢をもって在沖海兵隊と普天間の将来を考えようとしていることが分かる。

※キーワードA4(56ページ)。

D5. オスプレイ、普天間へ配備

2012年6月13日、防衛省は米海軍・海兵隊による「MV-22※の海兵隊普天間飛行場配備および日本における運用に関する最終環境レビュー」(ER)を、沖縄県や関係自治体に伝達するとともに、沖縄防衛局のホームページで公表した※。米政府は、検討の結果、オスプレイの普天間配備および運用において、いかなる重大な環境問題も生じないと結論付けた。ERは本体288ページ、付録755ページに及ぶ。本体の構成は以下のとおり。

要約―各章の概要、目的および必要性、提案されている行動、環境影響の要約／第1章：目的および必要性／第2章：提案されている行動と現状／第3章：海兵隊普天間飛行場／第4章：訓練および即応運用―着陸帯、日本本土(キャンプ富士、海兵隊岩国飛行場、飛行ルート)／第5～7章：文書リスト、参考文献、執筆者。

「要約」には、オスプレイの運用場所として、69か所のヘリパッド(着陸帯)が示された※。また、ERは沖縄のみならず、日本全域で、オスプレイの飛行訓練を展開する計画を明らかにした。普天間から飛び発ったオスプレイは、岩国飛行場とキャンプ富士を起点に、米軍が設定している「低空飛行ルート」で訓練を行う。これは、オスプレイと交代で退役するCH46輸送ヘリには無い飛行形態である。

日本政府は、オスプレイ配備は米側が独自に行うCH46ヘリとの交代であり、日米両政府の事前協議の対象となる「装備の重要な変更」には当らない※とし、計画の変更を要請する立場にないとの姿勢をとっている。むしろ日本政府は、ヘリのように垂直離着陸し、航空機のように長い航続距離をもつオスプレイが沖縄に配備されることによって、尖閣諸島等の島嶼防衛にも役立つと主張している。

12年4月11日にモロッコ、6月14日にフロリダでオスプレイの墜落事故が発生した。しかし米海兵隊は7月23日、オスプレイ12機を岩国基地へ搬入し、基地周辺での試験飛行を行った。同年8月、米軍は2件の事故の調査報告書を日本政府に提供した。報告書は、オスプレイの機体に欠陥はないとし、パイロットによる人為的ミスが事故の原因と結論付けた。しかし、安全性に関わる「オートローテーション」※能力の欠如等のオスプレイ特有の問題は、依然として解消されていない。

9月19日、日本政府は、日米合同委員会合意を発表するとともに、森本敏防衛相と玄葉光一郎外相(いずれも当時)が、記者会見で日本政府として国内で飛行を認める「安全宣言」を行った。そして10月1日から6日にかけて、米海兵隊は全12機を岩国から飛行移動させ、普天間飛行場に配備した※。

沖縄をはじめ多くの自治体は、政府の「安全宣言」に納得しておらず、不安は払拭されていない※。米国内では、ニューメキシコ州キャノン空軍基地での低空飛行訓練計画が延期され、ハワイでは配備・訓練計画の一部が撤回された。いずれも地域住民の反対を受けたものであり、日本では地元の声が日米両政府によって黙殺されている状況と比較すると、明らかに二重基準が適用されている。

さらに14年以降、嘉手納飛行場等への、空軍のCV-22オスプレイ9機の配備が計画されている※。また、日本政府は自衛隊への導入を検討している。仮に、在日米軍のオスプレイが全33機態勢となり、自衛隊も導入、そして日米共同訓練での展開が常態化する事態になれば、中国をはじめ、近隣諸国との緊張関係が高まることは避けられない。

軍事依存ではなく協調的安全保障の視点から、オスプレイを含む日本と在日米軍の軍備と態勢を見直してゆくべきであろう。

※MV-22が海兵隊仕様、CV-22が空軍特殊作戦軍仕様。構造はいずれも9割方同じ。

※発表当初は沖縄防衛局HPに原文がアップされていたのみであったが、現在は防衛省HPで仮訳が読める。www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/env_review_j.pdf

※データシート11(145ページ)。

※瑞慶覧長敏衆議院議員(民主)の質問主意書(12年7月19日)に対する、政府答弁書(12年7月27日、内閣衆質180第347号)。

※ヘリコプターのエンジンが空中で停止した際、ローターが自然に回転することで下降速度を抑制し、墜落を回避もしくは衝撃を緩和するための機能。本イアブック12年版・キーワードD4(124ページ)、同・資料3-11(313ページ)。

※13年8～9月、追加の12機が、計画通り普天間飛行場に配備され、全24機態勢となった。これにより、CH46ヘリ12機はすべて退役した。

※キーワードE7(176ページ)。

※「沖縄タイムス」13年1月9日。

データシート

11. オスプレイの機体情報と運用計画

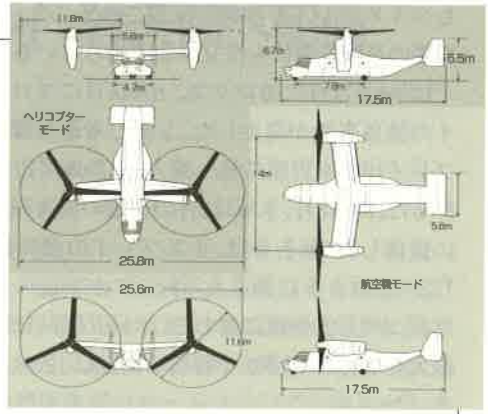
■機体情報（MV：海兵隊仕様、CV：空軍仕様）

【性能】
最大航行速度：時速485km
海面上昇率（固定翼モード）：975m/分
上昇限度：高度7,620m（片発時：3,139m）
ホバリング高度限界：1,646m

【最大重量】
垂直離脱時：23,859kg
短距離離陸時：25,855kg
短距離離陸時（自己展開）：27,443kg

【燃料容量】
MV-22：6,513リットル
CV-22：7,667リットル

【エンジン】
型式：AE1107C（ロールスロイス・リバティ）
最大出力：4,586kw×2基



【乗員】コックピット（乗員席）：
MV-22…2 ／ CV-22…3
キャビン（貨物室）：乗員席1、隊員席24

ボーイング社「オスプレイ・ガイドブック2011/2012」（11年3月）をもとにピースデポ作成。

■低空飛行訓練実施における任務及び戦術要件

任務／戦術	定義
戦闘任務の立案	任務の目的、脅威予測、ルート選択、戦術、時期、地形を考慮にいれた、高度に詳細な事前任務計画の立案。
脅威シナリオの立案	低空飛行任務の航路で予期される脅威となる自然現象を述べ、脅威予測に基づいた適切な脅威対処を規定する、集中的かつ複合的な計画立案。
低空戦闘訓練	空軍指示書（AFI）11-2MC-130V3は、「低空飛行」を「地上高（AGL）3000フィート以下において実施される作戦」と定義している。乗員は、住民や軍事対空防衛による発見を回避するために、行動の制約された環境における侵入・撤収の模擬訓練（シミュレーション）を行うための、低高度（特に必要な場合には高高度）における戦術飛行を実施する。
地形追随／地形回避	航空機に搭載された地形追随レーダーの使用は、航空機が選択された高度で地形に追随して飛行し、立体的な障害物を避けることを可能にする。
模擬脅威下操縦訓練	乗員による、地上あるいは空中における航空機への現実的脅威に対応するために使用する手順を主眼とする。すべての操縦は、模擬脅威に反応して行われ、模擬脅威からの航空機の迅速な離脱を含む。
模擬空中投下の手順	パラシュート運搬システムまたは同等の手段による、現実的な人員もしくは物資を擬した運搬訓練。航空機は、航行中に空中投下速度への減速、貨物もしくは人員用扉の開放、空中投下、ドアの閉鎖、そして巡航速度へ復帰といった一連の模擬訓練を行う。
航空機編隊形成の手順	2機以上の低高度の航空機が、異なるルートから1つの編隊を形成する、模擬訓練もしくは現実的編隊形成手順。
空中給油（AR）	C-130航空機によるヘリコプターまたはティルトローター機への航空燃料の給油。C-130／CV-22の空中給油（AR）空路は、現行の訓練エリアの外側の適切な低空ルートの一部に、連邦航空局（FAA）と連携して設置される。

米空軍「ニューメキシコ州キャノン空軍基地における低空飛行訓練実施のための環境評価書案」（11年8月）をもとにピースデポ作成。

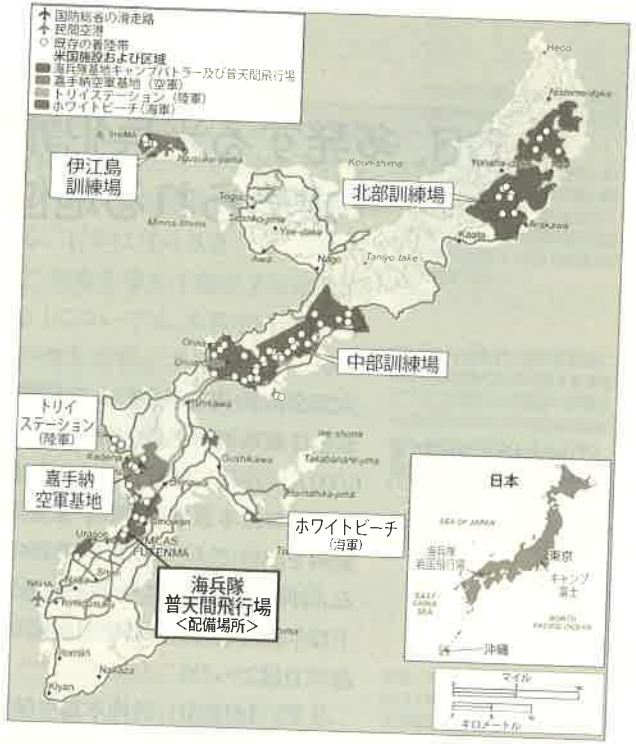
■沖縄での運用計画

米軍作成の「環境レビュー」は、オスプレイ運用場所として、既存の69か所のヘリパッド（着陸帯）を示した（白○）。

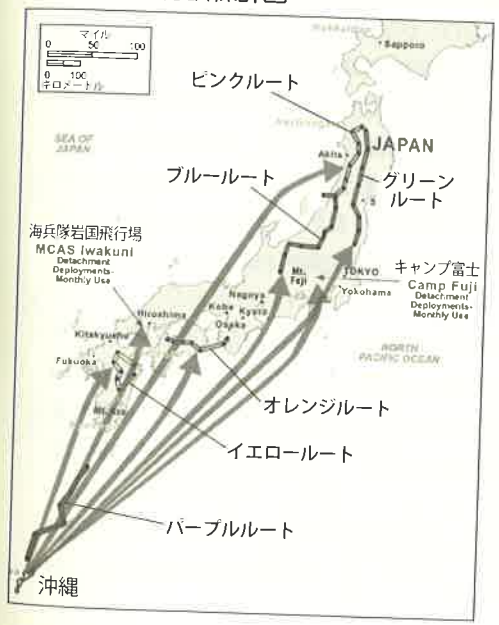
パッドは、本島中南部から北部及び伊江島に点在しており、本島全域が「飛行エリア」となる実態を示している。

北部訓練場では、96年のSACO※最終報告に基づき、「過半の返還」を前提とした、東村高江集落周辺への、ヘリパッド移設工事が実施されている。この図は移設前の状態である。

※日米両政府「沖縄に関する特別行動委員会」。



■日本各地での低空飛行訓練計画



「環境レビュー」は、6本の飛行訓練ルートを示した。米政府が公式文書で低空飛行訓練ルートを図示したのは初めてである。

これまで、厚木、岩国、三沢等の各基地所属機の低空飛行訓練が行われてきた。

過去の米軍機事故※の調査報告書等により8本のルートの存在が明らかになっている。しかし、「環境レビュー」には、中国地方の「ブラウンルート」や、東北・北海道の「北方ルート」、また、自衛隊と米軍が実質的に共同使用している飛行訓練エリアは示されていない。これらでもオスプレイの低空飛行訓練が行われる可能性がある。

※奈良県・十津川村・林業ワイヤー切断事故（91年）や高知県・早明浦ダム墜落事故（94年）など。

米海軍・海兵隊「MV-22の海兵隊普天間飛行場配備及び日本における運用に関する最終環境レビュー」（12年4月）をもとにピースデポ作成。

D6. 多発する米兵犯罪 ―求められる地位協定改定

2012年、沖縄で米兵による犯罪が相次いだ。日本に駐留する在日米軍の軍人約5万2,000人のうち、半数にあたる約2万6,000人が沖縄に駐留している※。警察庁のまとめ※によると、12年における米軍人（軍属・家族を除く）の刑法犯検挙数は、全国で83件であり、うち約半数の41件が沖縄で発生している。「沖縄の過重負担」と言われる一つの大きな理由である。

※11年6月末現在。沖縄県作成「沖縄の米軍基地及び自衛隊基地（統計資料集）」2013年版。

※データシート18（183ページ）。

12年10月と11月、沖縄では米兵による2件の重大犯罪が相次いで起こった。

まず、10月16日、沖縄本島中部で、米兵（海軍）2名による20代女性への集団強姦致傷事件が発生した。この2名の米兵は、テキサス州フォートワース海軍航空基地所属で、2泊3日で沖縄に来ていた。被害者の関係者が沖縄県警に通報し、同日中に容疑者2名を逮捕した。翌日、県警が送検した。同日、仲井真弘多沖縄県知事は首相官邸を訪問し、森本敏防衛相（当時）、ジョン・ルース米駐日大使（当時）に厳正対処を申し入れた。18日には、沖縄中部市町村会が、在沖米海軍艦隊活動司令部に対し、「基地撤去要求」の必要性にまで踏み込んで抗議を行った。

10月19日、事件を受け、ルース米大使は全在日米軍人に対し、深夜外出禁止措置を発表した。22日、県議会は米兵集団女性暴行致傷事件の抗議決議・意見書を可決し、すべての在沖米軍基地の「返還促進」を要求した。県議会としては非常に強い抗議である※。

※【追記】13年3月1日、事件の裁判員裁判による判決により、2米兵それぞれに懲役9年、懲役10年の実刑判決が言い渡された。

次に、夜間外出禁止措置が発令されている中、11月2日、読谷村で2件目の事件が発生した。酒に酔った米兵が民家に侵入し、室内にいた男子中学生を殴打した事件※である。

※13年3月13日、被告の空軍兵に懲役1年、執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。

2011年11月23日、日米両政府は、「日米地位協定」※の刑事裁判権（第17条）に関する運用見直しについての合意を行った。地位協定は公務中の軍人、軍属の犯罪の第1次裁判権は米軍当局にあるとしている。11年11月の見直しは、公務中の軍属による「犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合」については、米側が「好意的考慮」を払い、日本の裁判権行使を可能にするというものであった※。この「見直し」の契機は、11年1月12日、沖縄市で成人式のため帰省した当時19歳の男性が、米軍属が起こした交通事故で死亡した事件※にあった。

※「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（1960年6月23日、条約第7号）。

※「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/gunzoku_1111.html 本イアブック12年版・キーワードD8（138ページ）。

※【追記】13年2月22日に禁錮1年6か月の実刑判決が下された。

11年11月22日、日本政府は公務中の軍属の日本人に対する犯罪の米軍による処分状況を初めて米軍に照会した。その結果提供されたデータは、62件の事案（06年9月から10年末）について、軍法会議に付された事案はゼロ、懲戒処分35件、処分なし27件というものであった※。この現状に照らせば、日米合意は一歩の前進であるとはいえよう。しかし「運用見直し」にとどまる限り、日本側の裁判権行使が、あくまでも米軍側の「好意的配慮」に依存することにかわりはない。

※第179回国会、参議院法務委員会（11年11月22日）での井上哲士参議院議員（共産党）への答弁。

米軍基地を抱える14都道県で構成する渉外知事会（会長：黒岩祐治神奈川県知事）は、地位協定が50年以上にわたり見直されていないことを指摘し、日米両政府に対して、日本の刑事裁判権の厳格化を含め、「早急に抜本的な見直し作業に着手」することを求め続けている※。

※神奈川県HPの「渉外知事会」のページに、活動内容や年度ごとの要望書。

12年10月25日、渉外知事会は、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官に、「米軍人による女性暴行事件に関する緊急要請」を行った。外務省の伊原純一北米局長は「日米地位協定については、運用改善も含めると問題があるとは思っていない。関係自治体の意見を受け止め、地道な運用改善をするなど積極的な対応をしていきたい」※とし、従来の日本政府の方針と同様に、地位協定の改訂の必要性を否定した。

※渉外知事会HP。www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/478422.pdf

データシート

12.国内の基地騒音訴訟一覧 (13年4月現在)

日本各地の米軍・自衛隊基地における航空機騒音訴訟について、提訴・判決の概要をまとめた。基地騒音の違法性を認めながらも、原告住民が求めた夜間・早朝の飛行差し止めが認められたケースは未だ存在しない。

表の「W」は、「加重等価連続感覚騒音基準」(W値＝うるささ指数)であり、訴訟において騒音の程度を測る指標として用いられている。裁判所は、国に対し、その値に応じた賠償金の支払命令を下している。いずれも係争中か、新たな訴訟が準備されており、基地騒音訴訟は現在進行形の問題であることがわかる。

小松基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
小松基地騒音差止等請求訴訟1、2次(提訴日:75・9・16、原告数:330人)				
地裁	91・3・13	×	80-85W 5000円、90-95W12000円	×
高裁	94・12・26	×	80-85W 5000円、90-95W12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟3、4次(提訴日:95・12・25、原告数:1766人)				
地裁	02・3・6	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	07・4・16	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟5、6次(提訴日:08・12・24、原告数:2227人)				
地裁で係争中				

横田基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
旧横田基地公害訴訟1、2次(提訴日:76・4・28、原告数:153人)				
地裁	81・7・13	×	85-90W 1000～2000円、95W以上5000円	×
高裁	87・7・15	×	75-80W2500円、95W以上15000円	×
最高裁	93・2・25	×	75-80W2500円、95W以上15000円	×
旧横田基地公害訴訟3次(提訴日:82・7・21、原告数:599人)				
地裁	89・3・15	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	94・3・30	×	75-80W 3000円、95W以上17000円	×
横田基地飛行差し止め訴訟(提訴日:94・12・12、原告数:359人)				
地裁	03・5・13	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	08・7・17	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
最高裁	09・4・10	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
新横田基地公害訴訟(提訴日:96・4・10、原告数:5945人)				
地裁	02・5・30	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	05・11・30	×	75-80W3000円、90-95W12000円	一部○
最高裁	07・5・29	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
新横田基地公害訴訟(分離された対米訴訟)				
地裁	97・3・14	×	-	-
高裁	98・12・25	×	-	-
最高裁	02・4・12	×	-	-
第9次横田基地公害訴訟(提訴日:12・12・12、原告数:137人)				
地裁で係争中				
第2次新横田基地公害訴訟(提訴日:13・3・26、原告数1078人)				
地裁で係争中				

厚木基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
第一次厚木爆音訴訟(提訴日:76・9・8、原告数、92人)				
地裁	82・10・20	×	80-85W3000円、85-90W4000円	×
高裁	86・4・9	×	×	×
最高裁	93・2・25	×	高裁判決を破棄、差し戻し	×
差戻審	95・12・26	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
第二次厚木爆音訴訟(提訴日:84・10・22、原告数、161人)				
地裁	92・12・21	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
高裁	99・7・23	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
第三次厚木爆音訴訟(提訴日:97・12・8、原告数、5047人)				
地裁	02・10・16	-	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	06・7・13	-	75-80W3000円、90-95W12000円	×
第四次厚木爆音訴訟(提訴日:07・12・17、原告数、7054人)				
地裁で係争中				

嘉手納基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:82・2・26、原告数:906人)				
地裁	94・2・24	×	80-85W3000円、95W以上18000円	×
高裁	98・5・22	×	75-80W2000円、95W以上18000円	×
新嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:00・3・27、原告数:5541人)				
地裁	05・2・17	×	85-90W9000円、95W以上18000円	×
高裁	09・2・27	×	75-80W3000円、95W以上18000円	×
最高裁	11・1・27	×	75-80W3000円、95W以上18000円	×
第三次嘉手納米軍基地爆音差止訴訟(提訴日:11・4・28、原告数:22058人)				
地裁で係争中				

普天間基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(日)	将来賠償
普天間爆音訴訟(提訴日:02・10・29、原告数:404人)				
地裁	08・6・26	×	75-80W100円、80-85W200円	×
高裁	10・7・29	×	75-80W200円、80-85W400円	×
最高裁	11・10・11	×	75-80W200円、80-85W400円	×
第2次普天間爆音訴訟(提訴日:12・3・30、原告数3417人)				
地裁で係争中				

岩国基地(米軍)

岩国爆音訴訟(提訴日:09・3・23、原告数:654人)
地裁で係争中

注1) 過去の損害賠償額は、最低と最高のみを記している。
注2) 将来請求の「一部○」とは、結審日から判決日までの期間の損害賠償を新たに認めたということである。

データシート

13. 思いやり予算の動向

「日米地位協定」[1]の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

しかし、この原則にかかわらず、1978年から日本政府は第24条で規定されていない経費の負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、日本人基地従業員の福利費等62億円が計上された。翌79年には、米軍隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。

米国では地位協定のことには触れず、「ホスト・ネーション・サポート」(受け入れ国支援)という一般的概念で解釈されている。

当初日本政府は地位協定の拡大解釈によってこれらの支出を正当化していたが、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に転換した。87年の特別協定では従業員の退職手当など8手当の負担、91年の特別協定では従業員の基本給など44種類の負担が列挙され、一方、電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まった。提供施設整備費については「特別協定」の枠外での負担が続いている。さらに、96年に改定された特別協定では、米軍の訓練移転経費も加わった。

01年の第4次改定では、施設・区域外の米軍住宅の光熱水料が対象から除外された。06年の第5次改定は、従来の協定がほぼ踏襲されたが、それまでの5年ごとの改定が2年に短縮された。08年の第6次改定においては、参議院で過半数を占めていた野党側(民主党、社民党、日本共産党など)が新協定に賛成しなかったため、3月末に旧協定が失効して1か月間の法的空白が生じた。2011年1月に署名され、4月に発効した第7次改定では、日本側の負担額は、2010年度の水準(1881億円)が5年間維持されるとしている。また、提供施設整備の水準は、各年度206億円を下回らない。

このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。2003年における同盟国からの貢献を統計的に分析した米国防総省作成の03年版「共同防衛のための同盟国の貢献」[2]によれば、日本一国が拠出している金額(44億1134万ドル)[3]は、日本以外の米同盟国・友好国――ドイツ(15億6393万ドル)や韓国(8億4281万ドル)を含む――からの負担額をすべて足した金額よりも多かった。より重要なのは、直接財政支出全額は、全同盟国の総額の約80%を日本が占めている異常ぶりである。04年以降、米国はこの報告書を公表していない。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定。
2 www.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf
3 02年のホスト・ネーション・サポート(直接経費負担と間接経費負担の合計額)。含む経費の内容や期間が異なるため表やグラフの02年度の数字とは一致しない。

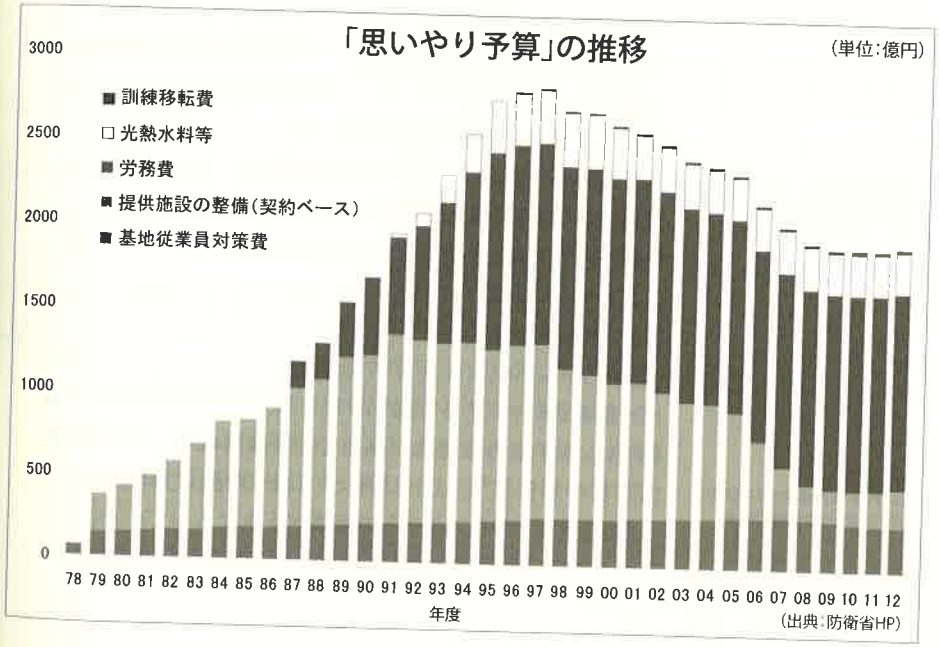
※契約ベース

(単位:億円)

	78年度	79年度	80年度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
訓練移転費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322	459
提供施設の整備※	0	227	273	327	409	503	629	632	708	816	870	995	1004
基地従業員対策費	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211	220
合計	62	366	420	486	573	672	808	825	899	1177	1281	1527	1683

91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度
0	0	0	0	0	3.5	3.5	4	4	4	4	4	4
27	81	161	230	305	310	319	316	316	298	264	263	259
564	669	833	1004	1173	1185	1186	1200	1223	1212	1201	1192	1154
1126	1085	1062	1062	1012	1035	1035	882	856	809	813	752	691
227	236	240	248	254	263	277	281	280	281	284	288	293
1944	2070	2296	2544	2743	2797	2820	2683	2678	2603	2567	2498	2400

04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度
4	4	4	5	5	6	5	4	4
258	249	248	253	253	249	249	249	249
1134	1138	1135	1150	1158	1160	1140	1131	1139
680	633	463	301	204	188	195	210	255
296	298	300	308	305	293	279	268	269
2372	2322	2151	2017	1925	1897	1869	1862	1916



D7. 原子力艦の事故が続く中、空母GWが初の日米韓合同演習

ジョージ・ワシントン

原子力空母が前進配備されている横須賀周辺の地域住民にとってはもちろん、首都圏の安全にとって原子力動力艦の危険性に関わる懸念は、焦眉の課題である。2012年においても世界では、原子力動力艦の事故がしばしば起きている。

12年5月23日、米攻撃型原子力潜水艦(原潜)「マイアミ」が、オーバーホールのためドック入りしていたポーツマス海軍造船所(米メイン州)で大火災を起こした※。前方部分から出火し、約12時間後に消し止められたが、消防士を含む7名が負傷し、損害額は4億5千万ドルにのぼった。当初、掃除機が原因などと報じられていたが、工廠で働く若い労働者による放火であることが判明した。家に帰りたいと言う理由から放火したとされる。原子炉や弾薬への引火は避けられたが、爆発物や原子炉が同居する艦船での火災であることを考えると極めて重大な事故である。

※「ガーディアン」12年5月24日。

英国防省の報告書※によれば、07年から11年の5年間でみても、放射線に関わる事故が毎年36~55件発生しており、平均47件にのぼる。事故はA~Dに4分類されているが、2番目に深刻なBに分類されている事例が11年に3件発生している。

※「HM海軍基地デボンポート」施設事故報告委員会(SERC)2011年次報告(12年3月)。

更に13年2月4日、イギリス海軍の老朽化したトラファルガー級原潜「タイアレス」が、スコットランド西海岸沖での訓練中に、原子炉の冷却水が漏水する事故を起こしていた。英国防省の報告書※によれば漏えいは192時間にわたり、そのうち6日間は、デボンポートの海軍ドックに入っていた。タイアレスには、放射能の大気へのベントの許可も出ていたという。専門家の話として、老朽化による加圧水型炉の配管や容器の決定的な破損が起こる危険性があるとしている。しかし、何故そのような事態に至ったかの経過は明らかでない。同艦は、2000年5月には、ジブラルタル海峡において冷却システムに裂け目が生じ、最悪のシナリオを結果しかねない事故を起こしている※。

※DNSR年次報告2012/2013、英防衛核安全取締局(DNSR)

※「エクスプレス」13年2月17日。

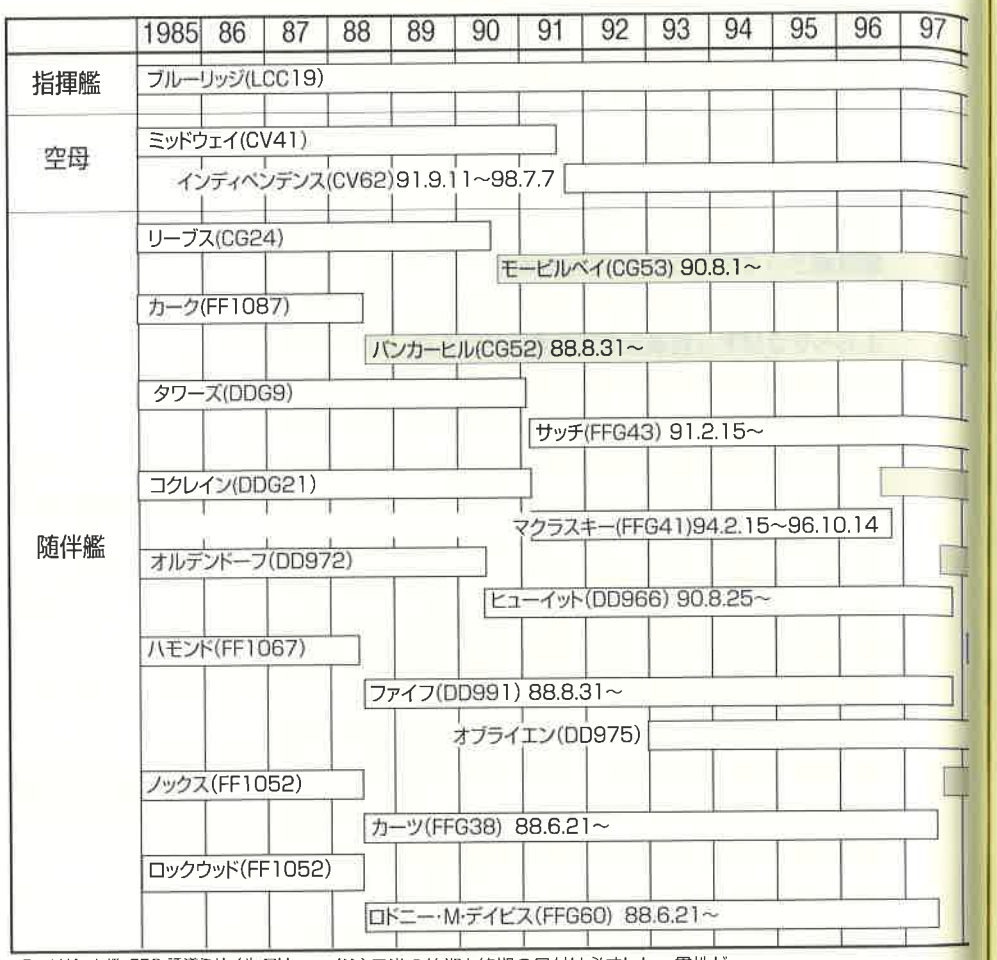
そうした中で、横須賀に前進配備されている原子力空母「ジョージ・ワシントン(GW)」は、2012年6月21、22日、朝鮮半島南方沖の東シナ海において、災害時の対応や捜索、救難訓練という名目であるが、初の本格的な日米韓合同演習へ参加した。これには、海上自衛隊からイージス艦「きりしま」、ヘリコプター搭載大型護衛艦「くらま」など3隻が参加した。演習は、統合ヘリコプター作戦、臨検・乗船・捜索・拿捕(VBSS)に関する意見交換と実演、通信リンクの向上、相互運用性、動的艦船演習、連絡将校による意見交換などが含まれている※。2010年3月の韓国哨戒艦「天安(チョナン)」沈没事件を機に、米韓合同演習「インビンシブル・スピリット」への自衛官のオブザーバー参加、日米統合演習「キーン・ソード」への韓国軍のオブザーバー参加などを経て、米海軍、それも原子力空母打撃団が仲立ちとなって日米韓3か国の合同演習が初めて行われたことになる。

※米第7艦隊HP、12年6月26日。

12年3月24日には、GWの艦載機部隊である電子攻撃飛行隊の交代に伴い、電子戦機EA-6Bプラウラーに代わって最新鋭のEA-18Gグラウラーが厚木基地(神奈川県)に配備された。「グラウラー」がアメリカ本土以外に配備されるのは初めてである。

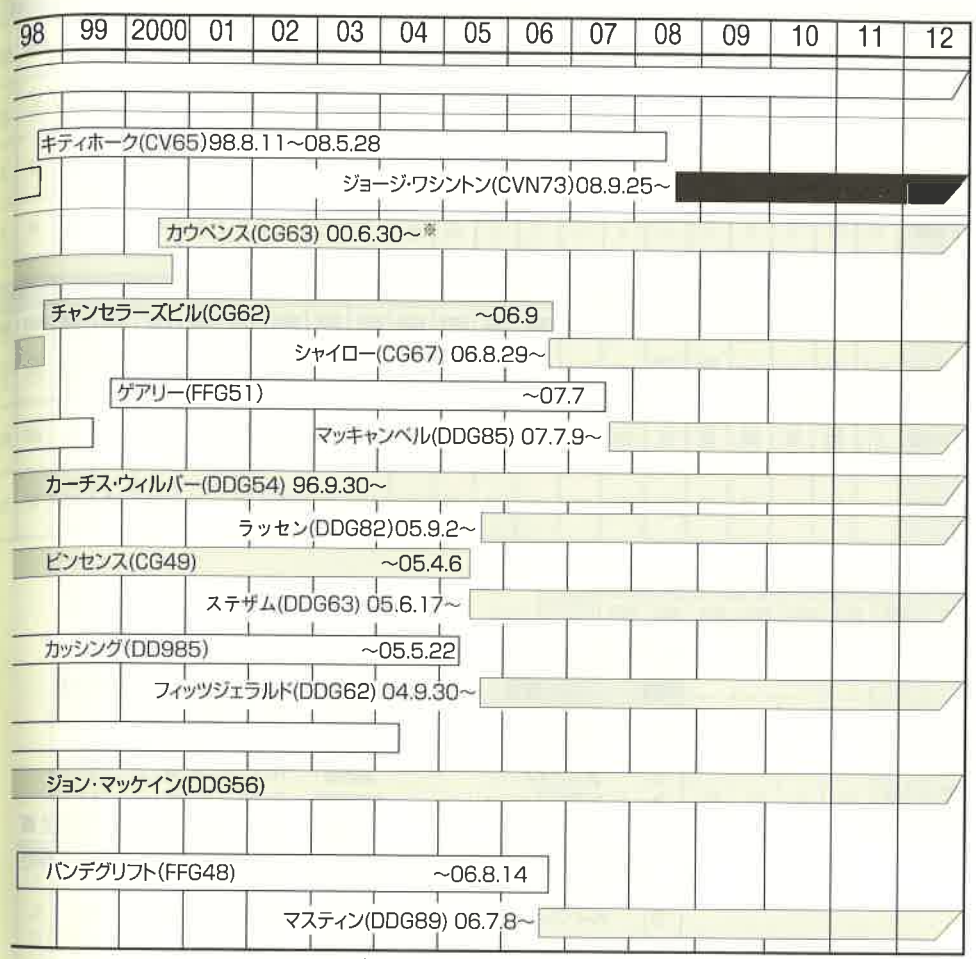
【追記】脱稿後、英国で2012年中に深刻な事故があったことが判明した。12年7月29日、イギリス海軍デボンポート基地のドックにおいて、原子炉を冷却するための電力供給装置が故障し、冷却機能が90分以上にわたり停止すると言う事故が起きている。

14. 横須賀母港米艦船の変遷



FF:フリゲート艦、FFG:誘導ミサイル・フリゲート艦、DD:駆逐艦、DDG:誘導ミサイル駆逐艦、CG:誘導ミサイル巡洋艦

(注)母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。



※13年2月5日にカウペンスとアンティータム(CG54)の交替式が行われた。

原子力艦
イージス艦

15. 原子力艦の寄港状況

【1】通算記録

1964~2012年の寄港回数と延べ滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

( )内は水上艦船・内数。他は原子力潜水艦。

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (5)	1	3	0	0
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0

年	75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	81 (7)	30	172	32 (1)	169 (10)
佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)	5	24	7	39
沖縄	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6

年	87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244	29 (3)	243 (12)	33 (1)	2 (6)
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	7	49	23	1
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	16	33	9	1

年	98		99		00		01		02		03		04		05		06		07		08		09	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	14	97	13	75	11 (2)	120 (48)	24 (7)	324 (217)
佐世保	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	17 (1)	63 (5)	12 (1)	54 (5)	13 (2)	61 (10)	11 (1)	34 (5)
沖縄	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	24	49	41	71	32	53

年	10		11		12		累計	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	26 (6)	287 (184)	22 (5)	204 (119)	18 (4)	342 (256)	868 (54)	6817 (1006)
佐世保	11	29	12 (3)	45 (9)	12	45	353 (22)	1460 (101)
沖縄	31	51	28	28	39	43	447 (4)	725 (10)

【2】2012年の記録

■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	コネチカット	潜水艦	3/9~3/19	11
2	トピーカ	潜水艦	3/20~3/26	7
3	コロンブス	潜水艦	4/19~4/24	6
4	ジョージ・ワシントン	航空母艦	5/16~5/26	11
5	ハワイ	潜水艦	6/9~6/15	7
6	ミシガン	潜水艦	6/13~6/19	7
7	シカゴ	潜水艦	6/29~7/6	8
8	ルイヴィル	潜水艦	7/20~7/27	8
9	ジョージ・ワシントン	航空母艦	7/26~8/6	12
10	ジョージ・ワシントン	航空母艦	8/7~8/20	14
11	トピーカ	潜水艦	8/10~8/16	7
12	オリンピア	潜水艦	8/20~8/24	5
13	バッファロー	潜水艦	8/27~9/1	6
14	ラ・ホヤ	潜水艦	9/10~9/13	4
15	オリンピア	潜水艦	10/14~10/14	1
16	オリンピア	潜水艦	10/29~10/30	2
17	ジャクソンヴィル	潜水艦	11/15~11/21	7
18	ジョージ・ワシントン	航空母艦	11/20~(翌年へ継続)	219

■佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ツーソン	潜水艦	2/10~2/17	8
2	ツーソン	潜水艦	2/21~2/21	1
3	ツーソン	潜水艦	2/24~2/24	1
4	ツーソン	潜水艦	2/27~2/27	1
5	ノース・カロライナ	潜水艦	3/19~4/3	16
6	ルイヴィル	潜水艦	4/18~4/25	8
7	オクラホマシティ	潜水艦	5/25~5/29	5
8	トピーカ	潜水艦	7/2~7/2	1
9	トピーカ	潜水艦	7/6~7/6	1
10	トピーカ	潜水艦	7/31~7/31	1
11	バッファロー	潜水艦	8/13~8/13	1
12	ラ・ホヤ	潜水艦	12/20~12/20	1

15. 原子力艦の寄港状況（続き）

■沖縄・ホワイトビーチ　（沖縄県うるま市）

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	バッファロー	潜水艦	1/7～1/7	1
2	ツーソン	潜水艦	1/10～1/12	3
3	ノース・カロライナ	潜水艦	1/25～1/25	1
4	ノース・カロライナ	潜水艦	2/1～2/1	1
5	ツーソン	潜水艦	2/6～2/6	1
6	ノース・カロライナ	潜水艦	2/11～2/11	1
7	ノース・カロライナ	潜水艦	2/13～2/13	1
8	ルイヴィル	潜水艦	2/25～2/25	1
9	ルイヴィル	潜水艦	2/27～2/27	1
10	ツーソン	潜水艦	3/10～3/12	3
11	オクラホマシティ	潜水艦	3/26～3/26	1
12	オクラホマシティ	潜水艦	3/30～3/30	1
13	トピーカ	潜水艦	3/30～3/30	1
14	ノース・カロライナ	潜水艦	4/6～4/6	1
15	コロンブス	潜水艦	4/6～4/6	1
16	ルイヴィル	潜水艦	4/16～4/16	1
17	ルイヴィル	潜水艦	4/28～4/28	1
18	ルイヴィル	潜水艦	5/2～5/2	1
19	ルイヴィル	潜水艦	5/22～5/22	1
20	トピーカ	潜水艦	5/23～5/23	1
21	コロンブス	潜水艦	6/9～6/9	1
22	ルイヴィル	潜水艦	7/10～7/10	1
23	ハワイ	潜水艦	7/29～7/29	1
24	シカゴ	潜水艦	8/8～8/8	1
25	シカゴ	潜水艦	8/10～8/10	1
26	オクラホマシティ	潜水艦	8/10～8/10	1
27	バッファロー	潜水艦	8/10～8/10	1
28	オリンピア	潜水艦	8/28～8/28	1
29	ハワイ	潜水艦	9/17～9/17	1
30	ハワイ	潜水艦	9/20～9/20	1
31	ハワイ	潜水艦	9/22～9/22	1
32	バッファロー	潜水艦	9/25～9/25	1
33	ブレマートン	潜水艦	11/7～11/7	1
34	ブレマートン	潜水艦	11/16～11/16	1
35	オハイオ	潜水艦	11/19～11/19	1
36	ジャクソンヴィル	潜水艦	12/10～12/10	1
37	オリンピア	潜水艦	12/17～12/17	1
38	シャイアン	潜水艦	12/28～12/28	1
39	シャイアン	潜水艦	12/29～12/29	1

16. 民間港への米軍艦入港状況

12年1月～12月（民間チャーター船含む）

海上保安庁調べ

寄港地（港名）	艦船名	入港月日	出港月日
苫小牧	ブルーリッジ	2月3日	2月8日
苫小牧	パトリオット	2月8日	2月13日
石狩	マスティン※	2月6日	2月10日
函館	パトリオット	2月14日	2月19日
函館	キャプテン・スティーブンベネット	8月4日	8月4日
八戸	パトリオット	2月7日	2月9日
八戸	チュラン１	3月4日	3月5日
八戸	BROハワイ	4月3日	4月4日
八戸	BROハワイ	6月15日	6月16日
八戸	BROハワイ	8月6日	8月7日
八戸	ナバホ	8月28日	8月31日
八戸	チュラン１	9月29日	9月29日
八戸	チュラン１	10月14日	10月14日
八戸	BROハワイ	10月28日	10月29日
八戸	BROハワイ	12月25日	12月26日
大湊	ガーディアン	7月12日	7月16日
大湊	ガーディアン	7月21日	7月23日
東京	ラッセン※	2月3日	2月3日
東京	ブルーリッジ	6月16日	6月18日
下田	マッキャンベル※	5月17日	5月21日
父島	アサティーグ	7月27日	7月29日
横浜	トルトゥーガ	11月8日	11月8日
横浜	トルトゥーガ	11月9日	11月9日
高松	パトリオット	1月27日	1月31日
広	キャプテン・スティーブンベネット	7月10日	7月16日
広	キャプテン・スティーブンベネット	8月30日	9月4日
博多	ブルーリッジ	8月10日	8月14日
境	パトリオット	3月5日	3月8日
		延べ寄港回数	28回

※イージス艦（3回）

D8. 核燃料サイクル「見直し」の気運
——政権再交代で逆流か

12年9月14日、政府の「エネルギー・環境会議」※は「革新的エネルギー・環境戦略」※を公表した。同戦略は、冒頭で東日本大震災と東電福島第一原発事故を「私たちが選んできた過去と思い描いていた未来に、根源的な疑問を突き付けた」とし、「これまでのエネルギー社会の在り方」に「抜本的な変革」が求められているとの問題意識を明らかにした。

そのうえで「戦略」は、2030年代に「原発依存ゼロ」を目指すという基本方針に続いて、次のように述べた。「(略)長い間、私たちは使用済核燃料の処理や処分の方法に目途が立っていないことに、目を背けてきた。(略)今回こそ先送りせずに解決の道を見出していく」。すでに同会議は、使用済核燃料は再処理※をせず全量直接処分とすることを提唱している※。これらの方針は、福島事故後の「変化」の可能性を多くの国民に感じさせた。

日本の核燃料サイクル政策は、原子力発電の使用済核燃料の全量を再処理し、抽出・分離されたプルトニウム、ウラン等を再利用することを基本とする※。この政策に立って、青森県六ヶ所村に原燃※の使用済み核燃料再処理工場、福井県敦賀市にはプルトニウムを燃料として発電を行う、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)※の高速増殖原型炉「もんじゅ」が建設され、稼働が目指されている。高速増殖炉の実用・本格稼働までの間は、プルトニウムをウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料に加工し原子炉で使用する「プルサーマル計画」によって、プルトニウム備蓄量を抑制してゆくとされている。

※11年10月、第3次野田改造内閣の下で「国家戦略会議」の一部会として設立された関係閣僚会議。

※www.enecho.meti.go.jp/policy/cogeneration/2-2.pdf

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」(219ページ)。

※「エネルギー・環境に関する選択肢」(12年6月29日)。

※原子力政策大綱(05年10月11日原子力委員会決定、同10月14日閣議決定)。

※日本原子力燃料株式会社。www.jnfl.co.jp

※www.jaea.go.jp

しかし、これらの諸施策は破綻に直面している。まず、「プルサーマル計画」については、11年3月11日の福島原発事故当時MOX燃料を使用していた4つの発電所※はすべて停止し、再稼働の見通しは立っていない。六ヶ所再処理工場については、06年3月に始まった「アクティブ試験」※におけるガラス溶融炉のトラブルが解決できず、重なる延期措置によって設定された12年10月の試運転完了・竣工の予定は、13年10月以降に再延期されている。

一方「もんじゅ」は、試運転中の10年8月に起こった炉内中継装置の落下事故を契機に長期停止状態である。落下物の回収は11年6月に完了したが、JAEAが事故原因の分析結果と再発防止策、復旧完了報告を原子力安全・保安院※と関係自治体に提出したのは、それぞれ12年3月9日、同8月8日になってのことである。さらに12年11月、JAEAは「もんじゅ」の機器の1万箇所近くが定期点検期限を超過していることを明かした。点検期限を超過した機器は、13年初頭にも追加して発見され、JAEAと「もんじゅ」に対する原子力規制委員会、国民の視線をいっそう厳しいものにした。

11年末現在、日本は9.3トンのプルトニウム(Pu)を国内保管している。これ以外にも英仏企業との再処理契約に基づき、35トンのプルトニウムが両国に保管されている※。日本はNPT加盟の非核兵器国では唯一プルトニウムを保有している。政府は「利用計画のないプルトニウムは持たない」政策によって、核拡散の懸念を払拭しようとしてきた。しかし、上記のように核燃料サイクルは現実にはプルトニウム保有量を増加させるようにしか働いていない。

12年12月26日、政権再交代で発足した第2次安倍内閣は、「革新的エネルギー・環境戦略」に示された「原発依存ゼロ」目標を見直すことを公言している。しかし、原発への一定の依存を前提としても、核燃料サイクルの見直しは、決して先送りも回避も許されない課題である。

※九電・玄海3号、四電・伊方3号、関電高浜3号及び東電・福島第3号。

※実際の使用済核燃料を用いた試験。

※12年9月9日に解散、原子力規制委員会(www.nsr.go.jp)に移行した。

※内閣府・原子力政策担当室「我が国のプルトニウム管理状況」(12年9月11日)。www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/pdf/kaigi120911.pdf

D9. 第2次安倍政権、「改憲」意図を鮮明に

12年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙で294議席を獲得した自民党は政権を民主党から奪い返し、第2次安倍晋三内閣が発足した。その自民党は、12年4月27日、日本国憲法改正草案(以下、「改正草案」)を発表している※。05年11月に「新憲法草案」※を発表して以来、6年半ぶりの本格的な改正案の提示であった。

※資料3-13(316ページ)に抜粋。www.jimin.jp/activity/column/116667.html

※本イアブック06年版・キーワードD9(162ページ)。

自民党の衆院選公約では「憲法改正」は最後にほんのわずか言及されているだけであるが、これは、「改正草案」が打ち出した自民党の「本音」に対する有権者の警戒を弱めるためだと一般に受けとられている。

「改正草案」のもっとも根本的な特徴は、憲法の性格を、「統治者を拘束するものとしての憲法」(立憲主義)から「被統治者を拘束するものとしての憲法」へと180度転換した点にある。たとえば、「改正草案」の前文には、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と述べられており、国民に対して「あるべき姿」を訓示する形になっている。

また、現行憲法第97条※が削除され、代わって、「改正草案」第102条に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」としているのも、立憲主義の形骸化を示す一例である。

※日本国憲法第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

現行の憲法第9条は、軍隊の保有を国に認めないという点で、統治者に対する拘束の最たるものであるが、「改正草案」はこれを改訂し、「国防軍」規定を挿入している※。「改正草案」第9条1項は現行の戦争放棄条項をほぼそのまま残している

※資料3-13(317ページ)に第9条全文。

が、同2項で「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」として、自衛権を明記した。自衛権には、当然集団的自衛権も含まれる。また第9条の2で「国防軍」を保持することを謳った。「改正草案」第9条は、全体として、国防軍の統制について法律に委任する部分が多く、権力を制限する規範としての憲法の機能を果たしていない。

現行憲法第9条は「第2章　戦争の放棄」の一部分であるが、「改正草案」第9条は「第2章　安全保障」の一部となっている。つまり、「改正草案」は、安全保障を主として軍事力を通じて提供するものと想定していることになる。

また、これに関連して、「改正草案」は第98条、99条に「緊急事態」条項を挿入し、武力攻撃、内乱、大規模自然災害などの場合に内閣の権限を拡大することを認めている。

さらに、「改正草案」は、改憲の手続的要件を緩和している。現行憲法第96条※は、改憲原案の発議に衆参両院総議員の「3分の2」以上の議員の賛成を要するが、「改正草案」ではこれを「過半数」に緩和した。

※日本国憲法第96条「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

第2次安倍内閣の発足によってにわかに現れたのが、この第96条の先行改正論であった。自民党としては、まずは第96条改正で改憲のハードルを下げておいて、後から第9条を筆頭とする具体的改憲に取り組む戦略だと考えられている。現在のところ、自民党に加え、日本維新の会とみんなの党が第96条改正に賛成し、共産党、社民党などが反対している。民主党は「先行」改正に反対の立場、公明党は「慎重に扱うべき」としている。衆議院では自民・維新・みんな3党の議員数の合計が総議員の3分の2を上回っており、第96条改正を発議することが可能な状態にある。

しかし、世論は第96条先行改正に否定的であり、それにつれて浮上してきたのが、集団的自衛権行使を禁止する憲法解釈を改めようとの動きである。安倍政権は、明文改憲を長期的課題として掲げつつ、現実的には、解釈改憲で対応していく考えのようであるが、情勢はいつでも変わりうるとの認識が必要である。

E1.「非核協」、北東アジアの非核地帯化を政府に要請

日本非核宣言自治体協議会(以下、非核協)※は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核宣言自治体※の協議組織である。13年4月1日現在、全国の非核宣言自治体数の18%にあたる289自治体が加盟している※。

非核協はこれまでも、年次総会や全国大会で採択された決議を通じて、北東アジア非核兵器地帯の実現をくり返し訴えてきた。2012年5月30日、第29回総会決議※でも、「協議会は、これまでにも北朝鮮に核廃棄を求め、日本と朝鮮半島に核兵器に頼らない安全保障の枠組みとして『北東アジア非核兵器地帯』※の創設を提言してきた」と書いている。さらに、決議は「最近では、非核宣言自治体の有志の首長と日韓の非政府組織(NGO)4団体は、289市町村長の署名を携えて、昨年8月と今年3月、外務大臣などに『北東アジア非核兵器地帯』創設を要請した」※と続ける。総会決議において署名を日本政府に提出し、要請行動をしたと具体的に記述したのは初めてのことである。

決議は、「最終的な核兵器廃絶のためには、『核兵器禁止条約(NWC)』により核兵器を非合法化しなければならない。その前提として、核兵器がいかに残酷で、非人道的な兵器なのか、世界の人々が共通の認識とする必要がある」とし、非核協が長年にわたり実践してきた原爆展を各地で開催して核兵器の非人道性を訴えることの重要性を改めて強調した。

更に決議は、次世代教育において重要な貢献ができると

※会長は長崎市の田上富久長崎市長。副会長は神奈川県藤沢市の鈴木恒夫市長、大阪府枚方市の竹内脩市長、広島市の松井一實市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那覇市の翁長雄志市長の5名(2012年12月31日現在)。
事務局:長崎市平和推進課
〒852-8117長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内)/TEL:095-844-9923/FAX:095-846-5170/www.nucfreejapan.com/info@nucfreejapan.com

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※データシート20(207ページ)。

※非核協HPに全文。

※用語の説明「非核兵器地帯」(220ページ)。

※キーワードA8(70ページ)。データシート5(72ページ)。12年12月末現在、広島・長崎市長をはじめ409人の首長が署名している。

し、「今年(12年)4月に設立された長崎大学『核兵器廃絶研究センター』などの教育研究機関との連携※を図るなかで、自治体における核不拡散・軍縮教育の充実にさらに努めていきたい」としている。決議は、国連事務総長、ジュネーブ軍縮局のほか、5つの核兵器国(米、英、ロ、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエルの在日大使、北朝鮮、国連北朝鮮代表部、そして日本政府に送付された。

また、非核協は、長年にわたり核保有国による核実験や核爆発を伴わない未臨界核実験やZマシン新型核実験※の実施に対し、会長名での抗議や要請を続けてきている。2012年においては米国の27回目となる未臨界核実験に対し12月7日に米国、及び日本政府に宛てた抗議の書簡※を提出している。更に12年9月19日、9月24日、13年2月12日、及び13年3月12日の4回、Zマシンによる新型核実験への抗議声明を発している。近年、米国が、実験の実施日を事前に通知しないため、抗議声明を出す日付は実施から相当遅れる場合があるが、自治体として把握した場合は、即日、抗議をしている。

また非核協は、従来から行われている活動も継続している。1984年の設立以降、自治体の非核宣言の実施状況や非核自治体の活動に関する調査や情報発信、協議会への加入促進の活動、平和事業担当自治体職員の研修会開催※などを継続してきた。また、各種事業として、被爆アオギリ・被爆クスノキの苗木配布※、巡回原爆展、ミニミニ原爆展・姉妹都市原爆パネル展※の開催、親子記者事業※など、多方面にわたる活動を通じて非核自治体の取り組みを力強くバックアップしてきた。

米政府も「核兵器のない世界」を掲げている状況のなかで、日本国内全自治体の80%以上を占める非核宣言自治体が示すビジョンと行動はますます重要性を高めている。

※キーワードE4(170ページ)。

※データシート9(107ページ)。

※書簡、抗議声明のURLは以下。www.nucfreejapan.com/kaku_1_31.htm

※12年度は、第1回が長崎市、第2回が大阪府豊中市で開催された。

※02年から開始。累積配布実績は、クスノキ、延べ66自治体に123本配布、アオギリ、延べ45自治体に68本配布した。

※原爆巡回展の累積開催実績(統計を取り始めた07年～)は、自治体数延べ93自治体、延べ入場者数54,659人。ミニミニ原爆展の累積開催実績(09年～)は、開催数延べ252自治体・団体、延べ入場者数は343,646人。

※抽選で選ばれた会員自治体の親子9組は、8月8日から11日にかけ長崎市内で行われる平和関連行事や被爆者等への取材を行い、「おやこ記者新聞」として発刊、配布する事業。

E2. 平和市長会議、国内外で取り組み拡充

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。
会長：松井一實広島市長、副会長：田上富久長崎市長を含む13市長（13年4月1日現在）。
13年8月3～6日に開催された第8回総会において、「平和首長会議」に改称された。
事務局：広島市中区中島町1－5／TEL：082－242－7821／FAX：082－242－7452／www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

※データシート21（210ページ）。

国際NGO「平和市長会議」※は、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた段階的行動計画「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を提唱し、各国の自治体、NGO、市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。

11年9月16日、平和市長会議は、長らく目標としていた加盟都市数5,000を達成した。13年4月1日現在、平和市長会議への加盟自治体数は156か国・地域の5,587都市である。日本国内の加盟自治体数は、全市区町村数（1,742）の約72%にあたる1,302と、着実にその数を伸ばしている※。

12年1月13～14日、国内における取り組みの充実を図るため、第1回平和市長会議国内加盟都市会議が広島市にて開催され、「総括文書」が決議された。1月26日には、「総括文書」に基づき、松井一實広島市長と神近宣博長崎市東京事務所長が、中野譲外務政務官と面会し、「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取り組みを政府として推進するよう、野田佳彦首相（当時）宛ての要請書を提出した。

12年4月29日～5月9日、平和市長会議は、ウィーンで開催中の2015年NPT再検討会議第1回準備委員会に合わせ、代表団（広島・長崎両市長をはじめ9か国13都市32人）を派遣した。代表団は、NGOセッションでのスピーチ、ワークショップの開催や各国大使、国連関係者等との面会を通じ、被爆地の思いを伝え、核兵器廃絶に向けた取り組みの推進を要請するとともに、平和市長会議の活動やNPT再検討会議の広島誘致への協力依頼等を行った。また、ウィーン国際センター及びウィーン市役所で、被爆の実相等に関するポスター展

を開催するとともに、「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名をウールコット議長に提出した。

平和市長会議が推進する「2020ビジョン」への賛同は、加盟自治体のみにとどまらず、欧州議会、都市・自治体連合（UCLG）、全国市長会（日本）、日本非核宣言自治体協議会※など、国内外の多くの自治体組織からも繰り返し表明されてきた。

※キーワードE1（164ページ）。

12年6月16日には、米国の平和市長会議参加自治体と草の根市民の働きかけにより、全米市長会議※が、第80回年次総会において、「世界の核兵器廃絶へ向け行動すること、および核兵器に係る費用を自治体の急務となっている事業へ転換することにおいて、米国のリーダーシップを求める決議」を採択した※。同会議は、人口3万人以上を有する米国の都市（現在1,398）を対象とした超党派の会員制組織である。総会は、類似の決議を04年及び06年以後の毎年採択している。12年は、従来からの「2020年ビジョンへの支持」に加え、政府の核兵器政策に対する批判を全面に打ち出すとともに、財政危機に対処するために、核兵器予算を民生ニーズに再配分することを強調している。

※www.usmayors.org

※以下に広島平和文化センターによる仮訳。
www.mayorsforpeace.org/jp/topic/2012/201207_zenbei_shichokaigi/index.html

平和市長会議が呼びかけ、市民が参加する署名活動もさらなる広がりを見せている。10年12月に開始された「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名に対する賛同は、13年4月1日現在で724,582筆にのぼる※。この「核兵器禁止条約」市民署名の前に取り組まれたCANT（「都市を攻撃目標にするな」）市民署名には、10年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議時点で約102万筆（07年2月からの累計）の賛同が寄せられ、その一部は現在、国連本部に常設展示されている。

※平和市長会議HPから、署名用紙のダウンロードならびにオンライン署名が可能。

E3. PNND、カザフスタン政府とフォーラム共催

核軍縮・不拡散議員連盟

2012年8月27～30日、核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）※は、カザフスタンで「アスタナ―セミパラチンスク・フォーラム」を開催し、国際会議やPNND総会などを行った。カザフスタン政府は、1991年8月29日、史上最初に自国の領土にある核実験場を閉鎖した。国連総会は、8月29日を「核実験に反対する国際デー」※と定めた。そこで、カザフスタン政府は、核実験禁止と核兵器廃絶への国際的イニシャチブを発揮すべく、PNNDと同フォーラムを共催したのである。

国際デー 3周年を迎えた12年8月29日には、約3千人が参加し、国際会議「核実験禁止から核兵器のない世界へ」※が開かれた。ナザルバエフ・カザフスタン大統領は、基調講演で、核実験禁止オンライン署名運動「ATOM プロジェクト」※を発足させたことを発表した。ATOMとは、「核実験反対は我らの任務」を意味し、核実験の恒久的禁止と包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を目標としている。

パネル・セッションでは、ATOMプロジェクトの名誉大使である、カリプベク・クユコフ氏※が核実験被害者として核の非人道性を訴えた。続いて、3つのセッションで、23人のスピーカーが発表をした。CTBT、非核兵器地帯※、そして核抑止力の撤回と協調的安全保障など、幅広いテーマが議論された。閉会セッションでは、核廃絶に向けた議員アピールが採択された。アピールは、各国の議員と政府に対し、核実験モラトリアムの維持、CTBTの批准と発効、更なる核兵器生産の中断、安全保障ドクトリン上の核兵器の役割の低減、国内法による核兵器の禁止、核兵器及び運搬手段に直接

※用語の説明「核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）」（218ページ）。

※第64回国連総会で採択された決議A/RES/64/35（提案国はカザフスタン）により制定された日。核実験の廃止と核兵器廃絶に向けての啓発活動などを行う。

※参加者の発表原稿：http://nuclearsafeworld.org/pages/nuclear-safe-world-international-conference-nuclear-weapons-free-world-conference.html

※同プロジェクトHPから簡単に署名ができる。http://theatomproject.org

※巻頭に写真。

※用語の説明「非核兵器地帯（NWFZ）」（220ページ）。

かかわる企業に対する国家財政の投資の禁止、中東、北東アジア、北極における非核兵器地帯の設立、核兵器のない世界の枠組みを作るための準備作業開始などを要請した。

今回の会議において、印象深かったのは3氏の発言である。まずニュージランドのマット・ロブソン議員は、「中東、北東アジア、そして北極が非核兵器地帯になれば、核兵器廃絶へ向けて大きく前進できる」と述べた。中東非核・非大量破壊兵器地帯への取り組みが国際的に注目されている今、「非核兵器地帯の創設に向けて中東と北東アジアが同時にはずみを付ける必要がある」という発言に注目したい。

クリスティン・ビアリー国際赤十字委員会（ICRC）副総裁は、「数十年間、核兵器に関する議論は、もっぱら軍事ドクトリンや安全保障の問題に集中してきた。だが、今はその議論の枠組みは人道・環境への影響を重視するものに変わり始めている。NPT再検討会議第1回準備委員会における16か国声明※やノルウェー政府が会議を主催することなどがその証拠だ」と述べた。

※キーワードB4（90ページ）。

また、ギリシャのヴィロン・ポリドラス議員は、チェルノブイリと福島の原発事故に言及し、核エネルギー利用がもたらす影響への警鐘を鳴らした。

8月30日に開かれたPNND総会では、12年度および13年度の活動について討議が行われた。第1セッションの中の地域別報告で、PNND日本の中村桂子コーディネーターは、12年5月に発足した「PNND日本・北東アジア非核兵器地帯促進ワーキングチーム」（座長、平岡秀夫衆議院議員（当時））を紹介し、同チームにより作成された「北東アジア非核兵器地帯条約・骨子案」※について説明した。日本の超党派の議員組織が、同条約の具体案を発表したのは初めてである。

※資料2-10（287ページ）。

カザフスタンで開かれた今回のフォーラムは、各国の議員やICRCを始め多様なNGOが幅広く結集し、核実験禁止から核兵器のない世界をめざすことを確認しあう意義深い場となった。

E4.「核兵器廃絶」特化の研究センター、長崎に誕生

2012年4月1日、約2年間の準備期間を経て、「長崎大学核兵器廃絶研究センター」(RECNA。「レクナ」と読む)が被爆地長崎に誕生した※。大学付属の研究機関としては世界でも例をみない、「核兵器廃絶」をその名に冠した研究センターである。初代センター長にはNPO法人ピースデポ特別顧問の梅林宏道が就任した。

RECNAの属する長崎大学(片峰茂学長)は、その前身である旧制長崎医科大学が原爆爆心地から至近にあり学生、教員らに多数の犠牲者を生んだ経緯から、「核なき世界の実現」をその枢要な課題と位置付けてきた。大学側の思いに、平和研究施設の設立を求める被爆地市民や自治体の声が重なり、以下の目的を掲げたユニークな研究機関設立につながった。

①ヒロシマ・ナガサキを現在の世界の潮流の中で新たに位置付け、学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に向けた情報や提言をさまざまな角度から世界に発信する。

②その過程や成果を活かして大学教育に貢献する。

加えて、RECNAの特徴として、地域の市民・自治体との密接な協力関係が挙げられる。その誕生以来、RECNAは「地域に開かれたシンクタンク」として、市民向けの講演会、情報発信など、長崎の平和活動に資するさまざまな事業を展開してきた。2012年10月には、長崎県、長崎市、長崎大学の三者が構成する核兵器廃絶推進のための協議体である「核兵器廃絶長崎連絡協議会」(PCU-NC)※が誕生し、RECNAとの協力の下で市民向け活動の一層の充実を図っている。

※長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)
〒852-8521長崎市文教町1-14／TEL:095-819-2164／FAX:095-819-2165／E-mail: recna@ml.nagasaki-u.ac.jp／http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp

※会長:調 漸 長崎大学副学長・理事。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/pcu/

以下にRECNAの特徴的な事業をいくつか挙げる。

■北東アジア非核兵器地帯構想の推進

RECNAは北東アジア非核兵器地帯構想の実現に向けた「包括的アプローチ」にとりわけ着目し、韓国、米国、中国、モンゴルなどの研究者、実務者らとの共同研究を進めている。2012年12月には、「包括的アプローチ」研究の先駆者である元米高官のモートン・H・ハルペリン博士らを招き、研究ワークショップと公開シンポジウムを長崎及び東京で開催した※。

※ワークショップの概要ならびに詳細報告等は以下で読める。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/

■「市民データベース」の構築

国連文書、各国政府・NGO関連文書など、核軍縮・不拡散問題に関するさまざまな文献、資料を提供する日英両語のデータベースの作成を継続している。現存する核弾頭数・種類に関する調査、分析も始めている。

■国際会議のモニター活動

核軍縮・不拡散問題に関する国際会議をモニターして動向を分析。ブログなどを通じて「生きた情報」を日本語で提供する活動をめざしている。2012年春にはウィーンで開かれた2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議第1回準備委員会にスタッフを派遣し、日本のチームと協力しながら、全会期間にわたってモニターし、日報をブログで発信した※。

※「NPTブログ」は以下で読める。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/nptblog
13年春にはジュネーブでの第2回準備委員会においても前年同様のモニターを行った。

■モジュール(科目群)「核兵器のない世界を目指して」開講

長崎大学における教養教育の一環として、核兵器問題に特化した一連の授業を開講。「核兵器とは何か」「国際社会と平和」「被ばくと社会」「核兵器廃絶と教育」など、多様な角度から核兵器問題にアプローチした講義を行っている。

E5.「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」が発足

12年7月15日、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」※の設立記念集会「核時代を生きる―今こそヒバクシャの声を世界に・未来に」※が、東京で開催された。同集会には10～80代の350人以上が参加した(主催者発表)。

同会は、11年12月10日に設立され(同日に設立総会)、12年4月20日にNPO法人となり、日本被団協※の岩佐幹三代表委員※が同会の代表理事に就任した。会の設立目的は、以下の3点である。

1. 原爆被害の全体像や被爆者の体験、とりわけ世界にたった一つの被爆者運動を未来に伝える記録や資料・情報を収集、整理し、その活用・普及をはかること。
2. 原爆体験と被爆者の願いを継承していくこと。
3. 上記の目的を追求するためのキー・ステーションとして、「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター」※を設立すること。

また、同集会において、岩佐代表理事は会設立の趣旨を以下のように説明した。

「被爆者たちの『ふたたびヒバクシャをつくるな、つくらせるな』という願いを会の存在を特色づける基本精神とし、世界の人々の共有しうる記憶遺産にしていく」。

「『ふたたびヒバクシャになる』可能性のある人は誰でしょうか。それは原爆被爆者ではありません。『ふたたびヒバクシャをつくるな』とは、皆さんが、自分の問題として直面しなければならない歴史的な課題であることに思いを巡らせてください」。

※〒102-0085東京都千代田区六番町15プラザエフ6F／TEL：03-5216-7757／FAX：03-5216-7757／www.kiokuisan.jp／発起人：安斎育郎、岩佐幹三、大江健三郎、肥田舜太郎。代表理事：岩佐幹三。

※会のHP「基本文書」から、報告書が読める。

※日本原水爆被害者団体協議会。47都道府県の被爆者(広島・長崎で原爆の被害を受けた被害者の生存者)の団体による協議会で、被爆者の唯一の全国組織。www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/index.html

※「核兵器・核実験モニター」第401－2号にインタビュー。

※会のHPで「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産の継承センター～基本構想～」が読める。

「私たち日本国民は、昨年3月11日、ヒロシマ、ナガサキ、ビキニについで、フクシマでも新たな核被害を体験しただけでなく、世界に対する核の加害国にさえなってしまったのです。(略)こうした核時代がかかえている危機的な状況の中で、私たちはどのように生きていけばよいのでしょう。核被害の脅威から人類を解放する役割の一端を、この会は果たしたいと思っています」。

同会は、インターネットサイト「被爆体験継承ポータル」の開設や、シンポジウムの開催などの活動を進めている。

2013年3月末現在、国内で被爆者健康手帳を所持する被爆者数は201,779人、平均年齢は78.8歳となった。過去10年間で約8万人が亡くなっている。いかに高齢化が進み、被爆体験を語ることのできる人が減少しているかがわかる。また、海外で暮らす被爆者健康手帳の所持者は、13年3月末現在で、韓国、米国、ブラジルなどに計約4,450人とされている※。

03年4月から11年12月まで、全国17の地裁で原爆症認定集団訴訟が行われた※。29の訴訟すべてで、認定行政の誤りを指摘する国側敗訴の判決がなされた。厚生労働省は、08年4月から「新しい審査の方針」に基づいた運用をしているが、原爆症として認定されるケースは申請数の半数程度にとどまっている。認定却下が後をたたないことから、新訴訟が提訴され、「司法判決と行政手続きの乖離」を解消するための、被爆者のたたかいは続いている。

また、10年12月から開始された「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」※による、制度見直しの検討が続けられているが、被爆者が求める適正な原爆症認定を国が行いうるような制度が作られる道筋は未だ見えていない。

被爆者の高齢化が進行する中、現在の課題と、次世代への継承の双方について、市民の幅広い取り組みが求められる。

※数字は、厚生労働省HP「原子爆弾被爆者対策」および同省の調査による。

※本イアブック12年版・キーワードE5(170ページ)。

※被爆者、広島・長崎両市、有識者による委員会。菅直人首相(当時)が厚生労働省に設置。現在の座長は神野直彦東京大学名誉教授。

E6. 非核特使、イスラエルで初の被爆者証言

※ピースボートの被爆者イスラエル代表団 http://ameblo.jp/hibakushaglobal/entry-11366452427.html

2012年9月、ピースボートによる被爆者イスラエル代表団※のとりくみの一環としてイスラエルのエルサレム、テルアビブ、ハイファの3都市で4名の広島被爆者が非核特使として証言を行った。これは、中東非核・非大量破壊兵器地帯創設への機運を高めるため、「イスラエル軍縮運動」が準備したもので、同国で被爆者のまとまった証言会が組織されるのは初めてのことである。イスラエルは事実上の核保有国でありながら、政府が核保有を曖昧にしており、同国内で核の議論はタブー視されてきた。こうした中、日本政府の非核特使という地位があることは、参加する被爆者が安心して活動するための一定の後ろ盾として作用した。現地の日本大使館職員が証言会に参加している。

「非核特使」は、10年8月に菅直人首相が広島・長崎の平和記念式典において、被爆者の方々に「日本を代表して、様々な国際的な場面で、核兵器使用の悲惨さや非人道性、平和の大切さを世界に発信していただけるようにしたい」として打ち出した制度であり、翌9月から事業が開始された。各種国際会議や原爆展などの国際的な機会を通じて、自らの実体験に基づく被爆証言を実施すること等により、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し将来の世代に継承していくことを業務とする。

原爆展や証言会などを主催する市民団体や地方自治体の長が申請を行い、これを受けて、外務省軍縮不拡散・科学部長が被爆者らを委嘱する。委嘱は、当該活動を行っている期間だけである。非核特使は、核軍縮・不拡散政策に関する日本政府の立場を代表するものではないことが制度上明記されている。国籍条項はなく外国人被爆者でも委嘱が可能であり、また、被爆2世の委嘱実績もある。外務省は、非核特使事業を軍縮・不拡散教育と並ぶ政府と市民社会による連携例と位置づけて、さまざまな機会をとらえて広報している。

外務省のまとめによると、10年9月から12年12月までに計88人が委嘱されている。12年だけでみると、人数は40人。内容はNPT再検討会議第1回準備委員会(ウィーン)での活動(5名)、ピースボートによる「ヒバクシャ地球一周　証言の航海」(10名)やイスラエル派遣団(4名)、政府による外国報道関係者招聘事業における証言(7名)、国連軍縮フェローシップ(2名)などである。その他、タイ、カンボジア、スペイン、ドイツ、アイスランド、キプロス、米国などでの活動実績がある※。

※外務省「非核特使委嘱実績」www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/tokushi/zisseki.html

非核特使制度は、政府が市民活動を実質的に支援するというより、後援に似た名義上の側面支援を提供するものといえる。この制度は、実質的な予算措置を伴わないでスタートした。市民団体等が申請した際に、渡航費用などの財政支援は行われていない。その後若干の予算が確保され、政府が主催または直接要請して派遣する事業の場合のみ、一定の旅費支援が行われている。

2012年8月に「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」が外務省と国連大学の共催により長崎市で開かれた。ここでは被爆証言を海外へ伝える活動の重要性が議論され、非核特使の活動を若い世代にも広げることの重要性が指摘された。

政府は、被爆証言をオンラインで世界に広げる取り組みにも力を入れている。証言映像や体験記が、各国語に翻訳されて外務省のホームページで見ることができる※。

※外務省HP「被爆者証言」
www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hibakusya/index.html
(英語) www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/arms/testimony_of_hibakusha/index.html



イスラエルでの被爆者証言会には現地国会議員や日本大使館職員も参加した。(2012年9月)

E7. オスプレイ配備と低空飛行に全国の自治体がNO

2012年6月13日、日本政府は、米軍が作成したMV-22オスプレイ配備に関する「環境レビュー」※を公開し、これをもってオスプレイ配備による危険の増大や環境悪化はほとんどないとの立場をとろうとした。また同文書には、オスプレイの運用に関し全国6本の「訓練航法経路」※において低空飛行訓練を実施する計画が示されていた。

発表の翌日（日本時間14日）、米フロリダ州でオスプレイが墜落した。12年4月11日にモロッコで起きた事故も合わせ、安全性への不安が高まった。8月になり、政府は、2つの事故報告書※を米国から受け、機体自体に問題はなく、事故は人的要因によるとして、オスプレイの安全性は保証されたとした。その上で政府は、9月19日、MV-22に関する日米合同委員会合意※を発表する。そこには、オスプレイ運用に対する安全規制に関し、以下のように書かれている。「MV-22が飛行運用する際の侵入及び出発経路は、**できる限り**学校や病院を含む人口密集地上空を避ける」、「夜間訓練飛行は、**必要な最小限に**制限される」、「（MV-22は）**運用上必要な場合を除き**、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モード※で飛行する時間を**できる限り**限定する」、「MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート（約150m）以上の高度で飛行する。**ただし運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある**」（強調は編集部）。すべての項目が、義務でなく、留意事項にすぎない。さらに、事実関係については米軍以外に検証のしようがないという問題がある。

※英語の原文はwww.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kankyourebyu.html。「要約」部分の仮訳はhttp://okinawabd.ti-da.net/e3959465.htmlで読める。

※訓練ルートの地図は、データシート11（145ページ）。

※事故報告書は、防衛省「フロリダにおけるCV-22墜落事故に関する分析評価報告書」（12年9月11日）。www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/dep_2.pdf

※「日本国における新たな航空機（MV-22）に関する日米合同委員会合意」（12年9月19日）。

※オスプレイは航空機モードと垂直離着陸モードの2つの飛び方ができる。両者へ転換するときのモードのことを転換モードという。

これに対し、沖縄では11年7月から12年6月まで、仲井真弘多県知事を初め、県内全41市町村議会で配備反対の決議があがった。7月10日に渉外関係主要都道県知事連絡協議会が緊急要請※を行った。要請書は、事故が続き、安全性に懸念を抱いているとし、「安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響」につき、関係自治体に説明するよう求めている。その上で、配備、訓練については「関係自治体の意向を十分尊重する」よう要請した。同19日には、全国知事会が渉外知事会とほぼ同内容で異例の緊急決議※を上げた。

普天間配備の前後を通じて自治体からの不安と不満の声は止まらず、各地方の市長会、町村会、地方知事会などが相次いで要請や決議を挙げた。事故原因は人為ミスと言われても事故が起きていること自体が問題であり、自治体の多くは「住民の不安は払しょくされていない」としている※。例えば、東北市長会特別決議は「航空機の安全性は人的要因による事故を防止する方策が十分に確立されなければ確保されず」※としている。中には徳島県知事※のように低空飛行訓練の中止を明確に求める自治体もあった。

しかし、自治体からの抗議や要請にもかかわらず、10月以降、沖縄での訓練は始まり、本州での低空飛行訓練や日米共同演習への参加が目論まれている。

12年12月25日、沖縄県知事は「オスプレイに関する確認について」※と題する要請書を政府に提出した。同文書には、12年10月1日～11月30日の沖縄県内におけるオスプレイの飛行目視情報をまとめた調査結果が添付されている。市街地上空でのモード転換、学校・養護施設上空の飛行、基準値を超える騒音など、おびただしい被害が確認され、少なくとも318件の日米合意違反があるとした。これに対し米側は「最大限配慮して運用しており、合意を遵守している」との反応に終始し、日本政府は事実調査をすると言ったきり、放置したままである。

政府は、自治体と住民の立場に立ってオスプレイの運用を厳しくチェックし、米国と交渉をすべきであろう。

※「MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急要請」。渉外知事会HPに全文。

※全国知事会HPに全文。www.nga.gr.jp/news/H24.7.19%20osupurei%20kinnkyuugetugi.pdf

※例えば中国地方知事会、長野県市長会、岩手県町村会の要望書など。

※「東北市長会総会の特別決議」（宮城県多賀城市）12年10月23日。

※徳島県知事「要請書」12年6月18日。

※「オスプレイ飛行実態の目視調査結果」（集計表）。沖縄県HPに全文。

E8. DU兵器国連決議、劣化ウラン使用へ「予防原則」に基く対処求める

2012年12月3日、国連総会において、劣化ウラン（DU）兵器の使用に対する「予防的アプローチ」を呼びかける決議「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」※が賛成155、反対4、棄権27で採択された。DU兵器問題に関する決議が国連総会で採択されたのは、07年、08年、10年に続き4度目である。反対は前回同様、米国、英国、フランス、イスラエルの4か国であった。日本政府は賛成票を投じた。同決議案は、これまでと同じく「非同盟運動」（NAM）諸国によって提案されたものである。

※データシート7（94ページ）。

今回の決議では、前文に、DUの長期的環境影響に関しては科学的に「大きな不確実性が残っている」が、予防原則に基いて「DUの使用に対処するアプローチを呼びかける」との、国連環境計画（UNEP）の見解（国連決議を受けて2010年に国連事務総長に提出された報告書）からの引用文が加わった。これは、「予防原則」をひとつの論拠にDU兵器禁止を求めてきたICBUW（ウラン兵器禁止を求める国際連合）※の主張を反映するものである。

※ICBUW＝International Coalition to Ban Uranium Weapons。事務局本部は英国・マンチェスター。世界33か国、159NGOが参加（日本からは29団体）。www.bandepleteduranium.org/

本文は、前回の決議同様、DU兵器使用の「潜在的に有害な影響を考慮」し、国連加盟国と関連国際機関に同兵器使用の影響についての見解を国連事務総長に提出することを求めている。また、すでに同兵器を戦闘で使用した国に対しては、要請があれば、使用地域と使用量をできる限り詳細に、影響を受けた国の政府に対して報告するよう求める内容となっている。

欧州ではフランスが中心となって、新決議案における

UNEPの見解の引用に難色を示し、票決前に水面下でNAMに対して修正を求めたり、前回の賛成国（ドイツなど）の切り崩しを試みたりした。しかし、ICBUWと連携しつつIPPNW（核戦争防止国際医師会議）ドイツ支部、IALANA（国際反核法律家協会）ドイツ支部などや国会議員有志が、決議案への賛成を促す手紙を、各国の外務大臣や防衛大臣に送付するなどの迅速な行動を行った結果、棄権から反対、賛成から棄権に後退する国々は出なかった。

なお、棄権した27か国には、カナダ、デンマーク、ラトヴィア、リトアニア、スペイン、ポーランド、ポルトガル、ハンガリー、ルーマニア、チェコ、スロヴァキア、トルコといったNATO加盟国に加え、ロシア、ウクライナ、韓国、オーストラリア、スウェーデンなどが含まれる。特に、オーストラリア、スウェーデンの活動家・市民団体は、両国政府の対応に強い憤りや困惑を表明した。NATO加盟国の中でも、ベルギー、ノルウェー、イタリア、ドイツなどは賛成票を投じているが、依然、棄権に留まっているこうした国々への働きかけが、今後の国連決議に向けた課題といえる。

一方、イラクのファルージャなどにおける先天性障害の急増については、3、4年前から、アルジャジーラやイギリス・メディアなどが繰り返し報じてきている。例えば、2012年10月中旬、『インディペンデント』紙は、「イラクにおける先天性欠損の途方もない増加―米英軍による軍事行動とのつながりを示す新たな調査―来月には、WHOも調査結果を発表予定」と題した記事を掲載した※。この記事の背景には、イラク政府が2010年からWHOの支援を受けて、バグダッド、バスラ、ファルージャのあるアンバール州など9地域における先天性障害増加に関するパイロット・アセスメントを実施してきたことがある。

※原文は、http://ind.pn/TOOmE5。詳細は、高指・森澤・豊田編『終わらないイラク戦争 フクシマから問い直す』（鳥嶋出版、13年3月）所収論文参照。

この調査により、「先天性障害の規模、分布、傾向」が明らかとなり、地域間比較などのための基礎データとなると期待されていたが、12年末に予定されていた調査結果の公表は先延ばしになっている※。

※当調査に関する「Q&A」がWHO・イラクセクションに。

E9. 遺棄毒ガス事件訴訟、請求棄却の判決続く

2012年4月16日、敦化（トンカ）遺棄毒ガス事件の請求棄却という一審判決が東京地裁で言い渡された。原告である二人の中国人（事件発生当時8歳と12歳）は、吉林省敦化市に遺棄されていた旧日本軍の毒ガス砲弾によって04年7月23日に被毒した。両氏は、日本政府に6,600万円の損害を求めて08年1月17日に提訴したが、二人が旧日本軍の遺棄毒ガス砲弾によって被害を受けたことや日本政府が遺棄化学兵器処理事業を推進しつつも被害を未然に防止できなかったことは事実と認定されたものの、日本政府が化学兵器禁止条約にもとづく被害防止義務に違反したとまでは評価できないとしている。日本政府は、「化学兵器禁止条約」※と「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」※とに基づいて遺棄化学兵器処理事業を実施している。これは、中国国内の全ての遺棄毒ガスを日本政府の費用負担で探査、発掘、回収し無害化処理するという事業である。判決に対し原告が控訴したため、高裁に審議の場が移った※。

12年9月21日にはチチハル遺棄毒ガス事件の二審判決が東京高裁で言い渡された。これは、03年8月4日に黒竜江省チチハル市のマンション工事現場で毒ガス入りドラム缶が見つかり、現場で働いていた労働者や子どもを含む一般市民44名（うち1名は17日後に死亡、裁判係争中にさらに2名が死亡）が被害を受けた事件である。被害者らは、医師や日中の弁護士の助けを借りて07年1月25日に東京地裁に提訴した。10年5月24日に一審判決が下されたが請求は棄却され、原告側が控訴していた。二審判決では、被告である日本政府には

※97年4月29日発効。日本は93年1月13日に署名、95年9月15日に批准。

※99年7月30日、中国と交わした覚書。

※13年11月26日に二審判決が言い渡される予定である。遺棄毒ガス問題ポータルサイト（http://cweapon.sakura.ne.jp/mt/）。遺棄毒ガス問題に関する最新動向は化学兵器CAREみらい基金ブログ（http://blog.care-mirai.net/）参照。

被害の予見可能性や回避可能性がなかったとされたため、原告側が敗訴した。

中国における遺棄毒ガス事件は上記のほかにも多数存在しており、2,000人を超える中国人が被害にあっているといわれている※。上記に先行して提訴された訴訟が二つ存在する。**第一次訴訟**と呼ばれる訴訟は、松花江（ショウカコウ）紅旗09号事件（74年）と牡丹江（ボタンコウ）市光華街事件（82年）とで被毒した13人が96年12月9日に提訴したものである。03年9月29日の東京地裁判決では、日本政府に賠償責任があるとして、裁判所は原告に合計1億9,000万円を支払うようにと画期的な判決を下した。しかし、07年7月18日、東京高裁は一審判決を覆し、日本政府の賠償責任を認めなかった。09年5月26日、原告の上告は最高裁にて棄却されている。**第二次訴訟**と呼ばれる訴訟は、いずれも黒龍江省で起こった三つの事件（50年、76年、87年）で被毒した5人が97年10月16日に提訴したものである。これらの訴訟では、03年5月15日の東京地裁、07年3月13日の東京高裁、09年5月26日の最高裁のいずれでも日本政府の賠償責任が認められていない※。

中国で発生した遺棄毒ガス事件に関する訴訟では、基本的に日本政府の賠償責任は認められてこなかった。しかし原告団は、①被害が生じていたにもかかわらず日本政府が中国で被害防止に取り組んでこなかったこと、②国内では、大久野島など旧日本軍の毒ガス製造工場などに勤務していたものに対し一定の被害救済措置がとられていることから、99年以降開始された日中間の遺棄化学兵器処理事業の予算の一部を被害救済措置に振り向けることができるのではないかと考えている。そうした視点から、原告団は、被害者救済制度を制定させるべく法廷での活動とともに政治家などへの働きかけを行っている。

なお、遺棄毒ガス事件訴訟を通じて毒ガス被害の病像が問い直されており、これまでは見落とされていた記憶力低下や易疲労性などの症状も被害の一部ではないかと疑われてきている※。

※化学兵器CAREみらい基金編（2007）「ぼくは毒ガスの村で生まれた。」合同出版。

※詳しくは、化学兵器CAREみらい基金編（2007）「ぼくは毒ガスの村で生まれた。」合同出版、及び、林公則（2011）「軍事環境問題の政治経済学」日本経済評論社、を参照のこと。

※林公則（2013）「毒ガス被害の病像と救済」「環境経済・政策研究」第6巻第1号。

データシート

17. 米軍機・艦船による事故

2012年1月～12月（防衛省まとめ）

●米軍機による事故

（1）予防着陸（不時着）等

月　日	発生場所	概　要
3月12日	松山空港	米軍ヘリ（CH-53）4機が燃料不足のため予防着陸
3月13日	屋久島空港	米軍ヘリ（CH-53）1機がトランスミッションの故障により僚機とともに予防着陸
3月14日	渡名喜村営ヘリポート付近	米軍ヘリ（HH-60）1機がローターの不具合のため僚機とともに予防着陸
4月4日	東京国際空港	米軍機（C-5）1機が強風の影響により予防着陸
8月16日	屋久島空港	米軍ヘリ（CH-53）が警告ランプが点灯したため予防着陸
10月12日	函館空港	米軍機（F-16）1機がフライトコントロールシステムの異常を伝える警告灯が点灯したため僚機とともに予防着陸
計		6件

（2）部品の落下等

月　日	発生場所	概　要
2月8日	神奈川県大和市	米軍機（EA-6B）から外部パネルが落下
5月17日	三沢対地射爆撃場	米軍機（F-16）から外部取り付けの燃料タンクが落下
9月3日	渡名喜村北側沖合	米海兵隊の模擬爆弾を発見
計		3件

（3）部品の遺失等

月　日	発生場所	概　要
5月10日	嘉手納基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機（AV-8B）が金属製のパネルを遺失
6月13日	嘉手納基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機（F-15）が左翼のアクリル樹脂製の衝突防止灯レンズを遺失
計		2件

●米軍艦船による事故

月　日	発生場所	概　要
12月19日	佐世保港	米軍艦船が岸壁に停泊中の船舶に接触
計		1件

防衛省注）本表は、米軍から通報を受けたこと等により防衛省が知り得たものである。

18. 米軍人による刑法犯検挙状況

（警察庁刑事局刑事企画課まとめ）

		総数	犯罪別の検挙状況（件数）					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数　2012年		83	3	14	21	0	9	36
米軍基地等が存在する都県 2012年	北海道	1	0	0	1	0	0	0
	青森	5	0	0	0	0	4	1
	警視庁	8	0	4	0	0	0	4
	神奈川	11	1	4	3	0	2	1
	広島	1	0	0	0	0	0	1
	山口	3	0	0	1	0	0	2
	福岡	1	0	0	1	0	0	0
	長崎	12	0	2	8	0	0	2
	沖縄	41	2	4	7	0	3	25

警視庁注）1　上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。
2　刑法犯の数値は、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪を除いたものである。

19. 自衛隊機・艦船の事故

12年1月～12月（防衛省まとめ）

1 自衛隊機による事故、予防着陸（不時着）、部品の落下等

＜陸上自衛隊＞

発生年月日	概要
1.12	航空学校所属のAH-64Dが、三重県明野飛行場周辺において飛行訓練中、救難信号筒を落下。
1.13	第1飛行隊所属のOH-6Dが、東京都立川飛行場において飛行訓練中、ADFセンサーアンテナ(ワイヤー状)を脱落。
1.16	航空学校所属のUH-1Jが、三重県明野飛行場周辺を飛行中、ヒンジドア取付部のクイック・リリース・ピンを脱落。
2.20	航空学校所属のAH-1Sが、エンジンチップディテクタ警報灯の点灯により、三重県昼田場外着陸場に予防着陸。
2.29	第2対戦車ヘリ隊所属のOH-1が、トランスミッションオイル油温警報灯の点灯により、秋田県大館能代空港に予防着陸。
4.13	第1ヘリ団所属のLR-1が、飛行前点検時、フラップ・レール・ローラ等の紛失を発見(前回飛行中の脱落と推定)。
6.28	第15飛行隊所属のLR-2が、整備試験飛行中、片側エンジンを再始動できず、沖縄県那覇空港に緊急着陸。
8.22	第12ヘリ隊所属のOH-6Dが、群馬県相馬原飛行場から栃木県宇都宮飛行場の間を飛行中、エンジン排気管の固定用安全線を脱落。

データシート

19. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

12年1月～12月(防衛省まとめ)

<陸上自衛隊(続き)>

年月日	概要
8.26	航空学校所属のUH-60JAが、静岡県東富士演習場から三重県明野飛行場への飛行中、増加燃料タンクセーフティーピンを脱落。
9.1	第1対戦車ヘリ隊所属のOH-1が、北海道札幌飛行場周辺での整備試験飛行後、マストフェアリング部の固定用ねじの脱落を発見。
11.4	第5対戦車ヘリ隊のAH-1Sが、兵庫県青野ヶ原演習場から大阪府八尾飛行場への飛行中、アジマスポインターの一部を脱落。
11.7	第1ヘリ団所属のCH-47Jが、熊本県熊本空港から佐賀県目達原飛行場への飛行中、補助動力装置アキュームレータのキャップを脱落。

<海上自衛隊>

年月日	概要
3.1	第3航空隊所属のP-3Cの厚木及び鹿屋間における訓練飛行終了後の点検において、放電索の脱落を発見した。(捜索後、厚木航空基地内エプロン地区で当該部品を発見)
3.26	護衛艦「さわぎり」搭載中のSH-60Kが四国沖での訓練飛行中、キャビンドアからゴーグルを落下させた。
4.15	第21航空隊所属のSH-60Jが近海練習航海中の護衛艦「まつゆき」に訓練展示飛行のため接近し同艦の格納庫左後部に接触した後、海没した。
6.15	第22航空隊所属のSH-60Kが九州西方空域での訓練飛行中、右側ワイパーアームのリベット頭部が脱落・落下した。
7.24	第1航空隊所属のP-3Cの鹿屋周辺での訓練飛行終了後の点検において、衝突防止灯の上部レンズの破損を発見した。

<航空自衛隊>

年月日	概要
1.27	那覇基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左フラップ・シュラウド・パネル後縁部テフロンテープの一部が脱落紛失しているのを発見した。
2.1	入間基地所属のC-1が名古屋空港を離陸し、入間基地へ向け飛行中、山梨県大月市上空において乱気流に遭遇し、搭乗していた自衛官5名が負傷した。
2.1	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネル106Rが脱落紛失しているのを発見した。
2.2	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左フラップ上面修理補強材が脱落紛失しているのを発見した。
2.15	百里基地所属のUH-60Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ECSダクト・アブソーバー・アッシーの一部が脱落紛失しているのを発見した。
2.16	築城基地所属のF-2が、グアムにおける日米豪共同訓練中、翼下機外燃料タンクを落下させた。
2.21	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左翼上面スクリュウが脱落紛失しているのを発見した。
3.9	三沢基地所属のE-2Cが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚ブレーキアッシーのセルフアジャスティングピン、ナット及びグリップアンドチューブアッシーが脱落紛失しているのを発見した。

3.13	浜松基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、エンジン・ノズル・セグメント取り付けナットが脱落紛失しているのを発見した。(基地内でスクリュウ及びナットを発見)
3.16	静浜基地所属のT-7が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚ステアリング・ヨーク・アッシー・スペーサーが脱落紛失しているのを発見した。
3.27	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右フラップ・アップ・ストップのプレートが脱落紛失しているのを発見した。
4.10	浜松基地所属のT-4が、野外航法訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・ノズル・セグメント取付けスクリュウ、ワッシャ及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
4.12	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、外側タンク・ベアリングパッド・アクセス・ドアが脱落紛失しているのを発見した。
4.16	小松基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左ホリゾンタル・スタビレーター上面リベットの一部が脱落紛失しているのを発見した。
4.16	小松基地所属のF-15が、対領空侵犯措置を終了し、着陸後の点検において、チャフ・カートリッジ・エンド・キャップが脱落紛失しているのを発見した。
4.24	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、アフターバーナー・イグナイタのリベットが脱落紛失しているのを発見した。
4.25	那覇基地所属のUH-60Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ホイストカバー・インボード・フェアリングが脱落紛失しているのを発見した。
4.26	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左バーチカル後方ボックスリベット×2が脱落紛失しているのを発見した。
5.7	小松基地所属のF-15が、空域での訓練終了し、着陸後の点検において、ドア12L・スクリュウが脱落紛失しているのを発見した。
5.9	浜松基地所属のE-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、フラップエルロンの左インボードラバー製シールの一部が脱落紛失しているのを発見した。
5.16	小松基地所属のF-15が、飛行前の点検において、アレスティングフック・フェアリングカバーのリベットが脱落紛失しているのを発見した。
5.21	小松基地所属のF-15が、飛行前の点検において、右ブレーキセット・スクリュウが脱落紛失しているのを発見した。
5.27	芦屋基地所属のUH-60Jが、佐賀県防災訓練を終了し、着陸後の点検において、エクスターナル・セーフティピン×1、フラッグ×1が脱落紛失しているのを発見した。
5.30	三沢基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スタティックディスチャージャー×1が脱落紛失しているのを発見した。
6.7	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ブレーキ・ピストン・ロッド・ブッシング・アッセンブリ・セット・スクリュウ×1が脱落紛失しているのを発見した。
6.8	那覇基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主脚銘板×1が脱落紛失しているのを発見した。
6.13	千歳基地所属のUH-60Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、APUアクセスパネルヒンジリリースピン×1が脱落紛失しているのを発見した。
6.14	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼下面スクリュウ頭部×1が脱落紛失しているのを発見した。
6.27	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ジョーボルト×1が脱落紛失しているのを発見した。

データシート

19. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

12年1月～12月(防衛省まとめ)

＜航空自衛隊(続き)＞

7.3	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エルロン・ハイシャリベット×1が脱落紛失しているのを発見した。
7.17	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スクリュウ頭部×1が脱落紛失しているのを発見した。
7.19	那覇基地所属のCH-47Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、シュラウドカバー上蓋×1が脱落紛失しているのを発見した。
7.20	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左右垂直尾翼リベット×3が脱落紛失しているのを発見した。
7.24	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左垂直尾翼RWR付近のリベット×2が脱落紛失しているのを発見した。
7.24	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、胴体上面部分ネジ×1が脱落紛失しているのを発見した。
7.26	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左垂直尾翼RWR付近のリベット×1が脱落紛失しているのを発見した。
7.31	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左上面パネルスクリュウ×1が脱落紛失しているのを発見した。
8.4	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右脚室内フューエルコントロールスイッチカバーが脱落紛失しているのを発見した。
8.20	秋田分屯基地所属のUH-60Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、衝突防止灯パネルのストラップ(ゴム製)が脱落紛失しているのを発見した。
8.21	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、APUラッチパネルのスプリングの一部が脱落紛失しているのを発見した。
8.22	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼上面リベット×1が脱落紛失しているのを発見した。
8.23	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼下面スクリュウ頭部×1が脱落紛失しているのを発見した。
8.24	入間基地所属のC-1が、任務飛行を終了し、着陸後の点検において、418Lパネルビスが脱落紛失しているのを発見した。
8.31	浜松基地所属のE-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ブロッカードアの一部が脱落紛失しているのを発見した。
9.25	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主脚ドライブリンク取り付けボルトの一部、ナット、ワッシャ×3、コッターピンが脱落紛失しているのを発見した。
9.25	築城基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、タービンブレード後方の整流板が脱落紛失しているのを発見した。
10.1	小牧基地所属のUH-60Jが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、テール・ローター・コネクター部バックシェル×1、ゴムチューブ×1が脱落紛失しているのを発見した。
10.5	入間基地所属のC-1が、任務飛行を終了し、着陸後の点検において、スクリュウ×1、ワッシャ×1が脱落紛失しているのを発見した。
10.10	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネル75R取り付けファスナー×1が脱落紛失しているのを発見した。

10.18	美保基地所属のT-400が、航法訓練を終了し、着陸後の点検において、ルーバーの一部が脱落紛失しているのを発見した。
10.23	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ダウン・ロック・スプリングの一部が脱落紛失しているのを発見した。
10.31	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ジョインナップ・ライトの一部及び電球が脱落紛失しているのを発見した。
11.12	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主翼インボードフラップ上面のリベット頭部×1が脱落紛失しているのを発見した。
11.21	芦屋基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、リベット×1が脱落紛失しているのを発見した。
11.22	松島基地所属のT-4が、芦屋基地を離陸し、築城基地での展示飛行訓練を終了し、芦屋基地着陸後の点検において、リベット×2、胴体複合材が脱落紛失しているのを発見した。
11.27	那覇基地所属のCH-47Jが、与論島沖で訓練中、駆動系統の警報灯が点灯したため、与論空港へ予防的に着陸した。
12.10	入間基地所属のYS-11EBが、要務飛行を終了し、着陸後の点検において、NO2レドームロータリーラッチロックピン×1が脱落紛失しているのを発見した。
12.21	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼上パネル101R取り付けスクリュウ×1が脱落紛失しているのを発見した。

2 艦船による事故 ＜海上自衛隊＞

年月日	概要
1.7	横須賀港に停泊中の補給艦「ときわ」の機械室において火災が発生し、当該室の装備機器等が損傷した。
5.16	函館港で錨泊中の掃海艇「とびしま」に対して、錨泊横付訓練を実施中の掃海艇「ゆげしま」が海面のうねりを原因とした動揺により接触し、「とびしま」外舷等双方の船体を損傷した。
10.16	年時検査中の護衛艦「むらさめ」が、海上試験のため、横須賀港内で航海準備中に、回転させていた対空レーダーと弾薬搭載作業のために定位置から移動させていたHFアンテナ線が接触し、双方が損傷した。
10.24	海洋観測艦「にちなん」が、日向市沖における海洋観測器材を使用した訓練中に、はえ縄等の漁具を損傷した。
11.1	護衛艦「しまかぜ」が、ジャパンマリンユナイテッド(株)磯子工場内で定期検査中に、煙突頂部から浸入した雨水が、排水等の処理系統から主機内部へ逆流したため、巡航主機を損傷した。

防衛省注)上記の艦船事故とは「艦船事故調査及び報告等に関する訓令」第2条に規定する艦船事故に該当するものをいう。

F 核軍縮日誌（2012年1月1日～12月31日）

核：軍備と軍縮　12年1月～2月

1月

1、2日　イラン、ホルムズ海峡周辺で海軍演習。中距離地対空ミサイル訓練。

4日付　EU加盟27か国、イラン産原油の輸入を禁止することで原則合意。

5日　米、新国防戦略を発表。兵力を削減し、アジア太平洋重視の方針。

5日　NNSA、サンディア国立研究所で11年11月16日にZマシンによる新型核実験を実施したことを明らかに。

23日　EU、ブリュッセルで外相会議。イランへの追加制裁として、同国産原油の7月からの輸入禁止を決定。

24日　オバマ米大統領、一般教書演説で「イランの核兵器入手阻止のためなら、あらゆる選択肢を排除しない」と述べる。

24日　ロシア国防省、SLBM「ブラバ」を年内に配備すると明らかに。

29～31日　IAEA調査団、イランを訪問。イラン側、関連施設への訪問を拒否。

2月

1日　キャンベル米国務次官補、ソウルで林韓国6か国協議首席代表と会談。「北朝鮮との協議再開と関係改善の道が開かれているという認識で一致した」と述べる。

5日　オバマ米大統領、イランが米国本土を攻撃する「意図や能力」を有している証拠はないと述べる。米NBCインタビュー。

20日付　プーチン・ロ首相、政府機関紙への寄稿で、今後10年間で新型ICBM、SLBM計400基などを調達する方針を表明。

20日　イラン、核施設などへの空爆を想定した4日間の防空演習を開始。

24日　天野IAEA事務局長、イラン核問題の報告書を理事国に配布。20％濃縮ウランの製造を加速させていると指摘。

27日付　プーチン・ロ首相、新聞寄稿で、国際社会は北朝鮮の新指導者を極限状況に追い込むべきではないと指摘。

29日　米朝、先の協議で寧辺のウラン濃縮停止、IAEA受け入れ、長距離ミサイル発射と核実験の一時停止などで合意と発表。

その他の事項

8日　日本政府、ヨルダン政府との間で原子力協定に関する公文を交換。

20日　北朝鮮・祖国平和統一委員会、ホームページ掲載の文書で金正恩氏が過去の核実験を「陣頭指揮」していたと述べる。

25日　潘基文国連事務総長、任期2期目の開始にあたり所信表明。核兵器のない世界を目指す姿勢を改めて示す。

3日　イラン、国産観測衛星「ナヴィード」の打ち上げに成功。国営イラン通信。

13～16日　海上自衛隊と米海軍、横須賀基地停泊中の日米艦艇をネットワーク上でつなぐMD特別訓練。

22、23日　北京で米朝協議。

27日　米韓、朝鮮半島有事を想定した定例合同軍事演習「キー・リゾルブ」を開始。

核：軍備と軍縮　12年3月～4月

3月

5日　パキスタン軍、短距離弾道ミサイル「ハトフ２」の発射実験に成功したと発表。

8日　IAEA定例理事会、閉幕。P5＋独の6か国、イラン核兵器開発疑惑施設へのIAEA調査団の立ち入りを求める共同声明。

10日　天野IAEA事務局長、北朝鮮核開発は「東アジアにとって脅威だ」と述べる。

13日付　李6か国協議北朝鮮首席代表、「我々の新指導者は米国との争いを望んでいない」とし、米国が北朝鮮に核の傘を提供すれば核放棄すると述べる。

19日　IAEA、16日に北朝鮮から核監視要員復帰の招請を受けたことを明らかに。

20日　米政府高官、核保安サミット出席で訪韓するオバマ大統領が、DMZを視察することを発表。

28日　日本政府、対北朝鮮制裁措置を、4月13日の期限後も1年延長する方針。

4月

12日　イランのアフマディネジャド大統領、核開発に関する権利を放棄するつもりは全くないと表明。

13日　北朝鮮、午前7時39分に「衛星」を打ち上げる。朝鮮中央通信、「軌道投入は成功しなかった」と発表。

13日　米政府、米朝合意に基づく北朝鮮への食料支援の中止を発表。

14日　P5＋独の6か国とイラン、イスタンブールで1年3か月ぶりに核協議を再開。

16日　イランのサレヒ外相、20%濃縮ウランが必要量供給される保証があれば、同国での濃縮停止を示唆。

16日　国連安保理、北朝鮮を非難する議長声明を全会一致で採択。

17日　北朝鮮外務省、2月の米朝合意を破棄するとの声明。

19日　インド、ICBM「アグニ5」（射程約5000キロ）の発射実験に成功。

25日　パキスタン、中距離弾道ミサイル「シャヒーン1」の発射実験に成功。

30日　2015年NPT再検討会議第1回準備委員会、ウィーンで開幕（～5月11日）。

その他の事項

2日　イラン国会議員選挙。最高指導者ハメネイ師を支持する保守派が、欧米との関係改善を志向する改革派などに圧勝。

19～23日　タイ、シンガポール、米の空軍合同演習「コープタイガー2012」実施。

26、27日　第2回核保安サミット、ソウルで開催。53か国首脳と5国際機関が参加。ソウルコミュニケを採択。

29日　田上長崎市長、外務省を訪れ、北東アジア非核兵器地帯を求める289自治体首長の署名を山口外務副大臣に提出。

5日　岡田副首相、参院予算委員会で、北東アジア非核兵器地帯条約について、「核を北朝鮮に諦めさせる手段としても活用することが、私は可能だと思っている」と答弁。

21日　六ヶ所村再処理工場で12年度に抽出されるプルトニウムの利用計画を、電気事業連合会が作成していないことが判明。

27日　日米安全保障協議委員会（2プラス2）、米軍再編計画の見直しに関する共同発表。

5月

3日　マカロフ・ロ参謀総長、米国の欧州MDが同国を標的にしないとの保証が得られなければ先制攻撃もあり得ると警告。

3日　ロシア国防省、MDに関する国際会議をモスクワで開催。米欧、日中など約50か国の国防幹部らが参加。

10日　パキスタン、短距離弾道ミサイル「ハトフ3」の発射実験に成功。

10日　米下院軍事委員会、13会計年国防認可法案に、西太平洋地域への戦術核再配備を勧告する条項(1064節)を盛り込む。

13日　韓国軍当局、米戦術核再配備は、92年南北非核化共同宣言の破棄を意味し、北朝鮮に否定的な影響を与えるとの見解。

14、15日　IAEAとイラン、同国の核開発に関する協議再開。

18日　DOD、中国軍事・安全保障年次報告書を議会に提出、公表。中国海軍が2年以内に新型原潜の核攻撃能力を保有すると分析。

20、21日　NATO首脳会議、シカゴで開催。「防衛・抑止態勢見直し」策定。

21、22日　天野IAEA事務局長、テヘランでイラン政府高官と会談。核疑惑解明に向けた検証枠組みをイランと概ね合意。

31日　パキスタン、巡航ミサイル「ハトフ8」の発射実験に成功。

6月

5日　パキスタン、巡航ミサイル「ハトフ7」の発射実験に成功。

12日　イラン海軍当局者、同国初の原子力潜水艦の設計に着手したことを明かす。

13日　日本政府関係者、中国が昨年8月に北朝鮮にミサイル運搬・発射用の特殊車両を輸出したと述べる。中国外務省は否定。

14日　ワシントンで米韓外務防衛官僚会合(2+2)。北朝鮮のミサイル脅威に対する共同防衛の強化などを含む共同声明。

7日　ロシア、プーチン首相が大統領に就任(今回から任期6年)。メドベージェフ大統領は首相に就任。

23日　米メーン州ポーツマスで整備中の原潜マイアミから出火。7人が負傷。核兵器は非搭載、原子炉は停止中との発表。

4日　SIPRI、2012年版年鑑を発表。世界の核兵器数を約1万9千発とする。

7、8日　北京でSCO首脳会議。シリア内戦の対話解決などを求める共同宣言。

18日　米オバマ大統領、北朝鮮資産凍結等の制裁の1年延長を決定、議会に通知。

18、19日　イラン、核問題でP5+独とモスクワで協議。20%ウラン濃縮停止を含むイラン提案を6か国が拒否、進展なく終了。

19日　WP、米国とイスラエルがコンピューターウイルスを共同開発し、イラン政府の核関連機密を入手していたと報じる。

28日　米国防総省、「SM3」によるミサイル迎撃実験に成功。

20日　日本で原子力規制委員会設置法が成立。法律の附則で原子力基本法などに「我が国の安全保障に資する」を加える改正。

20日　サンクトペテルブルク裁判所、SLBMブラバの機密を中国に提供した国家反逆罪で、大学教授2人に懲役約12年の判決。

21、22日　朝鮮半島南沖で初の日米韓合同演習を実施。

29日　日韓、軍事情報包括保護協定の署名を延期。

29日　環太平洋合同演習リムパック2012をハワイ沖で実施(～8月3日)。

7月

2～4日　イラン、短・長距離ミサイル発射を含む軍事演習。

8日　潘基文国連事務総長、昨年8月の中国の北朝鮮に対するミサイル車両輸出問題に対して「さらに調査する」と明言。

8日　ASEAN議長国のカンボジア、5核兵器国の東南アジア非核兵器地帯条約の付属議定書への署名延期を発表。

9日　台湾国防部、南部の九鵬基地でのミサイル演習をメディアに公開。対艦ミサイル「雄風I型」など計26発中の25発が命中。

20日　パネッタ米国防長官とデンプシー統合参謀本部長、QRMR最新版を上下両院に送付。核抑止力の維持など4つに重点。

26日　プーチン・ロ大統領、新たな軍拡競争は望まないと言う一方、2020年まで戦略核兵器の75～85%を更新すると述べる。

31日　米朝外交当局者、シンガポールで非公式に接触(～8月2日)。

31日　米オバマ政権、対イラン追加制裁措置を発表。対象を石油業界と取引のある全ての個人にまで拡大。

31日　印が初のSLBM開発に成功し、国産原潜「アリハント」に搭載予定との報道。

2～27日　武器貿易条約(ATT)採択のための交渉会議(ニューヨーク国連本部)。

24日　ルドリアン仏国防相とハモンド英国防相、無人機の運用・開発協力で合意。

25日　金駐韓米大使、ソウルでの講演で、米国と北朝鮮の将来的な平和協定締結は可能との趣旨の発言。

27日　オバマ米大統領、イスラエルとの安保協力を強化する法案に署名。

29日　英海軍デボンポート基地で、原潜原子炉の冷却機能が90分以上停止する事故が発生。

30日　中国空母「ワリヤーグ」9回目の試験航行を25日間で終了。

31日　防衛省、平成24年版「防衛白書」発表。中国の軍備増強への懸念などに言及。

31日　中韓両国、国防戦略対話で、ホットライン開設などを含む覚書に署名。

8月

	核:軍備と軍縮		その他の事項
1日	イスラエル首相と米国防長官の会談で、イランの核保有防止に向け武力行使の可能性について一致。	3日	日米防衛相会談、中国の覇権拡大に備え日米防衛協力指針の再改定に合意。
4日	イラン、射程300キロの新型ミサイル「ファテフ110」発射実験に成功。		
4日	ポーランドのコモロフスキー大統領、米への協力を後悔しており、独自のMDシステム持つべきと発言。	12日	米誘導ミサイル駆逐艦「ポーター」と日本の原油タンカー「オトワサン」がホルムズ海峡付近で衝突。負傷者なし。
9日	ベントレル米国務省報道官、湾岸地域でMDを増強していくと述べる。		
13日	ロ外務省報道官、対イラン追加制裁がロシア企業に波及すれば、米ロ関係に深刻な影響を及ぼすと米国に警告。	20日	米韓合同軍事演習(～31日)。朝鮮半島有事を想定。
28日	IAEA、イランが約1000基のウラン濃縮遠心分離機を新設したとする報告書。		
29日	韓国国防部、国防改革基本計画(12～30年)を大統領に報告。弾道ミサイル増強などを盛り込む。	28日	森本防衛相、記者会見で、高高度無人偵察機の自衛隊への導入を表明。
30日	IAEA、北朝鮮の寧辺軽水炉の建設で重大な進展があると指摘。		
31日	NAM首脳会議、イランの平和的核開発を支持する最終文書を採択し、閉幕。		

9月

1日	イランのアフマディネジャド大統領と北朝鮮の金永南最高人民会議常任委員長が会談。核・ミサイル開発の協力を確認。	3日	米民主党、新綱領発表。「日本や朝鮮半島で強い存在感を発揮する」と明記。
17日	P5、ニューヨーク国連本部で、モンゴル非核地位を支援する共同宣言に署名。		
19日	NNSA、5回目のZマシン核実験を4～6月に実施したことを公表。	11日	リビアでの米領事館襲撃により、スティーブンス米大使と職員4人が死亡。
20日	ロシア、「ヤルス」と「トーポリM」を配備した戦略ミサイル軍をモスクワ付近のイバノボ州で発足。	17日	パネッタDOD長官、MD強化で日本への2基目のXバンドレーダー設置を発表。
21日	インド国防省、核搭載可能な弾道ミサイル「アグニ3」の発射に成功。	17日	米中海軍、アデン湾中西部海域で、海賊取り締まりの合同訓練を初実施。
26日	第5回NPDI外相会合、ニューヨークで開催。核保有国へ更なる核軍縮を求めていく方針で一致。		
27日	CTBTフレンズ外相会合、国連本部で開催。全ての国に早期発効の努力を要請する共同声明。北朝鮮に核実験自制を要求。	25日付	日本政府、使用済み核燃料を減らす「専焼炉」を研究開発の方針。
28日	ロシア原子力ミサイル巡洋艦「ピョートル・ヴェリキー」、北極圏でのMD力検証訓練を終了(12日～)。	25日	中国国防省、初の空母「ワリヤーグ」を海軍に配備したと発表。

10月

	核:軍備と軍縮		その他の事項
7日	韓米、韓国軍の弾道ミサイルの射程上限を800kmに拡大することに合意。	4日	キッシンジャー米元国務長官、米国はイスラエルの対イラン戦争に参加すべきではないと述べる。
7日	インド海軍、ロシアと共同開発した改良型超音速ミサイル「ブラモス」の実験に成功。13年に陸海空軍に配備予定。	8日	ゴルバチョフ旧ソ連大統領、米国の核軍縮努力は不十分と批判。
7日付	スコットランドのサモンド首相、SNP党員に対し、同地域独立の場合、NATOに加盟する条件付きで核兵器禁止を成文法化すると約束。		
9日	北朝鮮国防委員会報道官、韓国、日本、グアム、米本土がミサイル攻撃圏内にあるとの声明を発表。		
11日	潘基文国連事務総長、全ての中東諸国に対し、12月開催予定の非大量破壊兵器地帯会議に参加するよう強く呼びかける。		
15日	ノルウェー海軍、ステルス対艦ミサイルの地上発射試験に成功。10日には初の艦上発射試験にも成功。		
16日	ロシア、「A-135」の迎撃ミサイル「53T6」の試射実験に成功。		
18日付	日本、ら国連総会第1委員会での核軍縮の人道性側面に関する共同声明案への署名を拒否したことが明らかに。		
18日	韓国の金塾国連大使、同国の国連安保理非常任理事国選出を受け、朝鮮半島問題に主導的に関与していく意欲を表明。	24日	中国、福島第1原発事故を受けて見合わせていた、15年までの原発新設計画の実施方針を発表。
19日	ロシア軍、ICBMなど核戦略の主力兵器の演習実施。ソ連崩壊後で最大。	26日	北朝鮮、国連総会で宇宙開発は国際法に基づいた合法的な権利であり、今後も必要な実用衛星を打ち上げると演説。
24日	米MDA、史上初となる弾道ミサイル5発の同時迎撃実験「FTI-01」を陸海空軍の共同で実施。		
24日	ロシア、カプスチン・ヤール射撃場で新たな大陸間弾道ミサイルの試作機を発射し、標的命中に成功。		

11月

5,6日	ASEM首脳会議。議長声明、朝鮮半島の平和と安定の重要性を強調し、6か国協議への支持を再確認。	5日	韓国、南西部の霊光原発5・6号機を緊急停止。部品の供給業者が保証書を9年間偽造と判明。
6日	ソルタニエ・イランIAEA大使、同国が中東WMD地帯会議への参加を決めたことを明らかに。	6日	米大統領選。民主党のオバマ候補、共和党のロムニー候補を破り再選。
6日	ハーパー・カナダ首相、インドへのウラン輸出を36年ぶりに解禁すると発表。兵器転用防止の措置は明確にせず。		
12日	ロシア、戦略的核ミサイルの製造における民間の役割を拡大する方針を発表。防衛産業の約35%までを目標に。		
14日	米空軍、バンデンバーグ基地でICBM「ミニットマン3」の発射実験を実施。	14日	イスラエル軍、パレスチナ・ガザ自治区を攻撃。

核:軍備と軍縮　12年11月～12月		その他の事項	
15、16日	日本と北朝鮮の局長級協議、拉致、核・ミサイル問題を議論。今後の協議継続で一致。	15日	中国共産党、第18期中央委員会第1回全体会議。党総書記に習近平氏を選出。
30日	イラン、IAEA定例理事会で、核施設に対する攻撃が行われば、査察受け入れを停止し、NPT脱退の可能性もあると言及。	28日	韓国国防委員会、2009億ウォンの済州海軍基地建設予算案を与党単独で可決、本会議に送付。
		29日	国連総会、パレスチナの国連非加盟オブザーバーとしての地位を「機構」から「国家」に格上げする決議案を採択。
12月			
3日	国連総会、イスラエルにNPT加盟とIAEAによる核施設査察を求める決議を賛成多数で採択。	4日	NATO外相理事会、トルコに地対空ミサイル「パトリオット」配備を承認。シリアからのミサイル迎撃用にトルコが要請。
3日	国連総会、日本提出の核軍縮決議案を採択。19年連続で提出。賛成票は過去最多。北朝鮮のみ反対。	4日	外務省、日朝政府間協議の延期を北朝鮮に伝達。
4日	藩基文国連事務総長、北朝鮮のロケット発射予告に懸念を表明。発射の場合、安保理決議違反に当たるとの談話を発表。	10日	米国防総省、日本のイージス艦MDシステムの改良に向け、約4億2100万ドルの兵器販売を承認したと議会に通告。
5日	米NNSA、「ポルックス」と称した臨界前核実験をネバダで実施。通算27回目。	12日	米政府高官、シリア軍による反体制派へのスカッドミサイル使用を発表。
12日	インド陸軍、核搭載可能な弾道ミサイル「アグニ1」の発射試験に成功。		
12日	北朝鮮、人工衛星「光明星3号」2号機搭載ロケットを発射し、衛星の軌道投入に成功。	19日	韓国第18代大統領選挙。与党セヌリ党のパク朴クネ槿恵惠氏が当選。
12日	国連安保理緊急会合。北朝鮮を非難する報道声明を発表。	26日	第2次安倍晋三内閣発足。
14日	カラカエフ・ロシア軍戦略ミサイル部隊司令官、核搭載可能な新型ICBMを18年末までに開発する計画を明らかに。	28日	イラン海軍、ホルムズ海峡やオマーン湾などで軍事演習(～1月2日)。

第4章

市民と自治体にできること

市民と自治体にできる9つのこと

考え方：市民の安全保障

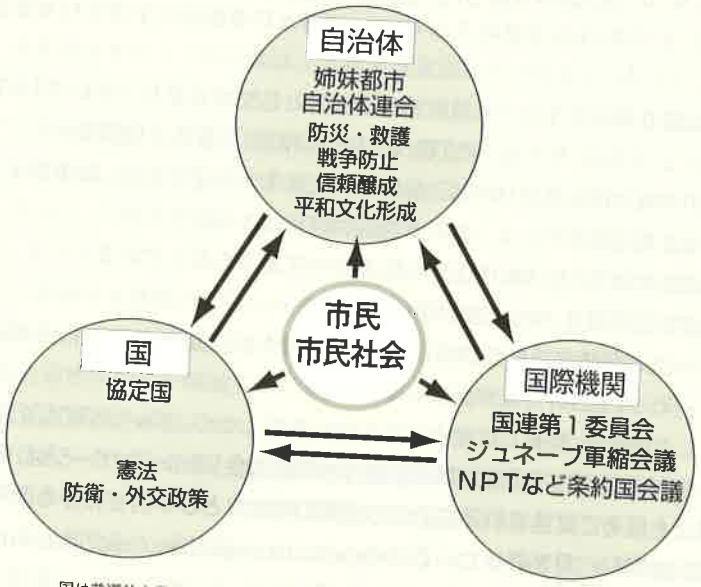
「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会の公正性を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織(NGO)としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと197ページの三角形のようになる。図で明らかなように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

市民主体と安全保障



国は普遍的な国際機関（通常「多国間」機関と呼ぶ）とは別に、少数の有志国家と公的協定を結んで行動をともにすることがあるので、図では国レベルに「協定国」を加えた。日米安保条約下における米国が例。

このような構図を頭に描きながら、核兵器のない世界をつくるために市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む街がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域から平和と安全を求める取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の広がりを示すいくつかのデータである(13年4月1日現在。データシート20(206ページ))。

◎国内の全自治体数(1,789)のうち、87.5%にあたる1,566の自治体が宣言を行っている。

◎岩手、宮城、秋田、山形、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、三重、大阪、鳥取、

広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎の1府21県では、宣言率100％が達成されている（府県及び府県内の全市町村が宣言している）。

◎47都道府県のうち、41道府県が道府県として宣言を行っている（未宣言は、青森県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、兵庫県の1都5県）。

◎20の政令指定都市（地方自治法により、政令で指定する人口50万以上の市と規定されている）はすべて宣言を行っている。

◎42の中核市（人口30万以上の市）はすべて宣言を行っている。

◎東京23区はすべて宣言を行っている。

◎全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口（1億2666万人）の95.6％を占める1億2107万人が居住している。

こうした状況を、貴重な財産として十分に活用しつつ、さらなる拡大をめざしていきたい。**後述する「日本非核宣言自治体協議会」のホームページは、各都道府県ごとにそこに含まれる自治体の宣言の有無などが一目でわかる便利な「宣言自治体マップ」を載せている。**（www.nucfreejapan.com/map/map.htm）

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併による合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体数は大きく減少したが、市民や自治体の努力により、現在、その数は再び増加傾向にある。13年4月1日現在の宣言率は、最も低くなった05年の67.1％より20.4ポイントも高い87.5％である。12年4月からの1年間において、新たに宣言を行った自治体の数は10自治体であった。残る未宣言自治体は223である。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100％を目指したい。

あなたの住む自治体に働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる、地方議員、地方議会、首長への働きかけがある。また、議員選挙のテーマとすること、メディアを活用することなどが考えられる。

9つの提案

2. 日本非核宣言自治体協議会に加入する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」（以下、「非核協」。**キーワードE1（164ページ）**）に参加することで、相互学習と協力を強め、各地での平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

非核協は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして設立された。非核協の現在の会長は長崎市長であり、事務局も長崎市に置かれている。13年4月1日現在、全国の非核自治体の18.5％を占める289の自治体が加入している。市町村合併の影響により、非核協の加入自治体数も一時減少したが、その後ふたたび数を伸ばした（**データシート20（207ページ）**）。しかしそれでもまだ少ないことが残念である。

非核協への加入を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。非核協は、加入自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、ホームページ上で公開している。**データシート22（216ページ）**に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

また、非核協に加入することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。こうした際に、自治体間の共通テーマになりうるものとして、「北東アジア非核兵器地帯」構想が挙げられるだろう。非核協はこれまでも、総会決議等の採択や普及パンフレットの作成等を通じて、同構想実現の必要性を繰り返し訴えてきた。非核協として初の代表団派遣となった10年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議においては、北東アジア非核兵器地帯をテーマとしたNGO主催会議で意見表明を行った。また、ピースデポなどNGOが呼びかけた北東アジア非核兵器地帯の実現を求める署名に対し、賛同が大きく広がっている（**データシート5（72〜77ページ）**）。同署名は、非核協会長（田上富久長崎市長）により、これまでに3度、日本政府に提出されている（**キーワードA8（70ページ）**）。また、非核協会員自治体で、すばらしい議会決議があがっている例も出てきた（以下の9節参照）。

こうした自治体間の取り組みに加え、非核協は、被爆地と全国の市民をつなぐ「ハブ」としての役割も担っている。08年に始まった「親子記者事業」は、こ

うした特長を最大限活かした取り組みの一つに挙げられる。

また、自治体ネットワークの利点を活かしつつ、被爆の実相を全国、全世界に伝えることも非核協の重要な仕事である。希望する自治体への被爆アオギリや被爆クスノキの配布はそうした取り組みの一つである。09年からは、「ミニミニ原爆展」(自治体や市民団体を対象に、小規模な原爆展用の写真を寄贈)、「姉妹都市原爆展」(会員自治体の海外姉妹都市を対象に、原爆写真ポスターを送付)といった活動も行われている。前述のNPT派遣代表団もニューヨーク滞在中に多くの学校を訪問し、原爆展パネル等の寄贈を行った。また、会長の長崎市長らが出席した10年11月の英マンチェスター市非核都市宣言30周年記念行事に関連しては、長崎市とともに現地の博物館で原爆展を開催した。

非核協への参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れもできるが、議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、非核協が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、非核協参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 平和首長会議※に加盟する

(※13年8月3~6日の第8回総会で「平和市長会議」から改称。)

世界156か国・地域の5,587都市(13年4月1日現在)が加盟する平和首長会議(キーワードE2(166ページ))に参加することで、志を同じくする世界の自治体やNGOとの協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができるだろう。

加盟自治体5,000に向けて、平和首長会議は国内外の自治体に参加の呼びかけを強め、11年9月16日に目標を達成した。日本国内においては、全市区町村の72%を超える1,302へと急速に数を伸ばしてきた。平和首長会議の取り組みの国内自治体の認知度は格段に大きくなっている。

その一方で、平和首長会議に加盟している国内自治体のうち、前述の非核協に加盟している自治体は266で、全体の2割ほどである(データシート21(210ページ))。また、100自治体が非核宣言自体を行っていない。

平和首長会議は、13年4月にジュネーブで開催されたNPT再検討会議第2回準備委員会に代表団を派遣し、フェルッツァ議長に「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名を提出している。

これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対

し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。平和首長会議への加盟申請書や自治体首長宛の加盟呼びかけ文など、市民が自治体に参加を働きかける上で必要な書類は、平和首長会議の公式HPからダウンロードできる。

4. 「非核(平和)委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民と自治体職員で構成する「非核(平和)委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。議会の支援も必要だ。

「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体の施策の協議や提案
④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核(平和)委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の協力を呼びかけ、参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市(神奈川県)では、公募による市民と市で構成する「平和の輪をひろげる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。10年11月には、市とともに「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」を共催した。また、逗子市(神奈川県)では、11年8月に第1回「ずし平和デー」が開催されて以来、毎年開催されている。これも市民と市による協働によるものである。

さらに、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として「核兵器廃絶地球市民集会長崎集会実行委員会」がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会、そして一般市民により構成される。過去4回※にわたる「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」の開催に加え、さまざまな学習会の開催やNPT再検討会議への代表団派遣なども行っている。

(※13年11月2~4日、第5回が開催された。)

広島、長崎とは別に、東京都立第五福竜丸展示館、焼津市歴史民俗資料館、水戸市平和記念館、埼玉県平和資料館、川崎市平和館など50以上の自治体に、平和博物館、資料館(室)がある(「平和のための博物館・市民ネットワーク」(2010年2月)作成の冊子より)。これらの拠点を活用して、委員会を発足させるのも一法である。

5.「条例づくり」に取り組む

「非核宣言」を活用し、継続的に、また具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として藤沢市では、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」(82年6月22日)をベースに、「藤沢市平和基金条例」(89年3月31日)を制定することで、継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」(95年3月30日)によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務付けている※。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」(85年9月19日)に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(02年9月27日)※※というユニークな条例を制定している。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。公募の市民及び市民団体で構成される大和市平和都市推進事業実行委員会と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、学校への派遣、ビデオ保存などが行われている。

条例づくりには、前項で述べた「非核(平和)委員会」が大きな役割を果たすだろう。

※藤沢市HP:www.city.fujisawa.kanagawa.jp/から条例名で検索できる。
※※大和市HP:www.city.yamato.lg.jp/web/kokusai/heiwa.html

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核(平和)委員会」があれば、そこの重要な仕事になるが、「委員会」がなくても催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和問題に詳しいNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。そのような日常的な情報収集の一環として、自治体の担当者は、核・平和問題に関心を持つ多くのNGO、市民、専門家が参加する電子メール・リストサービス(「アボリション・ジャパンML」)に加入しておくことが役に立つだろう(下の囲みに加入方法)。

市民と自治体による参加啓発活動には、次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館訪問。8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰霊祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。
2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。前述の「ミニミニ原爆展」などの取り組みも活用できる。
3. ほぼ毎年春に開かれるNPTに関連する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第1委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和首長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には、「若者フォーラム」などの企画が含まれているものも多く、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。また、国内で毎年開かれる「国連軍縮会議」への参加も考えられる(13年の開催地は静岡市)。
4. 日本赤十字社との協働。11年11月、国際赤十字・赤新月運動は、核兵器廃絶決議を採択した(本イアブック12年版・キーワードA2(50ページ))。全国各地に綿密なネットワークを有する日本赤十字社と協働し、地域で様々な取り組みを実施することもできるだろう。

★アボリション・ジャパンMLの登録方法
メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp
にメールをお送りください。本文は必要ありません。

7. 核実験や日本の核武装論など内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験、さらにはZマシンを使った新型核実験(キーワードC1(106ページ))などへの抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言や核兵器の使用を容認す

る趣旨の発言、あるいは非核三原則の見直しを求める発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

もちろん、抗議や批判だけではなくて、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核(平和)委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考えている以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。2010年NPT再検討会議や、2015年NPT再検討会議準備委員会(12年に第1回、13年に第2回)は、多くの自治体が市民代表団を派遣した。このような活動も具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな手段と道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和首長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」(**下の囲みに加入方法**)に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

★アボリション・コーカス(英語)の登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.comにメールをお送りください。本文は必要ありません。

9.「北東アジア非核兵器地帯」設立を共通テーマとする

「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に、核兵器に頼らない、協調的な安全保障の枠組みをつくっていく現実的な一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ。北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議を前進させるためにも、実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。また、「核の傘」に依存する政策をとる日本や韓国から「北東アジア非核兵器地帯」の実現を求める動きが高まることは、昨今の「核兵器のない世界」に向けた国際気運に対する大きな追い風になる。そうした声がすでに各方面から出ていることにぜひ注目してほしい。

自治体による決議、宣言、意見の文例の一つとしては、日韓NGOが呼びかけた国際署名のテキストがあげられる(**データシート5(72ページ)**)。これには、2013年4月1日現在、409名の国内自治体首長が賛同している。

また2011年3月25日、秦野市議会(神奈川県)が、市民からの陳情を受けて「北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書」を採択しており、議会としての動きも出てきている。

北東アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活動などが考えられる。中国、韓国の自治体と姉妹提携を結んでいる日本の自治体はそれぞれ349自治体、145自治体であり、米国を除き提携先として圧倒的に多い(財団法人自治体国際化協会調べ。13年3月31日現在)。「北東アジア非核兵器地帯」実現に向けた相互理解促進のために、これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く機会を持ったり、両自治体の若者同士が現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要だ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)など議員との協力も必要であろう(**キーワードA8(71ページ)、E3(168ページ)**)。12年8月にはPNND日本「『北東アジア非核兵器地帯』促進ワーキング・チーム」が条約の骨子案を発表した。民主党の「核軍縮促進議員連盟」による「北東アジア非核兵器地帯」条約案も併せて、手がかりとなる。地元選出の議員がこれらの議員グループに参加しているかを、まずはチェックするところから始めてみよう。

20. 非核宣言自治体の現状

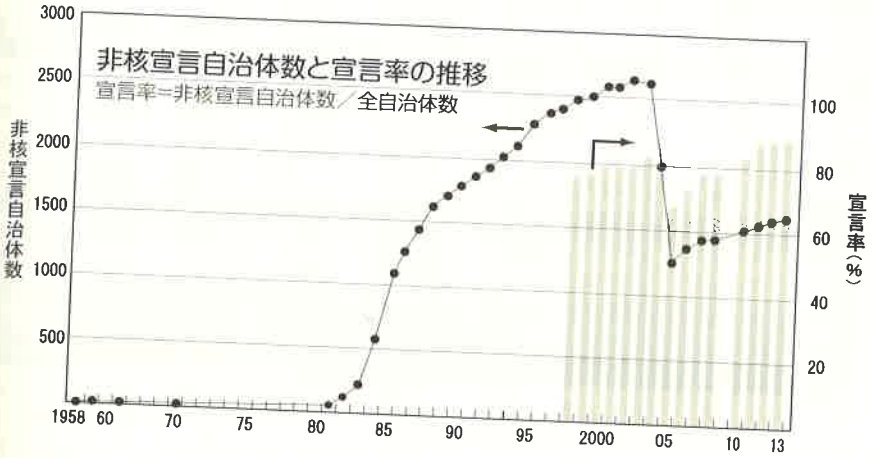
【1】都道府県別データ

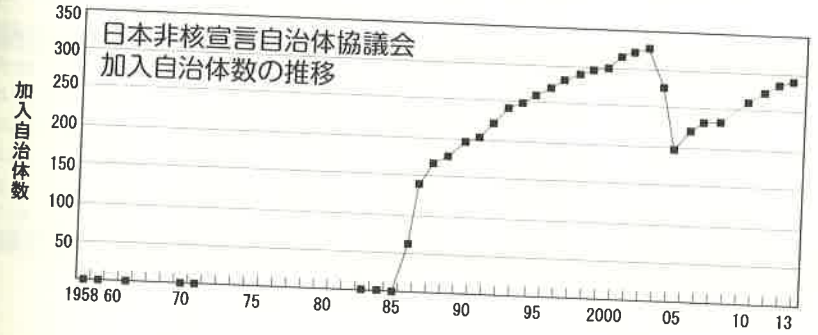
13年4月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会

（宣言率、会員率は小数点以下を四捨五入した）

都道府県	全自治体数 A	非核宣言自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」会員数 C	会員率 C/B
北海道	180	106	59%	19	18%
青森県	41	27	66%	1	4%
岩手県	34	34	100%	3	9%
宮城県	36	36	100%	8	22%
秋田県	26	26	100%	4	15%
山形県	36	36	100%	4	11%
福島県	60	53	88%	3	6%
茨城県	45	39	87%	10	26%
栃木県	27	26	96%	3	12%
群馬県	36	33	92%	7	21%
埼玉県	64	55	86%	4	7%
千葉県	55	55	100%	10	18%
東京都	63	52	83%	18	35%
神奈川県	34	34	100%	10	29%
新潟県	31	27	87%	8	30%
富山県	16	16	100%	6	38%
石川県	20	20	100%	3	15%
福井県	18	10	56%	0	0%
山梨県	28	28	100%	9	32%
長野県	78	75	96%	7	9%
岐阜県	43	23	54%	4	17%
静岡県	36	28	78%	4	14%
愛知県	55	35	64%	11	31%
三重県	30	30	100%	7	23%
滋賀県	20	19	95%	3	16%
京都府	27	26	96%	2	8%
大阪府	44	44	100%	15	34%
兵庫県	42	37	88%	5	14%
奈良県	40	39	98%	4	10%
和歌山県	31	24	77%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	1	5%
島根県	20	13	65%	2	15%
岡山県	28	26	93%	2	8%
広島県	24	24	100%	15	63%
山口県	20	20	100%	1	5%
徳島県	25	25	100%	3	12%
香川県	18	16	89%	1	6%
愛媛県	21	21	100%	1	5%
高知県	35	28	80%	6	21%
福岡県	61	61	100%	15	25%
佐賀県	21	21	100%	2	10%
長崎県	22	22	100%	16	73%
熊本県	46	46	100%	4	9%
大分県	19	19	100%	5	26%
宮崎県	27	27	100%	3	11%
鹿児島県	44	43	98%	1	2%
沖縄県	42	41	98%	16	39%
合計	1,789	1,566	88%	289	19%

【2】非核宣言自治体数の推移





20. 非核宣言自治体の現状

【3】都道府県別面積・人口データ

13年4月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km²）	宣言自治体面積（km²）	宣言自治体面積割合
北海道	179	105	5,474,216	4,644,457	84.8%	83,457.00	49,544.15	59.4%
青森	40	27	1,382,579	1,194,404	86.4%	9,644.55	7,472.37	77.5%
岩手	33	33	1,317,795	1,317,795	100.0%	15,278.89	15,278.89	100.0%
宮城	35	35	2,302,864	2,302,864	100.0%	7,285.77	7,285.77	100.0%
秋田	25	25	1,086,018	1,086,018	100.0%	11,636.28	11,636.28	100.0%
山形	35	35	1,160,204	1,160,204	100.0%	9,323.46	9,323.46	100.0%
福島	59	52	1,991,865	1,901,485	95.5%	13,782.76	13,030.45	94.5%
東北地方計	227	207	9,241,325	8,962,770	97.0%	66,951.71	64,027.22	95.6%
茨城	44	38	2,960,010	2,648,738	89.5%	6,095.72	5,226.74	85.7%
栃木	26	26	1,989,755	1,988,755	100.0%	6,408.28	6,408.28	100.0%
群馬	35	32	1,990,944	1,759,886	88.4%	6,362.33	5,818.33	91.4%
埼玉	63	54	7,149,503	6,739,557	94.3%	3,798.08	3,282.66	86.4%
千葉	54	54	6,147,619	6,147,619	100.0%	5,156.61	5,156.47	100.0%
東京	62	52	12,699,271	12,559,708	98.9%	2,188.67	1,742.41	79.6%
神奈川	33	33	8,917,368	8,917,368	100.0%	2,415.86	2,415.86	100.0%
関東地方計	317	289	41,853,470	40,761,631	97.4%	32,425.55	30,050.75	92.7%
新潟	30	27	2,364,632	2,296,969	97.1%	12,583.83	11,674.26	92.8%
富山	15	15	1,087,544	1,087,544	100.0%	4,247.61	4,247.61	100.0%
石川	19	19	1,156,730	1,156,730	100.0%	4,185.67	4,185.67	100.0%
福井	17	9	803,180	698,747	87.0%	4,189.88	2,788.64	66.6%
山梨	27	27	855,746	855,746	100.0%	4,465.37	4,465.37	100.0%
長野	77	74	2,145,962	2,004,865	93.4%	13,562.23	12,642.05	93.2%
岐阜	42	23	2,068,942	1,557,382	75.3%	10,621.17	4,597.20	43.3%
静岡	35	27	3,750,571	3,507,049	93.5%	7,780.50	6,722.32	86.4%
愛知	54	34	7,263,173	5,667,118	78.0%	5,165.12	3,148.83	61.0%
三重	29	29	1,838,613	1,838,613	100.0%	5,777.31	5,777.31	100.0%
中部地方計	345	284	23,335,093	20,670,763	88.6%	72,578.69	60,249.26	83.0%
滋賀	19	18	1,394,472	1,313,662	94.20%	4,017.36	3,839.97	95.60%
京都	26	25	2,542,740	2,506,620	98.60%	4,613.21	4,261.29	92.40%
大阪	43	43	8,679,933	8,679,933	100.00%	1,899.28	1,899.28	100.00%
兵庫	41	37	5,572,405	5,430,041	97.40%	8,396.16	7,003.57	83.40%
奈良	39	38	1,401,243	1,397,317	99.70%	3,691.09	3,018.74	81.80%
和歌山	30	23	1,018,668	798,169	78.40%	4,726.29	2,394.09	50.70%
近畿地方計	198	184	20,609,461	20,125,742	97.65%	27,343.39	22,416.94	82.0%

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km²）	宣言自治体面積（km²）	宣言自治体面積割合
鳥取	19	19	588,715	588,715	100.0%	3,507.28	3,507.28	100.0%
島根	19	12	713,056	640,710	89.9%	6,707.96	4,997.76	74.5%
岡山	27	25	1,931,586	1,900,153	98.4%	7,113.23	6,729.72	94.6%
広島	23	23	2,846,680	2,846,680	100.0%	8,479.70	8,479.70	100.0%
山口	19	19	1,445,490	1,445,490	100.0%	6,114.09	6,114.09	100.0%
中国地方計	107	98	7,525,527	7,421,748	98.6%	31,922.26	29,828.55	93.4%
徳島	24	24	786,640	786,640	100.0%	4,146.74	4,146.74	100.0%
香川	17	15	1,006,488	961,483	95.5%	1,876.55	1,572.55	83.8%
愛媛	20	20	1,441,291	1,441,291	100.0%	5,678.33	5,678.33	100.0%
高知	34	27	759,660	677,359	89.2%	7,105.16	5,051.23	71.1%
四国地方計	95	86	3,994,099	3,866,773	96.8%	18,806.78	16,448.85	87.5%
福岡	60	60	5,049,457	5,049,457	100.0%	4,978.51	4,978.51	100.0%
佐賀	20	20	853,363	853,363	100.0%	2,439.65	2,439.65	100.0%
長崎	21	21	1,431,289	1,431,289	100.0%	4,105.47	4,105.47	100.0%
熊本	45	45	1,822,331	1,822,331	100.0%	7,404.79	7,404.79	100.0%
大分	18	18	1,196,804	1,196,804	100.0%	6,339.74	6,339.74	100.0%
宮崎	26	26	1,143,744	1,143,744	100.0%	7,735.99	7,735.99	100.0%
鹿児島	43	42	1,706,081	1,704,151	99.9%	9,188.82	9,035.70	98.9%
九州地方計	233	232	13,203,069	13,201,139	99.99%	42,192.97	42,089.85	99.8%
沖縄	41	40	1,422,938	1,414,440	99.4%	2,276.49	2,212.81	97.2%
全国合計	1,742	1,525	126,659,198	121,069,463	95.6%	377,954.84	316,868.38	83.8%

日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにピースデポ作成。

★都道府県全体として宣言を行っているものを扱いているため、データシート20【1】の数値と異なる。

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体
※印は非核宣言を行っていない自治体
（ ）は、都道府県ごとの自治体数。

◆北海道（103）

札幌市
赤平市
旭川市
芦別市※
網走市
石狩市
歌志内市
恵庭市※
江別市※
小樽市
帯広市
北広島市
北見市
釧路市
士別市
伊達市※
苫小牧市
名寄市
登別市
根室市
函館市
美唄市
富良野市
室蘭市
留萌市
夕張市
稚内市
足寄町
厚真町
池田町
今金町
浦臼町
浦河町
浦幌町
江差町
えりも町
遠軽町※
置戸町※
奥尻町※
音更町
上川町
上士幌町
木古内町※
喜茂別町
京極町
釧路町
倶知安町
黒松内町
訓子府町※
剣淵町※
様似町※
鹿部町※
士幌町
清水町
知内町※
新得町
新ひだか町
せたな町
壮瞥町※
大樹町
滝上町※
津別町
天塩町※
弟子屈町
当麻町※
洞爺湖町
苫前町※
豊浦町※
豊富町※
中川町
中標津町
中頓別町※
中富良野町※
七飯町
仁木町
ニセコ町
沼田町
羽幌町
東神楽町※
比布町※
広尾町
美深町
平取町
福島町※
古平町
別海町
幌加内町※
本別町
幕別町
松前町
むかわ町※
芽室町
妹背牛町
八雲町
湧別町※
余市町
蘭越町
更別村
占冠村
初山別村※
鶴居村
中札内村
真狩村

◆青森県（10）

青森市
黒石市
五所川原市
十和田市
八戸市
平川市
弘前市
南部町
深浦町※
蓬田村

◆秋田県（22）

秋田市
大館市
男鹿市
潟上市
北秋田市
仙北市
大仙市
にかほ市
能代市
湯沢市
由利本荘市
横手市
井川町
小坂町
五城目町
八郎潟町
八峰町
藤里町
美郷町
三種町
大潟村
東成瀬村

◆岩手県（24）

盛岡市
一関市
奥州市
大船渡市
釜石市
北上市
久慈市
遠野市
二戸市
八幡平市
花巻市
宮古市
陸前高田市
岩手町
金ケ崎町
紫波町
住田町
西和賀町
平泉町
洋野町
矢巾町
滝沢村
野田村
普代村

◆山形県（23）

山形市
尾花沢市
酒田市
寒河江市
新庄市
鶴岡市
天童市
長井市
村山市
米沢市
飯豊町
大石田町
大江町
小国町
金山町
白鷹町
庄内町
中山町
西川町
最上町
山辺町
大蔵村
戸沢村

◆宮城県（22）

仙台市
石巻市
岩沼市
角田市
気仙沼市
白石市
多賀城市
登米市
大河原町
大郷町
加美町
川崎町
色麻町
柴田町
大和町
富谷町
丸森町
美里町
南三陸町
村田町
涌谷町
亘理町

◆福島県（36）

福島市
会津若松市
いわき市
喜多方市
白河市※
二本松市
本宮市
南相馬市
会津坂下町
会津美里町
猪苗代町
小野町
鏡石町
金山町
国見町
桑折町
只見町
棚倉町
浪江町
西会津町
磐梯町※
古殿町
三島町
三春町
南会津町
柳津町
矢吹町
矢祭町
泉崎村※
大玉村
川内村※
北塩原村
昭和村
西郷村
檜枝岐村
湯川村

◆新潟県（26）

新潟市
阿賀野市
糸魚川市
魚沼市
小千谷市
柏崎市
加茂市
五泉市
三条市
新発田市
上越市
胎内市
燕市
十日町市
長岡市
見附市
南魚沼市
妙高市
村上市
出雲崎町※
聖籠町
田上町
津南町
湯沢町
関川村
弥彦村

◆富山県（11）

富山市
射水市
魚津市
小矢部市
黒部市
砺波市
滑川市
南砺市
朝日町
立山町
入善町

◆石川県（8）

金沢市
かほく市
珠洲市
七尾市
野々市市
内灘町
川北町
志賀町

◆福井県（13）

福井市
あわら市
越前市
小浜市
大野市
勝山市
坂井市
鯖江市
敦賀市
おおい町※
高浜町※
美浜町※
若狭町※

◆長野県（59）

長野市
安曇野市※
飯田市
飯山市
伊那市
上田市
大町市
岡谷市
駒ヶ根市
小諸市
佐久市
塩尻市
須坂市
諏訪市
千曲市
東御市※
松本市
上松町
飯綱町
池田町
木曽町※
小布施町
軽井沢町
小海町
佐久穂町
下諏訪町
信濃町
高森町
長和町
南木曽町
富士見町
松川町
箕輪町
山ノ内町
阿智村
生坂村
王滝村
大桑村
大鹿村
小川村
小谷村
川上村
木島平村
木祖村
北相木村
栄村
下條村
高山村
豊丘村
中川村
野沢温泉村
白馬村
原村
松川村
南相木村
南牧村
南箕輪村
宮田村
山形村

◆東京都（38）

新宿区
足立区
板橋区
江戸川区
大田区
葛飾区
北区
江東区
杉並区
世田谷区
中央区
千代田区
豊島区
練馬区
文京区
港区
目黒区
稲城市
青梅市
清瀬市
国立市
小金井市
国分寺市
小平市
狛江市
多摩市
調布市
西東京市
羽村市
東久留米市
東村山市
東大和市
府中市
町田市
三鷹市
武蔵野市
新島村※
檜原村※

◆神奈川県（26）

横浜市
厚木市
綾瀬市
伊勢原市
海老名市
小田原市
鎌倉市
川崎市
相模原市

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体(続き)

座間市
茅ヶ崎市
秦野市
逗子市
平塚市
藤沢市
三浦市
南足柄市
大和市
愛川町
大磯町
寒川町
開成町
箱根町
葉山町
真鶴町
清川村

◆埼玉県(51)
さいたま市
上尾市
朝霞市
入間市
桶川市
春日部市
加須市
川口市
川越市
北本市
行田市
久喜市※
熊谷市
幸手市
鴻巣市
白岡市
草加市
坂戸市
狭山市
秩父市
鶴ヶ島市
所沢市
戸田市
新座市
蓮田市
羽生市
飯能市
日高市
深谷市
富士見市
ふじみ野市
本庄市
三郷市
八潮市
吉川市
和光市※
蕨市
伊奈町
小鹿野町
越生町
杉戸町
長瀞町※
鳩山町
松伏町
美里町
皆野町
宮代町
三芳町
毛呂山町※
横瀬町
寄居町

◆千葉県(52)
千葉市
旭市
我孫子市
いすみ市
市川市
市原市
印西市
浦安市
大網白里市
柏市
勝浦市
香取市
鎌ケ谷市
鴨川市
木更津市
君津市
佐倉市
白井市
山武市
匝瑳市
袖ケ浦市
館山市
銚子市
東金市
富里市
流山市
習志野市
成田市
野田市
富津市
船橋市
松戸市
南房総市
茂原市
八街市
八千代市
四街道市
一宮町
大多喜町
御宿町
鋸南町
神崎町
栄町
酒々井町
芝山町
多古町
長南町
長柄町
東庄町
睦沢町
横芝光町
長生村

◆茨城県(42)
水戸市
石岡市
潮来市
稲敷市
小美玉市
牛久市
笠間市
鹿嶋市
かすみがうら市※
神栖市
北茨城市
桜川市
下妻市
常総市
筑西市
つくば市
つくばみらい市
土浦市
取手市
行方市※
坂東市
古河市※
那珂市
常陸太田市
日立市
ひたちなか市
鉾田市
守谷市
結城市
龍ケ崎市
阿見町
茨城町
大洗町
河内町
五霞町
境町
城里町
大子町
利根町※
八千代町
東海村
美浦村

◆栃木県(17)
宇都宮市
足利市
大田原市
小山市
鹿沼市
佐野市
下野市
栃木市
那須烏山市
那須塩原市
日光市
真岡市
市貝町
岩舟町
野木町
芳賀町
壬生町

◆群馬県(24)
前橋市
安中市
伊勢崎市
太田市
桐生市
渋川市
高崎市
館林市
富岡市
沼田市
藤岡市
みどり市
板倉町
大泉町
神流町※
甘楽町
下仁田町
中之条町
みなかみ町
片品村
川場村
昭和村
高山村
南牧村

◆山梨県(22)
甲府市
上野原市
大月市
甲斐市
甲州市
中央市
都留市
韮崎市
笛吹市
富士吉田市
北杜市
南アルプス市
山梨市
市川三郷町
西桂町
早川町
富士河口湖町
富士川町
身延町
道志村
鳴沢村
山中湖村

◆静岡県(21)
静岡市
熱海市
伊豆市
伊豆の国市
伊東市
磐田市
掛川市
湖西市
御殿場市
島田市
下田市※
沼津市
浜松市
袋井市
藤枝市
富士市
富士宮市
三島市
焼津市
函南町
長泉町

◆愛知県(36)
愛西市
安城市※
犬山市
岩倉市
岡崎市
大府市※
尾張旭市
春日井市※
蒲郡市※
北名古屋市
清須市
江南市
新城市※
田原市※
知多市※
知立市
東海市※
常滑市※
豊明市
豊川市
豊田市
豊橋市
長久手市※
日進市
半田市
みよし市
弥富市
蟹江町
幸田町※
武豊町
東郷町※
豊山町
東浦町
扶桑町
美浜町
飛島村

◆岐阜県(33)
岐阜市
恵那市※
大垣市
海津市※
各務原市
可児市
郡上市
下呂市
関市
高山市※
多治見市
土岐市※
中津川市
羽島市
飛騨市※
瑞浪市
瑞穂市
美濃市
美濃加茂市
本巣市
山県市※
安八町※
池田町
大野町※
笠松町
川辺町
北方町
神戸町※
坂祝町
富加町※
七宗町
養老町※
輪之内町※

◆三重県(28)
津市
伊賀市
伊勢市
いなべ市
尾鷲市
亀山市
熊野市
桑名市
志摩市
鈴鹿市
鳥羽市
名張市
松阪市
四日市市
朝日町
大台町
川越町
木曽岬町
紀宝町
紀北町
菰野町
大紀町
多気町
東員町
南伊勢町
御浜町
明和町
度会町

◆滋賀県(19)
大津市
近江八幡市※
草津市
甲賀市
湖南市
高島市
長浜市
東近江市
彦根市
米原市
守山市
野洲市
栗東市
愛荘町
甲良町
多賀町
豊郷町
日野町
竜王町

◆京都府(20)
京都市
綾部市※
宇治市
亀岡市
木津川市
京田辺市
京丹後市
城陽市
長岡京市
福知山市
舞鶴市
宮津市
向日市
井手町
大山崎町
京丹波町
久御山町
精華町
与謝野町
和束町

◆大阪府(40)
大阪市
池田市
和泉市
泉大津市
泉佐野市
茨木市
大阪狭山市
貝塚市
柏原市
交野市
門真市
河内長野市
岸和田市
堺市
四條畷市
吹田市
泉南市
高石市
大東市
豊中市
摂津市
富田林市
寝屋川市
羽曳野市
阪南市
東大阪市
枚方市
藤井寺市
松原市
箕面市
守口市
八尾市
河南町
熊取町
島本町
太子町
田尻町
忠岡町
岬町
千早赤阪村

◆奈良県(31)
奈良市
生駒市
宇陀市
橿原市
香芝市
葛城市
五條市
御所市
桜井市
天理市
大和郡山市
大和高田市
安堵町
斑鳩町
上牧町
河合町
川西町
広陵町
三郷町
下市町
高取町
平群町
三宅町
吉野町
明日香村
上北山村
黒滝村
下北山村
十津川村※
野迫川村
山添村

◆和歌山県(30)
和歌山市
有田市
岩出市
海南市
御坊市
紀の川市
新宮市※
田辺市
橋本市
有田川町※
印南町
かつらぎ町
上富田町
紀美野町※
串本町
九度山町
高野町※
古座川町
白浜町
すさみ町
太地町
那智勝浦町
日高川町※
日高町
広川町
美浜町
みなべ町
湯浅町
由良町
北山村

◆兵庫県(32)
神戸市
相生市
明石市

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体(続き)

赤穂市
芦屋市
尼崎市
淡路市
伊丹市
加古川市
加西市
加東市
篠山市
宍粟市
洲本市
高砂市
宝塚市
丹波市
西宮市
西脇市
姫路市
三木市
南あわじ市
市川町
稲美町
上郡町
香美町
神河町※
新温泉町
太子町
多可町※
播磨町
福崎町

◆岡山県(24)
岡山市
浅口市
井原市
笠岡市
倉敷市
瀬戸内市
総社市
玉野市
津山市
新見市
備前市
真庭市
美作市
鏡野町
吉備中央町
久米南町
里庄町
勝央町
奈義町
早島町
美咲町※
矢掛町
新庄村
西粟倉村

◆広島県(23)
広島市
安芸高田市
江田島市
大竹市
尾道市
呉市
庄原市
竹原市
廿日市市
東広島市
福山市
府中市
三原市
三次市
安芸太田町
大崎上島町
海田町
北広島町
神石高原町
世羅町
坂町
熊野町
府中町

◆山口県(19)
山口市
岩国市
宇部市
下松市
山陽小野田市
下関市
周南市
長門市
光市
萩市
防府市
美祢市
柳井市
阿武町
上関町
周防大島町
田布施町
平生町
和木町

◆鳥取県(6)
鳥取市
倉吉市
境港市
米子市
北栄町
八頭町

◆島根県(11)
出雲市
雲南市
江津市
大田市
浜田市
益田市
安来市※
飯南町※
邑南町
川本町※

◆徳島県(17)
阿南市
阿波市
美馬市
三好市
藍住町
石井町
板野町
海陽町
勝浦町
上勝町
神山町
北島町
那賀町
松茂町
美波町
牟岐町
佐那河内村

◆香川県(11)
高松市
観音寺市
坂出市
さぬき市
善通寺市
東かがわ市
丸亀市
三豊市
多度津町
土庄町
三木町

◆愛媛県(20)
松山市
今治市
伊予市
宇和島市
大洲市
西条市
四国中央市
西予市
東温市
新居浜市
八幡浜市
愛南町
伊方町
内子町
上島町
鬼北町
久万高原町
砥部町
松前町
松野町

◆高知県(34)
高知市
安芸市
香美市
香南市
四万十市
宿毛市
須崎市
土佐市
土佐清水市
南国市
室戸市
いの町※
大月町
越知町
大豊町
黒潮町※
佐川町
四万十町※
田野町
津野町※
土佐町
東洋町
中土佐町※
奈半利町※
仁淀川町※
本山町
安田町
梼原町
馬路村
大川村
北川村
芸西村
三原村
日高村

◆福岡県(56)
福岡市
朝倉市
飯塚市
糸島市
うきは市
大川市
小郡市
大野城市
大牟田市
春日市
嘉麻市
北九州市
久留米市
古賀市
田川市
太宰府市
筑後市
筑紫野市
中間市
直方市
豊前市
福津市
みやま市
宮若市
宗像市
柳川市
八女市
行橋市
芦屋町
糸田町
宇美町
大木町
大任町
岡垣町
上毛町

小竹町
遠賀町
粕屋町
川崎町
鞍手町
桂川町
篠栗町
志免町
新宮町
須恵町
添田町
大刀洗町
築上町
筑前町
那珂川町
久山町
広川町
福智町
水巻町
みやこ町
東峰村

◆佐賀県(11)
嬉野市
小城市
鹿島市
多久市
武雄市
鳥栖市
有田町
大町町
基山町
玄海町
吉野ヶ里町

◆長崎県(20)
長崎市
壱岐市
諫早市
雲仙市
大村市
五島市
西海市
島原市
対馬市
平戸市
松浦市
南島原市
小値賀町
新上五島町
川棚町
佐々町
時津町
長与町
波佐見町
東彼杵町

◆大分県(18)
大分市
宇佐市
臼杵市
杵築市
国東市
佐伯市
竹田市
津久見市
中津市
日田市
豊後大野市
豊後高田市
別府市
由布市
玖珠町
九重町
日出町
姫島村

◆熊本県(36)
熊本市
阿蘇市
天草市
荒尾市
宇城市
宇土市
上天草市
菊池市
合志市
玉名市
人吉市
水俣市
八代市
山鹿市
あさぎり町
小国町
菊陽町
高森町
多良木町
長州町
南関町
錦町
氷川町
益城町
美里町
南小国町
御船町
湯前町
苓北町
産山村
球磨村
相良村
西原村
水上村
南阿蘇村
山江村

◆宮崎県(20)
宮崎市
えびの市
串間市
小林市
西都市
日南市
延岡市
日向市
都城市
綾町
門川町
木城町
五ヶ瀬町
国富町
高千穂町
高原町
日之影町
椎葉村
西米良村
諸塚村

◆鹿児島県(34)
鹿児島市
姶良市
阿久根市
奄美市
伊佐市
いちき串木野市
出水市
指宿市
鹿屋市
霧島市
志布志市
曽於市
垂水市
西之表市
日置市
枕崎市
南九州市
南さつま市
天城町
伊仙町
大崎町
喜界町
肝付町
錦江町
さつま町
龍郷町
中種子町
東串良町
南大隅町
屋久島町
和泊町
宇検村※
大和村

◆沖縄県(23)
那覇市
糸満市
沖縄市
石垣市
浦添市
うるま市
豊見城市
宜野湾市
名護市
南城市
宮古島市
竹富町
北谷町
南風原町
西原町
粟国村
伊江村
北中城村
渡名喜村
中城村
東村
南大東村
読谷村

合計：1302自治体

平和市長会議および日本非核宣言自治体協議会のデータは2013年4月1日現在。
宣言の有無については、一部ピースデポの調査によるアップデートを含む。

22. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みをご存知の方は、ピースデポまでご一報いただければ幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言

(手続きにより3種類のものがある)

①首長提案、議会決議のもの、

②市民または議員提案・議会決議のもの、

③再度の宣言を議会が決議したもの。

(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例

(内容によりほぼ3種類に分類できる)

- 非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)
- 平和条例(平和行政、予算化などを明記)
- 平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- 核爆発実験に対する抗議文の持参・送付
- 未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付
- 北東アジア非核兵器地帯を求める自治体首長署名の持参
- NPT再検討会議への参加と要請
- 他の自治体への非核宣言実施の依頼

3. 議会の決議など

- 非核三原則の堅持を求める意見書
- 北東アジア非核兵器地帯の設立を求める意見書
- ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書
- 非核法の制定を求める意見書
- 核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- 核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
- 高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- 核燃料再処理事故に関する意見書
- 平和市長会議への加盟

4. 市民への情報発信

- 宣言文の掲示(プレート、垂幕、碑など)
- 図書館での平和関連図書コーナーの設置
- ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信
- 市民キャンペーン(祭りなど市民の集まるところで広報活動)
- 平和の映画ビデオや図書の貸出

5. 啓発プログラムの強化

- 平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時中の食事体験講座、原爆パネル・資料展(海外含む)、移動原爆展、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど
- インターネットテレビ会議システムを利用した平和学習講座
- 平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け
- 市製封筒に「非核平和宣言都市」と印字
- 無料電車「平和号」の運行
- 啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)
- 平和副読本の作成、平和マップの作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布
- 戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
- 国内ジャーナリスト研修
- 被爆アオギリ・クスノキ二世植樹
- 平和記念館の開設
- バーチャル平和資料館(ホームページ)
- 広報誌、市内ケーブルテレビ、FMラジオでの平和特集
- 平和の灯火(キャンドルナイト)

6. 情報収集・管理

- 平和資料館、展示室、資料コーナーの運営。企画展などの実施
- 平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

7. フィールドワーク

- 市民(子ども、若者、親子、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣。親子記者など
- 戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー
- 他の非核自治体や海外の姉妹都市との市民交流
- NPT再検討会議への派遣と報告会

8. 市民参加

- 「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名活動事業
- 平和賞、平和標語・作文コンクール、平和の絵、メッセージ、俳句・短歌の募集
- 折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成
- 平和基金の募金活動
- スポーツ大会の開催
- 平和ボランティアの募集、育成、派遣
- 平和へのメッセージの募集

9. 市民との協力事業、および支援

- 市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)
- 小・中学校の平和学習への補助金
- 市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担
- 市民団体への事業委託
- 市民海外インターンシップ制度補助金
- 平和行進の受け入れと激励

10. 被爆者支援

- 見舞金、助成金等の支給
- 栄養食品の支給
- 被爆者団体への育成補助

11. 記念式典

- 黙祷の実施、半旗の掲揚
- 平和記念式、戦没者追悼式、慰霊祭
- 平和の鐘の打鐘
- 原爆死没者サイレンの吹鳴

用語の説明

●イージス・システム

洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM3が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●核態勢見直し(NPR)(米)
(Nuclear Posture Review)

米議会が核政策の包括的な再検討のために作成を求める文書。米国防総省が作成する。これまで、94年(クリントン政権)、02年(ブッシュ政権、作成されたのが01年末なので01年NPRと呼ぶこともある)、そして10年(オバマ政権)の3回出されている。10年のNPRは資料1-11(254ページ)参照。

●オスロ・プロセス

クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、2007年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスをオタワ・プロセスというのと同じように、同志国家とNGOが国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)
(Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament)

国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。12年5月現在、80か国から800人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND日本は02年7月に結成され、12年12月18日現在、37人が参加。

●核燃料サイクル

ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●核供給国グループ(NSG)

核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。13年4月現在、48か国が加盟。

●国連公開作業部会(OEWG)
(Open-Ended Working Group)

第67回国連総会の決議(A/RES/67/56)により、多国間核軍縮交渉を前進させる諸提案を作り出す目的で設立された。2013年にジュネーブで最大15労働日にわたって開催し、第68回国連総会に報告書を提出する。

●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4~5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議)(CD)
(Conference on Disarmament)

現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。60年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは84年である。日本の加盟は69年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっている。

●消極的安全保証(NSA)
(Negative Security Assurance)

非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC)
(New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカ・スウェーデンの7か国から成る核軍縮推進派の国家連合(設立時はスロベニアを含む)。98年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約(START)
(Strategic Arms Reduction Treaty)

米国とソ連(当時)が91年7月に署名。94年12月に発効。09年12月5日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の数え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。01年12月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。11年2月5日、新たなSTARTが発効した。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会(SCC)
(Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、60年に設置された。当初、日本側は外務大臣と防衛庁長官、米国側は駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、90年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛庁長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2プラス2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれる。235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。235が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3~5%の低濃縮ウランである。濃縮の結果、235の含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることから「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯(NWFZ)

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のことをいう。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤栄作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国(あるいはそのおそれがある国)の場合、武器輸出を禁じるというもの。76年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし83年1月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。さらに2011年12月、官房長官談話により「包括的な例外措置」を講ずるとし、例外措置の大幅拡大に踏みきった。

●未臨界核実験とZマシン核実験

核分裂物質は、ある一定の条件が満たされると連鎖的な核分裂反応を起こす。この限界のことを「臨界」といい、臨界に達しない状態で行われる核実験のことを未臨界核実験という。地下核実験を行うことなく、備蓄核兵器を維持するために行われてきた。

2010年以降、米国は、強力なX線発生装置Zマシンで、核爆発に近い環境の中でのプルトニウム挙動を調べる新型核実験を始めている。現時点では、両者の関係は不明確であるが、目的は極めて似ており、相補的な関係にあると推測される。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。2012年12月31日現在、139か国が署名、119か国が批准済み。米国は09年1月6日になってようやく批准。

●NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2010年までの計8回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC3
(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM3(Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛行)段階において撃ち落とす。

●4年ごとの国防見直し(QDR)
(Quadrennial Defense Review)

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。1997年、2001年、06年と作成され、10年2月1日に発表されたQDRで4本目となる。

略語集

APLN	核不拡散・核軍縮アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク Asia Pacific Leadership Network for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
ASAT	対衛星(兵器) Anti-Satellite (Weapons)
BMD	弾道ミサイル防衛 Ballsitic Missile Defense
BMDR	弾道ミサイル防衛見直し Ballistic Missile Defense Review
CANT	都市を攻撃目標にするな(プロジェクト) Cities Are Not Targets
CD	(ジュネーブ)軍縮会議 Conference on Disarmament
CPGS	通常型迅速グローバル・ストライク Conventional Prompt Global Strike
CTBT	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Test Ban Treaty
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Test Ban Treaty Organization
CWC	化学兵器禁止条約 Chemical Weapons Convention
DOD	(米)国防総省 Department of Defense
DOE	(米)エネルギー省 Department of Energy
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
DU	劣化ウラン Depleted Uranium
EU	欧州連合 European Union
FMCT	兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
GMD	地上配備中間飛行段階防衛 Ground-Based Midcourse Defense
GNEP	グローバル原子力パートナーシップ Global Nuclear Energy Partnership
GPS	全地球測位システム Global Positioning System
GSI	世界安全保障研究所 Global Security Institute
HEU	高濃縮ウラン Highly Enriched Uranium
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency Organization
ICAN	核兵器廃絶国際キャンペーン International Campaign to Abolish Nuclear Weapons
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICBUW	ウラン兵器禁止を求める国際連合 International Coalition to Ban Uranium Weapons
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
ICRC	赤十字国際委員会 International Committee of the Red Cross
IPPNW	核戦争防止国際医師会議 International Physicians for the Prevention of Nuclear War
IPU	列国議会同盟 Inter-Parliamentary Union
ISAF	国際治安支援部隊 International Security Assistance Force
LEP	寿命延長計画 Life Extension Program
LEU	低濃縮ウラン Low-Enriched Uranium
MD	ミサイル防衛 Missile Defense
MDA	(米)ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency

MOX ウラン・プルトニウム混合酸化物
Mixed (uranium and plutonium) Oxide

MPI 中堅国家構想
Middle Powers Initiative

NAC 新アジェンダ連合
New Agenda Coalition

NAM 非同盟運動(諸国)
Non-Aligned Movement

NATO 北大西洋条約機構
North Atlantic Treaty Organization

NCND 肯定も否定もしない
Neither Confirm Nor Deny

NIE 国家情報評価
National Intelligence Estimate

NLL 北方限界線
Northern Limit Line

NNSA (米)国家核安全保障管理局
National Nuclear Security Agency

NPDI 不拡散・軍縮イニシャチブ
Non-Proliferation and Disarmament Initiative

NPR 核態勢見直し
Nuclear Posture Review

NPT 核不拡散条約
Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

NSA 消極的安全保証
Negative Security Assurance

NSG 核供給国グループ
Nuclear Suppliers Group

NTI 核脅威イニシャチブ
Nuclear Threat Initiative

NWC 核兵器禁止条約
Nuclear Weapons Convention

OEWG 国連公開作業部会
Open-Ended Working Group

PAC3 改良型パトリオットミサイル3
Patriot Advanced Capability 3

PAROS 宇宙における軍備競争の防止
Prevention of Arms Race in Outer Space

PNND 核軍縮・不拡散議員連盟
Parliamentarians for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament

PSPD 参与連帯
People's Solidarity for Participatory Democracy

QDR 4年ごとの国防見直し
Quadrennial Defense Review

SACO 沖縄に関する特別行動委員会
Special Action Committee on Okinawa

SDSR (英)戦略防衛及び安全保障見直し
Strategic Defence and Security Review

SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル
Submarine-Launched Ballistic Missile

SM3 スタンダード・ミサイル3
Standard Missile 3

SSMP 備蓄核兵器維持管理計画
Stockpile Stewardship and Management Plan

START 戦略兵器削減交渉(あるいは条約)
Strategic Arms Reduction Talks (Treaty)

UAE アラブ首長国連邦
United Arab Emirates

WHO 世界保健機構
World Health Organization

WMD 大量破壊兵器
Weapons of Mass Destruction

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
北東アジアにおける平和の枠組み
3. その他の資料

(翻訳責任は、特に断りのない限りピースデポにある。)

資料 目次

1.基礎資料

1−1　核不拡散条約(NPT) 第4条1、第6条　226
1−2　国連憲章第7章 第39〜42条、第51条　226
1−3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(1996年7月8日)　227
1−4　95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日)　228
1−5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(99年4月30日)　229
1−6　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)　234
1−7　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日)　236
1−8　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日)　247
1−9　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日)　250
1−10　オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日)　252
1−11　米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日)　254
1−12　日本国憲法 前文、第9条(47年5月3日施行)　265
1−13　日米安全保障条約 第5条、第6条(60年6月23日発効)　266
1−14　日本の核基本政策(68年1月30日)　266
1−15　日朝平壌宣言(02年9月17日)　267
1−16　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(92年2月19日)　268
1−17　9.19「6か国協議共同声明」(05年9月19日)　268
1−18　核兵器・核軍縮年表(1945年〜2012年)　270

2.特集資料:北東アジアにおける平和の枠組み

2−1　米朝2国間協議同時発表(12年2月29日)　272
2−2　北朝鮮衛星発射への安保理議長声明(12年4月16日)　273
2−3　北朝鮮外務省声明(12年4月17日)　275
2−4　国連安保理北朝鮮制裁決議1874(09年6月12日)　276
2−5　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」(12年1月5日)　278
2−6　第3次アーミテージ報告(12年8月)　280
2−7　パネッタ米国防長官演説(12年6月2日)　283
2−8　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁(12年4月5日)　286
2−9　PNND日本・北東アジア非核兵器地帯WT趣意書(12年5月17日)　287
2−10　PNND日本WT・北東アジア非核兵器地帯条約・骨子案(12年8月)　287
2−11　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン提案(11年12月19日)　290

3.その他の資料

3−1　核軍縮の人道的側面に関する16か国共同声明(12年5月2日)　293
3−2　核軍縮の人道的側面に関する35か国共同声明(12年10月22日)　295
3−3　核兵器の人道的影響に関する80か国共同声明(13年4月24日)　297
3−4　中東会議に関するファシリテーター報告(12年5月8日)　299
3−5　第67回国連総会・オーストリアなどの決議(12年12月3日)　301
3−6　第67回国連総会・新アジェンダ連合決議(12年12月3日)　302
3−7　第67回国連総会・日本決議(12年12月3日)　304
3−8　NPDI 核軍縮報告の「標準様式案」の提案(12年4月20日)　307
3−9　NPDI 第3回外相会合共同声明(11年9月21日)　310
3−10　NATO「抑止・防衛態勢見直し」(12年5月20日)　311
3−11　米NZ防衛協力に関するワシントン宣言(12年6月19日)　313
3−12　原子力規制委員会設置法の中に基本法の改悪(12年6月20日)　316
3−13　自民党憲法改正草案(前文、第9〜13条、第25条)(12年4月27日)　316
3−14　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日)　320
3−15　広島・長崎の2012年平和宣言(12年8月6日・9日)　328

※2013年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。

www.peacedepot.org

1.基礎資料

資料1－1　核不拡散条約(NPT)　第4条1、第6条

採択　1968年7月1日
発効　1970年3月5日

第4条

1　この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従つて平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第6条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1－2　国連憲章第7章　第39～42条、第51条

(国連広報センター訳)

第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当時者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

資料1－3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見
(抜粋)

1996年7月8日

99.このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

> 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに

核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。
(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1－4　95年NPT再検討会議「中東決議」(全訳)

NPT/CONF.1995/32 (Part I)付属文書
1995年5月11日採択

核不拡散条約(NPT)の加盟国会議は、

NPTの目的及び諸条項を強調し、

条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、

安全保障理事会が、1992年1月31日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議(最新は1994年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関する、IAEA総会採択の関連決議(最新は1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらす危険に留意し、

安保理決議687(1991)、特にその14節に留意し、

安保理決議984(1995)及び1995年5月11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第8節に留意し、

1995年5月11日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。
3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。
4. NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。
5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。
6. すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/1995-NPT/pdf/Resolution_MiddleEast.pdf

資料1－5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(抜粋訳)

地域の関係国間の自由意志による体制に基づく非核兵器地帯の設立資料

国連軍縮委員会 1999年4月30日

A. 一般的概観

1. 近年の、とりわけ軍縮と不拡散の分野における国際関係の進展は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立された現存する非核兵器地帯を強化し、かつ新しい非核兵器地帯を設立する努力を強める結果を生み出し、またそのような地帯の重要性に対するよりよい理解を生み出している。
2. 国連総会第10回特別会議の最終文書は、地域の関係国間の自由意志による合意あるいは取り決めに基づく非核兵器地帯の設立、またこれらの合意あるいは取り決めが完全に遵守され、その地帯が核兵器から真に自由であることの確認、そして核兵器国によるそうした地帯の尊重は、重要な軍縮手段となる、と述べた。

3. 1993年に、軍縮委員会は、「グローバルな安全保障の文脈における軍縮に向けた地域的アプローチに関するガイドライン及び勧告」を全会一致で採択した。それは、核兵器及び他の大量破壊兵器のない地帯についての実質的な考察を含むものであった。
4. 国連総会は長年にわたり、世界の様々な地域における非核兵器地帯の設立の問題に関する数々の決議を採択してきた。そのことは、非核兵器地帯の設立に対する国際社会の継続的な関心を反映している。
5. 非核兵器地帯はグローバルな戦略環境において次第に例外的なものではなくなった。現在までに、既存の非核兵器地帯を設立する諸条約に107カ国が署名または加盟している。南極条約によって非軍事化されている南極大陸を加えると、非核兵器地帯は今や地球上の全陸地面積の50パーセント以上をカバーしている。

B. 目標及び目的

6. 広く認識されてきたように、非核兵器地帯は、その目標において、国際的な核不拡散体制の強化、核軍縮の達成、そして、核兵器の廃絶、さらに大きく言えば、厳格かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮という究極の目標を達成しようとするグローバルな努力に対して、重要な貢献をしてきたし、現在も貢献し続けている。
7. それぞれの非核兵器地帯は、関係する地域の具体的な環境の産物であり、異なった地域における状況の多様性を照らし出している。その上、非核兵器地帯の設立はダイナミックな過程である。現存する非核兵器地帯の経験は、これらが静的な構造ではないということ、そしてまた、地域ごとの状況の多様性にもかかわらず、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく新しい非核兵器地帯の設立が、実現可能であることを明白に示している。
8. 非核兵器地帯は、地帯に属する諸国家の安全保障を強化するのに役立つ。
9. 非核兵器地帯は、地域の平和と安全保障を強化するという第一義的な目的に貢献し、その延長として、国際的な平和と安全保障に貢献するという、一つの重要な軍縮手段である。それらはまた、重要な地域的信頼醸成措置であると考えられる。
10. 非核兵器地帯はまた、核軍縮、軍備管理及び不拡散の分野における共通の価値を表現し、促進する手段となりうる。
11. 核不拡散条約(NPT)の加盟国にとっては、非核兵器地帯は、NPTを補足する重要な手段である。なぜならばNPT第7条は、加盟国の領域における核兵器の完全な不在を保証するために地域的な条約を締結する権利を認めることを明記しているからである。NPTの1995年再検討・延長会議の最終文書における「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」に関する決定(1995年採択)は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立され、国際的に認知された非核兵器地帯の設立は、グローバル及び地域的な平和と安全保障を高める、というNPT加盟国の確信を再確認した。
12. 非核兵器地帯は、核兵器を取得せず、国際原子力機関(IAEA)によって設立された保障措置にしたがって核エネルギーを平和目的のためだけに開発し使用するという、NPTに加盟する非核兵器国の核不拡散義務を大幅に強化し、増進する。
13. 非核兵器地帯は、核兵器のいかなる実験的爆発、あるいは他のいかなる核爆発をも禁止する国際的枠組みへの有用な補助手段である。
14. 非核兵器地帯条約に関係する議定書への署名と批准によって、核兵器国は非核兵器地帯の地位を尊重し、非核兵器地帯条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約を行う。
15. 現在の非核兵器地帯は、新しい地帯の設立のための手本としての役割を果たしてきたし、今も果たしている。同時に、それらは他の地域で非核兵器地帯を設立する提案もしくは手順を検討している諸国に対して、支援と彼らの経験からくる便宜を提供する。
16. 非核兵器地帯は、それぞれの条約が規定している限りにおいて、その地域における平和目的のための核エネルギーの利用に関する国際的な協力の枠組みとして役立つことができる。それは加盟国の経済的、科学的、技術的発展を促進するだろう。
17. 非核兵器地帯はまた、当該地域が放射性廃棄物や他の放射性物質による環境汚染のない状態を保つことを保証すること、そして適切な場合には、そうした物質の国際的な輸送を規制する国際的に合意された基準を施行することを目的とした協力を促進するのに役立つことができる。

C. 原則と指針

18. 以下に示される原則と指針は、非核兵器地帯の発展の最新段階における一般に受け入れられている考え方の網羅的ではないリストにすぎないと考えるべきものである。また、これらの原則と指針は、最新の実践と入手可能な諸経験に基づいており、非核兵器地帯を設立するプロセスは各原則と指針の調和的な履行を考慮すべきだということを念頭に置いたものである。
19. 非核兵器地帯の設立は、目的の多様性と矛盾しない。国際的な不拡散体制の強化と地域的及び世界的な平和と安全保障に対する非核兵器地帯の重要な貢献はあまねく認められている。
20. 非核兵器地帯は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立されるべきである。
21. 非核兵器地帯を設立しようとするイニシアティブは、地域の関係国からのみ発せられるべきであり、その地域の全ての国によって追求されるべきである。
22. ある特定の地域において非核兵器地帯を設立するという目標について、地域の全ての国の一致した合意が存在する場合には、非核兵器地帯を設立しようとする地域の関係国によって行われる努力は国際社会によって奨励され支持されるべきである。適切な場合には、国連の不可欠な役割を通して行うことも含めて、非核兵器地帯を確立しようと努力する地域の関係国に支援が提供されるべきである。
23. 全ての地域の関係国は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯についての交渉とその設立に参加すべきである。
24. 非核兵器地帯の地位は、その地帯を設立する条約の全加盟国のみならず地域の外部の国によっても尊重されるべきである。地域外部の国には、非核兵器地帯が最大限の効果を発揮するためにその協力と支持が不可欠な全ての国、すなわち、核兵器国と、もしあるならば、当該地帯内に領域を持つか、地帯内の領域に国際的に責任を負っている国などが含まれる。
25. 条約の関連議定書への核兵器国の署名と批准を容易にするために、非核兵器地帯を設立する各条約及び関連議定書の交渉の期間において、核兵器国との協議がなされるべきである。この議定書を通じて、核兵器国はその非核兵器地帯の地位を尊重し、その条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約を行うことになる。

26. もし当該地帯内に領域を持つか、あるいは地帯内の領域に国際的に責任を負っている国があるならば、非核兵器地帯を設立する各条約と関連する議定書の交渉の期間において、条約の関連議定書へのこれらの国の署名と批准を容易にするという観点から、これらの国家との協議がなされるべきである。
27. 非核兵器地帯を設立するプロセスは、当該地域の関連する全ての諸特性を考慮に入れるべきである。
28. 新しい非核兵器地帯の設立においては、その地帯に属する諸国が、加盟している核不拡散と核軍縮の分野において現に有効な他の国際文書から由来する法的義務を尊重するという誓約を再確認する。
29. 非核兵器地帯を設立する条約の全加盟国の義務は明確に定義され、法的拘束力がなければならない。また、加盟国はそのような合意を完全に遵守しなければならない。
30. 非核兵器地帯に関連する取り決めは、国連海洋法条約を含む、国際法の諸原則と諸規則に一致したものであるべきである。
31. 無害通航、群島航路帯通航もしくは国際的な航行のために使用されている海峡の通過通航の諸権利は完全に保証されているが、非核兵器地帯の加盟国は、その主権を行使し、また非核兵器地帯の目的と目標を損なうことなく、外国艦船や航空機がその国の港湾や飛行場に寄港すること、外国の航空機が領空を一時通過すること、外国艦船が領海及び国際的な航行に使用される群島水域あるいは海峡を航行し、または一時通過することを許可するかどうかについて、自身で決定する自由を保持している。
32. 地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯を設立し、かつ、そうした諸国家が現存する地域的、及び国際的取り決めの下で負っている他のあらゆる義務を完全に考慮に入れている条約は、もし該当する場合は、当該加盟各国の憲法上の要請に従って履行されるべきであり、また国際法と国連憲章で認められた諸権利と諸義務に合致すべきである。現行の非核兵器地帯の加盟国は、他の国際的、及び地域的諸協定への加盟が、非核兵器地帯条約の下で負う彼らの義務に反するようないかなる義務も伴っていないことを明確にするべきである。
33. 非核兵器地帯は、いかなる目的のいかなるタイプの核爆発装置であれ、条約加盟国が、それを開発、製造、管理、保有、実験、配置あるいは輸送することを実効的に禁止することを定めなければならない。また、条約加盟国は、地帯内において、他のいかなる国によるいかなる核爆発装置の配置をも許可しないことを規定すべきである。
34. 非核兵器地帯は、条約加盟国によってなされた誓約の遵守を効果的な検証について定めるべきであり、とりわけ、地帯内の全ての核関連活動に対するIAEAの包括的(フルスコープ)保障措置の適用を通して行われべきである。
35. 非核兵器地帯は、他の関係諸国との十分な協議をしながら、非核兵器地帯条約に加盟が見込まれる諸国によって地帯の境界線が明確に定義付けられるような地理的実体を構成すべきである。とりわけ地帯内に係争中の領域が含まれる場合には、関係諸国の合意を促進するという観点から十分な協議が行われるべきである。
36. 核兵器国の側においては、関連議定書に署名し、批准すると同時に、非核兵器地帯の条項を厳格に遵守することなどを含む、非核兵器地帯に関する義務を完全に負うべきである。また、関連議定書に署名することを通じて、非核兵器地帯に属する諸国に対しては核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという拘束力のある法的義務を負うべきである。

37. 非核兵器地帯は平和目的のための核科学と核技術の利用を妨げるべきではない。また、もし非核兵器地帯を設立する条約の中で規定されているならば、加盟国の社会経済的、科学的、技術的な発展を促進するために、地帯内における核エネルギーの平和利用のための二国間、地域的、国際的な協力を促進することもできるであろう。

D. 将来的への展望

38. 新しい非核兵器地帯を設立するためのイニシアティブの数の多さは、軍縮、軍備管理及び不拡散を促進するための現在の国際的努力に対する非核兵器地帯の重要性の明確な証拠である。
39. 全ての既存の非核兵器地帯はできる限り早急に発効すべきである。既存の非核兵器地帯を設立する条約及び関連議定書の署名もしくは批准(あるいはその両方)をいまだ検討中である諸国は、直ちに実行することが奨励される。この文脈で、関係する全ての国の協力と努力が不可欠である。
40. 中東や中央アジアのような国連総会の全会一致による決議が存在する地域における非核兵器地帯の設立は、すべての大量破壊兵器のない地帯の発展はもちろんのこと、奨励されるべきことである。
41. 非核兵器地帯条約の加盟国及び署名国の間での協力と調整を確保するための精力的な努力が、それら諸国の共通の目的を促進するためになされるべきである。非核兵器地帯の構成国はまた、他の地域の諸国と経験を共有し、さらなる非核兵器地帯を設立しようとする諸国の努力を支援するために共に努力することもできる。
42. ある関心地域のいかなる国家も、その地域における非核兵器地帯の設立を提案する権利を持つ。
43. 自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯の設立についてのいかなる提案も、当該地域内における広範な協議の中で目的についての合意が得られた後にのみ、考慮されるべきである。
44. 公海における自由の原則を含む国連海洋法条約の諸条項や他の適用可能な諸条約を侵害することなく、非核兵器地帯条約への加盟国及び署名国間の政治的関係や協力は、とりわけ南半球とその隣接地域において、全ての核兵器の廃絶という究極目標の文脈において拡大され強化されることができる。
45. 国際社会は、他の大量破壊兵器と同様に全ての核兵器から世界全体を解放するという究極の目標、そして、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下での全面的かつ完全な軍縮という究極の目標の実現に向けた努力の一つとして、世界中で非核兵器地帯の創造を促進し続けるべきである。そうすることで将来の世代がより安定的で平和な環境で生きることができるのである。

出典:"Report of the Disarmament Commission, General Assembly Official Record, Fifty-fourth session Supplement No. 42 (A/54/42), Annex 1
訳:梅林宏道『非核兵器地帯—核なき世界への道筋』岩波書店、2011年

資料1－6　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(部分訳)

2000年5月19日、NPT/CONF. 2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■**「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」**

●第1、2条および前文第1節から3節—(全11節)
●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。—(全56節)
●第4条および前文第6、7節
　・NPTと核エネルギーの平和利用—(全11節)
　・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任—(全16節)
　・技術協力—(全11節)
　・核物質の平和利用への転換—(全4節)
●第5条—(全1節)
●第6条および前文第8～12節—(全15節)
(核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。)
●第7条および非核兵器国の安全保障—(全16節)
(このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
●第9条—(全10節)

■**「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」**—(全9節)

第6条関連

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:
　－核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
　－核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
　－一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
　－核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
　－核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
　－すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条関連

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/2000-NPT/pdf/FD-Part1and2.pdf

資料 1－7　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」

第1巻 第1部　結論ならびに今後の行動に向けた勧告(全訳)

2010年5月28日採択
NPT/CONF.2010/50(vol. I)

Ⅰ. 核軍縮

会議は、本条約第6条ならびに1995年の「核不拡散と核軍縮に向けた原則と目標」決定第3及び4(c)項の完全で、効果的、かつ速やかな履行を目指し、2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置を基礎として、核兵器の完全廃棄への具体的措置を含む核軍縮に関する以下の行動計画に合意する。

A. 原則と目的

i. 会議は、条約の目的にしたがい、すべてにとって安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を達成することを決意する。
ii. 会議は、すべての加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認する。
iii. 会議は、2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された実際的措置が引き続き有効であることを再確認する。
iv. 会議は、核兵器国による核軍縮につながる重要措置が、国際の安定、平和、安全を促進し、また、すべてにとって強化され、減じない安全という原則に基づくべきであることを再確認する。
v. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。
vi. 会議は、NPTの普遍性の死活的重要性を確認するとともに、条約の非加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟し、すべての核兵器の完全廃棄を達成することを誓約するよう求める。また、加盟国に対し条約の普遍的加盟を促進し、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動もとらないよう求める。

会議は以下を決定する。
＊行動1：すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。

＊行動2：すべての加盟国は、条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する。

B. 核兵器の軍縮

i. 会議は、国際の安定、平和、安全を促進する形で、また、すべてにとって安全が減じず、強化されるという原則に基づき、核兵器国が2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された核軍縮につながる措置を履行することが早急に必要であることを再確認する。
ii. 会議は、核兵器国があらゆる種類の核兵器を削減、廃棄する必要性を強調するとともに、とりわけ最大の核保有国に対し、これに関する努力を率先して行うよう奨励する。
iii. 会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。
iv. 会議は、核兵器国が核兵器の開発及び質的改良を抑制すること及び、高性能新型核兵器の開発を終了させることに対し、非核兵器国が抱く正統な関心を認識する。

会議は以下を決定する。
＊行動3：保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。

＊行動4：ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための爾後の措置について議論を継続するよう奨励される。

＊行動5：核兵器国は、国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形で、2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめざし速やかに取り組むことが求められる。
a. 行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。
b. 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。
c. あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。
d. 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。
e. 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。
f. 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。
g. 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。
核兵器国は、上記の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。

＊**行動6:** すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において核軍縮を扱う下部機関を、即時に設置すべきであることに合意する。

C. 安全の保証

i. 会議は、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識するとともに、核不拡散体制を強化しうる、明確かつ法的拘束力のある安全の保証を核兵器国から供与されることに対する非核兵器国の正統な関心を再確認し認識する。

ii. 会議は、NPT加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による一方的宣言に留意するとした国連安保理決議984（1995）を想起する。また、非核兵器地帯においては安全の保証が条約に基づいて供与されることを認識し、各非核兵器地帯のために設定された関連議定書を想起する。

NPTの枠内における諸努力を毀損することなく、会議は以下を決定する。

＊**行動7:** すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、ジュネーブ軍縮会議（CD）が核兵器の使用あるいは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取極めに関する協議を即時開始すべきであることに合意する。また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにすることをめざした実質的な議論を行うことに合意する。再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。

＊**行動8:** すべての核兵器国は、安全の保証に関する既存の誓約を完全に尊重することを誓約する。条約加盟国である非核兵器国に安全の保証を供与していない核兵器国は、そうした行動をとるよう奨励される。

＊**行動9:** 地域の関係諸国間の自由意志で合意された取極めに基づき、また、国連軍縮委員会の1999年指針にしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される。すべての関連国は、非核兵器地帯条約ならびに関連議定書を批准するよう、また消極的安全保証を含む、すべての非核兵器地帯条約における法的拘束力のある関連議定書の発効に向けて系統的に協議し、協力するよう奨励される。関係国は、関連するいかなる留保をも見直すことが奨励される。

D. 核実験

i. 会議は、すべての核爆発実験ならびに他の核爆発の中止が、核兵器の開発と質的改良を抑制し、高性能新型核兵器の開発を終了させることにより、あらゆる側面において核軍縮と不拡散の有効な措置となることを認識する。

ii. 会議は、国際的な核軍縮・不拡散体制の中心要素である包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の死活的重要性を再確認するとともに、CTBTの発効までの間、それぞれの核爆発実験モラトリアムを堅持するという核兵器国の決定を再確認する。

会議は以下を決定する。

＊**行動10:** すべての核兵器国は、核兵器国による肯定的な決定がCTBTの批准に向けた有益な効果を生むであろうこと、また、核兵器国が付属文書2の国家、とりわけNPTに参加しておらず、保障措置下にない核施設の運用を継続している国家の署名と批准を奨励するという特別の責任を有することに留意しつつ、CTBTを批准することを約束する。

＊**行動11:** CTBTの発効までの間、すべての加盟国は、核爆発実験あるいは他の核爆発、核兵器に関する新技術の利用及びCTBTの目標と目的を損ういかなる行動をも慎むことを誓約する。また、核兵器爆発実験に関するすべての既存のモラトリアムは継続されるべきである。

＊**行動12:** すべてのCTBT批准国は、CTBT発効促進会議ならびに2009年9月の同会議で全会一致で採択された措置の貢献を認識するとともに、CTBT早期発効への進展を2011年の会議において報告することを誓約する。

＊**行動13:** すべてのCTBT批准国は、国家、地域、世界レベルでCTBTの発効ならびに履行を促進することを約束する。

＊**行動14:** 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会は、同委員会の任務にしたがい、国際監視システム（IMS）の早期完成及び暫定運用を含め、CTBT検証体制を完全に確立することが奨励される。CTBTO準備委員会は、条約発効の暁には、効果的で信頼性があり、直接参加的で、差別的でない、世界を網羅した検証組織として機能し、CTBT遵守の確保主体となるべきである。

E. 核分裂性物質

i. 会議は、核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉し、妥結することが早急に必要であることを再確認する。

会議は以下を決定する。

＊**行動15:** すべての加盟国は、合意された、包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがい、核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をCDが即時に開始すべきであることに合意する。また、これに関して、再検討会議は、CDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう国連事務総長に求める。

＊**行動16**：核兵器国は、軍事的にもはや不要と各国が判断したすべての核分裂性物質について、国際原子力機関（IAEA）に適宜申告することを誓約するよう奨励される。また、これら物質が恒久的に軍事計画の外に置かれることを確保すべく、可能な限り早期に、当該物質をIAEAあるいは他の関連する国際検証及び平和目的への転換取極めの下に置くことが奨励される。

＊**行動17**：行動16の文脈の中で、すべての加盟国は、それぞれの核兵器国で軍事的にもはや不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を確保するべく、IAEAの文脈において、適切かつ法的拘束力のある検証取極めの開発を援助するよう奨励される。

＊**行動18**：核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産施設の解体あるいは平和利用への転換に向けたプロセスを開始していないすべての国家は、そのような行動を取るよう奨励される。

F. 核軍縮を支える他の措置

i. 会議は、核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開と協調が不可欠であることを認識し、透明性向上と効果的な検証を通じた信頼を強化することの重要性を強調する。

会議は以下を決定する。

＊**行動19**：すべての加盟国は、信頼の増進、透明性の向上、核軍縮に関する効果的な検証能力の開発をめざした各国政府、国連、他の国際及び地域機構、そして市民社会による協力関係を支援してゆくことの重要性について合意する。

＊**行動20**：加盟国は、強化された条約再検討プロセスの枠組みにおいて、本行動計画ならびに第6条、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の4（c）項及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を提出しなければならない。

＊**行動21**：すべての核兵器国は、信頼醸成措置として、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なわずに、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定することが奨励される。国連事務総長は、核兵器国から提供される情報を含め、公衆からアクセス可能な情報集積サイトを確保するよう求められる。

＊**行動22**：すべての加盟国は、核兵器のない世界の実現を支持し、条約の目標を前進させるために、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長報告（A/57/124）に盛り込まれた勧告を履行することが奨励される。

II. 核不拡散

会議は、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の再検討・延長会議の決定を想起し、再確認する。会議は、同原則の第1節ならびに条約第3条に関連する要素、とりわけ9－13節及び17－19節、そして第7条に関連した部分、とりわけ5－7節に留意する。会議は、1995年会議で採択された中東に関する決議を想起し、再確認する。会議は、2000年NPT再検討会議の成果についても想起し、再確認する。

＊**行動23**：会議は、条約の普遍的支持の促進に向けたあらゆる努力を払い、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動も慎むよう、すべての加盟国に求める。

＊**行動24**：会議は、第3条の規定にしたがい、加盟国のすべての平和的核活動におけるあらゆる原料物質または特殊核分裂性物質にIAEA包括的保障措置を適用するよう求めた過去の再検討会議の決定を支持する。

＊**行動25**：会議は、18の条約加盟国が包括的保障措置協定を未だ発効させていないことに留意し、可能な限り早期に、さらなる遅滞なく、そうした行動を取るよう当該諸国に強く求める。

＊**行動26**：会議は、条約の一体性や保障措置システムの権威を堅持するべく、あらゆる遵守問題に対応し、不拡散義務を遵守することの重要性を強調する。

＊**行動27**：会議は、IAEA憲章や各加盟国の法的義務に完全に合致した形で、保障措置義務に関するすべての不遵守問題を解決することの重要性を強調する。これに関して、会議は、IAEAとの協力を拡大するよう加盟国に求める。

＊**行動28**：会議は、追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての国家に対し、可能な限り早期にそうした行動を取るよう、また、発効までの間、追加議定書を暫定的に履行するよう奨励する。

＊**行動29**：会議は、IAEAに対し、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促進し、加盟国を支援することを奨励する。会議は、加盟国に対し、包括的保障措置協定の普遍性を促進しうる具体的措置についての検討を求める。

＊**行動30**：会議は、IAEAの諸資源確保の可能性を考慮しつつ、自発的申し出に基づく関連保障措置協定の下、可能な限りもっとも経済的かつ実際的な方法で、核兵器国の平和的核施設への保障措置の適用拡大を求める。また、核兵器の完全廃棄が達成された際には、包括的保障措置及び追加議定書が普遍的に適用されるべきことを強調する。

＊**行動31**：会議は、少量議定書を修正あるいは破棄していないすべての加盟国に対し、適

宜、可能な限り早期に、そのような行動を取るよう奨励する。

＊行動32：会議は、IAEA保障措置は定期的に検討、評価されるべきであると勧告する。IAEA保障措置のさらなる有効性強化と能力向上を目的としてIAEAの政策機関が採択した決定は支持され、履行されるべきである。

＊行動33：会議は、すべての加盟国に対し、IAEAが条約第3条の求める保障措置適用の責務を効果的に果たせるよう、同機関に対するあらゆる政治的、技術的、財政的支援を確実に継続することを求める。

＊行動34：会議は、IAEA憲章の枠組みの中で、加盟国間やIAEAとの協力を通じ、高度な保障措置に向けた、強力で、柔軟性と適応性があり、対費用効果の高い国際技術基盤の開発をいっそう進めるよう、すべての加盟国に奨励する。

＊行動35：会議は、すべての加盟国に対し、自国の核関連輸出を、直接的にも間接的にも核兵器あるいは他の核爆発装置の開発を支援しておらず、また、当該輸出が条約第1、2、3条及び1995年再検討・延長会議で採択された「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」決定に特に明記された条約の目標と目的に完全に合致したものとするよう強く求める。

＊行動36：会議は、加盟国に対し、自国の国家的輸出管理を確立させる上で、多国間で交渉され、合意された指針や了解事項を活用することを奨励する。

＊行動37：会議は、加盟国に対し、核輸出に関する決定を行う際には、受領国がIAEAの保障措置義務を履行しているか否かを考慮するよう奨励する。

＊行動38：会議は、すべての加盟国に対し、条約の目的を履行すべく行動するなかで、平和目的の核物質、装置、技術情報に対する完全なアクセスという、すべての国家、とりわけ発展途上国の正統な権利を守るよう求める。

＊行動39：加盟国は、条約第1条、2条、3条、4条にしたがい、核技術及び物質の移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される。また、これに関して、条約と相反するいかなる不当な制限をも排除することが奨励される。

＊行動40：会議は、すべての加盟国に対し、核物質や施設の保安や物理的防護について、可能な限り最も高い水準を維持することを奨励する。

＊行動41：会議は、すべての加盟国に対し、核物質及び核施設の物理的防護に関するIAEA勧告（INFCIR/225/Rev. 4 (Corrected)）ならびに他の関連国際条約を、可能な限り早期に適用するよう奨励する。

＊行動42：会議は、核物質防護条約の全加盟国に対し、同条約の改正を可能な限り早期に

批准するよう要請するとともに、発効までの間、改正の目標と目的に合致した行動をとるよう奨励する。

＊行動43：会議は、すべての加盟国に対し、2004年のIAEA理事会で採択された改正「放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範」ならびに「放射線源の輸出入ガイダンス」の原則を履行するよう強く求める。

＊行動44：会議は、すべての加盟国に対し、関連する国際法上の義務に合致した形で、自国領土全域における核物質の違法取引を探知し、抑止し、阻止するための能力を育成することを求める。また、このことにおける国際的な連携や能力育成の強化に取り組むべき立場にある国々が、それらに取り組むことを求める。会議はまた、加盟国に対し、関連国際法の義務に合致した形で、核兵器の拡散防止に向けた効果的な国内管理を確立するよう求める。

＊行動45：会議は、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」に未だ加盟していないすべての加盟国が、可能な限り早期に同条約に加盟するよう奨励する。

＊行動46：会議は、IAEAに対し、核物質の計量及び管理にかかる国内システム、または地域レベルのシステムについて、それらの確立や維持を含めた核物質の国内法制による管理強化の面で加盟国に継続的な支援を行うよう奨励する。

III. 原子力の平和利用

会議は、NPTが、核エネルギーの平和利用を可能にする信頼と協力の枠組みをもたらすことによって、平和利用の発展を促進していることを再確認する。会議は、すべての加盟国に対し、条約の全条項に合致する形で行動し、以下を行うよう求める。

＊行動47：核エネルギーの平和利用や燃料サイクル政策に関する各国の政策や国際協力合意及び取極めを侵害することなく、核エネルギーの平和利用の分野における各国の選択や決定を尊重する。

＊行動48：核エネルギーの平和利用に向けた機器、物質、科学的・技術的情報の最大限の交換を促進し、それに参加する加盟国の権利を再確認することを約束する。

＊行動49：世界の発展途上地域の需要を考慮し、平和目的の核エネルギーのさらなる開発に向けて他の加盟国や国際機関と協力する。

＊行動50：発展途上国の需要を特に考慮しつつ、条約加盟国である非核兵器国を優先的に扱う。

＊行動51：条約第1条、2条、3条、4条に従い、核技術の移転や加盟国間での国際協力を促進するとともに、これに関して条約に相反するいかなる制約も排除する。

＊行動52：IAEA内部における、同機関の技術協力計画の有用性や効率を向上させるための努力を継続する。

＊行動53：核エネルギーの平和利用に関して発展途上の加盟国を支援するというIAEAの技術協力計画を強化する。

＊行動54：技術協力活動へのIAEAの諸資源を十分に確保し、不確定要因の除去を確実にするためのあらゆる努力を払い、具体的な措置をとる。

＊行動55：IAEAの活動の支援として各国あるいは国家グループが既に誓約した拠出を歓迎しつつ、それをなすべき立場にあるすべての加盟国に対し、今後5年間にIAEA活動への予算外拠出として1億ドルを調達するイニシャチブに対する追加拠出を奨励する。

＊行動56：核エネルギー平和利用の発展に不可欠な特殊技能を有する労働力を訓練するための国内、二国間、国際努力を奨励する。

＊行動57：原子力発電を含む核エネルギーの開発にあたっては、核エネルギーの使用は、国内法及び各国の国際的義務にしたがい、保障措置ならびに適切かつ有効な水準の安全と保安に対する誓約と、それらの履行の継続が伴うものでなければならないことを確認する。

＊行動58：IAEAまたは地域機構の支援の下、差別的でなく透明性のある方法で、核燃料供給の保証のためのメカニズムを構築する可能性や、条約上の権利に影響を与えず、国家の燃料サイクル政策を阻害しない核燃料サイクルのバックエンド計画を含む、核燃料サイクルの多国間アプローチに関するさらなる議論を継続する。その一方で、IAEAの包括的保障措置の要求を含む、これらの問題をめぐる技術的、法的、財政的諸課題に取り組む。

＊行動59：「原子力安全条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約」、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」、「核物質防護条約（CPPNM）」の未加盟国は加盟を検討する。また、早期の発効を可能とするべく、CPPNMの改正を批准する。

＊行動60：原子力産業や民間部門との対話を通じたものを含め、核安全と保安の分野における最良慣行の適宜共有を促進する。

＊行動61：関係国に対し、技術的及び経済的に可能な限り、自由意志を原則として、民生用備蓄及び使用における高濃縮ウランを最小化するためのさらなる努力を奨励する。

＊行動62：安全、保安、環境保護に関する国際基準にしたがって放射性物質を輸送する。また、信頼を醸成するとともに、輸送上の安全、保安、緊急時対応に関する懸念に対処すべく、輸送国と沿岸国間の意思疎通を継続する。

＊行動63：関連する主要な国際諸条約で確立された原則に基づき、関連する国際条約の加盟国となり、もしくは適切な国内法を採択することによって民生用核に関する責任体制を実効化する。

＊行動64：会議は、すべての加盟国に対し、2009年9月18日のIAEA総会で全会一致採択された「運転中あるいは建設中の核施設に対する軍事攻撃あるいは攻撃の威嚇の禁止」に関する決定に従うことを求める。

Ⅳ. 中東、とりわけ1995年中東決議の履行

1. 会議は、1995年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し、その目的と目標が2000年NPT再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを強調する。NPTの寄託国（ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国）により共同提案された同決議は、1995年会議の成果の重要な要素であり、1995年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもある。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措置に着手するとの決意を新たにする。

2. 会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。

3. 会議は、2010再検討会議において、1995年の中東決議の完全な履行に向けた5つの核兵器国の誓約が再確認されたことに留意する。

4. 会議は、1995年の中東決議の履行に向けた進展がほとんど達成されていないことに遺憾の意を表明する。

5. 会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性が2000年再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する。会議は、条約の普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に加盟するよう求める。

6. 会議は、条約に基づく自国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める。

7. 会議は、1995年決議の完全履行につながるプロセスの重要性を強調する。会議はこの目的に向けた以下の実際的措置を支持する。
   (a) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、中東の全国家の参加の下、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を2012年に開催する。これは、地域国家の自由意思による取極めに基づくものであり、また、核兵器国の全面的支援及び関与を得るものである。2012年会議は、1995年中東決議を委任された議題とする。
   (b) 地域国家との協議に基づき、国連事務総長並びに1995年中東決議の共同提案国はファシリテーター（調停人）を任命する。ファシリテーターは、地域国家との協議を行い、2012年会議の開催準備を通じて1995年決議の履行を支援するという任務を持つ。ファシリテーターはまた、2012年会議に参加した地域国家で合意された後継措置の履行も支援する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行う。
   (c) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、2012年会議の主催国を指名する。
   (d) 過去の実績やそこで得られた経験を踏まえ、非核・非大量破壊兵器及び運搬手段地帯のあり方に関して、IAEA、化学兵器禁止機関（OPCW）、及びその他の関連する国際組織に2012年会議に向けた背景文書の準備を要請することなど、決議の履行を支援することを目的とした追加的措置を講じる。
   (e) 欧州連合による2008年6月のフォローアップセミナーの主催の申し出を含め、決議の履行を支援することを目的としたあらゆる提案を検討する。

8. 会議は、核、化学、生物という、地域におけるすべての大量破壊兵器の全面的かつ完全な廃棄の達成につながる過程においては、内容的にも時期的にも並行した進展を維持することが求められることを強調する。

9. 会議は、条約のすべての加盟国、とりわけ核兵器国と地域国家が、決議の履行に向けて行った措置について、国連事務局を通じ、2015年再検討会議の議長ならびに再検討会議に先立って行われる準備委員会の議長に継続して報告すべきであることを再確認する。

10. 会議は、決議の履行に対する貢献として、市民社会が果たす役割の重要性をいっそう認識し、この点におけるあらゆる努力を奨励する。

他の地域的問題

1. 会議は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）に対し、2005年9月の共同声明にしたがい、あらゆる核兵器ならびに現存する核計画の完全かつ検証可能な廃棄を含む、6か国協議に基づく誓約を履行するよう強く求める。また、DPRKに対し、NPTとIAEA保障措置協定の遵守に早期に復帰するよう強く求める。会議はまた、DPRK及びすべての加盟国に対し、関連するすべての核不拡散・核軍縮義務を完全に履行するよう求める。会議は、6か国協議への強固な支持を再確認するとともに、外交的手段を通じてこの事案

が包含する諸問題に対する十分かつ包括的な解決を達成することを引き続き誓う。

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50 (VOL.I)

ピースデポ注：最終文書の構成は次の通り。

第1巻
　第1部
　「1995年再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条3項に基く条約運用に関する評価」
　「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」**（本イアブック所収の資料2-1）**
　第2部「会議の組織と作業」
第2巻
　第3部「会議で出された文書」
第3巻
　第4部「概略の記録と参加者名簿」

- **第1巻第1部の全訳は、ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議―市民社会からの総括」（10年8月6日刊）に所収。**

資料1－8　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言

核兵器のない世界を（抜粋訳）

ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ペリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、サム・ナン

『ウォール・ストリート・ジャーナル』

2007年1月4日

今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている。米国の指導者たちは、世界を新段階へと導くよう求められている。すなわち、潜在的危険を孕む者達への核拡散を防止し、究極的には世界の脅威である核兵器の存在に終止符を打つための決定的な貢献として、核兵器依存の世界的な中止に向かう確固たるコンセンサスへと導くことである。

冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に価するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、（兵器級物質生産の可能性もある）イランのウラン濃縮計画

の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代のがけっぷちに立っているという事実が浮き彫りとなった。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。今日、テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している。

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊(MAD)」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。(略)

核不拡散条約(NPT)が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)1967年の時点で核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国家は、それを段々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取り組みが進行中である。「協調的脅威削減(CTR)プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシャチブ(GTRI)」、「拡散防止構想(PSI)」、そして国連原子力機関(IAEA)追加議定書などの取極めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取極めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行うことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨らませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取り組みが必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。
※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。
※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。
※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること。
※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。
※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まずは核供給国グループ(NSG)を通して、次に国際原子力機関(IAEA)やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。
※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。
※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加させること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシャチブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねれば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろ

う。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能性であるとも思われないことであろう。

私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求められる行動を精力的に起こすことを支持する。その際、上記のような措置をとることからまず始めなければならないのである。

シュルツは1982～89年の米国務長官、ペリーは1994～97年の米国防長官、
キッシンジャーは1973～77年の米国務長官、ナンは元上院軍事委員会議長。
www.hoover.org/publications/digest/6731276.html

資料1－9　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案

国連、そして核兵器のない世界における安全保障(抜粋訳)

イースト・ウェスト研究所主催シンポジウム
2008年10月24日、ニューヨーク国連本部

(前略)

国連事務総長としての私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。**核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益**であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しない。したがって、私は主に核兵器について話をするが、同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

(略)

こうした精神にたって、今日は**5つの提案**をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、**とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを**強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することも可能であるが、長年国連において提案されてきたように、**確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。**コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議(CD)において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。**核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。**

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、**非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。**安保理はまた、核軍縮に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。**NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。**

私の**3番目の提案**は、**「法の支配」**に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリアムしかこれまで存在していない。**CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。**

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。**核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を中東に設置するための努力を強く支持する。**さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。**核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。**

私の**4つ目の提案**は、**説明責任と透明性**に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般の目に触れることはほとんどない。**核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。**核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすこともできる。**核兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。**

5番目、そして最後の提案として、**多くの補完的措置が必要**であることを挙げたい。そうした措置には、**他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止**などが含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるブリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。**しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。**特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各国政府を促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向けられてゆけば、さらに望ましい。(後略)

(強調はピースデポ)

www.ewi.info/system/files/WMD_Event.pdf

資料 1－10　オバマ米大統領・プラハ演説(抜粋訳)

2009年4月5日、プラハ

(前略)

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解き放たれて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器実験を禁止する時がついに来たのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一歩である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約(NPT)をともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるものである。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。(略)

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊がもたらしうる。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さないと述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうした脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想(PSI)や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシャチブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一歩を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、真の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、溝はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽んじることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならない。武器をとれと呼びかける方が、武器を捨てろと呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声をともに高めていかなければならないのである。(後略)

www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered

資料 1－11　米核態勢見直し(NPR)報告書

核態勢見直し(NPR)報告書 要約(全訳)

2010年4月6日 国防総省

2009年4月のプラハでの演説において、オバマ大統領は21世紀における核の危険に焦点を当て、これら深刻で増大しつつある脅威に打ち勝つために、合衆国は核兵器のない世界の平和と安全を追求すると宣言した。大統領はこのような野心的な目標はすぐには―その言葉を借りれば、自らの生きている間には―達成できないであろうことを認めた。しかし大統領はこの目標に向けて、核兵器の数と合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割の縮小を含む具体的な措置をとるとの決意を明らかにした。同時に大統領は、核兵器が存在する限り、合衆国は、潜在的敵国を抑止するとともに同盟国及び安全保障パートナーに合衆国の安全保障コミットメントが信頼しうるとの安心を提供するため、安全、安心で効果的な保有核兵器を維持すると誓約した。

2010「核態勢見直し(NPR)」は、核の危険を減少しつつ核兵器のない世界という目標を追求することと同時に、より広範な合衆国の安全保障上の利益を増進するための大統領の政策課題を促進する政権の方針の大枠を示すものである。NPRには、大統領の安全保障における優先課題と、2010「4年毎の国防見直し」(QDR)によって示された、それらを支える戦略目標が反映されている。

本NPR報告書は、国際安全保障環境の基本的な変化を述べた後、我々の核兵器政策及び態勢における5つの主要目標に焦点を当てる:

1. 核拡散及び核テロリズムを防止する。
2. 合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小する。
3. 縮小された核戦力によって戦略的抑止及び安定を維持する。
4. 地域的な抑止を強化し、同盟国及びパートナーに改めて安心を提供する。
5. 安全かつ安心で、効果的な保有核兵器を引き続き保持する。

NPRの一義的焦点は今後5年から10年の間にとるべき措置に置かれているが、同時に、

より長期的な核戦略及び態勢に向かう道筋もまた考慮されている。合衆国と同盟国、パートナーの安全を確保しつつ核の危険の縮小に向けて前進しつづけるためには、今後の政権交代によっても揺るぐことのない取り組みが求められる。したがって将来にわたって持続可能なコンセンサスを形成することが緊要である。

変化した、今も変化しつつある、国際安全保障環境

冷戦終結後、国際安全保障環境は劇的に変化した。世界的核戦争の脅威は遠のいた。しかし、核攻撃の危険は高まった。

オバマ大統領が明らかにしたように、今日における最も差し迫った、極限的な危険は核テロリズムである。アルカイダとその同盟者の過激派たちは核兵器を欲している。一度彼らが核兵器を手に入れたならば、彼らはそれらを使うであろうと考えておかねばならない。世界中に存在する核物質は窃盗や強奪に対して脆弱であり、機微な機器や技術は核の闇市場をとおして入手可能である。その結果、テロリストが核兵器を作るために必要な物を手にする危険は深刻なレベルにまで高まっている。

もう一つの差し迫った脅威は核拡散である。米国及び同盟国とパートナー、そして幅広い国際社会と対立関係にある国家が新たに核兵器を入手する可能性がある。北朝鮮とイランは、核への野望を果たすために、不拡散義務に違反し、国連安全保障理事会の要求を無視して、ミサイルによる運搬能力を追求しつつ、彼らが作り出した国際的危機を外交的に解決するための諸努力に抵抗してきた。彼らの挑発的行動は、周辺地域に不安定をもたらし、近隣諸国が自ら核抑止力を選択するような圧力をうみだす。北朝鮮、イランその他による不拡散軌範の継続的な不履行は、核不拡散条約(NPT)を弱体化させ、合衆国及び国際社会の安全に悪影響をもたらすであろう。

核テロリズムと核拡散という喫緊の増大する脅威に直面する一方で、合衆国は現存する核兵器国、とりわけロシアと中国との戦略的関係の安定を確保するという、慣れ親しんだ課題に取り組まねばならない。ロシアは、合衆国と拮抗する核兵器能力を持つ唯一の国である。しかし、冷戦時に比して、米ロ関係は根本的に変化した。二国間の政策上の相違は依然として存在し、ロシアは強力な核戦力の近代化を継続している。しかし、ロシアと合衆国はもはや敵同志ではなく、軍事対決の可能性は劇的に減少した。両国は核テロリズムと核拡散防止を含む、共通の利益に資する分野における強力を強めている。

合衆国と中国は、相互依存を深めており、大量破壊兵器(WMD)の拡散と対テロリズムといったグローバルな安全保障課題への対処における共通の責任を拡大しつつある。その一方で、中国に隣接するアジア諸国と合衆国は、保有核兵器の量的・質的近代化を含む中国の軍近代化に引き続き懸念を抱いている。中国の保有核兵器数はロシア及び合衆国のそれに比べてはるかに少ない。しかし、核計画の速度と範囲、さらにはそれらの指針となる戦略やドクトリンといった、中国の核計画をとりまく透明性が欠如しているため、中国の将来の戦略的意図について疑問が持ち上がっている。

以上のような核の脅威における環境の変化によって、合衆国の核への関心と戦略目標の優先順位は変わった。今後数年間、我々は新しい核能力保有国の出現とテロリスト集団による核爆弾もしくは核爆弾製造用物質の入手の防止を最優先課題としなければならない。同時に我々はロシア、中国との戦略的関係の安定を維持するとともに、新たな核武装国の登場に対抗することによって、合衆国と同盟国及びパートナーを核の脅威もしくは脅迫から守るとともに彼ら自身の核抑止力追求の誘因を減少させなければならない。

米国の核兵器政策及び戦力態勢への影響

我々が、二極軍事対決の冷戦時代から引き継いだ膨大な保有核兵器は、核兵器を志向する、自滅的なテロリストや非友好的な国家体制による挑戦に対処するには適していない。従って、我々の核兵器政策と態勢は、核テロリズムと核拡散の防止という最優先課題に適したものへと再編されなければならない。

これは、我々の核抑止力が時代遅れであるということを意味しない。事実、核兵器が存在する限り、合衆国は安全、安心で、効果的な核戦力を維持しつづけるであろう。これら核戦力は潜在的敵国を抑止し、世界中の同盟国及びパートナーに改めて安心を提供するための不可欠な役割を引き続き果たすであろう。

しかし、合衆国の通常軍事能力の比類なき成長、ミサイル防衛における重要な進歩、そして冷戦時代の敵対関係の緩和を含む国際安全保障環境の根本的な変化の結果、上記の戦略目標は従来よりもはるかに少ないレベルの核戦力と、縮小された核兵器の役割によって達成することが可能である。したがって、我々は、伝統的な抑止及び安心の確保という目標を損なうことなく、最も差し迫った安全保障上の挑戦に合致するよう核兵器政策と核戦力態勢を形成することができる。

- 合衆国の核兵器の役割と数を縮小する—すなわち、核軍縮を前進させるというNPT第6条の下での義務に従う—ことによって、我々は不拡散レジームの再強化と世界中の核物質の保安を確立するための措置への参画をNPT加盟諸国に促しうる、より強い立場を確立することができる。
- 信頼性ある核抑止力の維持及びミサイル防衛、その他の通常軍事能力による地域的安全保障構造（アーキテクチャー）の強化によって、我々は世界中の核兵器を持たない同盟国、パートナーに対する安全保障公約を再確認するとともに、それら諸国が自らの核抑止力を必要としないことを確認することができる。
- 合衆国の核兵器の寿命を延長するための確固とした備蓄核兵器管理プログラムを遂行することによって、新しい核兵器の開発や核実験なしに安全、安心、かつ効果的な抑止力を確保することができる。
- 老朽化した核施設の近代化と人的資源への投資によって、技術的もしくは地政学的な突発事態に備えるために確保する核兵器の数を著しく減少させることが可能となり、退役核弾頭の解体を加速し、他国の核活動に関する知見を改善することが可能となる。
- ロシア及び中国との戦略的関係の安定化と透明性、相互信頼の向上によって、核兵器のない世界へと進むための条件整備と核拡散及び核テロリズムに対処するための基盤を強化することが可能となる。
- 国際問題における核兵器の重要性を減じ、核兵器廃絶へと段階的に進むことによって、核兵器保有国が存在する世界に住むことを宿命視する考えを逆転させ、将来の不確定さに備えるために自ら核オプションを手にしようと考える国々にとっての誘因を減少させることができる。

核拡散及び核テロリズムの防止

核兵器のない世界に向けた努力における不可欠の要素として、合衆国はグローバルな核不拡散レジームの再建と強化のための国際的努力の拡大を主導する。そして2010NPRは、これを初めて 合衆国の核政策における最優先事項とする。我々が核の崖っぷちに近づいているとの危機感が高まっている。それは、今日の危険な傾向に歯止めをかけ、逆転させなければ、我々は、遠からず核武装国が着実に増加し、テロリストが核兵器を手にする世界に住むことになるだろうという危機感である。

核拡散と核テロリズムを防止するための合衆国のアプローチには、3つの要素がある。第1に、我々は北朝鮮とイランの核の野望を挫き、IAEA保障措置とその遵守を強化し、核の闇取引を阻止し、拡散リスクの拡大無しに核の平和利用を促進することによって、NPTを中心とする不拡散レジームの強化を追求する。第2に、我々は世界中のすべての脆弱な核物質の保安を4年以内に確立するとしたオバマ大統領のイニシャチブの履行を加速する。

そして第3に、我々は、新戦略兵器削減条約（新START）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准と発効、そして検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の交渉を含む、軍備管理の努力を遂行する。これらは、不拡散レジームと核物質の世界的保安を強化するために必要な措置に対する広範な国際的支持を勝ちとるための我々の力を強化する手段である。

わが政府のイニシャチブには以下が含まれる：

- グローバル脅威削減イニシャチブ（GTRI）、国際核物質防護及び協力プログラムの加速を含む世界中の脆弱核物質の保安確立のためのオバマ大統領のイニシャチブを積極的に推進する。これにはエネルギー省の2011会計年予算における核不拡散プログラムへの27億ドル支出増（25%以上）が含まれる。
- 不法な拡散ネットワークを寸断し、核物質の密輸を阻止するための国家的及び国際的能力を向上させ、テロリストの核爆発デバイスに使用され、もしくは使用されようとしている核物質の出所を特定する能力を向上させる、核鑑識能力の拡大を継続する。
- 核兵器のない世界へと前進し続けることを支援する、検証技術の研究強化や透明化措置の開発を含む包括的研究開発プログラムを立ち上げる。
- 大量破壊兵器を入手したり使用したりしようとするテロリストの努力を、手助け、資金援助、もしくは専門知識や安全地帯の提供によって、支援もしくは幇助するすべて

の国家、テロリスト集団もしくは他の非国家主体に対して、合衆国は全面的に責任追求を行うとの誓約を再確認する。

合衆国の核兵器の役割を縮小する

過去数十年間にわたり、合衆国は国家安全保障及び軍事戦略における核兵器の役割を大幅に縮小してきた。しかし現段階においてさらになすべきこと、できること、がある。

核兵器が存在する限り継続する合衆国の核兵器の基本的役割とは、合衆国、同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することである。

冷戦期においては、米国はソ連及びワルシャワ条約機構の同盟国による大規模な通常攻撃に対する反撃に核兵器を使用する権利を留保していた。さらに、合衆国が国際諸条約に従い自らの化学・生物兵器(CBW)を放棄した後においては合衆国、同盟国及びパートナーに対するCBW攻撃を抑止するために核兵器を使う権利を留保していた。

冷戦終結後、戦略環境は根本的に変化した。合衆国の通常軍事力の圧倒的優位、ミサイル防衛能力のたえざる向上、CBWの効果を低減する能力の向上によって、非核—通常、化学、生物—攻撃の抑止における核兵器の役割は大幅に縮小された。合衆国は引き続き非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小してゆくであろう。

さらに合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用も使用の威嚇も行わないことを宣言することによって、長期わたって続けてきた「消極的安全保証」を強化する用意がある。

この安全保証の強化は、NPTを全面的に遵守することによって得られる安全保障上の利益を裏書きし、NPTに加盟する非核兵器国に対して、米国及び他の関係諸国とともに不拡散レジームの強化のために協働するよう促すことを意図するものである。

このように安全保証を強化するにあたって、合衆国は安全保証を提供される資格を有しながら化学生物兵器を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対して使用する国は、通常兵器による熾烈な反撃を受ける可能性に直面するであろうこと、また国家指導者もしくは軍司令官を問わず、このような攻撃に責任を有するいかなる個人の責任も全面的に問われるであろうことを合衆国は断言する。生物兵器の破滅的な潜在能力とバイオ・テクノロジーの急速な進歩を考えたとき、生物兵器の脅威の進化と拡散、そしてその脅威に対する合衆国の対処能力が要求する場合には、合衆国は前記安全保証に必要な変更を加える権利を留保する。

合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、上記の安全保証の対象から除外される国——すなわち核兵器を保有する国、及び核不拡散義務を遵守しない国——による合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する通常攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある。したがって、合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とするという普遍的な政策を採用する用意はない。しかし、合衆国は、このような政策を安全に採用できるような条件を確立するために努力するであろう。

しかし、これは新しい安全保証の対象とならない国々に対して核兵器を使用するという我々の意思の高まりを意味するものではない。強調したいのは、合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器を使用するであろうということである。過去65年以上つづいてきた核兵器不使用の記録をさらに更新することこそが、合衆国とすべての国にとっての利益である。

したがって、NPRの主要な結論には以下が含まれる:

- 合衆国は、核兵器の唯一の目的を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する核攻撃の抑止に限定することを目指しつつ、通常兵器能力の強化を継続し、非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小しつづけるであろう。
- 合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器の使用を考慮するであろう。
- 合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないであろう。

削減された核戦力レベルにおいて戦略的抑止と安定を維持する

冷戦終結以降、米国とロシアは作戦配備の戦略核兵器を約75%削減してきたが、いまだ両国とも抑止に必要とする以上の数の核兵器を保有している。政権は、大幅に削減された戦力レベルにおける安定性の確保に向けてロシアと協力することを誓約する。

新START

このプロセスの次の一歩は、すでに失効した1991年の第1次戦略兵器削減条約(START I)を新たな検証可能な条約、すなわち新STARTに置き換えることである。NPR策定に向けた初期段階の作業は、この新START交渉における米国の立場を確立し、新条約が規定する削減に照らしていかなる戦力構成が可能であるかを検討することにあった。NPRは次のような結論に達した:

- 米国の戦略的運搬手段、すなわち大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、核搭載可能な重爆撃機をSTART I レベルから約50%削減し、また、条約上の削減義務を負う 戦略核弾頭をモスクワ条約レベルから約30%削減しても、安定した抑止を維持することは可能である。
- NPRの分析に基づき、米国は、新STARTの条約上の義務を負う戦略核弾頭数の上限を1550発、配備戦略運搬手段の上限を700基(機)とすること、また、配備及び非配備の戦略発射装置数の合計の上限を800基(機)とすることでロシアと合意した。
- ICBM、SLBM、核搭載可能な重爆撃機で構成される米国の核の三本柱は新STARTにおいても維持される。
- 安定性の増大をめざし、すべての米国のICBMには、一基に搭載される核弾頭数を一発とする「非多弾頭化」措置が講じられる。
- 米国の地域的抑止ならびに安全の再保証という目的への非核システムの寄与は、ミサイル防衛に対する制限を回避し、重爆撃機や長距離ミサイルシステムを通常兵器に使用する選択肢を維持することによって保持される。

大統領の決定時間を最大化する

NPRは、現在の米戦略部隊の警戒態勢――重爆撃機の常時警戒態勢は解除され、ほぼすべてのICBMが警戒態勢に置かれ、また、いかなる時にも相当数の戦略原子力潜水艦(SSBM)が海洋に出ている――が当面維持されるべきであると結論づけた。NPRはまた、事故、無認可の行動、誤認識などによる核発射の可能性をいっそう低下させるとともに、核兵器使用を許可するか否かの検討において大統領に与えられる時間を最大化するべく引き続き努力がなされるべきであると結論づけた。重要な措置には以下が含まれる:

- すべてのICBMならびにSLBMについて、「外洋に向けた標的設定」の実施を継続する。これにより、万一の無認可あるいは偶発的発射の際にミサイルは外洋に着弾する。また、ロシアにこの慣行に対する誓約を再確認するよう求める。
- 核危機における大統領の決定時間を最大化するよう米国の指揮統制システムをいっそう強化する。
- 生き残りの可能性 を強化し、即時発射の誘因をさらに低減するようなICBM基地の新しい様態を探求する。

戦略的安定性の強化

ロシアと中国が現在自国の核能力の近代化を行い、さらには両国がともに米国のミサイル防衛や通常軍備のミサイル計画を不安定化要因と主張している中、これら2国との戦略的安定性を維持することが今後の重要な課題である。

- 米国は、さらなる安定性、柔軟性、透明性を伴った戦略的関係を促進することをめざし、ロシア及び中国と戦略的安定性に関するハイレベルの二国間対話を追求してゆく。

米国にとって、ロシアとの戦略対話は、米国のミサイル防衛及び将来におけるいかなる米国の通常兵器搭載長距離弾道ミサイルシステムも、新たに浮上した地域的脅威への対処を目的に設計されたものであり、ロシアとの戦略バランスに影響を与えることを意図したものではないことを説明する機会となる。また、ロシアの側においては、近代化計画について説明し、現在の軍事ドクトリン(とりわけ核兵器の重要性をどのように位置づけているのか)を明確にし、国境から離れたロシア国内の少数の安全な施設に非戦略システムをまとめているといったような、同国の非戦略保有核兵器に対する西側諸国の懸念を緩和するためにとりうる諸措置について議論する機会となる。

他方、中国との戦略的安定性に関する対話の目的は、双方とって、相手側の核兵器ならびに他の戦略能力に関する戦略、政策、計画をめぐる見解を伝える場やメカニズムを提供することにある。このような対話のめざすところは、信頼性と透明性の向上、不信の低減にある。2010「弾道ミサイル防衛見直し」(MDR)報告が述べるように、「本政権にとって、米中関係における戦略的安定性を維持することは、他の主要国との戦略的安定性を維持することと同等に重要である」。

将来における核削減

大統領は、核兵器のさらなる削減の検討に向けて、新START後の軍備管理目標に関する見直しを命じた。新STARTのレベルを超えて米国が将来的な核戦力の削減を行う上で

は、いくつかの要素がその規模や速度に影響を与える。

第1に、いかなる将来的な核削減も、地域の潜在的な敵への抑止、ロシアや中国との戦略的安定性、米国の同盟国及びパートナーへの安心の提供を強化し続けるものでなければならない。これには、抑止に求められる能力に関する最新の評価、米国ならびに同盟国、パートナーにおける非核能力のさらなる強化、戦略及び非戦略兵器の焦点を絞った削減、そして同盟国及びパートナーとの緊密な協議が必要である。米国は、いかなる潜在的な敵対者が計算したとしても、米国、あるいは同盟国及びパートナーに対する攻撃から期待される利益より、米国からの報復による耐え難いコストの方がはるかに勝るとの結論に達せしめるような能力を引き続き確保する。

第2に、備蓄核兵器維持プログラムの遂行ならびにNPRの勧告する核兵器インフラへの投資は、技術的あるいは地政学的突発事態に備えるために大量の非配備弾頭を維持するという米政策の転換をもたらし、備蓄核兵器の大幅な削減を可能にする。これらの投資は新START及びその後において、抑止を維持しつつ核兵器削減を促進する上で不可欠なものである。

第3に、ロシアの核戦力は、米国が自国の核戦力削減の幅及び速度を決定する上で引き続き重要な要素である。両国関係の改善を背景に、2国間における厳密な数字上の均衡の必要性は冷戦時代のように絶対的なものではない。しかし、核能力における大きな不均衡は、双方にとって、また、合衆国の同盟国及びパートナーとの間において懸念を生じさせるものであり、安定的かつ長期的な戦略関係の維持に貢献するものとはならないであろう。したがって、我々は合衆国がより低いレベルに移行する際には、ロシアも我々に同調することを重要視するであろう。

NPRの主要な勧告には以下が含まれる:

- 新STARTが予定しているレベル以下に将来的な核削減目標を定めるための、継続的な分析を実施するべきである。同時に、地域における潜在的な敵に対する抑止、ロシアと中国に対する戦略的安定性、我々の同盟国及びパートナーへの保証を強化してゆくべきである。
- ロシアとの間で新START後の交渉を行う際には、双方の側の非配備核兵器とならんで非戦略核兵器の問題を取り上げるべきである。
- 米核戦力の削減は、我々の同盟国及びパートナーへの安全の安全の保証における信頼性と有効性を維持する形で実施するべきである。米国は、新START後の交渉に向けたアプローチを確立するにあたって、同盟国及びパートナーと協議してゆくべきである。

地域的抑止を強化し、同盟国・パートナーに安全を再確認する

合衆国は、2国間及び地域的な安全保障関係を強化してゆくとともに、これらの関係を21世紀型の挑戦に適合させるべく同盟国及びパートナーと協力しあうことを全面的に公約する。このような安全保障関係は潜在的脅威を抑止する上で不可欠であり、また、それら脅威に隣接する諸国に対して、核兵器を求めることが自国の軍事的あるいは政治的利

益を損なうものにしかならないこと知らしめ、また、合衆国の非核の同盟国及びパートナーに対しては自らが核抑止能力を持たずとも安全保障上の利益を確保できるとの保証を提供することによって、我々の不拡散上の目標にも寄与する。

米国の核兵器は、核兵器を保有し、あるいは保有を追求している地域国家による核攻撃あるいは核を背景とした脅しに対する拡大抑止を同盟国及びパートナーに提供する上で重要な役割を担ってきた。信頼性のある合衆国の「核の傘」は、「三本柱」の戦略軍、重要地域に前方配備された非戦略核兵器、そして地域的紛争に応じて即時に前方配備可能な米国内の核兵器といった手段の組み合わせによって提供されてきた。

欧州においては、冷戦終結後、前方配備された米国の核兵器は劇的に削減された。しかし少数の核兵器が引き続き残されている。NATO加盟国に対する核攻撃の危険性はかつてなく低下した。しかし、合衆国の核兵器の存在は、NATOの非核加盟国が核計画に参加し、核兵器運搬能力を持つ特殊仕様の航空機を保有するというNATO特有の核分担（ニュークリア・シェアリング）取極めとの組み合わされることによって同盟国間の結束を強化するとともに、地域的脅威を感じている同盟国及びパートナーに対し安心を提供するものとなっている。NATO加盟国を防衛する上での核兵器の役割は、NATOの「戦略概念」見直しとの関係で本年議論されることになる。NATOの核態勢におけるいかなる変更も、加盟国間での徹底した再検討と決定を経てなされるべきである。

アジア及び中東――これらの地域にはNATOに類似した多国間の同盟構造は存在しない――については米国は二国間同盟及び安全保障関係を通じて、また、前方配備の軍事的プレセンスと安全の保証を通じて拡大抑止を維持してきた。冷戦が終焉を迎えたとき、米国は、海軍の洋上艦や一般目的用の潜水艦からの核兵器撤去を含め、太平洋地域に前方配備された核兵器を撤退させた。以来、合衆国は、危機への対処は中央の戦略戦力及び東アジアへの核システムの再配備能力に依存してきた。

核兵器は同盟国及びパートナーに対する合衆国による安全の保証の重要な構成要素であることが示されてきた一方で、米国は、通常戦力のプレセンス及び効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む、地域的な安全保障構造（アーキテクチャー）の強化をめざし、非核要素への依存を高めてきた。核兵器の役割が米国の国家安全保障戦略の中で縮小されるにしたがい、これら非核要素は抑止の分担においていっそう大きな位置を占めるようになろう。さらに、効果的な地域的抑止にとっては、非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である。

非戦略核兵器

冷戦終結後、米国は非戦略（または「戦術」）核兵器を劇的に削減してきた。今日では、世界中の同盟国及びパートナーに対する拡大抑止の一環として、限定された数の核兵器が欧州に前方配備されているのと、海外配備が可能な少数の核兵器が米国内で保管されているのみである。ロシアははるかに多くの非戦略核戦力を維持しており、そのうち相当数はいくつかのNATO加盟国の領土近くに配備されている。

NPRは、米国のとるべき行動について以下のとおり結論づけた：

- 戦術戦闘爆撃機ならびに重爆撃機に搭載された前方配備の米核兵器の能力を維持するとともに、安全、保安、使用管理の改善などを伴ったB－61核弾頭の全面的寿命延長を進める。
- 海洋発射核巡航ミサイル（TLAM－N）を退役させる。
- 米国の前方軍事プレセンスを補完し、地域的抑止を強化する長距離攻撃能力の維持と開発を継続する。
- 米国の拡大抑止の信頼性及び有効性を確保する方策について、同盟国及びパートナーとの協議を継続し、適当な場合には拡大する。米国の拡大抑止におけるいかなる変更も同盟国及びパートナーとの緊密な協議なしには行われない。

安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持する

合衆国は安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持することを誓約する。1992年に核実験を中止して以降、我々は、弾頭をほぼ当初の設計仕様になるよう改修することによって弾頭の寿命を延長する備蓄兵器維持プログラムを通じて、核弾頭を維持し安全性と信頼性を認証してきた。30年後を見通して、NPRは、議会が命じた備蓄兵器管理プログラムならびに合衆国の不拡散目的に合致した形で既存の核弾頭の寿命を延長させるための最善の方策を検討し、次のような結論に達した：

- 合衆国は核実験を実施せず、包括的核実験禁止条約の批准と発効を遂行する。
- 米国は新型核弾頭を開発しない。寿命延長計画（LEP）は、これまでに実験された設計に基づく核部品のみを使用し、新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない。
- 合衆国は、核弾頭の安全性、保安、信頼性を個別事例ごとに、議会が命じた備蓄管理プログラムに合致した形で確保するための選択肢について研究する。LEPにおいては全ての範囲のアプローチを考慮する。すなわち、既存の弾頭の改修、別の弾頭の核部品の再利用、及び核部品の交換、である。
- 核弾頭のLEPを工学的開発へと進行させるいかなる決定においても、合衆国が最優先で選択するのは改修あるいは再利用である。核部品の交換は備蓄兵器管理プログラムの重要目標がその他の手段では達成できない場合においてのみ、そして大統領による具体的な認可ならびに議会の承認が得られた場合にのみ実施される。

これらの結論に沿って、NPRは次の通り勧告する：

- 現在進行中の潜水艦発射弾頭W－76のLEP、ならびにB－61爆弾のLEPに関する研究及びそれに続く活動には満額の資金が提供されるべきである。
- ICBM用弾頭W－78のLEPに関する選択肢についての研究を開始するべきである。研究には、当該LEPの結果作られた弾頭をSLBMで使用することによって、弾頭の種類を減らす可能性の検討も含まれる。

安全、安心で、かつ効果的でありつづけるために、合衆国の備蓄核兵器は、国家安全保障に関する諸研究所と支援施設の複合体で構成される近代的な物的インフラや、核抑止維持に求められる専門的能力を持つ優秀な労働力に支えられなければならない。

人的資源もまた懸案である。国家安全保障に関する諸研究所では、次世代の、最も将来有望な科学者やエンジニアを引きつけ、確保することがますます困難になっている。備蓄兵器管理に関する明確な長期計画や、拡散及び核テロリズムの防止に関する政権の誓約は、挑戦的で有意義な研究開発活動に従事する機会を与えることによって、明日を担う科学者やエンジニアの獲得と確保を強化することに繋がる。

NPRは以下の結論に達した:

- 備蓄兵器維持にとって極めて重要であり、不拡散をめざす上での見識を提供する、科学、技術及び工学の基盤を強化する必要がある。
- 核兵器複合施設及び要員に対する投資の増額は、我々の保有核兵器の長期的な安全、保安と有効性を確保するために必須である。新たな施設は、国家核安全保障管理局が開発中の備蓄核兵器の維持及び管理計画の要求を支援できるよう規模を定めることになる。
- 建設後50年を経過した施設を更新するロスアラモス国立研究所における化学冶金研究施設更新計画およびテネシー州オークリッジのY－12プラントにおける新たなウラニウム処理施設の拡充のための資金の増額が必要である。

未来を見据える:核兵器のない世界に向けて

2010「核態勢の見直し」の勧告を遂行することにより、合衆国、同盟国、及びパートナーの安全保障は強化され、大統領の示した核兵器のない世界というビジョンに向けた大きな一歩がもたらされるであろう。

国際的な不安定や安全の欠如を拡大させるというリスクを犯すことなく、究極的に米国や他の国々による核兵器放棄を可能にするためには、極めて多くの条件が必要である。それらの条件の中には、核兵器拡散の阻止における成功、主たる関係国の計画や能力に関する透明性の飛躍的な向上、軍縮義務違反の探知を可能とする検証手段及び技術、それら違反を抑止するに十分な強さと信頼性を備えた執行手段、そして究極的には対立する国家を核兵器の取得や維持へと導くような地域的紛争の解決が含まれる。これらの条件が現在において存在しないのは明らかである。

しかし我々は、これらの条件を創出するために積極的に行動することができるし、しなければならない。我々は2010年NPRに示された実際的措置を実行することができる。これら実際的措置は世界におけるあらゆる核兵器の廃絶という究極的目標へと我々を導くのみならず、それ自身によって、グローバルな核不拡散レジームを再活性化させ、テロ集団による核兵器ならびに核物質取得に対してより高い防壁を築き、米国と国際の安全保障を強化する。

www.defense.gov/npr/

資料1－12　日本国憲法　前文、第9条

公布　1946年11月3日
施行　1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1－13　日米安全保障条約　第5条、第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名　1960年1月19日
発効　1960年6月23日

第5条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条（基地許与）

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1－14　日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤栄作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤栄作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則[※]でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1－15　日朝平壌宣言

日朝平壌宣言（抜粋）

2002年9月17日、平壌

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壌で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1.（略）
2.（略）
3.（略）
4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣　小泉純一郎
朝鮮民主主義人民共和国　国防委員会委員長　金正日

資料1－16　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(全訳)

1992年1月20日署名、2月19日発効

南と北は、朝鮮半島を非核化することにより核戦争の危険を除去し、我が国の平和と平和統一に有利な条件と環境をつくり、アジアと世界の平和と安全に資するため、次のように宣言する。

1. 南と北は、核兵器の実験、製造、生産、持ち込み、保有、貯蔵、配備、使用をしない。
2. 南と北は、核エネルギーを平和目的のみに利用する。
3. 南と北は、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない。
4. 南と北は、朝鮮半島の非核化を検証するために、相手側が選定し双方が合意する対象に対して、南北核統制共同委員会が規定する手続きと方法で査察を実施する。
5. 南と北は、この共同宣言の履行のために、共同宣言の発効後1ヶ月以内に、南北核統制共同委員会を構成・運営する。
6. この共同宣言は、南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経て、その文書を交換した日から効力を発する。

南北高位級会談
南側代表団、主席代表
大韓民国
国務総理　鄭元植

北南高位級会談
北側代表団、団長
朝鮮民主主義人民共和国
政務院総理　延亨黙

資料1－17　9.19「6か国協議共同声明」

第4回6か国協議共同声明(全訳)

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壌宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂)
www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t212707.htm

資料1－18　核兵器・核軍縮年表(1945年～2012年)

1945年	7月16日	米国が世界最初の核実験(アラモゴルド)
	8月6日	広島に原爆投下
	8月9日	長崎に原爆投下
1949年	8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年	10月3日	英国が最初の核実験
	11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年	8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年	1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
	3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第五福竜丸被爆
1955年	7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年	7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
	8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
	10月4日	ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ
1959年	6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
	12月1日	南極条約署名
1960年	2月13日	フランスが最初の核実験
1961年	6月23日	南極条約発効
1962年	10月	キューバ危機
1963年	8月5日	部分的核実験禁止条約署名
	10月10日	部分的核実験禁止条約発効
1964年	10月16日	中国が最初の核実験
1967年	1月27日	宇宙条約署名
	2月14日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約署名
1968年	7月1日	核不拡散条約(NPT)署名
1969年	4月25日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約発効
1970年	3月5日	核不拡散条約(NPT)発効
1971年	2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年	4月10日	生物兵器禁止条約(BWC)署名
	5月26日	米ソ、戦略核兵器制限交渉(SALT)Ⅰ諸条約署名
	5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名
1974年	5月18日	インドが地下核実験
	7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名 米ソ、地下核実験制限条約署名
1976年	5月28日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
1977年	9月21日	核供給国グループ(NSG)設立
	10月3日	SALTⅠ失効
1978年	5月23日 ～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年	3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
	6月18日	米ソ、SALTⅡ条約署名
	12月5日	月協定署名
1980年	3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年	6月7日 ～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年	3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表
1985年	8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年	4月26日	チェルノブイリ原発事故
	10月11日 ～12日	米ソ、レイキャビク首脳会議
	12月11日	南太平洋非核兵器地帯条約発効
1987年	4月	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)発足
	7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(STARTⅠ)署名
	12月8日	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名
1990年	10月24日	ソ連、最後の地下核実験実施
1991年	11月26日	英、最後の地下核実験実施
1992年	1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
	5月23日	リスボン議定書署名
	9月23日	米、最後の地下核実験実施
1993年	1月3日	米ロ、STARTⅡ条約署名
	1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名
	3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表
1994年	7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催
	10月21日	米朝枠組み合意
	12月5日	STARTⅠ発効 リスボン議定書発効
	12月15日	最初の国連総会日本決議が採択
1995年	4月11日	非核兵器国の安全保証に関する安保理決議採択
	4月17日 ～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
	5月11日	NPT無期限延長を決定
	9月5日	フランス、核実験を再開
	12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年	1月17日	フランス、最後の地下核実験実施
	3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
	4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
	7月8日	核兵器の使用に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見
	7月29日	中国、最後の地下核実験実施
	8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
	9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年	3月21日	米ロ、STARTⅢの枠組みに合意
	3月27日	東南アジア非核兵器地帯条約発効
	5月14日	IAEAモデル追加議定書採択
	7月2日	米国が初の未臨界核実験
	9月26日	STARTⅡ条約議定書署名 ABM関係協定署名
	12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年	4月6日	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准
	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
	6月9日	新アジェンダ声明
1999年	7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年	4月24日 ～5月19日	第6回NPT再検討会議開催
	6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年	9月11日	米同時多発テロ
	10月8日	米英、アフガニスタン空爆開始
	12月13日	米、ABM条約脱退通告
2002年	5月24日	モスクワ条約(SORT)署名
	6月13日	ABM条約失効
	9月17日	日朝平壌宣言
	12月17日	米、ミサイル防衛初期配備決定を発表
2003年	1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
	3月20日	米、イラク戦争開始
	6月1日	モスクワ条約(SORT)発効
2004年	10月1日	米、MD初期配備
2005年	4月26日 ～28日	初の非核地帯加盟国会議開催
	5月2日 ～27日	第7回NPT再検討会議開催
	9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
2006年	9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約署名
	10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
2007年	1月4日	米4高官、「核兵器のない世界」投稿
	1月11日	中国が衛星破壊実験を実施
2008年	2月20日	米国が自国の衛星を撃墜
	9月6日	NSG総会、ガイドライン修正案採択
	10月10日	米印、核協力協定に署名
	12月3日 ～4日	クラスター弾に関する条約署名
2009年	3月21日	中央アジア非核兵器地帯条約発効
	4月5日	オバマ大統領、プラハ演説
	5月25日	北朝鮮が2度目の地下核実験
	7月15日	アフリカ非核兵器地帯条約発効
	12月6日	米印核協力協定が発効
	12月15日	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が最終報告発表
2010年	4月6日	米、核態勢見直し(NPR)発表
	4月8日	米ロ、新START条約に署名(プラハ)
	4月12・13日	核保安サミット(ワシントン)
	5月3日 ～28日	第8回NPT再検討会議開催
	8月1日	クラスター弾禁止条約発効
	11月18日	米国、初のZマシン新型核実験
2011年	2月5日	米ロ、新START条約発効
	3月11日	東日本大震災、東京電力福島第1原発事故発生
2012年		
	3月26・27日	第2回核保安サミット(ソウル)
	5月20・21日	NATO首脳会議、「防衛・抑止態勢見直し」策定
	9月17日	モンゴル非核地位を支援する共同宣言にP5署名
	12月12日	北朝鮮、人工衛星「光明星3号」2号機の軌道投入成功
2013年	2月12日	北朝鮮、3度目の核実験を実施
	3月4・5日	核兵器の人道的影響に関する国際会議開催(オスロ)

2.特集資料：北東アジアにおける平和の枠組み

資料 2－1　米朝2国間協議同時発表

「米朝2国間協議」

ビクトリア・ヌランド（米国務省報道官）
2012年2月29日

第3回米朝2国間ハイレベル協議の米代表団が、北京から帰国した。対話の環境を改善し、非核化に対するコミットメントを示すために、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）は、長距離ミサイル発射、核実験及びウラン濃縮活動を含む寧辺（ヨンビョン）での核活動に対するモラトリアムの履行に合意した。DPRKは、寧辺におけるウラン濃縮活動のモラトリアムを検証・監視し、さらに5メガワット原子炉及び関連施設の無能力化を確認するための、IAEA監視要員の受け入れにも合意した。

米国は、依然として広範囲の分野にわたりDPRKの姿勢に重大な懸念を持っている、しかし、本日の発表は、限定的とはいえ、これらのうちのいくつかに関する重要な前進を反映するものである。我々は、援助物資の運搬に際して求められる強力なモニタリング体制を含め、24万トンの栄養補助食品の援助という我々が提案したパッケージの実行に必要な実務的詳細を決定するため、DPRKとの会合をもつことに合意した。

北京における2月23～24日の議論の結果は以下のとおり要約できる：

- 米国は、DPRKに対する敵対的意図を有しておらず、主権と公平を相互に尊重する精神において、2国間関係を改善する措置を取る用意があることを再確認する。
- 米国は、2005年9月19日の共同声明に対するコミットメントを再確認する。
- 米国は、1953年の休戦協定を朝鮮半島の平和と安定の礎石であると認める。
- 米朝栄養補助食品援助チームは、継続する必要性に応えるための追加支援の見通しを持って、最初の24万トンの栄養補助食品を支援するとの米国の計画に関する実務的詳細を最終決定するため、近日中に会合を持つ。
- 米国は、文化、教育及びスポーツを含む幅広い分野で、人的交流を拡大する措置を取る用意がある。
- DPRKに対する米国の制裁は、国民の生活を対象にするものではない。

www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184869.htm

「朝米協議の結果に関する北朝鮮外務省報道官声明」

朝鮮中央通信、2012年2月29日

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）外務省報道官は29日、最近の朝米ハイレベル協議の結果に関する朝鮮中央通信（KCNA）からの質問に対し、次のように答えた：

DPRKおよび米国代表団は、2月23日及び24日、北京において3回目のハイレベル協議を持った。出席したのは、キム・ゲグァン第1外務次官を代表とするDPRK代表団、及びグリン・デービース北朝鮮政策特別代表ほかの米国代表団である。

協議は、2011年7月及び10月に持たれた2回のハイレベル協議を引き継ぎ、朝鮮半島の平和と安定、及び6か国協議の再開を確実にすることに関する問題と並んで、両国関係改善のための信頼醸成措置に関わる諸問題に関する真摯かつ深化した議論の場となった。

両国はともに、9.19共同声明に対するコミットメントを再確認し、平和条約の締結までの間は、1953年の休戦協定が朝鮮半島の平和及び安定の礎石であることを認めた。

両国は、朝米関係を改善する努力の一環として、信頼醸成をめざした多くの同時的行動をとることに合意した。

米国は、もはやDPRKに敵対的意図は有しておらず、主権と公平を相互に尊重する精神において両国関係を改善する措置を取る用意があることを再確認した。

米国は、さらに文化、教育及びスポーツを含む様々な分野で人的交流を拡大させることにも合意した。

米国は、追加的な食糧支援の見通しを持って、24万トンの栄養補助食品の援助を提供することを約束した。朝米両国は、近日中にその実務的詳細を最終決定するであろう。

米国は、DPRKに対する制裁は、市民生活を含む民生領域を対象としないことを明らかにした。

6か国協議が再開されれば、DPRKに対する制裁解除、及び軽水炉の提供に関する問題の議論が優先されることになるであろう。

朝米両国は、朝鮮半島の平和と安定を確立し、朝米関係を改善し、対話と交渉を通じて非核化を推進することが、相互の利益になることを確認した。

双方は、協議の継続に合意した。

DPRKは、米国の要求に応じて、かつ朝米ハイレベル協議の積極的環境を維持する観点から、生産的な対話が継続している間は、核実験、長距離ミサイル発射、寧辺におけるウラン濃縮を一時的に中止すること、並びに国際原子力機関（IAEA）によるウラン濃縮に関するモラトリアムの監視を受け入れることに合意した。

（英語版より訳出）

www.kcna.co.jp/index-e.htm

資料 2－2　北朝鮮衛星発射への安保理議長声明

安全保障理事会議長声明

2012年4月16日　S/PRST/2012/13

2012年4月16日、「不拡散－朝鮮民主主義人民共和国」に関する審議に関連して開催された、安全保障理事会第6752回会合において、議長は理事会を代表して以下の声明を発した。

理事会は、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)による4月13日の発射を強く非難する。

理事会は、今回の発射は、たとえ衛星発射もしくは宇宙発射体の特徴を持つとしても、弾道ミサイル技術を利用したあらゆる発射に違いはなく、安全保障理事会決議1718（2006年)及び1874（2009年)への違反である。

理事会は、このような発射が地域の安全保障に深刻な懸念をもたらすことを非難する。

理事会は、DPRKに対して、これ以上弾道ミサイル技術を用いた発射を行わず、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止するとともに、この文脈において、ミサイル発射に関するすべての既存の誓約とモラトリアムに復帰することによって、決議1718（2006年)及び1874（2009年)を遵守するよう求める。

理事会は、決議1718・第8節によって課された諸措置を、決議1874（2009年)による修正のとおり調整することに合意する。理事会は、決議1718（2006年)に従い設立された委員会に対し、以下の職務を遂行し、15日以内に理事会に報告するよう指示する：
(a) 関連組織並びに関連物資を追加指定すること。
(b) 委員会が保有する関連する個人、組織並びに物質リスト(S/2009/205及びINFCIRC/254/Rev.9/Part.1)に掲載された情報を更新し、以後1年毎に更新すること。
(c) 委員会の年間作業計画を更新すること。

理事会はさらに、委員会が15日以内に上記の行動を執らなかった場合には、理事会がその後5日以内にこれら諸措置の調整を完遂するべく行動することに合意する。

理事会は、DPRKが直ちに決議1718（2006年)及び1874（2009年)によって課された義務を全面的に遵守するよう求める。かかる義務には以下が含まれる：すべての核兵器並びに現存する核計画を完全で検証可能かつ不可逆的な形で放棄すること。関連する活動を直ちに中止すること。弾道ミサイル技術を用いた発射、核実験並びにいかなる挑発的行動をも執らないこと。

理事会は、加盟国が決議1718（2006年)及び1874（2009年)の下での義務を完全に履行するよう求める。

理事会は、DPRKにより更なる発射もしくは核実験が行われた場合には、相応な行動をとる決意を表明する。

http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N12/295/91/PDF/N1229591.pdf?OpenElement

資料 2－3　北朝鮮外務省声明

「我が国の衛星打上げの正統な権利に対する国連安保理の侵害行為を拒絶する」(抜粋訳)

2012年4月17日

米国とその追随者たちは、再び国連安全保障理事会を悪用して衛星発射という我が国の正統な権利に対する侵害行為を行った。安保理が4月16日、我が国の平和目的の衛星発射を「非難」する議長声明を発したのである。

(略)

平和目的での衛星打上げという主権国家の権利への侵害に対する外務省の見解は次のとおりである。

第一に、衛星打ち上げという我が国の正統な権利に対する国連安保理の不当行為を断固として、全面的に拒否する。国家の主権と尊厳に対する愚弄や侵害に対しては些かなりとも忍従しないことは、我が軍と人民の揺らぐことなき原則である。

第二に、我々は、安保理決議よりも上位にある、普遍的に承認された国際法によって認められた宇宙の利用という自主的な権利の行使を継続するであろう。我々は、宇宙開発体制を拡大、強化し、国家経済の発展に必要な、静止衛星を含む多様な衛星を、国家の宇宙開発計画の下で打ち上げ続けるであろう。何物も我が国が進む平和目的の宇宙開発の道を阻むことはできない。

第三に、米国があからさまな敵対行為によって違反した今、我々は2.29朝米合意にもはや拘束されない。我々は当初より、2.29合意を最後まで誠実に履行することを繰り返し言明し、平和目的での衛星打上げは同合意の対象外として、具体的な措置をとってきた。我が国が衛星打上げ計画を発表するや、米国はすぐさまそれを口実に米朝合意に記された食糧に関する条項の履行の棚上げを明らかにした。そして今回、米国は安全保障理事会議長の立場を悪用して、我が国の衛星打上げという正統な権利の侵害行為の先頭に立ったのである。米国はついに、2.29合意に全面的に違反し、「共和国の主権を尊重するとともに、敵対的意図を持たない」という約束を破った。したがって、我々は2.29合意にとらわれることなく、必要ないかなる報復措置をもとることが可能となった。その結果として生じる事態に対する責任は全面的に米国にある。

我々は平和を深く愛する。しかし、国家の尊厳と主権はより重大である。

(英文から訳出)

www.kcna.co.jp/index-e.htm

資料２−４　国連安保理北朝鮮制裁決議1874（抜粋）

2009年6月12日

前文（略）

1. 北朝鮮が、関連する決議（とりわけ決議第1695号（2006年）及び第1718号（2006年））及び2009年4月13日の議長声明（S/PRST/2009/7）に違反し、甚だしく無視して、2009年5月25日（現地時間）に実施した核実験を最も強い言葉で非難する。

2. 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3. 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認しなければならないことを決定する。

4. 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（とりわけ決議第1718号（2006年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

5. 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

6.〜7.（略）

8. 決議1718に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が2009年4月13日の議長声明（S/PRST/2009/7）に従って行った指定に関するものを含む、同決議に北朝鮮が、すべての核兵器及び現存する核計画を、完全かつ検証可能で後戻りのできない方法で放棄し、直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）をIAEAに提供しなければならないことを決定する。

9. 決議第1718号（2006年）8(b)の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

10. 決議第1718号（2006年）8(a)の措置は、すべての武器及び関連物資（小火器及び軽兵器並びにそれらの関連物資を除く。）並びにこれらの武器の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも5日前までに、委員会に通知することを決定する。

11. すべての国に対し、当該貨物が決議第1718号（2006年）8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又は本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。

12. すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第1718号（2006年）8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又は本決議第9節もしくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。

13.〜16.（略）

17. 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第1718号（2006年）8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又は本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、（略）自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等のサービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。

18. 加盟国に対し、決議第1718号（2006年）8(d)及び8(e)の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する。（略）

19.〜34.（略）

（英文テキストを基礎に外務省訳（2009年6月19日、官報告示外務省第328号）を改訂）

www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/1874%282009%29
より決議番号で検索

資料 2−5　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」

合衆国のグローバルな指導力を持続する
21世紀の国防における優先課題（抜粋訳）

2012年1月5日、国防総省

緒言（略）

グローバルな安全保障における課題（略）

合衆国軍の基本的任務

合衆国の国益と「2010国家安全保障戦略」に上げられた目標を達成するために、統合軍の能力を再評価し、以下のミッションを成功裏に遂行するために選択的な追加投資を行うであろう：

●テロリズムと非正規戦闘に対処する

合衆国軍は、国家が有する他の能力と協調して行動し、アルカイダ及びその同調者がどこにいようとも、彼らに間断なく圧力をかけつづけなければならない。アルカイダを崩壊させ、解体して、アフガニスタンを再び彼らの隠れ家でなくするという我々の核心的目標を達成することは、引き続き我々の努力の中心である。アフガニスタン駐留軍の削減が進む一方で我々の対テロ活動の領域は拡大し、直接的軍事行動と治安部隊支援を統合したものとなるであろう。過去10年間の教訓を踏まえ、我々は対テロ、対非正規戦闘に最適化された能力を構築し、維持するであろう。また、我々は、ヒズボラに代表される他のテロ組織による脅威に対しても警戒を怠らない。

●侵略を抑止し撃破する

合衆国軍はいかなる潜在的敵国からの侵略をも抑止する能力を保有するであろう。信頼に足る抑止は、侵略者の目的達成の可能性を否定する能力と侵略者に受容しがたい代償を与える能力の両方によって可能となる。多様な地域に重要な国益を有する国家として、我が軍は、ある地域における大規模作戦に従事する一方で、もう一つの地域において侵略の機会を伺う者を抑止・撃破する能力を持たねばならない。我々が計画する軍は、一つの地域において、侵略能力を有する国家による侵略の目論見をすべての分野―陸、海、空、宇宙、サーバー空間―の統合的軍事行動の遂行によって拒否する能力を持つ。これには、領土及び住民の安全を確保する能力、常設軍による移行及び安定した統治を小規模かつ期間限定的に促進し、より長期にわたる必要がある場合には機動展開によって期間と延長能力が含まれる。合衆国軍は一つの地域において大規模作戦に従事している時であっても、もう一つの地域において侵略の機会を伺っている者の狙いを打ち砕き、あるいは受容しがたい代償を与える能力を確保するであろう。合衆国軍は、必要なときには必ず同盟国及び連合国の軍とともに行動を計画する。我々の陸上部隊は即応性を持ち、輸送、プレゼンス、事前集積にバランスのよく投資されることによって、複数の紛争地域に備えるために必要な機動性を維持する。

●接近阻止・領域拒否の挑戦に抗して戦力を投射する

潜在的な敵による攻撃を抑止し、彼らの目的達成を防止するため、合衆国は、我々の接近と作戦の自由が挑戦を受けている地域に対する戦力投射能力を維持しなければならない。これらの地域において洗練された能力を持つ敵は、我々の予測を混乱させるために電子、サイバー戦術、弾道ミサイル、巡航ミサイル、先進的な対空防衛、機雷などを含む非対称的な能力を使用するであろう。中国やイランのような国は我々の戦力投射能力に対抗するために非対称的手段を追求するであろう。一方高度な兵器及び技術の拡散は非国家主体にも広がっている。したがって、合衆国軍は接近阻止・領域拒否環境において効果的に作戦行動するための能力を確かなものとするための所要の投資を行うであろう。これには、潜水作戦能力の持続、新しいステルス爆撃機の開発、ミサイル防衛の改良、宇宙配備された重要な能力の抗堪性と有効性の増強する「統合作戦アクセス構想」の実行が含まれる。

●大量破壊兵器に対抗する（略）

●サイバー空間及び宇宙において効果的な作戦を行う（略）

● 安全で防護され、効果的な核抑止力を維持する

核兵器が存在する限り、合衆国は安全で防護され、効果的な保有核兵器を維持する。我々は、いかなる状況においても受容しがたい打撃を敵に与えることができるよう、そして潜在的な敵を抑止し、同盟国や他の安全保障パートナーに合衆国の公約に依存できるとの保証を与えるために、核兵器を実戦配備するであろう。抑止の目標は、保有核兵器の数を削減するとともに合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小することによって、より小さな核戦力によって達成することが可能となる。

●本土を防衛し、文民機関を支援する

合衆国軍は、引き続き合衆国領土を国家及び非国家主体による直接的攻撃から防衛する。同時に我々はこの防衛が失敗した場合、もしく激甚な自然災害あるいは破局的事態においては、国内文民機関を支援する。本土防衛と文民機関支援においては、大規模ミサイル攻撃対処能力を含む、強力かつ確実な即応体制が軍に求められる。とりわけ、合衆国が国外での敵との紛争を抱えている時には、本土への脅威が最高度に達するものと思われる。

●安定化のためのプレゼンスを提供する

合衆国軍は、ローテーション配備、二国間及び多国間演習の実施を含むプレゼンスを絶え間なく維持する。これらの活動は抑止を強化し、同盟国及びパートナーの軍の対外防衛能力と国内防衛能力の向上に資するものであるとともに、同盟の結束を強化し米国の影響力を高める。予算が削減される中で、我々が同盟国及びパートナーの相互運用性と能力の向上の支援を維持するためには、革新的かつ創造的手法が求められる。しかしながら、削減された予算の下では、これら作戦の場所、頻度については思慮深い選択が必要となるであろう。

●安定化作戦と反乱鎮圧作戦を遂行する

イラクとアフガニスタンにおける戦争が終結した今、合衆国は不安定への対処にあ

たっては非軍事的手段と当事国の軍との協力を強調し、大規模な軍派遣という合衆国のコミットの需要を低下させる。だがその一方で、合衆国軍は、必要とあればどこにおいても、連合軍とともに限定的な反乱鎮圧作戦等を遂行する用意がある。したがって、合衆国軍は、過去10年以上にわたり、イラクとアフタニスタンでの反乱鎮圧作戦で培われた教訓と経験及び特殊能力を引き続き保持し、向上させてゆく。しかし、合衆国軍は大規模で長期的な安定化作戦には決して関与しない。

●人道支援、災害救援等の作戦を遂行する（略）

以上の任務は、将来の統合軍のあり方を広く規定するものである。しかしながら、軍全体の規模は、以下に示す任務の組み合わせの要請にしたがって決定されるであろう：対テロ及び非正規戦闘、攻撃の抑止と撃破、安全で防護され、効果的な核抑止、そして本土防衛と文民機関への支援。

2020年の統合軍に向けて（略）

結語（略）

www.defense.gov/news/Defense_Strategic_Guidance.pdf

資料 2−6　第3次アーミテージ報告

「日米同盟―アジア安定の礎石」（抜粋訳）

2012年8月

リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ

提言

日本への提言

- 原子力発電の注意深い再開は、日本にとって正しく責任ある措置である。原子炉の再開は2020年までに二酸化炭素排出量を25%削減するという日本政府の意欲的な取り組みを達成する唯一の方法でもある。また、再開は円高と高いエネルギーコストにより、不可欠のエネルギー依存産業が、日本から移転することのないようにするためにも有効である。福島から多くの教訓を学び、日本政府は安全な原子炉構造と、効果的な規制を推進するために再びリーダーシップを発揮すべきである。
- 日本政府は、多国間による取り組みに積極的な関与を続けるべきである。その取り組みとは、海賊行為との戦い、ペルシャ湾における輸送の保護、シーレーンの安全、イランの核計画によって引き起こされているような地域的な安全への脅威への対処などである。
- 日本は、環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉への参加に加えて、より意欲的かつ包括的な交渉、たとえば、本レポートで言及した「包括的経済・エネルギー安全保障協定」（CEESA）の提案を検討すべきである。
- 同盟の潜在力を最大限に実質化するために、日本は韓国との関係を困難にしている歴史的な問題に対処すべきである。日本政府は、長期の戦略的な見通しに基づいて2国間

関係を分析し、不必要な政治的声明を公表することは避けるべきである。3国間における防衛協力を強化するため、日本政府と韓国政府は、3国間の軍事的連携を継続しつつ、未決着の軍事情報包括保護協定（GSOMIA）や物品役務相互提供協定（ACSA）の妥結のために努力するべきである。

- 日本政府は、地域的フォーラム及び民主主義パートナー、とりわけインド、オーストラリア、フィリピン、台湾との連携を続けるべきである。
- 新しい役割と任務の再検討に基づき、日本は自身の責任の範囲を、日本の防衛とアメリカとの協力による地域的な不確実性に対する防衛へと拡大すべきである。同盟国は日本の領域をはるかに超えた、強固かつ分担され、相互運用性のある情報・監視・偵察（ISR）能力と作戦を必要とする。米軍と自衛隊が、完全な協力の下で、平時、緊張、危機、そして戦時にわたる全ての安全保障環境に対処することを可能にするためには、日本の側における責任を伴う権限が必要である。
- イランがホルムズ海峡を封鎖するとの言辞を弄した時、もしくはその兆候を示し始めた時には、日本は単独で掃海艇を同地域へと派遣すべきである。また、日本はアメリカ合衆国とともに航行の自由を守るために、南シナ海における監視を強化すべきである。
- 日本政府は2国間及び国防上の秘密・機密情報を守るために防衛省の法的能力を強化すべきである。
- 国連平和維持活動（PKO）への十分な参加を可能にするために、日本は、民間人と、必要とあれば 他国の国際平和維持部隊の保護のための武力行使を許容するべきである。

日米同盟への提言

- 福島からの広範な教訓を学び、日本政府と合衆国政府は核エネルギー研究・開発協力を再開し、原子炉の安全設計と確固とした規制措置をグローバルに促進すべきである。
- 合衆国と日本は安全保障関係の一環としての天然資源同盟であるべきである。日本と合衆国はメタンハイドレートに関する研究・開発への協力を増進し、代替エネルギー技術の開発に責任をもって関与するべきである。
- 合衆国、日本及び韓国の各政府は、歴史問題に関するトラックツー対話を拡大して、この機微な問題にアプローチする方策に関するコンセンサスを探り、政治と政府のリーダーにこの対話から導き出された行動案と勧告を提起すべきである。この取組みは、このような困難な問題に関する相互の働きかけにおける最良実施慣行（ベスト・プラクティス）の規範と規律への合意を目標とすべきである。
- 日米同盟は中国のいっそうの台頭に対処する能力と政策を発展させなくてはならない。日米同盟が平和的かつ繁栄した中国から得るものは大きいが、高い経済成長と政治的安定の継続は保証されていない。同盟の政策と能力は中国の核心的利益の拡大、路線変更 、そして将来起こりうるあらゆる可能性に対応できなくてはならない。
- 人権に関する具体的な行動指針を作ることは、賞賛に値する目標である。とくに、ビルマ（ミャンマー）、カンボジア、そしてベトナムにおいては同盟上の関与が国際人道法や市民社会の発展に寄与できる。北朝鮮に関しては、韓国を含めた同盟によって、非核化、拉致問題に加えて食料安全保障、災害救助、公衆衛生などのあらゆる人道上の問題に取り組むべきである。

■ 合衆国と日本はこれまでハイレベルで十分な関心が払われてこなかったエアシーバトルや動的防衛力という概念を、役割、任務、能力に関する対話を通じ調整すべきである。新しい役割と任務の再検討は、同盟の軍事、政治、経済に係る全力量の包括的な組み合わせとともに、より広域にわたる地理的視点をも含むべきである。

■ 合衆国陸軍、海兵隊部隊は陸上自衛隊とともに相互運用性の獲得を図り、水陸両用で機動的かつ展開能力のある部隊体制に向かって前進すべきである。

■ 合衆国と日本は、民間飛行場のローテーション使用、トモダチ作戦から学んだ教訓の検証、そして水陸両用能力の獲得を通して、2国間における防衛活動の質を向上させるべきである。合衆国と日本はグアム、北マリアナ諸島、そしてオーストラリアにおける訓練機会を、2国間において、また他の協力国と共に十分に利用すべきである。

■ 合衆国と日本は、将来の兵器の共同開発に向けた機会を拡大すべきである。短期の兵器計画においては、相互利益と作戦上の要求に関する特定のプロジェクトが検討されるべきである。また、日米同盟は共同開発に向け、長期的な作戦上の要求を確認すべきである。

■ 合衆国と日本は、(おそらく韓国も含めて)合衆国の同盟国に対する拡大抑止の信頼性と能力への信頼を均一なものとするために、拡大抑止に関する対話を再開すべきである。

■ 合衆国と日本は、共通の情報保全水準の調査と履行のための、合同サイバーセキュリティセンターを設立すべきである。

米合衆国への提言

■ 合衆国は、資源ナショナリズムや、民間セクターの液化天然ガスの輸出計画の抑制に走ってはならない。危機に際しては、合衆国は、同盟国に持続的かつ安定した液化天然ガスを供給しなくてはならない。議会は自由貿易協定(FTA)の要件からエネルギー供給の自動認可を撤廃するよう法改正を行い、日本を他の潜在的天然ガス消費国と共通の立場に立たせるべきである。

■ 合衆国は、TPP交渉における主導的役割を考慮し、交渉プロセスと協定の起草をとおして配慮をきかせるべきである。日本のTPP参加は合衆国の戦略的目標であることを認識すべきである。

■ 合衆国は、日本と韓国の間の機微な歴史的問題に判定をくだすべきではない。合衆国は緊張を緩和し、両国の核心的国防上の利益に再び焦点を合わせるために十分な外交的努力を行うべきである。

■ 在日米軍は日本の防衛のために、明確な責任を持つべきである。合衆国は在日米軍に、より重要な責任と任務を付与する必要がある。

■ 合衆国は日本の「武器輸出三原則」緩和の機をとらえ、日本の防衛産業界に対して、合衆国のみならず、オーストラリアのような他の同盟国にも技術を輸出するように促すべきである。合衆国は自身の時代遅れで非効率な対外有償軍事援助(FMS)手続きを見直すべきである。

■ 合衆国は、統合的な研究開発、技術協力をさらに促進するために、「科学技術フォーラム」と政策中心の「安全保障協議委員会」の組織を統合し、再活性化するべきである。また、タイムリーかつ戦略的な一貫性のある決定を確保するために、国防関係取引に関わる官僚組織の改善と効率化に取り組むべきである。

■ 合衆国は大統領によって担当官を任命し、その者に日米同盟の強化への責任を持たせるべきである。日本も同様の担当官任命を欲するかもしれない。

(訳:宮野史康、ピースデポ)

http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf

資料 2−7　パネッタ米国防長官演説

「米国はアジア太平洋に比重を移す」(抜粋訳)

第11回シャングリ・ラ対話
2012年6月2日、シンガポール

(前略)

第二の原則は、パートナーシップに関するものである。このアプローチの鍵は、この地域における我々の同盟とパートナーシップを近代化し強化する我々の努力である。米国は日本、韓国、オーストラリア、フィリピン、タイと条約に基づく重要な同盟関係をもっている。インド、シンガポール、インドネシアや他の諸国は我々の重要なパートナーである。そして我々は、中国とより強固な関係を発展させ、築き上げるために懸命に努力している。

我々がパートナーシップを拡大し、諸同盟を強化している中において、日米同盟は21世紀における地域の安全と繁栄のための礎石の一つであり続ける。こうした理由から、日米両軍は共同で訓練し作戦を行う能力を向上させており、海洋の安全保障、情報収集や偵察といった分野で緊密に協力している。我々はまた、次世代のミサイル防衛を含むハイテク能力を共同で配備し、宇宙やサイバー空間における協力の新たな分野を開拓している。
(略)

アジア太平洋安全保障のもう一つの要は米韓同盟である。朝鮮半島における体制移行と挑発の間、この同盟は不可欠のものであり続けたのであり、私は将来にわたってこの同盟を強化することを優先順位の高いものとしてきた。この目的のために、米国は向こう5年間でその地上戦力の全体の規模を削減するが、韓国における米陸軍の重要なプレゼンスは維持する。(略)

我々が同盟国、パートナーと分かち合う第三の原則は、プレゼンスである。北東アジアにおける我々の伝統的な同盟を強化し、そこでのプレゼンスを維持する一方で、バランスを調整する努力の一部として、我々は東南アジアとインド洋地域におけるプレゼンスを向上させている。

この努力の最も重要な要素は、北部オーストラリアにおける海兵隊のローテーション部隊によるプレゼンスと航空機の配備に関する、昨秋に公表された合意である。

海兵隊の最初の派遣部隊は4月に到着した。この海兵空地任務部隊はアジア太平洋地域

全域に迅速に展開することが可能であり、それによって、東南アジアやインド洋のパートナーとより効果的に協働し、自然災害や海洋の安全保障といった共通の課題に対して取り組むことが可能になる。(略)

我々はフィリピンとの同盟を活性化している。先月ワシントンで、私はクリントン国務長官とともに、フィリピンとの間で行われた初めての「２＋２」会合に出席した。我々の軍隊は協働してテロリスト集団への対処に成功している。我々はまた、相互の利益にかなう能力の向上を追求し、フィリピンの海洋におけるプレゼンスを向上させるために努力している。デンプシー統合参謀本部議長は我々の軍事的関与を促進するために、ここからフィリピンへ向かうことになっている。

バランスを調整する我々の誓約のもう一つの具体的な表れは、シンガポールとの防衛協力関係の拡大である。シンガポール軍やこの地域の他の諸国の軍隊と共同で作戦行動を行う能力は、数年後に我々がシンガポールに沿岸戦闘艦(LCS)を前方配備することによって、さらに強化されてゆくであろう。

このバランス調整努力は、我々が既存の同盟やパートナーシップに新たな方向性を与える一方で、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム、ニュージーランドとのパートナーシップを向上させることを重視する。(略)

米国は、これらの地域のパートナーシップを強化するとともに、中国との極めて重要な関係もまた強化することを追求する。我々は、中国が21世紀に平和で豊かで安全なアジア太平洋を発展させることを可能にする鍵であると信じている。私は、中国政府の招待でまもなく中国を訪問することを楽しみにしている。両国は、米国と中国との関係が世界で最も重要な関係の一つであることを認識している。米国は課題を明確に認識しており、それについて間違いを犯すことはない。我々はまた、より緊密な協力と関係がもたらしうる機会を掴んでゆきたい。(略)

私は、この地域と世界中の多くの人々が米中関係を注視していることを知っている。ある人々は、米国がアジア太平洋地域をますます重視しようとしていることを、中国に対するある種の挑戦だと見なしている。私はそのような見方を完全に否定する。アジアへの関与を刷新し拡大する我々の努力は、中国の発展と成長と完全に両立できる。実際、この地域への米国の関与の拡大は、我々の共有する将来の安全と繁栄を促進するものであり、したがって中国の利益にかなう。

この文脈で、我々は中国と台湾の双方が近年、両岸関係を改善しようとしている努力を強く支持する。我々は台湾海峡の両岸の平和と安定に持続的な関心を持っている。米国は三つのコミュニケと台湾関係法に基づく一つの中国政策を堅持し続ける。

また中国は、60年間この地域で役割を果たしてきた法に基づく秩序を尊重することによって、安全と繁栄を促進するために果たすべき重要な役割を担っている。米国は、グローバルな諸問題でより大きな役割を担う、強く豊かで成功した中国の台頭を歓迎する。(略)

米国は、自由で開かれた海洋へのアクセスに対する全ての国の権利を擁護する、相互に合意された海上航行規範を発展させることが、地域の諸機構にとって決定的に重要であると信じる。我々は、紛争の防止と対処を含む、南シナ海における関係諸国の行動を律する、法に基づく枠組みを創出する、法的拘束力のある行動規範を発展させるための

ASEAN諸国と中国の努力を支持する。

これに関連して、我々が南シナ海のスカボロー礁における事態に強い関心を寄せていることは言うまでもない。米国の立場は明確で一貫したものである。すなわち、我々は強制に反対し、そして、武力の使用に反対する。我々は領域に関する競合する主張があるときにはどちらの側にも立たない、しかし我々はこの紛争が平和的に、国際法に則った方法で解決されることを望んでいる。我々は、自分たちの立場を緊密な同盟国であるフィリピンに伝え、明言してきたし、我々の見解を中国やこの地域の他の諸国に対して明らかにしてきた。

太平洋の大国としての米国の国益は、航行の自由、妨げられることのない経済的発展と貿易、そして法の支配の尊重の中にこそある。(略)

我々全てが共有する原則の最後に、戦力投射を挙げたい。

我々の今年の予算は、アジア太平洋地域における軍事的能力を強化し、持続するための最初の投資であり、戦略的決定である。我々の安全保障上のプレゼンスと関与の全体を判断する際には、我々の戦力の数のみならず、技術的能力の向上に着目していただきたい。

例えば、我々は向こう5年間で旧くなった海軍艦船を退役させる。それらは、40隻以上の、はるかに高性能で技術的に進歩した艦船によって置き換えられる。我々は向こう数年間で太平洋における演習の数と規模を増加させる。また我々は、重要なインド洋地域も含めて、寄港の回数を増加させるとともに、寄港地をより広範囲に拡大する。

さらに海軍は、2020年までに、現在太平洋と大西洋にほぼ50対50の割合で配備している戦力をおおよそ60対40とする。その中で、この地域には6隻の空母、巡洋艦、駆逐艦、沿岸戦闘艦及び潜水艦の多数が配備されるであろう。(略)

軍事的能力へのこれらの投資と歩調を合わせ、我々は、これらプラットフォームの類ない優位性をよりよく活用し、アジア太平洋での作戦における独自の課題に対処することを可能とする、新たな作戦概念を開発している。国防総省は1月、統合作戦アクセス概念(JOAC)に関する報告書を公表した。同概念は、エアシーバトルのような関連する努力とともに、重要な航路や輸送ラインへの我々の部隊のアクセスを阻むような、新しい、破壊的な技術や兵器による挑戦に対する国防総省の対処能力に資するものである。(後略)

www.iiss.org/en/events/shangri%20la%20dialogue/archive/sld12-43d9/first-plenary-session-2749/leon-panetta-d67b

資料 2−8　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁

第180回国会　2012年4月5日　参議院予算委員会議事録(抜粋)

○浜田昌良議員(公明党)　問題は、この北朝鮮問題で、北東アジア非核地帯条約、これについて野田総理はどのように思っておられますか。

○野田佳彦内閣総理大臣　(略)

○浜田昌良議員　野田総理、原稿を読んじゃ駄目ですよ、これは。(略)いつまでたっても実現できる環境がないといって、ずるずるずるずる来ているんですよ。岡田さん、岡田さんはこれ、2008年8月8日にまとめたじゃないですか、民主党の条約。実現したいと思いませんか。

○岡田克也副総理　まず、これは民主党というより議連なんですね。私は会長を務めておりました。おっしゃるとおり、2008年8月8日に東北アジア非核地帯構想の条約案を発表したところでございます。**これは是非実現したいと思います。**ただ、総理も言われたように、北朝鮮が非核化しないと、これはできないんですね。

したがって、北朝鮮が非核化してこの条約を結ぶ、そのことによってこの北東アジアから核がなくなると。そして、それが日本と韓国、北朝鮮の間で、3か国で条約が合意され、それを核保有国であるロシア、中国、アメリカが保障するという形ができれば、**これは核なき世界に向かって極めて大きな一歩**だというふうに思っております。

○浜田昌良議員　北朝鮮が非核化してからでないとできないと言っていると、いつまでたってもできない。じゃなくて、**同時達成を目指すべき**なんですよ。(略)

○田中直紀防衛大臣　(略)

○浜田昌良議員　(略)今回、ミサイル事案が問題になっていますが、その先頭に人工衛星じゃなくて核弾頭が入っているかもしれないような状況なんですよ。そういうときに、非核化してからなんて、非核地帯できると思いますか。もう一度岡田さん、お願いします。

○岡田克也副総理　この非核地帯条約というのは、日本、韓国、北朝鮮が核を持たないということを前提として成り立つ条約ですから、先ほど答弁のように申し上げました。しかし、委員御指摘のように、**これは核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だ**というふうに思っております。

○浜田昌良議員　今のような方針で外務省をもう一遍説得してくださいよ。

○岡田克也副総理　外交は総理大臣、外務大臣がしっかり行うべきだというのが私の持論でございます。しかし、もちろん私も閣僚の一人ですから、よく意見交換はしていきたいというふうに思います。

(後略)

(強調は編集部。質問者、答弁者の肩書きは通例的な表記に書き換えた。)

資料 2−9　PNND日本・北東アジア非核兵器地帯WT趣意書

「北東アジア非核兵器地帯」促進ワーキングチーム趣意書

2012年5月17日

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく全ての国の責務です。核兵器を保有しないながらも拡大核抑止力に依存する政策を取っている国は、核兵器に依存しない安全保障政策への道を追求することが求められます。「北東アジア非核兵器地帯」設立への努力は、北朝鮮の非核化を促す新しい方策となることは勿論のこと、日本、韓国など北東アジアの関係国に核兵器に依存しない安全保障への道筋を提供するものです。この努力は、同時に「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高め、北東アジア地域の安定と平和のために緊急で時宜を得たイニシャティブとなります。

そこで、3月21日のPNND日本第8回総会は、PNND日本の中に、有志が超党派で「北東アジア非核兵器地帯」促進ワーキングチーム(WT)を創設することに合意しました。WTは以下のような活動に取り組みます。

(1)北東アジア非核兵器地帯条約案の骨子を作成する。(いくつかの既存の例を基礎にして取り組む。)
(2)それを材料にして、韓国をはじめ6か国協議構成国の国会議員との協議を行う。
(3)日本政府をはじめ関係国の公的な意思表示と交渉の開始を働きかける。

www.pnnd.jp/syui-sho.pdf

資料 2−10　PNND日本WT・北東アジア非核兵器地帯条約・骨子案

北東アジア非核兵器地帯条約・骨子案

核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本
北東アジア非核兵器地帯促進ワーキングチーム
2012年8月

<前文>

・北東アジア非核兵器地帯条約が、核兵器が実際に戦争において使用された唯一の地域における条約であること。
・日本と朝鮮半島にはいまなお苦しみを抱える多くの被爆者が生存していること。
・核兵器が国家・非国家主体によって実際に使用される危険があること。
・「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」「非核三原則」を想起。
・9.19 共同声明(2005 年)が「南北共同宣言」遵守を再確認し、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意」したこと。その後も 9.19 共同声明は再確認されていること。

・NPT 第 6 条が規定する核軍縮義務の履行促進に貢献すること。
・非核兵器地帯設立が地域の協調的安全保障を構築する一歩であること。
・地帯設立が核兵器全面禁止と完全廃棄に向けた世界的努力に貢献すること。
・地帯内国家の関心として安定的、持続的なエネルギーの確保問題があること。また、福島第一原発事故以降、核エネルギー依存の見直しが地球規模の課題であり、再生可能エネルギーへの関心が高まっていること。
・(核兵器・通常兵器を問わず、核保有国からの武力攻撃の脅威が、核拡散の誘因となること。)

■用語の定義
・「北東アジア非核兵器地帯」…日本、韓国、北朝鮮。
・「領域」…領土、内水、領海、これらの海底・地下・上空。
・「地帯内国家」…日本、韓国、北朝鮮。
・「近隣核兵器国」…中国、米国、ロシア。

■条約の適用
・地帯内国家領域内の核兵器国管理下の軍事施設も条約の適用範囲。

■基本的義務
①地帯内国家の義務
・地帯内外を問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
・他の国家・非国家による領域内での上記行為を禁止。
・自国の安全保障政策のあらゆる面で核爆発装置への依存を完全排除。
・原爆被害の実相を含め、核軍縮教育の世界的普及に努力。

②近隣核兵器国の義務
・(消極的安全保証)
A. 核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、地帯に対する武力攻撃、武力攻撃の威嚇を行わない。
B. 地帯に対する核爆発装置の使用、使用の威嚇を行わない。
・地帯内国家の義務を尊重する。
・(核搭載艦船・航空機の通過)
A. 核兵器搭載が疑われる艦船・航空機の寄港、着陸、領空通過や領海の一時通過は禁止する。
B. 核兵器搭載が疑われる艦船・航空機の寄港、着陸、領空通過や領海の一時通過について事前協議を行う。可否は地帯内国家の主体的判断に委ねる。
C. 核兵器搭載が疑われる艦船・航空機の寄港、着陸、領空通過や領海の一時通過については個別国家の主権的判断に委ねる。

■原子力の非軍事的利用
・条約は原子力の非軍事的利用の権利を害さない。
・地帯内国家はNPT保障措置下で非軍事的利用を行う。
・IAEA包括的保障措置協定、追加議定書の未発効国は条約発効後18か月以内に締結。
・地帯内国家は、可能な場合は、核兵器国も含め、それぞれの安定的、持続的なエネルギーの確保(とりわけ再生エネルギー)について協力を発展させる。

■北東アジア非核兵器地帯委員会の設立
・全締約国(外務大臣またはその代理)で構成。履行の監視、遵守の確保を任務とする。
・いずれかの締約国の要請あるいは執行委員会(後述)の要請で開催。
・すべての締約国の出席で成立。コンセンサスあるいは1か国を除くすべての合意で決定。

■執行委員会の設立
・委員会の下部機関として、すべての締約国によって構成。
・必要時に開催。
・合意形成は委員会と同じ。
(任務)
・条約遵守の管理制度の適切な運用の確保。
・「説明の要請」「事実調査団に関する要請」の検討・決定。
・事実調査団の設置。調査結果の検討、決定、報告。
・委員会召集を要請。

■管理制度の確立
・義務遵守の検証のための管理制度の確立。
・管理制度の構成:IAEA保障措置制度、報告・情報交換、疑念に対する説明要請、事実調査団に関する要請、違反認定の際の改善措置など。
・詳細については別文書(「管理制度に関する付属書」など)で規定する。

■署名・批准、寄託及び発効
・6か国に署名開放。
・地帯内国家すべてと2つ以上の近隣核兵器国の批准寄託日に発効。

■条約改正
すべての締約国が改正を提案可。執行委員会に提出。委員会を招集。コンセンサス決定。

■再検討会議
発効後10年で運用検討委員会の会合を開催。その後はコンセンサス決定で随時開催。

■紛争の解決
いかなる紛争も平和的手段でもって解決。
1か月以内の解決ができない場合は、紛争当事国の同意のもと、仲裁裁判または国際司法裁判所に付託。

■有効期間
無期限。

<付属議定書>
○締約国による違反行為に寄与しない。
○地帯に対して核爆発装置の使用・使用の威嚇を行わない。
○寄港と通過(本体と同じ)。
○フランス、英国に署名開放。批准書寄託日に発効。

資料 2－11　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン提案

「北東アジア非核兵器地帯に向けた一提案」(抜粋訳)

モートン・H・ハルペリン

『グローバルアジア』第6巻第4号、2011年冬、11年12月19日

(前略)

現在の行き詰まり

北朝鮮の核計画の廃棄をめぐる交渉が決裂し、計画凍結の誓約を北朝鮮が撤回した理由についての見解は、米韓と北朝鮮で大きく異なる。北朝鮮は、燃料や原子炉の供給の見返りとしてプルトニウム炉を解体するという合意を行い、それを遵守してきたと考えている。北朝鮮の言い分は、燃料供給を中止し、敵視しないという約束を撤回することによって合意を破棄したのは米国だというものだ。さらに、北朝鮮は、他の核計画の放棄を約束したわけではないと信じている。また、北朝鮮は朝鮮半島の非核化に向けた同国の誓約は究極的な目標に過ぎず、現時点における誓約ではないと考えている。(略)

他方、米国と韓国は、北朝鮮が核兵器計画のすべてを停止し、そのプロセスの検証を認めると誓約したと理解している。米韓両国は、ウラン濃縮計画を秘密裡に進めたことによって、北朝鮮がその合意を破ったと見なしている。両国は交渉に向かう用意があるとしているが、北朝鮮が寧辺(ヨンビョン)原子炉の解体を再開し、いかなる前提条件もなしに、効果的な査察を伴う形で、他のすべての核計画を中止すると合意することが絶対条件である。(略)

6か国協議の再開に焦点を絞った外交努力ではこの行き詰まりを打開できない。解決に至るためには、両者の対立を迂回する努力が不可欠である。北朝鮮は、少なくとも、核兵器がなくとも自国の安全保障上の必要性を満たせるという確信を得るまで、核兵器を放棄することはない。同国が過去10年の経過から得た教訓は、米国は意に沿わない政権を持つ国の体制転換を成し遂げるためには武力行使を憚らないということ、そして、自らには信憑性を伴う核攻撃の威嚇以外にそれを抑止する手立てはないことである。北朝鮮は、同国がきわめて重要であると考える、同国を敵視しないという米国の誓約が簡単に覆されることを経験的に知っている。北朝鮮は米国の通常兵器や核兵器による攻撃を恐れており、自国が通常兵器及び化学兵器という信頼性のある非核抑止力を有している世界有数の、そして唯一の小国であるという事実を理解していない。北朝鮮のこれらの戦力は、ソウル周辺地域に容易に到達し、甚大な被害を与えることができる。他方、米国と韓国は、過去の合意において両国が行った誓約はもはや無効であると見なしており、そこに立ち返る意思はない。

この行き詰まりを打開するために、米国、韓国そして日本は、北朝鮮との関係に影響を及ぼすあらゆる未解決問題に対処するような包括的合意の諸条項に関する共同作業に着手すべきである。3か国は、正式な交渉は6か国協議の枠組みのなかで行われることを明確にしつつ、包括的アプローチと合意諸条項について中国及びロシアの同意を求めるべきである。そして5か国が大枠での合意に達した後に、北朝鮮をプロセスに引き込むべきである。条約案に関する正式交渉はそれから始まる。最終的な文言に合意した後に、関係各国は6か国協議の枠組みにおいて合意の履行に関する協議を行うことになる。

北東アジアの平和と安全に関する包括的条約

ここでは、6か国協議の参加国によって署名・批准される包括的条約を提案したい。その条項には署名国の一部のみを対象とした義務も含まれるし、また、すべての加盟国を対象とした義務も含まれる。以下に論じるように、条約及びその個別要素を発効させるタイミングは柔軟に考えるべきである。核不拡散条約(NPT)で定められた他の核兵器国(NWS)(これらに対しては議定書の署名が追求されうる)や、モンゴルを含めた他の地域国家といった、6か国以外の国々についても条約への加盟を求めうるかもしれない。台湾を含める方法も検討されるかもしれないが、もし中国が反対するのであれば交渉決裂の危険を冒してまで求める必要はない。包括的な「北東アジア平和安全保障条約」は以下の要素を含むものとなるだろう。

1. 戦争状態の終結

これが北朝鮮にとっての主たる目的であることは明白だ。条約のこの箇所が適用されるのは、休戦協定の当事国および韓国である。当該箇所は、朝鮮半島の究極的な統一を支持しつつ関係の正常化を定める。この合意は、南北間の国境を開き、非武装地帯から軍隊を撤退させることを定める。領海を含む南北の領土紛争は解決されるか、あるいは両国は紛争の平和的解決を誓約することとする。

2. 常設の安全保障協議体の創設

本条約により、6か国協議は条約の各条項の履行状況を監視し、今後、地域内で安全保障問題が起こった場合に対処する場を提供することを目的とする常設委員会と支援組織に改編される。本条約には、6か国に加えて、地域の他の国々も正式加盟国あるいはオブザーバーとして参加することが求められるであろう。

3. 相互を敵視しないという宣言

これは、ビル・クリントン米政権による同趣旨の声明を重視する北朝鮮にとって極めて重要な目標である。ジョージ・W・ブッシュ政権があっさりとそれを撤回し、バラク・オバマ政権がその方針を踏襲したことによって混乱が招かれた。信頼性あるものとするためには、この誓約を条約化し、条約加盟国すべての相互関係に影響を及ぼすものとなるべきである。

4. 核及び他のエネルギー支援の提供

全ての条約加盟国は、核エネルギーを含め、必要とされるすべてのエネルギー源にアクセスする権利を有することが重視されるべきである。北朝鮮に対して課するいかなる規制も、他の条約に加盟する非核加盟国に公平に適用される必要がある。核燃料サイクルの問題を扱う新たな多国間枠組みを立ち上げるべきである。北朝鮮は自国のエネルギー需要を満たすための確実な援助を求めるだろう。これについては、一般的誓約にとどまらず、別の合意として交渉する必要があるかもしれない。

5. 制裁の終結／条約違反への対応

条約加盟国は、他のいずれの加盟国に対しても制裁の発動を差し控え、テロ支援国家リストから外すことを誓約する必要がある。加盟国は、条約に基づく誓約に違反したいず

れの加盟国に対しても集団的に制裁を課す権利を留保する。

6. 非核兵器地帯

最後に、本条約は北東アジア非核兵器地帯の設置に関する諸条項を含むものとなろう。当該条項の諸要素については次節で論じる。

非核兵器地帯の設立

(略)

北朝鮮に関しては、現存する備蓄や生産施設を保安機関の権限の下で廃棄させることを明記した諸条項が必要である。韓国と北朝鮮の両者は、核兵器や生産施設の完全廃棄に先立って、朝鮮半島が統一された場合を想定し、統一政府が核兵器の廃棄を核兵器国に速やかに委ねるとともに、国際監視の下での施設の破壊に同意するという誓約を行うべきである。(略)

米国、中国、ロシアの3か国は、地帯内に核兵器を保持せず、またいかなる形においても非核兵器国の条約違反を支援しないことに合意する。中国が台湾を地帯内に含めることに同意するかどうか、また、中国が台湾に核兵器を保管せず、その義務の受諾に関して台湾の事実上の政府との了解に至ることに同意するかどうかは追求してみる価値があるだろう。

(略)

また中国には、いかなる条約加盟の非核兵器国をも射程に収めうる中距離弾道核ミサイル及び巡航核ミサイルを配備しないことが求められるかもしれない。

条約加盟国は、条約の諸条項を遵守している非核兵器加盟国が他の条約加盟国ないし他の核兵器国から核兵器使用の威嚇を受けた際には、協議の上、適切な行動をとることに合意する。米国の日本及び韓国に対する安全保障条約上の誓約は引き続き有効である。しかしこれらは非核兵器地帯条約におけるすべての義務と矛盾しないよう解釈を変更するべきである。米国は、同盟国に対し他の加盟国から核兵器による威嚇あるいは使用の形での条約違反があった場合のみ、当該同盟国の防衛のために核兵器の使用を検討することが認められる。

(略)

移行期に関する選択肢(略)

米国による日本と韓国に対する核抑止の提供

(略)

私は、米国による日本と韓国への誓約の維持が、非核兵器地帯条約加盟国の義務に抵触するとは思わない。しかしながら、その誓約の解釈は変更されるべきであると考える。すなわち、米国は自国あるいは駐留軍が核攻撃された場合と同じやり方で日本あるいは韓国に対する核攻撃に対処すると解釈すべきである。しかし、そうした対処がいかなる性質のものであるかについては、攻撃の態様次第であり、核兵器の使用が必須ではないことを明確にすべきである。(後略)

www.globalasia.org/Issue/ArticleDetail/251/a-proposal-for-a-nuclear-weapons-free-zone-in-northeast-asia.html

3.その他の資料

資料3－1　核軍縮の人道的側面に関する16か国共同声明

核軍縮の人道的側面に関する共同声明(全訳)

2015年核不拡散条(NPT)約再検討会議 第1回準備委員会
2012年5月2日、ウィーン
ベンノ・ラグナー大使(スイス)

議長、
私は、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカおよびスイスを代表し、発言しています。我々は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議が、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念」を表明し、また、「すべての国家がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認したことを歓迎いたします。

議長、
核兵器の人道的側面に関し、深刻な懸念が繰り返し表明されてきました。広島と長崎において、それらの使用の恐るべき結果が明らかになった時に、国際赤十字委員会(ICRC)は、それらの「殲滅的な」兵器の廃絶を求めるという立場を明らかにしました。
1945年の核兵器の使用の純然たる恐怖は、後にNPTの前文において、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し」と言及されることで反映されています。

もしこのような兵器が、意図的にであれ、偶発的にであれ、再び使用されることがあれば、甚大な人道的結果をもたらすことは避けられません。直接の犠牲者に加え、核爆発の恐ろしい影響から辛うじて生き延びた人々も、計り知れない苦しみを耐え忍ぶことになるでしょう。ICRCがすでに結論付けているように、国際的な緊急援助を提供する機関は、その責務を果たすことは不可能でしょう。たった一発の核兵器の放出する放射能であろうとも、極めて広い地域の人口、農業および天然資源に影響を及ぼし、また将来の世代にわたって脅威となることを、いくつかの研究はすでに示しています。さらにいくつかの研究は、「核兵器による限定された交戦」－それ自体言葉の矛盾です－であっても、10億人を超える人々に影響を与える世界的な飢饉を引き起こしかねない、環境と食糧生産に対する深刻かつ長期間にわたる影響を伴う地球規模の気候変動をもたらすと結論付けています。

議長、
核兵器は、人類の生存に対して脅威となる破壊的な能力を有しており、それらが存在し続

ける限り、人類に対する脅威も存続します。これは、これらの兵器に付随すると目されている政治的な価値や威信とも相まって、拡散と国際的な義務に対する不遵守を促進するさらなる要因です。さらに、冷戦の終結後においてすら、核による絶滅の脅威が、21世紀における国際的な安全保障の状況の一部であり続けていることは、深刻な懸念です。

伝統的な安全保障上の問題に対処するうえでの、このような大量破壊の手段の有用性に対し、多くの国々ならびに市民社会の専門家により疑問が呈されてきています。さらに、核兵器は、貧困、保健、気候変動、テロリズムあるいは国際犯罪のような現在の問題に対処するうえで、役に立ちません。少なくとも、社会福祉、保健衛生、また教育のために利用できる資金が減少している時に、毎年核兵器の備蓄を維持し、近代化し、また拡大するために巨額の財源を使うことは、疑問に思えます。選択肢は明らかです。

議長、
人道上の深刻な懸念に加え、核兵器の使用は、重要な法的な問題をも提起します。核兵器は、その破壊的な能力のために、また、その制御不能な時間的、空間的な影響のために、独特のものです。国際人道法のすべての規則は、核兵器に対して完全に適用が可能です。とりわけ、それらの規則には、目標区別、均衡性および予防措置、ならびに過度の障害または無用の苦痛の禁止、また、広範な、長期の、重大な環境への損害の禁止が含まれます。最近、国際赤十字および赤新月運動代表者会議は、あらゆる核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛を強調するだけでなく、いかなる核兵器の使用であっても、国際人道法の規則といかに両立しうるかを思い描くことは困難であることを強調する決議を採択しました。

議長、
もっとも重要なことは、このような兵器が、いかなる状況の下においても二度と使用されないことです。これを保証する唯一の方法は、ＮＰＴ第6条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理の下での、全面的、不可逆かつ検証可能な核兵器の廃絶であります。すべての国家は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を実現するための努力を強めなければなりません。市民社会は、核兵器の著しい人道的結果および国際人道法の関与の必要性についての意識を高めるうえで、重要な役割を果たします。

2010年のNPTの行動計画およびそれ以前のNPTの成果の完全な実施は、この点についての重要なステップであります。この再検討の過程にとって、核兵器の人道的な影響が十分に取り上げられることが極めて重要です。我々はすべての加盟国、とりわけ核兵器国に対し、国際法および国際人道法の遵守に対する誓約に関し、よりいっそうの注意を払うことを求めます。これもまた、2015年の再検討会議の成果に適切に反映されるべきであります。御清聴感謝します。

（訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/statements/20120502/SwitzerlandOnBehalfOf.pdf

資料3－2　核軍縮の人道的側面に関する35か国共同声明

核軍縮の人道的側面に関する共同声明(全訳)

第67回国連総会第1委員会
2012年10月22日、ニューヨーク
ベンノ・ラグナー大使(スイス)

議長、
私は、アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、エクアドル、エジプト、アイスランド、インドネシア、アイルランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、サモア、シェラレオネ、南アフリカ、スワジランド、タイ、ウルグアイ、ザンビア、そしてスイスの34か国ならびにオブザーバー国であるバチカンを代表し、発言しています。

我々は、核兵器のいかなる使用もがもたらすであろう人道的結果を深く懸念しております。我々は、過去数年においてこの問題に対する関心が高まっていることを歓迎いたします。2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念」を表明し、また、「すべての国家がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認しました。2010年以降、いくつもの国連総会決議、あるいは他の議論の場において、この問題がいっそう重んじられてきたことに我々は勇気付けられております。

議長、
核兵器の人道的側面に関し、深刻な懸念が繰り返し表明されてきました。広島と長崎において、それらの使用の恐るべき結果が明らかになった時に、国際赤十字委員会（ICRC）は、それらの「殲滅的な」兵器の廃絶を求めるという立場を明らかにしました。

核兵器の使用の純然たる恐怖は、1946年に国連総会が採択した第一号決議に盛り込まれ、その後も主要な多国間の諸文書に反映されました。NPTの前文は、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であること」と言及しています。1978年の第一回国連軍縮特別総会（SSOD-1）は、核兵器が人類ならびに文明の生存に対する最大の脅威であることを強調しました。それらの採択から数十年が経過した今も、そうした懸念の表現は妥当であり、それは核兵器が存在する限り変わることはありません。

もしこのような兵器が、意図的にであれ、偶発的にであれ、再び使用されることがあれば、甚大な人道的結果をもたらすことは避けられません。ICRCがすでに結論付けているように、国際的な緊急援助を提供する機関は、その責務を果たすことは不可能でしょう。直接の犠牲者に加え、核爆発の恐ろしい影響から辛うじて生き延びた人々も、計り知れない苦しみを耐え忍ぶことになるでしょう。たった一発の核兵器の放出する放射能であろう

とも、極めて広い地域の人口、農業および天然資源に影響を及ぼし、また将来の世代にわたって脅威となることを、いくつかの研究はすでに示しています。さらにいくつかの研究は、「核兵器による限定された交戦」――それ自体言葉の矛盾です――であっても、10億人を超える人々に影響を与える世界的な飢饉を引き起こしかねない、環境と食糧生産に対する深刻かつ長期間にわたる影響を伴う地球規模の気候変動をもたらすと結論づけています。

議長、
核兵器は、人類の生存に対して脅威となる破壊的な能力を有しており、それらが存在し続ける限り、人類に対する脅威も存続します。これは、これらの兵器に付随すると目されている政治的な価値や威信とも相まって、拡散と国際的な義務に対する不遵守を促進するさらなる要因です。さらに、冷戦の終結後においてすら、核による絶滅の脅威が、21世紀における国際的な安全保障の状況の一部であり続けていることは、深刻な懸念です。

伝統的な安全保障上の問題に対処するうえでの、このような大量破壊の手段の有用性に対し、多くの国々ならびに市民社会の専門家により疑問が呈されてきています。さらに、核兵器は、貧困、保健、気候変動、テロリズムあるいは国際犯罪のような現在の問題に対処するうえで、役に立ちません。少なくとも、社会福祉、保健衛生、また教育のために利用できる資金が減少している時に、毎年核兵器の備蓄を維持し、近代化し、また拡大するために巨額の財源を使うことは、疑問に思えます。選択肢は明らかです。

議長、
核兵器に特有の破壊力や、時間的、空間的な影響における制御不能性に起因する人道上の深刻な懸念は、重要な法的な問題をも提起しています。国際人道法のすべての規則は、核兵器に対して完全に適用が可能です。とりわけ、それらの規制には、目標区別、均衡性および予防措置、ならびに過度の障害または無用の苦痛の禁止、また、広範な、長期の、重大な環境への損害の禁止が含まれます。昨年11月、国際赤十字および赤新月社運動代表者会議は、あらゆる核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛を強調するだけでなく、いかなる核兵器の使用であっても、国際人道法の規則といかに両立しうるかを思い描くことは困難であることを強調する決議を採択しました。

議長、
もっとも重要なことは、このような兵器が、いかなる状況に下においても二度と使用されないことです。これを保証する唯一の方法は、NPT第6条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理の下での全面的、不可逆的かつ検証可能な核兵器の廃絶であります。すべての国家は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を実現するための努力を強めなければなりません。市民社会は、核兵器の著しい人道的結果および国際人道法の関与の必要性についての意識を高めるうえで、重要な役割を果たします。

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことは、国際社会全体の懸案であります。したがいまして、国連総会は、この問題に包括的に取り組んでゆく上で、とりわけ重要な役割を担っております。ご清聴ありがとうございました。

（暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））

www.eda.admin.ch/etc/medialib/downloads/edazen/topics/intorg/un/missny/other.Par.0119.File.tmp/Joint%20Statement%20on%20the%20humanitarian%20dimension%20of%20nuclear%20disarmament_22.10.12.pdf

資料3－3　核兵器の人道的影響に関する80か国共同声明

核兵器の人道的影響に関する共同声明(全訳)

2015年核不拡散条(NPT)約再検討会議 第2回準備委員会
2013年4月24日、ジュネーブ
アブドゥル・ミンティ在ジュネーブ国際連合南アフリカ政府常駐代表

議長、
私は、核不拡散条約(NPT)加盟国であるところのアルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベラルーシ、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、グルジア、グレナダ、グアテマラ、バチカン、ホンジュラス、アイスランド、インドネシア、イラン、アイルランド、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マレーシア、モルジブ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、サモア、シンガポール、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、トンガ、トリニダードトバゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、イエメン、ザンビア、そして我が国南アフリカを代表し、発言しています。

私たちは、核兵器使用のもたらす壊滅的な人道的結果について深く懸念しています。このことは、核兵器が最初に開発されて以来認知され、さまざまな国連決議ならびに多国間条約に反映されてきた一方で、長年にわたって核軍縮及び核不拡散の協議の中心に据えられることはありませんでした。それはまさにNPTの存在理由であり、NPTがそのなかで「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であること」と警告を発しているにもかかわらず、この問題は核兵器をめぐる言説のなかで一貫して黙殺されてきました。

しかし、核兵器の実際の使用ならびに実験は、これらの兵器の持つ甚大かつ制御不能な破壊力、そしてその無差別性がもたらす受け入れがたい惨害を十分に示しています。核兵器爆発のもたらす影響は国境で食い止められず、よってこれは誰しもにとっての重大な懸念事項です。爆発による即死や破壊のみならず、それは社会経済的な発展を阻害し、環境を破壊し、次世代から彼らの健康、食料、水、その他死活的なリソースを奪うものとなります。

近年、核兵器のもたらす人道的影響は、核軍縮・核不拡散をめぐるすべての協議の中心に据えられるべき根源的かつグローバルな懸念としてますます認知されています。　この問題はいまやグローバル・アジェンダにしっかりと位置付けられています。2010年のNPT再検討会議は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念」を表明しました。同様に、国際赤十字及び赤新月社運動代表者会議の2011年決議は、核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛と、国際人道法との関係を強調しました。

2013年3月にオスロで開催された核兵器の人道的影響に関する会議は、核兵器爆発のもたらす影響についての事実情報を基盤とする議論のプラットフォームを提供しました。会議における広範な参加は、一発の爆発のもたらす壊滅的影響が誰しもにとっての懸念事項であり、関係しているという認識を反映しています。専門家及び国際機関が発した主たるメッセージは、いかなる国家あるいは国際機関であっても、核兵器爆発がもたらす短期的な人道上の危機に対処しえず、被害を受けた人々に十分な支援を提供できないというものです。この問題に対する理解を広め、深めるためのフォローアップ会議を開催するとのメキシコの発表と、核兵器の人道的影響の問題を取り上げることへの国際社会の決意を私たちは心より歓迎します。

核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています。核兵器爆発の壊滅的影響は、それが偶発的であれ、計算違いによってであれ、あるいは計画的であれ、十分な対応を行うことは不可能です。すべての努力はこの脅威を取り除くことに割かれなければなりません。核兵器が二度とふたたび使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃棄することでしかありえないのです。NPTの目的を満たし、その普遍性を達成することを通じたものを含め、核兵器の使用を防止し、それらの垂直的・水平的拡散を防止し、核軍縮を達成することはすべての加盟国に課された共通の責務です。よって2010年行動計画ならびにNPTの目標達成をめざした過去の成果の完全な履行がこれ以上先延ばしされることがあってはなりません。

核兵器の人道的影響の問題を取り上げることにはまったくの妥当性があります。NPTの基礎を支える要素の一つとして、今回及び今後の再検討サイクルにおいて、人道的結果が私たちの作業や行動を特徴づけるものとなることがきわめて重要です。

これは政府に対してのみならず、この相互連関した世界において一人一人、すべての市民に影響を与える問題です。政府がその責務を果たすと同時に、市民社会は、政府と連携しながら核兵器の壊滅的な人道的結果についての意識を啓発するという死活的役割を担います。核兵器が呈する脅威を取り除くために協働するという責務を、私たちは次世代に対して負っているのです。ご清聴有難うございました。

（暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））

http://papersmartv4.unmeetings.org/media/1574446/South_Africa_Humanitarian_Initiative_General__Debate_Item_4.pdf

資料3−4　中東会議に関するファシリテーター報告

中東会議ファシリテーター報告書（抜粋訳）

2012年5月8日、ウィーン
ヤッコ・ラーヤバ（フィンランド国務次官）

ファシリテーターの任命及び2012年会議の召集

1.〜3.（略）

4. ファシリテーターの任務とは、この問題に関して地域国家との協議を実施し、2012年会議の召集に向けた準備を行うことによって1995年決議の履行を支援することにある。また、ファシリテーターは、2012年会議の参加国で合意されるフォローアップ措置の履行においても支援を提供する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行うものとする。

5.〜6.（略）

ファシリテーターによる協議

7. ファシリテーターは、地域の全国家、会議の召集者、核兵器国、関連する国際機関、市民社会、その他の関心ある人々を含むあらゆる関係者とともに、地域国家の首都をはじめ、ニューヨーク、ジュネーブ、ハーグ、ウィーン、ヘルシンキなどで100回を超える協議を行ってきた。これらの協議の焦点は地域国家であった。

8.〜10.（略）

11. 協議は、核、化学、生物兵器ならびにそれらの運搬手段のない地帯の設立に関する実質問題を幅広くカバーしてきた。話題は、とりわけ、地帯の範囲や限界、検証や遵守の問題、平和利用、安全及び保安、信頼醸成措置や関連する条約の枠組みなどに関する問題に及んだ。議論のなかでは、地域の安全保障環境全般や中東の近年の動向も話題に上った。

12.（略）

13. 特筆すべきは、地域の全国家が地帯設立という目標を共有していることである。しかし一方で、この目標を達成するための方法や時間枠の問題をめぐり、各国の見解には相違が存在する。プロセスそのものの性質に関して、どこを強調するかが異なっている。いくつかの国は、地域の参加国による交渉や具体的措置を通して計画的な地帯設立を目指したいと考えている。また、より広範な問題に関する期限を限定しない自由な対話の必要性や、先に政治的環境を整える必要性を強調したいと考える国もあった。

14.〜15.（略）

16. 地域の全国家の参加が、会議成功の前提条件であるとの認識が広くもたれている。多くの国がファシリテーターに会議参加の意向を告げているものの、いくつかの国家は現段階では態度を保留している。参加を拒否した地域国家は存在しない。

2012年会議に向けた準備

17. (略)

18. 開催時期及び場所について、受入国であるフィンランドは、2012年のいずれの時期であってもヘルシンキにおいて開催する用意ができていると発表した。12月の可能性が協議中にしばしば言及されているので、それに従ってロジ計画が進行中である。

19. 重要な進展がみられた反面、会議の議題、様式、運営規則の確定のためにはさらに協議を強化する必要がある。すべての関係者の参加を確保すべく、議題については全員の支持を得られるものでなければならないことが協議の中で強調されてきた。会議は、本会議に加え、もし地域国家が望むならば、合意される議題に沿ったいくつかの小委員会あるいは作業グループで構成されることが提案されている。

20. 2010年NPT再検討会議の最終文書においては、1995年決議の履行を支援するための追加的措置に関する合意がなされている。その中には、IAEA、化学兵器禁止機構(OPCW)及びその他の関連国際機関に対し、過去の業務や得られた経験に基づき、核・大量破壊兵器ならびにその運搬手段のない地帯の様式に関して、2012年会議に向けた背景文書を準備するよう要請することが含まれる。ファシリテーターは、IAEA、OPCW、生物兵器条約履行支援ユニット、包括的核実験禁止条約機構準備委員会に当該文書の作成を要請した。文書は2012年9月末を期限としている。

21. 2010年NPT再検討会議の最終文書は、1995年決議の履行に貢献する上で市民社会の担う重要な役割を認識し、これに関するすべての努力を奨励した。(後略)

22. 実際的措置の一環として、2010年NPT再検討会議はまた、1995年決議の履行を支援するための他の全ての検討を支持した。その中には欧州連合(EU)が後継セミナーを主催するという申し出があった。そのセミナーは、国家及び市民社会の広範な参加を得て2008年6月に、継いで2011年7月に実施したものである。これに関しEUが提示するさまざまな可能性が検討されている。

23. ～24. (略)

次なるステップ

25. 今回の第一回報告に続いて、ファシリテーターは地域国家との協議を継続してゆく所存であり、会議の運営面ならびに実質的な内容面での諸事項、会議の議題、様式、成果、後続措置などについて、彼らからより具体的な提案が得られることを期待する。これに向けた重要な準備作業がすでに各国政府において進められている。地域の全国家による会議参加を確保し、会議成功の見通しを最大限にするためには、これらの問題についての前進及び見解の収斂が得られなければならない

26. ～28. (略)

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/PC.I/11

資料 3－5　第67回国連総会・オーストリアなどの決議

「多国間核軍縮交渉を前進させる」

2012年12月3日採択、A/RES/67/56

提案国: オーストリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、スロベニア、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ

総会は、

核兵器のいかなる使用もがもたらす、壊滅的な人道上の結果について深く憂慮し、

とりわけ軍縮交渉の成功は世界の人民全ての死活的な利益であり、全ての国家には軍縮交渉に参加する権利があるとの、軍縮のための最初の特別総会である国連総会第10回特別総会の宣言を想起し、

軍縮会議と軍縮委員会の役割と機能を再確認し、

また、とりわけ世界的な経済・社会開発及び国際の平和と安定に対する脅威を管理する責任は、全ての国家によって分かち合われ、多国間的に実行されねばならず、世界における最も普遍的で最も多くの国家を代表する国連が中心的役割を果たさねばならないとした、国連ミレニアム宣言を想起し、

安全保障理事会の5つの常任理事国を含む加盟国による、多国間軍縮の進展を確保するための努力と事務総長の支持を歓迎し、また事務総長による「核軍縮に関する5項目提案」に留意し、

2010年の核不拡散条約再検討会議の行動計画を含む結果を想起し、

多国間外交が、軍縮及び不拡散分野で持つ絶対的な妥当性を再確認し、軍備規制及び軍縮交渉を進展するため必要不可欠な多国間主義を促進することを固く決意し、

国連の枠内の多国間核軍縮交渉において、10年以上具体的な成果がないことを認識し、

また、軍縮及び不拡散の問題への政治的関心の拡大、並びに多国間軍縮の促進と核兵器のない世界への前進を奨励する国際的気運の高まりを認識し、

軍縮及び不拡散という課題を高い優先順位に置いた実質的前進の重要性と緊急性を強調し、

多国間軍縮、不拡散及び軍備管理プロセスにおいて市民社会がなす貢献の重要性を認識し、

軍縮に関する審議ととりわけ勧告を行うという国連総会の機能並びに権限に関する、国際連合憲章第11条に留意し、

1. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間の核軍縮交渉を前進させるために、諸提案を作り出す目的をもって、国連公開作業部会(OEWG)を設立することを決定する。
2. また、作業部会は、2013年の利用可能な時間枠の中で、これまで確立された慣行の通り国際機関やNGOの寄与を伴って、最長15日の労働日にジュネーブにおいて召集されること、並びに可能な限り早期にその組織準備の会合を開くことを決定する。
3. 更に、作業部会は、第68回総会に、行われた議論となされた全ての提案を反映する作業

報告書を提出するとともに、総会は、関連する他の議論の場の進展を考慮し、作業部会の仕事を評価することを決定する。

4. 事務総長に対し、可能な資源の範囲内で、前記作業部会の開催に必要な協力を提供し、また作業部会の報告書を軍縮会議と軍縮委員会に伝達することを要請する。

5. 第68回総会の暫定議題に「多国間核軍縮交渉を前進させる」を含めることを決定する。

www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtmlより決議番号で検索。

資料 3−6　第67回国連総会・新アジェンダ連合決議

「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」

2012年12月3日採択、A/RES/67/34

共同提案国: ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

前文（略）

1. NPTの各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返すとともに、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2.〜3.（略）

4. 2010年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、並びにすべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを繰り返し強調する。

5.〜6.（略）

7. 2010年NPT再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限並びに最先端の新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に要請する。

8. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画※に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証することを奨励する。また、兵器級ウランやプルトニウムといった関連物質を国際原子力機関（IAEA）の検証下に置く多国的取り決めの策定を開始・加速し、また、そのような物質を平和目的に転換する取り決めを行うよう核兵器国に促すとともに、すべての加盟国に対し、IAEAの文脈において、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めの前進を支援し、よってそのような物質が検証可能な形で軍事計画の外に恒久的に置かれることを確実にするよう求める。

9.〜10.（略）

11. NPTが核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割を引き続き強調し、すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置の下に置くことを求める。

12.（略）

13. すべての加盟国に対し、国際的な軍縮関連機関において、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している障害を乗り越えるために力をあわせ、2010年再検討会議行動計画の中でジュネーブ軍縮会議に言及した3つの特定の勧告を即時に履行するよう促す。

14. 2010年再検討会議の行動計画の行動5に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的進捗の加速に向けて核兵器国が以下を誓約したことを想起する。

(a) 行動計画の行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

(b) 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

(c) あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

(d) 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

(e) 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

(f) 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

(g) 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

15. 核兵器国が、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる諸措置の具体的な前進を加速させるという、2010年再検討会議※における自らの誓約を果たすことの重要性を強調する。この点に関し、核兵器国が2012年6月27日から29日にかけて、ワシントンDCで最新の進捗状況を検討するための会議を開催したことを歓迎する。また、核兵器国に対し、2014年準備委員会に実質的進展を報告するという見地から、自国の誓約の遂行を加速させるために必要なあらゆる措置を講じるよう求める。

16. 加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮に関する誓約を履行するよう、また、報告の促進に向けて、標準化された報告様式について核兵器国が可能な限り早期に合意するよう求める。

17. いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策ならびに軍縮努力についての情報提供を行ったことを歓迎するとともに、それを実施していない核兵器国に対し、同様に情報提供を行うことを要請する。

18.〜19.（略）

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

（訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）、協力：ピースデポ）

www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtmlより決議番号で検索。

資料 3−7　第67回国連総会・日本決議

「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」

2012年12月3日採択、A/RES/67/59

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベニン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、カンボジア、カナダ、チリ、コモロ、コスタリカ、コートジボワール、サイプラス、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、ガボン、グルジア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、イラク、日本、カザフスタン、ケニア、キルギス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マラウィ、マリ、メキシコ、ミクロネシア、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ナイジェリア、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、タイ、マセドニア、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ザンビア

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するとの見地に立ち、かつ核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実際的かつ効果的な措置をとることの必要性を想起し、また、これに関した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2011年12月2日の決議66/45を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、戦争と核テロリズムを防止するためにあらゆる努力が払われるべきであることを確信しつつ、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認するとともに、核戦争と核テロリズムを回避するためにあらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

(中略)

核不拡散条約(NPT)※が、国際的な核不拡散レジームにおける礎石として、また核軍縮、核不拡散、核エネルギーの平和利用という同条約の三本柱を追求するための不可欠な基礎として果たしている、決定的な役割を再確認し、

1995年のNPT再検討・延長会議※における決定及び決議、並びに2000年※と2010年※の再検討会議における最終文書を想起し、

広島、長崎への原爆投下65周年にあたる2010年の5月3日から28日にかけて開催されたNPT再検討会議の成功と成果を歓迎し、同会議において採択された行動計画※の完全履行の必要性を再確認し、

2012年4月30日から5月11日にかけて開催された2015年NPT再検討会議に向けた第一回準備委員会における討議及び成果を歓迎し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、ジュネーブ軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合、並びに2011年7月27日から29日にかけて開催されたハイレベル会合のフォローアップに関する国連総会本会議に留意し、

2011年2月5日の戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の発効を歓迎し、

また、フランス、英国、米国が全備蓄核弾頭に関する情報公開を最近行ったこと、並びにロシアが保有核兵器に関する情報を更新したことを、透明性向上と相互信頼の向上に資するものであるとして歓迎し、

(中略)

加盟国の共通の目標である核軍縮、核不拡散及び核エネルギーの平和利用と並ぶ核保安の重要性を認識するとともに、2010年4月12、13日にワシントンDCで、2012年3月26、27日にソウルで開催された核保安サミットを歓迎し、また、2014年にオランダで開催される核保安サミットに期待し、

また、朝鮮民主主義人民共和国に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄と、あらゆる関連活動の即時中止を要請した2006年10月14日の国連安保理決議1718と2009年6月12日の決議1874を認識し、同国が発表したウラン濃縮計画及び軽水炉建設ならびに2012年4月13日の運転開始に懸念を表明し、また、同国がいかなる状況においても、NPTの下での核兵器国の地位を有し得ないことを宣言し、

1. NPTのすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. (略)
3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的措置を通して、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。
5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
6. 核軍縮並びに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通した信頼の増進が重要であることを確認し、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた、核軍縮につながる措置に関する具体的進捗を、国際の安定、平和、そしてすべてにとって強化され、減じない安全を促進する形で加速することを2010年NPT再検討会議において核兵器国が誓約したこと、並びに2014年に開催される2015年NPT再検討会議に向けた準備委員会においてその着手状況を報告することが核兵器国に求められていることの重要性を強調するとともに、これに関連して、5核兵器国による2010年再検討会議のフォローアップ会議が、5か国間の透明性及び信頼醸成措置として2011年6月30日から7月1日にかけてパリで、また、2012年6月27日から29日にかけてワシントンDCで開催されたことを歓迎する。
7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の履行に現在取り組んでいることを歓迎し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励

する。

8. 包括的核実験禁止条約※を未だ署名、批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名、批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。

9. 核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉の即時開始と早期妥結の要求を繰り返し、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾に思うとともに、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。

10. 核兵器国に対し、いくつかの核兵器国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう求める。

11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減するよう求める。

12. 核不拡散レジームを強化しうる、核兵器国からの明確かつ法的拘束力のある安全の保証に関する非核兵器国の正統な関心を認識する。

13. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。

14. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針※に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。

15. (略)

16. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定を未だ締結、履行していない加盟国による締結、履行を含む、同協定の普遍化の重要性を強調するとともに、1997年5月15日にIAEA理事会が承認した、保障措置の適用のための加盟国・IAEA間の同協定のモデル追加議定書を未だ締結、発効していないすべての加盟国に対し、可能な限り早期に締結、発効するよう奨励した2010年再検討会議の後継行動、並びに2004年4月28日の決議1540を含む関連安保理決議の完全履行について強く再確認する。

17.〜20. (略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

(翻訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)

www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtmlより決議番号で検索。

資料3−8　NPDI核軍縮報告の「標準様式案」の提案

核兵器の透明性:不拡散・軍縮イニシャチブ(全訳)

オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコおよびアラブ首長国連邦による作業文書

2012年4月20日、ウィーン、2015年NPT再検討会議第1回準備委員会

NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12※

※技術的な理由により5月7日付で再発行。

1. 核兵器に関連する情報の透明性の向上は、核軍縮とその検証における一層の前進にとって重要な前提条件である。この考えは、2000年核不拡散条約(NPT)再検討会議において採択された完全な軍備縮小を達成するための体系的かつ前進的な努力に向けた実際的措置13項目 に反映された(NPT/CONF.2000/28(第I部及び第II部)参照)。措置9(b)で、同再検討会議は、核兵器能力について、また条約第VI条に基づく合意事項の履行について、核軍縮の更なる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を向上させることを求め、措置12では、締約国が条約第VI条の履行に関して定期報告を行うことを義務づけた。

2. 2010年再検討会議は、最終合意(NPT/CONF.2010/50 (第I巻)参照)において、核軍縮および核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協調が必須であることを認め、透明性の増大と効果的な検証を通した信頼強化の重要性を強調した。会議の合意によって採択された行動計画の行動5 (g)は、核兵器国に対し、透明性をいっそう高め、かつ相互の信頼を向上させるよう求めた。また「行動21」は、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なうことなく、標準化された情報を自発的に提供するという目的にたって、適切な報告提出の間隔を決定するよう奨励した。

3. 再検討会議は、保有核兵器数に関して、いくつかの核兵器国が透明性を増大させたことに留意した。これら核兵器国の貢献並びに2011年2月5日の米ロ間の戦略兵器削減条約(START)の発効は、歓迎されるべきことである。しかしながら、すべての核兵器国による核兵器に関係する、より詳細な情報提供の必要性とそれに寄せられる期待は一層高まっている。これは、現在のところ軍備管理と軍縮プロセスが形成されていない非戦略核兵器に関して特にいえることである。情報提供の拡大は、安全保障と信頼醸成のための重要な措置であるのみならず、核軍縮の一層の前進を促進するものとなろう。

4. 再検討会議は、核兵器国に対し、自らの核軍縮努力を2014年の準備委員会に報告するよう求めた。行動21は、報告の標準様式を導入することにより、そのための枠組みを提供している。この文脈において、核兵器国による、行動計画に基づく誓約の履行を組織化する努力が歓迎される。このプロセスを支援するべく、非核兵器国で構成される不拡散・軍縮

イニシャチブ(NPDI)は、核軍縮に関する報告の標準様式を提案し、2011年6月に核兵器国と共有した。その様式案は、本作業文書の付録に示すとおりである。

5. 2015年再検討サイクルのために、我々は、核兵器に関連する情報の透明性の増大への期待を再度明らかにしたい。これは核兵器国によって斟酌されるであろう、第1に、報告の標準様式は、核兵器国の国家安全保障を損なうことなく、以下の情報を含むものとなろう:
   (a) 核弾頭の数、種類(戦略、非戦略)及び状態(配備、非配備);
   (b) 運搬手段の数及び可能であれば種類;
   (c) 核軍縮努力の一部として解体され、削減された核兵器及び運搬手段の数と種類;
   (d) 軍事目的で生産された核分裂性物質の量;
   (e) 軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割と重要性を低減するためにとられた措置。

6. 報告様式案には上記諸要素が含まれている。しかし、様式案は例示的なものであり、従って網羅的でも決定的なものでもない。例えば、核兵器国によって合意される最終的な様式においては、標準化された報告には、国家予算、および核兵器の維持に投じられた他の資源が含まれるかもしれない。他の締約国は、核兵器国であるか非核兵器国であるかを問わず、様式の要素に関する他の追加的な見解を持つかもしれない。

7. 第2に、行動計画の行動5は、核兵器国に対し2014年準備委員会に核軍縮の努力を報告するよう求めている。しかし我々は、準備委員会の各セッションで、核兵器国が、将来更新されることを前提に、予備的報告を自発的に提出ことを考慮するよう奨励する。

8. 第3に、透明性と情報交換を促進するために、我々は、核兵器国に対し、核兵器に関連する定義及び用語に関する議論を継続するよう奨励する。

9. 最後に、我々は、非核兵器国を含むすべての締約国が、行動20に従い、2010年行動計画および他の関連文書の履行に関する定期報告を提出するよう奨励する。

付録:軍縮に関する報告の標準様式

[国名]、20XX

2010年再検討会議において、締約国は、条約の3本柱に関する前例のない行動計画を採択した。特に重要な行動21では、信頼醸成措置として、全ての核兵器国が、報告の標準様式に可能な限り早期に合意し、かつ国家安全保障を損なうことなく、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定するよう奨励した。本報告様式案は、パリにおける安全保障理事会常任理事国·5か国の会合のために、標準的な報告様式を具体化し開発する過程に対し、予備的なインプットを行うことをめざしている。この案は、行動計画の行動3及び5 (a)の中で特に言及された、核軍縮における核兵器国の努力に関する透明性を増大させるために、最も重要な情報のうちのいくつかを報告するための可能な標準様式を提供することをめざしている。同行動計画において、核兵器国はまた、さらに広範囲の他の軍縮措置に関する自らの努力も報告されるべきであることも誓約した。本様式案にはこれに関連する諸要素を可能な限り含めてある。この提案の下で、核兵器国には、準備委員会の各セッションにおいて、彼らの努力に関する報告をすることが期待される。行動5は、核兵器国に対し、2014年準備委員会に、その努力を報告するよう求めている。しかしそれは、2014年に先立って開かれる準備委員会の各セッションで、予備的様式であれ、そのような報告を提示することを妨げるものではない。

核弾頭	国の回答
核弾頭総数[a]	
備蓄核弾頭数[b]	
戦略及び非戦略核弾頭数	戦略 非戦略
戦略及び非戦略配備核弾頭数	戦略 非戦略
戦略及び非戦略非配備核弾頭数	戦略 非戦略
20XX年における核弾頭の削減数	
20XX年における解体核弾頭の総数	
運搬手段	**国の回答**
種類(ミサイル、航空機、潜水艦、大砲、その他)ごとの核弾頭運搬システム数	配備: 非配備:
20XX年における運搬手段の削減数	
20XX年に解体された運搬手段数	
1995年からの核軍縮[c]	**国の回答**
1995～2000年	
2000～2005年	
2005～2010年	
核ドクトリン	**国の回答**
軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割と重要性を低減するためにとられた、あるいはとられつつある措置	
報告国の核兵器の作戦即応性を減じるためにとられた、ないしとられつつある措置	
核兵器の偶発的、あるいは不許可の使用の危険性を減じるためにとられた、ないし過程にある措置	
報告国による消極的安全保証(状態及び定義を含む)の記載	
非核兵器地帯条約に関連する議定書の批准に関する現状、および将来見通し	
非核兵器地帯条約に関連する議定書の発効に関する協議および協力の現状	
関係国による非核兵器地帯条約に関連する議定書についての留保の見直しの現状	
核実験	**国の回答**
包括的核実験禁止条約に対する批准の現状	
核爆発実験のモラトリアムに対する継続的な支持についての報告国の政策の現状	
国家、地域、及び世界的レベルにおける包括的核実験禁止条約発効促進の活動	

政策見直し計画	国の回答
核兵器備蓄、核ドクトリン、あるいは核態勢に関連した、計画中ないし進行中の政策見直しの範囲と焦点	
核分裂性物質	**国の回答**
国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総量(トン)	
国家安全保障目的のために生産された高濃縮ウランの総量(トン)	
国家安全保障目的のための過剰であると宣言した核分裂性物質の量(トン)[d]	
報告国が軍事目的に必要でないものとして国際原子力機関(IAEA)に申告した、すべての核分裂性物質の量と申告した年、並びにIAEAもしくは他の国際的な検証及び平和目的での処分のための取極めの下に置かれたそれら物質の保管状況を含む現状(及び将来計画)。	
核分裂性物質の不可逆的撤去を保証する適切な法的拘束力のある検証取極めの開発の現状	
核兵器用核分裂性物質の生産施設の解体、または平和利用への転用の現状(及び何らかの将来計画)	
核軍縮を支援する他の措置	**国の回答**
信頼醸成、透明性増大、及び効果的な検証能力の開発を目指した諸政府、国連および市民社会との協力	
「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の決定の第VI条第4節(c)、および2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行に関する定期報告を行った年および公式文書記号	
核軍縮·不拡散教育を促進する活動	

注:
a) 解体待ちをも含む、報告国の管理下にあるすべての核弾頭。
b) 配備及び活性貯蔵された現役弾等数。
c) この項目は、核兵器国が、条約の無期限延長と引き換えに、一連の主要な核軍縮措置に合意した、1995年のNPT再検討·延長会議以来の核軍縮努力を実証することを可能にする。行動21で言及されているように、報告は国家安全保障を損なうことなく行われる。しかし核兵器国は、上記の項目につき、可能な限り幅広く報告するよう大いに奨励される。
d) 本報告様式で用いられるすべてにおいて、「核分裂性物質」は、高濃縮ウラン(ウラン235濃度20パーセント以上)、核兵器級分離プルトニウム(Pu)、ウラニウム-233(U-233)、ネプツニウム(Np)あるいはアメリシウス(Am)として定義される。

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12

資料3－9　NPDI第3回外相会合共同声明

不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)
第3回外相会合共同ステートメント

2011年9月21日、ニューヨーク

1. 1年前，豪州，カナダ，チリ，ドイツ，日本，メキシコ，オランダ，ポーランド，トルコ及びアラブ首長国連邦の10か国は，2010年NPT運用検討会議の成果を前進させるため，現在，「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)」として知られるイニシアティブを立ち上げた。
2. 過去12か月間にわたり，我々は核軍縮の報告における透明性の向上に努め，軍縮会議(CD)の長引く行き詰まりを打開する必要性を強調してきた。
3. 2011年4月30日のベルリンでの第2回会合で，我々はNPT運用検討会議最終文書のアクション21に則って，核兵器国間の議論に貢献するため標準化された核軍縮の報告フォームの作成に取り組んだ。我々は現在，報告フォームを5核兵器国に提示し共有している。この問題における前進を後押しするための我々の努力の一環として，核軍縮の透明性向上に一層の貢献を行っていきたい。
4. ベルリン会合において，我々は，NPT運用検討会議最終文書のアクション15で求められている兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始に，CDが繰り返し失敗していることに深い懸念を表明した。また，我々は，CDが2011年の会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合，国連総会に対し，「交渉開始のために前進する方途について検討する」こと求めると述べた。CDの2011年会期は先週，合意なく終了した。今後の方向性を検討するに当たり，NPDIは，カナダが，FMCTの即時交渉開始を求める国連総会決議を長年リードしてきたことを想起する。カナダは本年再度，同様の決議を国連総会に提出する。現状を吟味し，CDの行き詰まり打開に向けて現在進められている努力を支援し，事態を進展させる方策を提示する決議案を我々は強く支持し，他国も支持することを促す。
5. 我々各国は，CDが主要事項についての作業を開始するよう，引き続き強く求める。
6. 我々は，保障措置協定及び追加議定書が，各国の保障措置に係るコミットメントの効果的な検認の基準であると認識する。NPT運用検討会議最終文書のアクション28及び29に従い，我々は，追加議定書の締結及び実施における我々の経験を共有すべく，IAEA事務局長，及び追加議定書が未発効のIAEA加盟国に宛てた書簡を送付しようとしている。我々は引き続き，IAEAとの間で追加議定書を未締結のすべての国に対し，できる限り早期の追加議定書締結を要請する。
7. NPT運用検討会議は，各国における輸出管理が果たす不拡散上の重要な役割に留意し，各国の輸出管理制度を強化し補強するための具体的な措置を承認した。我々は，これらの措置を支援するため，実践的な提案について作業することを決定した。
8. 我々は，当該地域の関係国家間で自発的に達成された取り決めに基づく非核兵器地帯の設置促進に向けた努力を，そのような非核兵器地帯それ自体が目的ではなく，むしろグローバルな不拡散体制の強化及び核軍縮への貢献のための手段であることを考慮しつつ，強く支持する。核兵器の全面的廃絶までの間，国際的に承認された非核兵器地帯は，当該地帯内の非核兵器国に対し法的拘束力を持った消極的安全保証の拡大という重要な実質的手段を提供するものである。我々は，国連事務総長及び他の関係主体による，中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催に向けた努力を支持し，すべての域内国に対し，この目的に向け建設的に協力することを要請する。
9. 我々は，「核兵器のない世界」の実現に向け，核兵器使用の惨禍の実相を風化させないため，被爆者の実体験を若い世代に伝えていくことが特に重要であることを認識し，軍縮・不拡散教育を精力的に推進する。
10. 最後に，我々はCTBTの普遍化及び発効促進における我々のコミットメントを再確認する。この目標に向けて取り組む一方で，我々は，国際監視制度を含むCTBT検証システムの安全と民生上の利益を認識する。NPDIメンバーは，外交的機会を活用して未署名国及び未批准国に対する働きかけを継続する。

(外務省仮訳)

原文：www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/arms/npdi_mstate110921.pdf

資料3－10　NATO「抑止・防衛態勢見直し」(抜粋訳)

2012年5月20日、シカゴ首脳会議で採択

Ⅰ. 導入/文脈(略)

Ⅱ. 核戦力の貢献

8. 核兵器は、通常戦力やミサイル防衛戦力とならんで、NATOの抑止・防衛能力全体の中核的要素である。(略)
9. 核兵器の使用が考慮されねばならないような状況は極めて考えにくい。核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける。とりわけ米国の戦略核戦力は同盟の安全保障に対し至高の保証を提供している。英国及びフランスの自立的核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持ちつつ、同盟全体としての抑止と安全保障に貢献している。
10. 同盟は、米国、英国及びフランスによって提供される、自立的かつ一方的な消極的安全保証の重要性を認識する。これらは、国連憲章第51条に定められた固有の自衛権を含め、これらの国々が独自に付した諸条件を毀損することなしに、核不拡散条約の締約国であり核不拡散義務を遵守している国に対して核兵器の使用またはその威嚇が行われないことを保証するものである。同盟はさらに、これらの宣言が核拡散の防止において持ちうる価値を認識する。同盟は、核兵器をNATOに割り当てている国々が、各国ベースで提供している安全の保証を、付帯条件を含めてそれらを割り当てた核兵器にも適用することに留意する。
11. 関係同盟国1は、NATOに割り当てられた非戦略核兵器の更なる削減のための環境の創出を追求し、選択肢を検討しつつ、NATOが核同盟である限り、NATOの核抑止力の全ての構成要素が安全、安心かつ効果的であり続けることを保証するであろう。(略)
12. 核兵器が存在する限り核同盟であり続けるとの誓約に従い、同盟諸国は、北大西洋評議会(NAC)が、核分担(ニュークリア・シェアリング)取極めにおける関係同盟国1の最大限の参加を保障するための措置に関する概念を構築する任務を、適切な複数の委員会

に付与することに同意する。同概念には、NATOが欧州配備の非戦略核兵器への依存を低減することを決定する場合が含まれる。

III. 通常戦力の貢献（略）

IV. ミサイル防衛の貢献

18. （略）

19. シカゴにおいて各国首脳は、NATOがミサイル防衛の暫定的能力を達成したことを明らかにした。米国は、欧州段階的適応アプローチをNATOミサイル防衛に提供する。首脳はまた、NATOミサイル防衛任務に貢献するための各同盟国の決定を歓迎し、多国間協調を通じたものを含めて、関連する能力を提供するためになされる同盟諸国による可能な自発的追加貢献の要請を奨励する。同盟は、即応多層戦域弾道ミサイル防衛の指揮・管制ネットワークの中核的能力を基礎に、真に相互運用可能なNATOミサイル防衛能力を構築するという、同盟の最も差し迫った能力の必要性に関するリスボン諸決定においてなされた誓約の履行を継続する。

20. ミサイル防衛は、抑止における核兵器の役割を補完することができるが、代替することはできない。この能力は純粋に防衛的なものであり、欧州大西洋地域の外部からの脅威に対応するという観点から確立されつつある。（後略）

21. NATOミサイル防衛はロシアへの対抗を志向するものではなく、ロシアの戦略抑止力を弱体化する能力を持つものでもない。同盟は、互恵、最大限の透明性及び相互信頼の精神の下で、ミサイル防衛に関するロシアとの協力を積極的に追求するとともに、弾道ミサイルに関する第三国とのNATO関与政策に従い、ケースバイケースの原則での決定に基づき、他の関係国とも関与してゆく。

V. 軍備管理、軍縮及び不拡散における貢献

22. ～23. （略）

24. 同盟は、全ての国々にとってより安全な世界を追求し、国際的安定を促進するような方法で、全てにとって安全保障が減じないとの原則に立って、核不拡散条約の目標に従い核兵器のない世界のための条件を創り出す決意である。

25. 同盟諸国は、NATOロシア理事会において、詳細な提案を開発するという目標をもって、ロシア連邦と透明性及び信頼構築に関する考えを発展させ交換し続けるとともに、NATO及びロシアの欧州における非戦略核戦力の態勢についての相互理解を促進するとの抱負を有している。

26. 冷戦の終結以来、NATOは欧州配備の核兵器の数、種類及び即応態勢並びにNATO戦略における核兵器への依存を劇的に減少・低減してきた。こうしたことを背景とし、より広範な安全保障環境を考慮して、NATOは、欧州大西洋地域に配備されたロシアのより大きな非戦略核兵器備蓄を考慮しつつ、ロシアとの相互的主義的措置の文脈において、同盟への非戦略核兵器の割り当ての要求をさらに低減することを考慮する用意がある。

27. 同盟諸国は、大西洋協議会が、より広い安全保障環境という文脈に立ち、前進配備されたNATOに割り当てられた非戦略核兵器の大幅な削減を可能にするために、ロシアに期待される相互主義的行動のあり方を検討する任務を、適切な複数の委員会に付与することに同意する。

28. 加えて、同盟諸国は米国とロシア連邦が戦略的安定性の促進と透明性向上を通して両国の核兵器をさらに削減する相互主義的努力を継続することを支持し、奨励する。

29. ～30. （略）

VI. 結論―諸能力の「適切な混合」を維持する

31. （略）

32. NATOは戦略概念に規定された誓約を満たす抑止と防衛のために、核戦力、通常戦力及びミサイル防衛能力の適切な混合を維持することを誓約する。（後略）

（以下略）

原注：1. 核計画グループ（NPG）の全ての参加国。

www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_87597.htm?selectedLocale=en

資料3－11　米NZ防衛協力に関するワシントン宣言（抜粋訳）

アメリカ合衆国とニュージーランドの間の防衛協力に関するワシントン宣言

2012年6月19日、ワシントン

アメリカ合衆国国防総省とニュージーランド国防省及び国防軍（以下、集合的に「当事者」と呼ぶ）は、

a. 将来の実際的協力と政治対話を形にするための新しい米国とニュージーランドの戦略的パートナーシップを確立した2010年11月のウェリントン宣言を再確認し、

b. 両国が共有する安定した平和なアジア太平洋地域への関与と、非伝統的な安全保障上の今日的課題を含む、地域の防衛及び安全保障問題に対処する共通のアプローチに基づく、当事者間の強い防衛関係を再確認し、

c. より緊密な二国間の防衛及び安全保障協力を促進し強化するという長期的な目的を再確認し、

d. 当事者間にすでに存在する、共通の利益に関わる諸領域と相互の利益に資する実際的協力を認識し、

e. 現存する実際的な防衛及び安全保障協力活動を拡大することによって、この宣言の目的に貢献することを望み、

f. 他の当事国の効力有る法令及び規則を尊重し、

以下の理解に到達した。

第1節　協力の諸原則

この宣言は当事者によって共有された、以下の諸原則に基づく。

a. 当事者間の二国間防衛関係は、独立、自立及び当事者それぞれの主権に対する完

全な尊重に基づき、両国間に存在する長年の友情の精神、相互尊重、信頼及び理解のうちにあり、

b. 米国とニュージーランドの間の持続的な防衛及び安全保障上の協力関係は、両国と地域に重要な利益をもたらすものであり、

c. 国防当局間の関係の深化は、国際関係の改善に貢献し、両国の二国間関係全体を強化し、地域の平和、安定、協力及び発展を向上させる。

第2節　本宣言の目的

本宣言の目的は、

a. 二国間防衛関係を焦点化し、強化し、拡大するための協力の枠組みを提供し、

b. 実際的な二国間防衛協力を拡大するという当事者の意図を形作る共通のビジョンを促進し、

c. 両当事者が意図しているように、防衛協力の新たな領域を特定し、実行するためのメカニズムを提供し、

d. 防衛協力を計画し、実行するための包括的な枠組みを提供することである。

第3節　拡大された防衛・安全保障協力の範囲

より強く深い二国間防衛関係という共有されたビジョンを追求するにあたって、当事者の国防機関は、はじめに以下の諸領域に焦点を当てて防衛協力の拡大に向けた作業を行う。

Ⅰ. 米国国防総省とニュージーランド国防省及びニュージーランド国防軍との間の、定期的な高官級の戦略的政治対話の創設。

Ⅱ. 安全保障協力。

これらの領域における協力を拡大するために、当事者は、

a. 安全保障上の利益に対する伝統的及び非伝統的な脅威に対抗することができる当事者の能力を確かなものとし、

b. 当事者の海洋安全保障上のプレゼンスと能力を構築し、

c. 当事者の国土防衛と自然災害等の諸問題に関連する地域安全保障の向上に貢献するために、当事者の海洋領域に対する注意を強化し、

d. アジア太平洋における平和と安全を支えるため、当事者の配備可能な能力の開発において協力し、

e. 将来の安全保障協力の機会を支援する情報とアイデアを共有し、

f. 以上を持って、当事者は、国内的な承認プロセスに従って、時宜を得た効果的な手段で、人道支援、災害救助及び地域の友好国の軍隊との多国間協力を含む、地域で生起する可能性のある緊急事態に対応するために準備することを確認する。

第4節　履行

本宣言の下での活動は、各当事者の履行機関によって指導される。

履行機関はそれぞれ、重要な協力分野における二国間及び多国間活動の指揮に向けた具体的な諸段階を伴った個別計画を立案する責任を負う。

履行機関は、ここで特定された諸分野を越えた追加的な分野に防衛協力を拡大するために必要かつ適切である場合には、追加的な計画を立案するため、本宣言と他の二国間メカニズムを活用する。

これら計画は、実際的な二国間防衛関係を発展させるという共通のビジョンを達成するための、当事者にとっての明確なロードマップとしての役割を果たす。

この宣言は、2012年6月19日にワシントンD. C. にて署名された。

アメリカ合衆国国防総省を代表して
国防長官　レオン・パネッタ（署名）

ニュージーランド国防省及びニュージーランド国防軍を代表して
国防大臣　ジョナサン・コールマン（署名）

付属文書　ワシントン宣言の下で提案された活動

当事者は、それぞれの法令で認められた範囲において、以下の諸活動を追求することによって拡大した二国間協力に向けて努力する。

Ⅰ. 国防対話

a. 情報と戦略的視座を交換し、

b. 各当事者の防衛政策に対する理解を、例えば人材交流を通じて促進する。

Ⅱ. 安全保障協力

a. 海洋安全保障協力

ⅰ. 情報と専門知識を共有し、

ⅱ. 海洋安全保障活動で協力し、

ⅲ. 拡散防止、対テロリズム、海賊対策に関連するものを含め、地域の資源開発に対処し、通商と航行の自由を支えるための、二国間及び多国間の演習、作戦及び訓練の機会に参加する。

b. アジア太平洋に焦点を当てた人道支援及び災害救助における協力

ⅰ. 情報と専門知識を共有し、

ⅱ. 人道支援と災害救助活動に関する計画を立案し、

ⅲ. 当事者の領域横断的な相互運用性を増大させるための二国間及び多国間の会議、活動及び作戦レベルの演習を実施する。

c. 国連及び他の多国間平和維持及び平和支援活動

ⅰ. 情報と専門知識を共有し、

ⅱ. 多国間と同様に当事者間の領域横断的な相互運用性を維持するために演習と訓練を行う。

www.nzembassy.com/post-files/washingtondeclarationpdf

資料3－12　原子力規制委員会設置法の中に基本法の改悪

原子力規制委員会設置法(目的)

2012年6月20日成立

第1条 この法律は、(中略)、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務(中略)を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに**我が国の安全保障に資する**ことを目的とする。

改正後の原子力基本法第2条

原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2　前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに**我が国の安全保障に資する**ことを目的として、行うものとする。

原子力規制委員会設置法に対する付帯決議(抜粋)

11　政府は、本法第一条及び本法改正に伴う改正原子力基本法第二条において、原子力の安全の確保の目的の一つに**我が国の安全保障に資する**ことが規定されている趣旨について、本法改正により**原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリテイ及び核不拡散の保障措置の業務**を一元的に担うという観点から加えられたものであり、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないということを、国民に対して丁寧に説明するよう努めること。

(強調はピースデポ)

www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/data/houritsu.pdf

資料3－13　自民党憲法改正草案(前文、第9～13条、第25条)

自民党憲法改正草案(現行憲法対照表)

2012年4月27日

※ 主な(実質的な)修文事項については、ゴシックで表記(原文ママ)

日本国憲法改正草案	現行憲法
(前文) 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇をいただく国家であって、国民主権の下、立法、行	(前文) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和

日本国憲法改正草案(続き)	現行憲法(続き)
政及び司法の三権分立に基づいて統治される。 我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。 日本国民は、良き伝統と我々の国家を未永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。	による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。
第二章　安全保障 (平和主義) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争**を放棄し**、武力による威	**第二章　戦争の放棄** 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力

日本国憲法改正草案（続き）	現行憲法（続き）
嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 **2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。**	の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
（国防軍） **第九条の二　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。** **2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。** **3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。** **4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。** **5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。**	〔新設〕
（領土等の保全等） **第九条の三　国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。**	〔新設〕
第三章 国民の権利及び義務	**第三章 国民の権利及び義務**
（日本国民） 第十条 日本国民の要件は、法律で定め	第十条 日本国民たる要件は、法律でこれ

日本国憲法改正草案（続き）	現行憲法（続き）
る。	を定める。
（基本的人権の享有） 第十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利**である**。	第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
（国民の責務） 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、**自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し**、常に**公益及び公の秩序に反してはならない**。	第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
（**人として**の尊重等） 第十三条 全て国民は、**人**として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。	第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
（生存権等） 二十五条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
（環境保全の責務） **第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。**	〔新設〕

www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

資料 3－14　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)

NPO法人ピースデポ

2008年12月13日

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、

北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

さらに、この地域に関係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」ことを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

メモ

1. 第1条(b)　他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2. 第1条(c)　国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3. 第1条(c)(d)(e)　この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4. 第1条(f)　「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5. 第1条(g)(h)　「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。
(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a)核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。
(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c)北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。
(d)核不拡散条約(NPT)第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

メモ

6. 第1条(i)(j)　「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

7. 第2条3項　「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8. 第3条1項(a)　ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。

9. 第3条1項(c)　これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。

10. 第3条2項(a)　この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。また、6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。
　安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディメリットがあるであろう。

11. 第3条2項(c)　6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を採択した。
　北東アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。
　草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。
　　第3条2項(c)　近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。
　さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。
第3条1.(e)　地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。
　なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条　放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

(a)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。

(b)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条　核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条　北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。

(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。

(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。

(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。

(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

メモ

12. 第4条4項　この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条　「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

第8条　執行委員会の設立

1.委員会の下部機関として執行委員会を設立する。

(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。

(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。

(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。

(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

2. 執行委員会の任務は次の通りとする。

(a)第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。

(b)第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。

(c)本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。

(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。

(e)適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。

(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。

(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条　管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。

2. 管理制度は、以下のものからなる。

(a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度

(b)本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

メモ

15. 第7条(e)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)　「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b)　第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

第10条　署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条　留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条　条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条　再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条　紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条　有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

メモ

18. 第10条3項　発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条　「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

20. 議定書　議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)(草案5)

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、

次のとおり協定した。

第1条　北東アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条　安全の保証

議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条　寄港と通過

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条　署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

資料 3－15　広島・長崎の2012年平和宣言

■広島平和宣言

1945年8月6日8時15分、私たちの故郷は、一発の原子爆弾により灰じんに帰しました。帰る家や慣れ親しんだ暮らし、大切に守ってきた文化までもが失われてしまいました。――「広島が無くなっていた。何もかも無くなっていた。道も無い。辺り一面焼け野原。悲しいことに一目で遠くまで見える。市電の線路であろう道に焼け落ちた電線を目安に歩いた。市電の道は熱かった。人々の死があちこちにあった。」――それは、当時20歳の女性が見た街であり、被爆者の誰もが目の当たりにした広島の姿です。川辺からは、賑やかな祭り、ボート遊び、魚釣りや貝掘り、手長えびを捕る子どもたちの姿も消えてしまいました。

そして原爆は、かけがえのない人の命を簡単に破壊してしまいました。――「警防団の人と一緒にトラックで遺体の収容作業に出る。少年の私は、足首を持つように言われ、つかむが、ズルッと皮がむけて握れない。覚悟を決めて指先に力を入れると、滴が垂れた。臭い。骨が握れた。いちにのさんでトラックに積んだ。」――この当時13歳の少年の体験のように、辺り一面は、無数の屍が重なり、声にならない呻き声の中、息のない母親のお乳を吸い続ける幼児、死んだ赤子を抱き締め虚ろな顔の母親など、正に生き地獄だったのです。

当時16歳の少女は、大切な家族を次々と亡くしました。――「7歳だった弟は、被爆直後に全身火傷で亡くなり、ひと月後には、父と母、そして13歳の弟と11歳の妹が亡くなりました。唯一生き残った当時3歳の弟も、その後、癌で亡くなりました。」――広島では、幼子からお年寄りまで、その年の暮れまでに14万人もの尊い命が失われました。

深い闇に突き落とされたヒロシマ。被爆者は、そのヒロシマで原爆を身を以て体験し、後障害や偏見に苦しみながらも生き抜いてきました。そして、自らの体験を語り、怒りや憎しみを乗り越え、核兵器の非人道性を訴え、核兵器廃絶に尽力してきました。私たちは、その辛さ、悲しさ、苦しみと共に、その切なる願いを世界に伝えたいのです。

広島市はこの夏、平均年齢が78歳を超えた被爆者の体験と願いを受け継ぎ、語り伝えたいという人々の思いに応え、伝承者養成事業を開始しました。被爆の実相を風化させず、国内外のより多くの人々と核兵器廃絶に向けた思いを共有していくためです。

世界中の皆さん、とりわけ核兵器を保有する国の為政者の皆さん、被爆地で平和について考えるため、是非とも広島を訪れてください。

平和市長会議は今年、設立30周年を迎えました。2020年までの核兵器廃絶を目指す加盟都市は5,300を超え、約10億人の市民を擁する会議へと成長しています。その平和市長会議の総会を来年8月に広島で開催します。核兵器禁止条約の締結、さらには核兵器廃絶の実現を願う圧倒的多数の市民の声が発信されることになります。そして、再来年の春には、我が国を始め10の非核兵器国による「軍縮・不拡散イニシアティブ」の外相会合も開催されます。核兵器廃絶の願いや決意は、必ずや、広島を起点として全世界に広がり、世界恒久平和に結実するものと信じています。

2011年3月11日は、自然災害に原子力発電所の事故が重なる未曾有の大惨事が発生した、人類にとって忘れ難い日となりました。今も苦しい生活を強いられながらも、前向きに生きようとする被災者の皆さんの姿は、67年前のあの日を経験したヒロシマの人々と重なります。皆さん、必ず訪れる明日への希望を信じてください。私たちの心は、皆さんと共にあります。

あの忌まわしい事故を教訓とし、我が国のエネルギー政策について、「核と人類は共存できない」という訴えのほか様々な声を反映した国民的議論が進められています。日本政府は、市民の暮らしと安全を守るためのエネルギー政策を一刻も早く確立してください。また、唯一の被爆国としてヒロシマ・ナガサキと思いを共有し、さらに、私たちの住む北東アジアに不安定な情勢が見られることをしっかり認識した上で、核兵器廃絶に向けリーダーシップを一層発揮してください。そして、原爆により今なお苦しんでいる国内外の被爆者への温かい支援策を充実させるとともに、「黒い雨降雨地域」の拡大に向けた政治判断をしてください。

私たちは、今改めて、原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げるとともに、この広島を拠点にして、被爆者の体験と願いを世界に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に全力を尽くすことを、ここに誓います。

平成24年(2012年)8月6日　広島市長　松井　一實

www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1375701527470/index.html

■長崎平和宣言

人間は愚かにも戦争をくりかえしてきました。しかし、たとえ戦争であっても許されない行為があります。現在では、子どもや母親、市民、傷ついた兵士や捕虜を殺傷することは「国際人道法」で犯罪とされます。毒ガス、細菌兵器、対人地雷など人間に無差別に苦しみを与え、環境に深刻な損害を与える兵器も「非人道的兵器」として明確に禁止されています。

1945年8月9日午前11時2分、アメリカの爆撃機によって長崎に一発の原子爆弾が投下されました。人間は熱線で黒焦げになり、鉄のレールも折れ曲がるほどの爆風で体が引き裂かれました。皮膚が垂れ下がった裸の人々。頭をもがれた赤ちゃんを抱く母親。元気そうにみえた人々も次々に死んでいきました。その年のうちに約7万4千人の方が亡くなり、約7万5千人の方が負傷しました。生き残った人々も放射線の影響で年齢を重ねるにつれて、がんなどの発病率が高くなり、被爆者の不安は今も消えることはありません。

無差別に、これほどむごく人の命を奪い、長年にわたり人を苦しめ続ける核兵器がなぜいまだに禁止されていないのでしょうか。

昨年11月、戦争の悲惨さを長く見つめてきた国際赤十字・赤新月運動が人道的な立場から「核兵器廃絶へ向かって進む」という決議を行いました。今年5月、ウィーンで開催さ

れた「核不拡散条約(NPT)再検討会議」準備委員会では、多くの国が核兵器の非人道性に言及し、16か国が「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」を発表しました。今ようやく、核兵器を非人道的兵器に位置付けようとする声が高まりつつあります。それはこれまで被爆地が声の限り叫び続けてきたことでもあります。

しかし、現実はどうでしょうか。

世界には今も1万9千発の核兵器が存在しています。地球に住む私たちは数分で核戦争が始まるかもしれない危険性の中で生きています。広島、長崎に落とされた原子爆弾よりもはるかに凄まじい破壊力を持つ核兵器が使われた時、人類はいったいどうなるのでしょうか。

長崎を核兵器で攻撃された最後の都市にするためには、核兵器による攻撃はもちろん、開発から配備にいたるまですべてを明確に禁止しなければなりません。「核不拡散条約(NPT)」を越える新たな仕組みが求められています。そして、すでに私たちはその方法を見いだしています。

その一つが「核兵器禁止条約(NWC)」です。2008年には国連の潘基文事務総長がその必要性を訴え、2010年の「核不拡散条約(NPT)再検討会議」の最終文書でも初めて言及されました。今こそ、国際社会はその締結に向けて具体的な一歩を踏み出すべきです。

「非核兵器地帯」の取り組みも現実的で具体的な方法です。すでに南半球の陸地のほとんどは非核兵器地帯になっています。今年は中東非核兵器地帯の創設に向けた会議開催の努力が続けられています。私たちはこれまでも「北東アジア非核兵器地帯」への取り組みをいくどとなく日本政府に求めてきました。政府は非核三原則の法制化とともにこうした取り組みを推進して、北朝鮮の核兵器をめぐる深刻な事態の打開に挑み、被爆国としてのリーダーシップを発揮すべきです。

今年4月、長崎大学に念願の「核兵器廃絶研究センター(RECNA)」が開設されました。「核兵器のない世界」を実現するための情報や提案を発信し、ネットワークを広げる拠点となる組織です。「RECNA」の設立を機に、私たちはより一層力強く被爆地の使命を果たしていく決意です。

核兵器のない世界を実現するためには、次世代への働きかけが重要です。明日から日本政府と国連大学が共催して「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」がここ長崎で始まります。

核兵器は他国への不信感と恐怖、そして力による支配という考えから生まれました。次の世代がそれとは逆に相互の信頼と安心感、そして共生という考えに基づいて社会をつくり動かすことができるように、長崎は平和教育と国際理解教育にも力を注いでいきます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は世界を震撼させました。福島で放射能の不安に脅える日々が今も続いていることに私たちは心を痛めています。長崎市民はこれからも福島に寄り添い、応援し続けます。日本政府は被災地の復興を急ぐとともに、放射能に脅かされることのない社会を再構築するための新しいエネルギー政策の目標と、そこに至る明確な具体策を示してください。原子力発電所が稼働するなかで貯め込んだ膨大な量の高レベル放射性廃棄物の処分も先送りできない課題です。国際社会はその解決に協力して取り組むべきです。

被爆者の平均年齢は77歳を超えました。政府は、今一度、被爆により苦しんでいる方たちの声に真摯に耳を傾け、援護政策のさらなる充実に努力してください。

原子爆弾により命を奪われた方々に哀悼の意を表するとともに、今後とも広島市、そして同じ思いを持つ世界の人たちと協力して核兵器廃絶に取り組んでいくことをここに宣言します。

2012年(平成24年)8月9日　長崎市長　田上 富久

www.city.nagasaki.lg.jp/peace/japanese/appeal/history/2012.html

索引

＜凡例＞
・「特」は特別記事を指す。
・「デ」はデータシートを指す。
・「自」は第４章（市民と自治体にできること）を指す。
・太字は主に扱われている記事。

[ア行]
イギリス(英)　デ1、C6、D7、E8、特2、A4、B3、デ6、B5、デ7、B7、デ8、デ9、C4、デ10、C7、C8、C9、D1、D7、D8、E1、E8、自
イスラエル　B1、B3、デ7、B8、デ8、デ10、D1、E1、E6、E8
イラク　C3、E8
イラン　A3、A5、B3、B5、デ7、B7、B8、デ8、C9、D1
岩国　D5、デ11、デ12、デ21
インド　特3、A3、A4、デ3、A5、デ6、B4、B5、デ7、デ8、C6、デ10、C9、D1、E1
インドネシア　A3、A4、デ3、デ6、B4、B5、デ7、デ8
宇宙発射体(SLV)　A2、A6
ウラン濃縮　A1
オーストラリア(豪)　特1、A3、A4、デ3、B1、デ6、デ7、B6、デ8、デ10、C8、C9、D1、D3、E8、デ19
オーストリア　B4、B5、デ7、デ8、D1
沖縄　特2、デ1、A4、デ2、デ3、A6、A8、デ5、D3、D4、D5、デ11、D6、デ15、E7、デ17、デ20、デ21、デ22
オスプレイ　特2、D5、デ11、E7
オバマ大統領(政権)　A5、B2、B7、C1、C3、C4
思いやり予算　デ13

[カ行]
海兵隊　特2、A3、A4、デ3、A5、D3、D4、D5、デ11、デ17
核態勢の見直し　⇒NPR
拡大抑止　特1、B4、デ10
核弾頭　特1、A2、B6、B8、C2、C6、デ10、E4
核燃料サイクル　A9、D8
核の飢饉　特3
核の傘　特1、デ5、B1、デ6、B4、デ10、D1、自
核不拡散条約　⇒NPT
核軍縮・不拡散議員連盟　⇒PNND
核分担政策　C4
核兵器禁止条約(NWC)　特3、デ6、B4、デ7、C6、D1、E1、E2、自、デ22
核兵器国　特3、A8、デ5、A9、B3、デ6、デ7、B6、B8、C4、C6、デ10、D1、D8、E1
核保安　B7、D2
核抑止(力)　特1、A1、A5、B1、B4、デ7、B6、デ10、E3
カザフスタン　A8、デ6、B4、デ7、B8、E3
韓国　特1、特2、特3、A1、デ1、デ3、A6、A7、A8、デ5、A9、B1、デ7、デ8、デ10、D2、デ13、D7、E4、E5、E8、自
北朝鮮　特1、A1、A2、デ1、デ3、A6、デ4、A7、A8、デ5、A9、B1、デ7、B7、B8、デ8、デ10、C9、D1、E1、自
宜野湾市　デ5、デ21
グアム　デ1、A4、デ2、デ3、D3、D4、デ19
不拡散・軍縮イニシャチブ　⇒NPDI
原子力規制委員会　D2、D8
原子力艦　デ14、デ15
原爆症　E5
高濃縮ウラン(HEU)　B7
国際人道法　C9、D1
国際司法裁判所　特1、デ7
国連安保理(決議)　A1、A2、A6、A9
国連事務総長　特1、B3、B5、E1、E8
コスタリカ　デ6、B4、デ7、C9
国家核安全保障管理局(NNSA)　C1、C2

[サ行]
再処理(工場)　B7、D8、デ22
佐世保　デ1、デ4、D6、デ15、デ17
ジブチ　デ6、デ7
Zマシン核実験　C1、デ9、E1、自
集団的自衛権　D9
ジュネーブ軍縮会議(CD)　B5、デ7、自
巡航ミサイル　デ10
消極的安全保証(NSA)　A9、デ6、B5、デ7、C4、C6
シリア　デ7、B7、B8、C9
新START(条約)　C2、C6、デ10
新アジェンダ連合(NAC)　デ7、D1
スイス　特3、B4、デ7、デ8
スコットランド　C7、D7
赤十字　B4、E3、自
接近阻止/領域拒否　A3、A5
尖閣諸島　特2、デ1、D5
先行不使用　C6
戦術核(兵器)　C4、デ10
潜水艦発射弾道ミサイル　⇒SLBM
ソマリア　A3、デ6

[タ行]
大量破壊兵器(WMD)　A5、B1、B3、デ6、デ7、E3、E6
対人地雷　デ7
大陸間弾道ミサイル　⇒ICBM
地位協定　特2、D6、デ13
済州島　デ1
地球市民集会ナガサキ　自
中国　特1、特2、特3、A1、A2、デ1、A3、デ3、A5、A6、A7、A8、デ5、A9、デ6、B5、B7、デ7、デ8、C1、C6、デ10、C9、D1、D5、デ11、E1、E4、E7、E9、自
中東　特3、デ3、A5、B1、B3、デ6、デ7、B7、デ8、C9、D1、E3、E6
中東決議　B1、デ6
通常兵器　特1、デ7、C9
低空飛行訓練　D5、デ11、E7
ドイツ(独)　デ7、B6、B8、デ8、C4、デ10、C9、デ13、E6、E8
毒ガス　E9
トライデント　デ10、C7
トルコ　デ7、B6、B8、デ8、C4、デ10、E8

[ナ行]
長崎　特1、A8、デ5、A9、B1、B4、デ10、デ15、E1、E2、E4、E5、E6、デ17、自、デ20、デ21、デ22
日本決議　デ7、D1
日本非核宣言自治体協議会　A8、デ5、E1、自、デ20、デ21
濃縮ウラン　A1、B7、B8
ノルウェー　B1、B4、B5、デ7、デ8、C4、C5、D1、E3、E8

[ハ行]
パキスタン　特3、デ7、B7、デ8、デ10、D1、E1
爆音訴訟　デ12
非核三原則　デ5、デ6、D2、E1、E2、自、デ22
非核自治体　E1、自、デ22
非核特使　E6
非核兵器地帯　特1、A8、デ5、A9、B3、デ6、B4、デ7、B6、D1、E1、E3、E4、自、デ22
非核兵器国　A9、デ7、B6、C4、デ10、D8
非人道性　B1、B4、D1、E1、E3、E6
被団協(日本被爆者団体協議会)　E5
非同盟運動(NAM)　B5、デ7、E8
備蓄核兵器　A9、C1、C2
被爆者　E1、E5、E6、自、デ22
広島　特3、A7、A8、デ5、B4、E1、E2、E4、E5、E6、デ17、自、デ20、デ21、デ22
普天間(飛行場)　特2、D3、D4、D5、デ11、デ12、E7
普天間爆音訴訟　デ12
フランス(仏)　デ6、B5、デ7、B7、デ8、C4、デ10、C9、D8、E1、E8
プルトニウム　B7、B8、C1、デ10、D8、デ22
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)　⇒FMCT
米軍再編　特2、A4、デ3、D3
平和市長会議　A8、デ5、E2、自、デ21、デ22
防衛計画の大綱(または防衛大綱)　A3、デ4、B4、デ10
包括的核実験禁止条約　⇒CTBT
法的拘束力　B4、C4
北東アジア非核兵器地帯　特1、A8、デ5、A9、デ6、B4、E1、E3、E4、自、デ22
保障措置(協定)　A9、D2

[マ行]
マレーシア(決議)　特3、デ6、B4、デ7
ミサイル防衛　A2、A5、A6、デ4、C4、C5、デ10
未臨界核実験　C1、デ9、E1、自、デ22
民主党(日)　特1、A7、デ6、D2、デ13、D9、自
民主党(米)　C3
モロッコ　デ6、D5、E7

[ヤ行]
横須賀　デ1、デ4、D6、D7、デ14、デ15、デ19
予算管理法(BCA)　C3

[ラ行]
リビア　デ6、デ7
劣化ウラン　デ7、E8
ロシア(ロ)　特1、特3、A2、A8、デ5、A9、B3、デ6、B5、デ7、B7、デ8、C4、C5、C6、デ10、C9、E1、E8
6か国協議　特1、A1、デ5、A9、自

[アルファベット]
ATT　デ7、C9
CTBT　デ7、B6、B7、デ8、C6、E3、デ22
DDPR　C4
FMCT　B5、デ7、C6
IAEA　A1、B7、B8
ICBM　C5、C6、デ10、
MOX　D8
NATO　特1、B1、デ7、C4、C5、デ10、C7、E8
NPDI　デ7、B6、D1
NPR　B2、C2、C4、デ10
NPT　A8、B1、B3、デ6、B4、デ7、B6、C4、デ10、C7、D1、D8、E2、E3、E4、E6、自、デ22
OEWG　B5、C9
PAC3　A6、デ4
PNND　A8、デ6、E3、自
P5　B6、B8
QDR　A3、A5、C4
SLBM　C5、C6、デ10
SM3　A6、デ4

ピースデポ出版物のご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)

TEL　045-563-5101
FAX　045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】本書は1998年から発刊しています。一般メディアでは入手できない情報が満載です。1998～2011年版(各1500円)もぜひお手元に！



●「核軍縮・平和2012」

監修:梅林宏道
共同編集長:
田巻一彦、湯浅一郎
A5判336ページ
1800円
★特集:2010年NPT再検討会議合意の履行
★特別記事:国連、そして核軍縮への人道的アプローチ(ランディ・ライデル)／米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本(田巻一彦)
★46のキーワード、45点の一次資料



●「核軍縮・平和2011」

監修:梅林宏道
共同編集長:
田巻一彦、湯浅一郎
A5判328ページ
1800円
★特集:2010年NPT再検討会議
★特別記事:福島事態と核兵器／2010年NPT再検討会議－珠玉の演説／核兵器の時代に終止符を
★47のキーワード、36点の一次資料

【ピースデポ・ブックレット】



『2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議
―市民社会からの総括』
A5判、64ページ　500円
2010年
★講演録:「2010年NPT再検討会議を市民の立場から振り返る」
★資料:2010年NPT再検討会議 最終文書(「第1巻第1部」全訳)
★解説:「最終文書をこう読む」梅林宏道

『米国・核態勢見直し(NPR)』
梅林宏道　暴露部分全訳　300円
A5判、64ページ　2002年
★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review、NPR)」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

【情報誌】

『核兵器・核実験モニター』
主筆:梅林宏道
編集長:田巻一彦
★核軍縮、地域安全保障、国際的なNGO活動などのホットな情報、一次資料を満載。

毎月2回(1日、15日)発行。
年間購読料12,000円(学生割引あり)



「高文研」発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)



●『新版 少女・十四歳の原爆体験記
―ヒロシマからフクシマへ』

橋爪文　著
1800円
2011年

★勤労動員先で被爆、たった一人で死の街を縦断、わが家へ向かって歩き始める…。それから半世紀、60歳を超えての英国留学はやがて「反核海外ひとり行脚」へと発展、訪れた国は30カ国以上。そしていま、フクシマと向き合って…。大幅加筆で、復刊。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』

ロバート・D・グリーン　著
梅林宏道、阿部純子　訳
1500円
2000年



★核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。

ピースデポ関連の本

＊このページの書籍はピースデポでもお取り扱いしています。



●「非核兵器地帯
―核なき世界への道筋」

監修:梅林宏道
四六判214ページ
1800円
岩波書店　2011年

★どうすれば私たちは核兵器の呪縛から自由になれるのか。その人類的な課題への現実的な解答の一つが、非核兵器地帯にほかならない。すでに地球の南半分で「核なき世界」が実現され、北半球への拡大が始まっている。日本は北東アジアで非核兵器地帯を築けるのか。ライフワークとして取り組んできた著者の初の概説書。



●「オスプレイ配備と低空飛行訓練を止めさせるために」

<オスプレイ配備に伴う米軍機低空飛行訓練に関する全国自治体アンケート>から読み解く

発行:フォーラム平和・人権・環境
調査と分析:ピースデポ
A4判64ページ　300円　2013年

★2012～13年に沖縄・普天間飛行場に配備されたオスプレイ。配備に先立ち、日本全国での低空飛行訓練が発表された。「低空飛行ルート」周辺の自治体へのアンケートや、オスプレイの基本情報、関連資料をまとめた。

イアブック「核軍縮・平和2013」—市民と自治体のために—
2013年11月27日発行　初版 第1刷

監修●梅林宏道
企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会
池田佳代 / 梅林宏道 / 嘉指信雄 / 金マリア / 茂垣達也 / 田巻一彦 / 塚田晋一郎 /
中村桂子 / 林 公則 / 山口 響 / 湯浅一郎(刊行委員会代表) / 吉田 遼

執筆協力●川崎 哲 / 宮野史康 / 向井真澄
編集・製作●金マリア / 塚田晋一郎 / 湯浅一郎(編集長)
製作協力●鈴木知子 / 薮 玲子

発行●特定非営利活動法人ピースデポ
〒223-0062　神奈川県横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリューネ 1F
TEL 045-563-5101　FAX 045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org　HP www.peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182　加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社高文研
〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-1-8 三恵ビル 4F
TEL 03-3295-3415　郵便振替：00160-6-18956

印刷・製本●野崎印刷紙器株式会社

© Peace Depot 2013, Printed in Japan ISBN978-4-87498-533-5